

令和 4 年

小樽市議会第 3 回定例会

令和 4 年 9 月 6 日開会

令和 4 年 9 月 28 日閉会

令和4年第3回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 9月6日～9月28日（23日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 6日（火）	提案説明	
7日（水）	休 会	
8日（木）	〃	
9日（金）	〃	
10日（土）	〃	
11日（日）	〃	
12日（月）	会派代表質問 〔濱本・酒井 両議員〕	議会運営委員会
13日（火）	会派代表質問 〔松田・高橋（龍） 両議員〕 質疑及び一般質問 〔小池・前田・中村（岩雄） 各議員〕	議会運営委員会
14日（水）	一般質問 〔中村（吉宏）・松岩・小貫・ 高橋（克幸）・佐々木・丸山 各議員〕	議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙） 決算特別委員会（選挙等）
15日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
16日（金）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
17日（土）	〃	
18日（日）	〃	
19日（月）	〃	
20日（火）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
21日（水）	〃	総務・経済両常任委員会
22日（木）	〃	厚生・建設両常任委員会
23日（金）	〃	
24日（土）	〃	
25日（日）	〃	
26日（月）	〃	
27日（火）	〃	
28日（水）	討論・採決等	議会運営委員会

令和4年
第3回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 9月6日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	1
1	開 会	2
1	開 議	2
1	会議録署名議員の指名	2
1	日程第1 会期の決定	2
1	日程第2 議案第1号ないし議案第24号	2
○	提案説明 市長（議1～議23）	2
○	提案説明 川畑議員（議24）	8
1	日程第3 休会の決定	8
1	散 会	8

○ 9月12日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	11
1	欠席議員	11
1	出席説明員	11
1	議事参与事務局職員	12
1	開 議	13
1	会議録署名議員の指名	13
1	日程第1 議案第1号ないし議案第24号	13
○	会派代表質問 濱本議員	13
○	会派代表質問 酒井議員	27
1	散 会	51

○ 9月13日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	53
1	欠席議員	53
1	出席説明員	53
1	議事参与事務局職員	54
1	開 議	55
1	会議録署名議員の指名	55
1	日程第1 議案第1号ないし議案第24号	55
	○会派代表質問 松田議員	55
	○会派代表質問 高橋（龍）議員	72
	○質疑及び一般質問 小池議員	86
	○質疑及び一般質問 前田議員	88
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	92
1	散 会	96

○ 9月14日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	97
1	欠席議員	97
1	出席説明員	97
1	議事参与事務局職員	98
1	開 議	99
1	会議録署名議員の指名	99
1	日程第1 議案第1号ないし議案第24号	99
	○一般質問 中村（吉宏）議員	99
	○一般質問 松岩議員	104
	○一般質問 小貫議員	109
	○一般質問 高橋（克幸）議員	116
	○一般質問 佐々木議員	126
	○一般質問 丸山議員	136
	予算特別委員会設置・付託	142
	決算特別委員会設置・付託	142
	常任委員会付託	143
1	日程第2 意見書案第1号	143
	○提案説明 中村（誠吾）議員（意1）	143
	○討 論 高野議員	143
	採 決	144

1	日程第3	休会の決定	144
1	散	会	144

○ 9月28日（月曜日） 第5日目

1	出席議員	145	
1	欠席議員	145	
1	出席説明員	145	
1	議事参与事務局職員	145	
1	開	議	146
1	会議録署名議員の指名	146	
1	日程第1	議案第1号ないし議案第24号、陳情及び調査	146
	予算特別委員長報告	146	
	採	決	146
	決算特別委員長報告	146	
	採	決	146
	総務常任委員長報告	146	
	○討	論 酒井議員	147
	採	決	147
	経済常任委員長報告	148	
	○討	論 高野議員	148
	採	決	148
	厚生常任委員長報告	149	
	○討	論 丸山議員	149
	採	決	150
	建設常任委員長報告	150	
	○討	論 小貫議員	150
	採	決	151
	市庁舎への半旗掲揚に抗議し、説明を求める動議	丸山議員	151
	○討	論 中村（吉宏）議員	152
	○討	論 酒井議員	152
	○討	論 佐々木議員	153
	採	決	154
1	日程第2	議案第25号ないし議案第27号	154
	○提案説明	市長（議25、議26）	154
	○提案説明を省略することについて諮る	（議27）	154
	採	決	154

1 日程第3	意見書案第2号ないし意見書案第5号	154
○提案説明	松田議員（意2）	154
○提案説明を省略することについて諮る	（意3～意5）	155
○討 論	高野議員	155
採 決		155
1 閉 会		156

第3回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和4年度小樽市一般会計補正予算
2	令和4年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
3	令和4年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
4	令和4年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
5	令和4年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
6	令和3年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
7	令和3年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
8	令和3年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	令和3年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
10	令和3年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	令和3年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	令和3年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	令和3年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	令和3年度小樽市病院事業決算認定について
15	令和3年度小樽市水道事業決算認定について
16	令和3年度小樽市下水道事業決算認定について
17	令和3年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
18	令和3年度小樽市簡易水道事業決算認定について
19	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
20	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
21	小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
22	小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
23	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
24	小樽市非核港湾条例案
25	令和4年度小樽市一般会計補正予算
26	小樽市教育委員会委員の任命について
27	議員の派遣について

○意見書案

1	安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求める意見書（案）
2	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）
3	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し全ての子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）
4	地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書（案）
5	『公共交通事業者への緊急的支援』を求める意見書（案）

質 問 要 旨

○会派代表質問

濱本議員（自由民主党）（９月１２日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 1期目の市政執行について
 - (1) 信頼、評価される市役所づくり
 - (2) 3つの政治姿勢
 - (3) まちづくり 4つの政策の柱
- 2 2期目の市政執行について
 - (1) 3つの政治姿勢
 - (2) まちづくり 3本の柱
 - (3) 5つの重点公約
- 3 財政について
 - (1) 決算
 - (2) 財務
- 4 自治体経営、行政経営について
- 5 教育について
- 6 その他

酒井議員（日本共産党）（９月１２日２番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 補正予算案及び議案関連について
 - (1) 高齢者世帯等生活支援事業関連予算について
 - (2) 行政事務のデジタル化関連予算について
 - (3) 議案第22号「地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案」について
- 2 市長の政治姿勢について
 - (1) 人口問題について
 - (2) 統合型・公開型地理情報システム、GISの調査・研究を
 - (3) 統一協会について
 - (4) 副市長人事について
 - (5) 安倍元首相「国葬」について
- 3 大型事業について
 - (1) 北海道新幹線札幌延伸、並行在来線、バス転換について
 - (2) 小樽港第3号ふ頭について
 - (3) 小樽駅周辺再々開発について
 - (4) 石狩湾新港について
- 4 2021年度決算について
- 5 その他

質 問 要 旨

○会派代表質問

松田議員（公明党）（9月13日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の市政執行について
 - (1) 人口減少対策について
 - (2) 空き家対策について
 - (3) 財政問題について
 - (4) 市長の決意について
- 2 ケアラー支援について
 - (1) ヤングケアラーについて
 - (2) ケアラー支援条例の制定について
 - (3) 介護施設・事業所の職員について
- 3 がん対策について
 - (1) 子宮頸がんワクチンについて
 - (2) 男性へのHPVワクチン助成について
 - (3) がん検診の状況について
- 4 その他

高橋（龍）議員（立憲・市民連合）（9月13日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 補正予算等に関連して
- 2 人口減少問題について
 - (1) 社会減について
 - (2) 移住促進について
 - (3) 人口減少下の持続可能性
- 3 組織とDXについて
 - (1) 公務員の副業について
 - (2) 若手職員登用について
 - (3) DXについて
- 4 その他

○質疑及び一般質問

小池議員（無所属）（9月13日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 人口減少問題と公園について
- 2 その他

前田議員（無所属）（9月13日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 ヒグマに係る本市の対応と今後に向けた施策について
- 2 その他

中村（岩雄）議員（無所属）（9月13日5番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 地域医療支援病院と夜間急病センターについて
- 2 新たな看護専門学校について
- 3 市民サービスの向上について
- 4 並行在来線の代替バスについて
- 5 その他

質 問 要 旨

○一般質問

中村（吉宏）議員（自由民主党）（９月１４日１番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市内のゴミ収集とゴミステーションの運用について
- 2 人口減少対策としての若者世代の活動支援や結婚・婚活支援について
- 3 その他

松岩議員（自由民主党）（９月１４日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 離婚・別居後の共同養育支援について
 - （１）共同親権の実現について
 - （２）夫婦や家族に関する相談について
- 2 オタルサマーフェス２０２２について
- 3 国際交流と国際教育について
- 4 その他

小貫議員（日本共産党）（９月１４日３番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 横断歩道及び信号機について
 - （１）メルヘン交差点の信号機について
 - （２）桜町の信号機設置について
 - （３）築港の横断歩道設置について
 - （４）若竹高架下の交通安全対策について
- 2 プラスチックのリサイクルについて
- 3 その他

高橋（克幸）議員（公明党）（9月14日4番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 DX推進に関連して
 - （1）認識共有と機運醸成（ステップ0）
 - （2）RPAについて
 - （3）全庁業務量調査について
- 2 小樽の縄文遺跡に関連して
 - （1）北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産の認識
 - （2）小樽の縄文遺跡の周知と学習について
 - （3）縄文文化の企画展について
 - （4）小樽の縄文遺跡の認識について
 - （5）小樽の縄文遺跡の保存と活用について
- 3 その他

佐々木議員（立憲・市民連合）（9月14日5番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 コロナ第7波の影響について
- 2 日本遺産候補地域選定後1年を経過して
- 3 線路跡の活用策について
- 4 中学校の部活動について
- 5 その他

丸山議員（日本共産党）（9月14日6番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 パートナーシップ制度の導入について
- 2 支援が必要な市民への情報提供について
- 3 その他

令和4年
第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和4年9月6日

出席議員（24名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
14番	須貝修行	15番	中村吉宏
16番	中村誠吾	17番	佐々木秩
18番	林下孤芳	19番	高野さくら
20番	小貫元進	21番	川畑正美
22番	濱本進	23番	山田雅敏
24番	鈴木喜明	25番	前田清貴

欠席議員（1名）

13番 高木紀和

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
監査委員	小林優	副市長	小山秀昭
総務部長	佐藤靖久	財政部長	上石明
教育部長	薄井洋仁	総務部総務課長	中村弘二

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長	中村哲也	事務局次長	佐藤典孝
主査	柴田真紀	総務係長	加藤佳子
議事係長	深田友和	書記	阿部久美子
書記	三上恭平	書記	相馬音佳
書記	中村知奈津	書記	成田昇平

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和4年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月28日までの23日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第24号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第23号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和4年第3回定例会の開会に当たり、今後4年間における市政についての所信の一端を申し上げ、議員の皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。

このたび、多くの市民の皆さんの御支援をいただき、再度、市長に就任をさせていただきました。

本市が抱える行政課題は、様々ありますが、これらの課題を着実に解決へと導き、市民の皆さんの期待にお応えするため、引き続き、力を尽くしてまいりたいと考えております。

さて、人口が毎年約2,000人ずつ減少している本市におきまして、最重要課題は、人口減少問題であります。この4年間で人口減少問題の解決に道筋をつけることは非常に難しいことであると認識はしておりますが、この問題は待ったなしの課題であり、特に高齢化が進む中、社会減に歯止めをかけることにターゲットを絞って、人口減少問題への対策を進めるため、私は今回、五つの重点公約を掲げました。

まず一つ目は、「子育て支援策の着実な推進」です。医療費や保育料など子育てに関わる家計負担の軽減、保育環境の改善と保育士の確保、さらには安全で安心して過ごせる子供の居場所の充実など、子育て支援策を着実に推進します。

二つ目は、「子どもの学習環境、教員の働く環境の改善」です。耐震化など計画的に学校の改修や学校教材の充実を図るとともに、専門的知識を持った外部人材の積極的な登用により、教員の働く環境と児童生徒の学習環境の改善に努めます。

三つ目は、「子どもたちの豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりの推進」です。文化、芸術、スポーツに取り組む児童・生徒の活動を支援し、豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりを進めます。

四つ目は、「創業支援の充実と起業人材の移住の推進」です。市内に移住をし、起業を目指す方に対する相談体制の強化と、創業支援策の充実に努めます。

そして五つ目は、「小樽の個性を生かし、人や企業に共感されるまちづくり」です。歴史的な建造物で形成される。個性的な街並みと、海や港の魅力を生かし、人や企業に共感をいただけるまちづくりを目指します。

次に、今後4年間の市政全般にわたる施策を進めるに当たってのまちづくりの三つの柱と、それぞれの具体的な施策の一端を申し上げます。

一つ目は「安全安心なまちづくり」で、除排雪や防災、減災のための、体制の強化と、性別や年代、ハンディキャップの有無にかかわらず、市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

具体的には、波を重ねる新型コロナウイルスに対し、医療、検査、相談体制を堅持し、必要な対策を講じ、市民の命と健康を守ります。

また、気候変動による局地的、集中的な降雨、降雪に対応できる消防力、防災力、除排雪体制を強化し、市民の暮らしを守ります。

福祉・保健分野では、高齢の方々が生み慣れた地域で、元気に暮らし続けられるよう、福祉、医療、介護等が連携した支援の充実に努めます。

また、多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現のため、意識の醸成に努めます。

そして、ひとり親世帯や医療的ケアが必要な子供の支援を充実させるとともに、家族の世話を担っている子供たち、いわゆるヤングケアラーについて、確かな支援につなげる体制を整備します。

二つ目は「活力あるまちづくり」で、全ての市民が健康で、生きがいを感じ、地域経済を支える中小企業が元気に事業を続けることができるまちづくりを進めます。

具体的には、町内会活動への支援などによる地域コミュニティの維持や、つながりを持てる地域づくりを進め、市民の健康と生きがいづくりを支えます。

経済の分野では、観光客の回遊性を高める取組や、地域色豊かな体験プログラムの充実により、滞在型、消費型観光を推進し、経済波及効果を創出します。

また、経営基盤の強化のため一次製品の付加価値を高め、ブランド化を進めるとともに、高い技術力を有した製造業の製品開発や販路拡大を支援します。

さらに、経済団体との連携により、企業の事業承継を支援するとともに、キャリア教育や企業説明会の充実、女性の復職支援などにより、地元雇用の拡大に努めます。そして、魅力ある商店づくり、商店街づくりを支援し、市内消費を喚起することで、市民にとって身近な商業環境を維持します。

三つ目は「将来を見据えたまちづくり」で、デジタル化による行政サービスの利便性向上、小樽駅前地区や小樽港第3号ふ頭とその周辺地区の整備、新幹線の活用、歴史的景観の保全など、小樽の将来を見据えたまちづくりを進めます。

具体的には、電子申請やキャッシュレス決済など、デジタル化を推進し、行政サービスの利便性の向上に努めます。

また、通学、通院、買物など暮らしを支える公共交通の維持と利便性の確保に努めます。

さらに、プールを併設した体育館の建設により、市民の健康増進とスポーツの振興を図るとともに、文化芸術の鑑賞機会の充実を図ります。

経済の分野では、新規操業や設備投資を支援し、企業の誘致を進めるとともに、サテライトオフィス等の市内開設を支援します。

また、まちの活力を維持するため、民間の力を活用し、小樽駅前地区や、小樽港第3号ふ頭とその周辺地区の整備を進めるとともに、港湾貨物やクルーズ船を誘致し、物流と交流の観点から、小樽港の振興を図ります。

さらに、北海道新幹線新駅の利用促進に向けた戦略と、新駅周辺のまちづくりの具体化に取り組みます。

そして、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき策定する「歴史的風致維持向上計画」において「重点区域」を定め、個性ある歴史的景観の保全に努め、魅力あるまちづくりを進めます。

地球温暖化対策としては、温室効果ガス排出量を削減するため、省エネ化の取組を推進するとともに、本市にふさわしい再生可能エネルギーの導入等を図り、脱炭素社会の実現に努めます。

今、小樽は、人口減少問題をはじめとした多くの課題を抱え、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済は大きなダメージを受けておりますが、本市が持つポテンシャルを引き出し、近代的建築物群により形成された個性的な街並み、交流としての機能を付加した港湾空間を生かしたまちづくりを進め、移り住んでみたい、投資をしたい、訪れてみたいと感じていただける「選ばれるまち」を目指すことで、活力ある、そして持続可能なまちづくりを実現したい、このように考えております。

夢と希望を感じられるまちづくりを着実に進め、次の100年に向けたまちの礎を築くため、全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、引き続きお力添えを賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

それでは今議会に上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第5号までの令和4年度各会計補正予算について説明申し上げます。

議案第1号一般会計補正予算の主なものにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、原油価格や物価高騰の影響を受けている低所得の高齢者世帯等を支援する「高齢者世帯等生活支援事業費」を計上したほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、検査試薬等を追加購入する「新型コロナウイルス検査事業費」、検査委託料や医療費を公費負担する「新型コロナウイルス感染症対策事業費」、感染症患者を医療機関や宿泊療養施設に移送する「感染症患者宿泊療養施設等移送事業費」、自宅療養者に食料品や日用品を配達するほか、自宅療養者の健康観察業務や、体調不良の不安などの一般的な相談に対応する窓口業務等を外部委託する「クラスター対策事業費」などを増額いたしました。

また、将来の災害や庁舎建設に必要な資金として「北海道市町村備荒資金組合納付金」を計上いたしました。

そのほか、令和3年度に超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上するとともに、令和3年度一般会計の決算剰余金の2分の1を「財政調整基金」へ積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、普通交付税について本年度の交付額が決定したことから、所要の補正を計上した上で、地方特例交付金、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、23億6,558万2,000円の増となり、財政規模は621億5,476万7,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第5号までの特別会計補正予算につきましては、国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業において、令和3年度決算剰余金等を繰越金として計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第18号までの令和3年度各会計決算認定などについて説明を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額674億1,364万2,065円に対し、歳出総額は655億7,788万9,103円で、歳入から歳出を差し引いた額は、18億3,575万2,962円となりました。この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源1億4,066万9,732円を差し引いた実質収支は、16億9,508万3,230円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。

また、この実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は15億2,951万2,380円の黒字、さらに、財政調整基金の積立てや取崩しを考慮した実質単年度収支は、16億1,234万7,317円の黒字となりました。

歳入では、市民税、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方交付税などが予算を上回り、歳出では、職員給与費、児童扶養手当などの扶助費のほか、他会計への繰入金などにおいて、不用額が生じたことか

ら、実質収支、単年度収支は黒字となり、実質単年度収支も6年ぶりの黒字となりました。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率等につきましては、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、令和2年度に引き続き比率自体が計上されないこととなりました。

また、「実質公債費比率」は5.7パーセント、「将来負担比率」は30.1パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、前年度と比較して、「実質公債費比率」は1.1ポイント、「将来負担比率」は4.4ポイント改善をいたしました。

一方、公営企業会計の「資金不足比率」につきましては、対象となる全ての特別会計及び企業会計において、比率自体が計上されないこととなりました。

次に、令和3年度に実施をした主な施策について、第7次小樽市総合計画の「まちづくり 六つのテーマ」に沿って説明を申し上げます。

1点目の「安心して子供を産み育てることのできるまち」の分野では、保育士等の職員の賃金改善を行う民間の教育保育施設等に対し、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助したほか、民間の保育所等が行う施設整備に関わる経費の一部を補助するなどの施策を実施いたしました。

また、学校におけるICTの活用推進を支援するため、専門的な知識を有する人材や学校教員をサポートする支援員を配置したほか、塩谷小学校の耐震補強や、忍路中央小学校と忍路中学校の併置に必要な小学校校舎の改修等を行うなど、児童・生徒の学習環境の改善を図りました。

2点目の「誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち」の分野では、不安や悩みを抱える女性への支援のため、土曜日の相談窓口開設や相談担当者を養成する研修会の開催などを社会福祉協議会に委託して実施したほか、生活習慣病の早期発見や重症化予防につながる国保加入者の特定健康診査や、後期高齢者医療健康診査について、受診率向上のため、非課税世帯に加え、令和3年度から課税世帯についても、自己負担額を無料といたしました。

3点目の「強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち」の分野では、食料品関係事業者を対象に、全国規模の商談会への参加、新たな販路の開拓、商品の磨き上げなどの支援を実施したほか、生産量の安定化を図るため、ホタテガイ養殖漁業に関わる装置の設置費用の一部を補助いたしました。

そのほか、現在進めております第3号ふ頭及び周辺再開発事業につきましては、市民や観光客が集うことができる空間として、第3号ふ頭基部を緑地として整備をするため、実施設計業務等を実施いたしました。

4点目の「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」の分野では、北海道新幹線新小樽（仮称）駅の利用者増加に向けた調査研究及び戦略検討のほか、駅周辺駐車場等について設計検討を実施いたしました。

また、市内路線バスの確保・維持のため、生活バス路線を運行する乗合バス事業者に対し、補助を行いました。

そのほか、避難所の備蓄食料や救急用品の更新に加え、間仕切りテントの配備などを行い、小樽市総合防災訓練においては、小樽市災害対策本部を初めて模擬的に設置し、本部会議訓練や現場での実動訓練など、より実効性のある訓練を実施したほか、高機能消防指令センターの自動出動指定装置などの機器を更新いたしました。

5点目の「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」の分野では、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺駐車場整備に伴い、清掃事業所旧第2事務所の解体工事を実施したほか、「第2次小樽市公営施設長寿命化計画」及び「第2次小樽市緑の基本計画」策定に向けた現況調査等を実施いたしました。

6点目の「生きがいにあふれ、人と文化を育むまち」の分野では、総合博物館本館2階に気象衛星ひま

わり8号の画像データを閲覧できる装置を設置したほか、美術館の外壁補修や塗装など、老朽化対策の改修工事を実施いたしました。

そのほかの主な施策といたしましては、高等看護学院が教育委員会新庁舎へ移転することに伴う改修を実施したほか、市民会館の大規模改修に着手をいたしました。

また、国の補正予算や予備費で措置された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」のほか、北海道の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などを活用し、感染拡大防止策と医療体制の整備、雇用の維持と事業の継続を図る経済対策、子育て世帯の暮らしを支える生活支援、教育環境の整備などの取組を進めました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税で約9,629万円、地方交付税で約3億1,369万円の増収となりましたが、分担金及び負担金で約3億4,126万円、国庫支出金で約22億6,811万円、繰入金で約3億3,065万円、市債で約6億4,459万円の減収となったことから、歳入総額では、約34億4,221万円の減収となりましたが、このうち、約26億9,979万円については、繰越事業の財源として、令和4年度に歳入が見込まれるものがあります。歳出につきましては、繰越事業分を除き、約24億3,750万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費で、児童扶養手当や生活保護費の扶助費の減などにより約8億5,994万円、衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減などにより、約4億1,582万円、商工費で、中小企業経営安定健全化資金貸付金の減などにより約3億5,561万の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明を申し上げますと、まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額136億7,180万1,258円に対し、歳出総額134億8,382万4,018円となり、差引き1億8,797万7,240円の剰余金を生じました。

なお、国庫支出金が超過交付となった373万2,000円については、令和4年度に精算するものであります。

住宅事業につきましては、歳入総額7億7,283万5,546円。歳出総額7億4,306万9,159円となり、差引き2,976万6,387円の剰余金を生じました。

主な事業といたしましては、市営住宅改善事業として、桜東住宅54-2号棟及び蘭島住宅の外壁等改修工事のほか、張碓住宅の衛生換気設備改修及び内窓改修工事、潮見台A・緑B住宅の内窓改修及び換気設備改修工事等を実施いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額152億9,818万3,750円に対し、歳出総額149億7,221万3,807円となり、差引き3億2,596万9,943円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金のうち、超過交付となった1億2,385万6,247円については、令和4年度に精算するものであります。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額23億2,237万4,963円に対し、歳出総額22億5,635万4,943円となり、差引き6,602万200円の剰余金を生じました。この剰余金は、令和3年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、令和4年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明を申し上げます。

病院事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益、外来収益などの医業収益が減となる一方、国庫補助金、道補助金などの医業外収益の増により4,228万6,332円の増収となり、支出では給与費及び材料費などの減による医業費用の減などで7億1,494万4,574円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は他会計補助金や長期貸付金償還金の増などにより、287万3,800円の増収となり、支出では建設改良費の減などにより、不用額は2,618万8,044円となりました。

なお、当年度純損失3,514万1,498円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定でありま

す。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は加入金の増などにより、3,785万8,080円の増収となり、支出では、営業費用などで1億5,201万2,579円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより2億6,335万1,751円の減収となり、支出では建設改良費などで2億7,902万3,646円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金5億7,794万6,105円のうち、2億4,524万8,673円につきましては、自己資本金として処分し、3億3,269万7,432円につきましては、減債積立金として処分をする予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の増などにより、1,157万3,430円の増収となり、支出では営業費用などで1億6,821万4,400円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費の一部を翌年度へ繰り越したことから、収入は企業債、交付金の減などにより8億9,813万1,569円の減収となり、支出では建設改良費などで、4億7,199万2,186円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金2億3,757万4,009円のうち、1億940万4,470円につきましては、自己資本金として処分し、1億2,816万9,539円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の減などにより255万7,822円の減収となり、支出では維持管理費などで1,909万3,053円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入では、一般会計長期貸付金3,000万円の償還金があり、支出では建設改良費で579万7,000円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金1,932万5,231円のうち、1,106万3,000円につきましては、自己資本金として処分し、826万2,231円につきましては、利益積立金として処分する予定であります。

簡易水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は他会計補助金の減などにより、431万6,152円の減収となり、支出では営業費用などで409万2,330円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより4,407万6,664円の減収となり、支出では建設改良費などで、4,298万8,639円の不用額を生じました。

なお、当年度純損失2,127万3,512円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

続きまして、議案第19号から議案第23号までについて説明を申し上げます。

議案第19号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第20号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、増改築を伴わない長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料の新設等を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第21号公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、公設水産地方卸売市場の年末年始における休場日を変更するものであります。

議案第22号地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽都市計画小樽築港駅周辺地区地区計画の変更に伴い、商業レクリエーション地区における建築物の用途の制限について見直しを行うものであります。

議案第23号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、市立病院の診療科目として、腫瘍内科を新設するものであります。

以上、概括的に御説明を申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御認定を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

（演壇の消毒）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第24号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 提出者を代表して、議案第24号小樽市非核港湾条例案の提案説明をします。

核兵器禁止条約は、2017年7月の国連会議において、122か国の賛成で採択され、2020年には、批准国が50か国に達し、90日後、2021年1月22日に条約が発効いたしました。その後、2022年6月29日時点では、66の国と地域が条例を批准しています。

ロシアのウクライナ侵略は、世界に大きな衝撃を与えました。ロシアのプーチン大統領は、ウクライナ侵略に手段を選ばず、核攻撃をちらつかせて、全世界を脅かしています。大国が核兵器を保有し合うことで、世界の平和が保たれるという核抑止論は、プーチンの言動で幻想であることが明らかになり、人間が核兵器を持つこと自体が、いかに危険かが浮き彫りになりました。だからこそ、核兵器の開発、保有、使用や威嚇などを禁止した核兵器禁止条約が必要となっています。NPT再検討会議は8月26日の最終日に、最終文書案について、採決を行いました。ロシアが反対したため、採択出来ませんでした。核兵器禁止条約では、核を搭載した飛行機の飛来や、艦船が寄港することも事実上禁止されることになります。日本政府がこの条約を批准していれば、当然、小樽港への寄港は出来なくなります。しかし、日本政府は唯一の戦争被爆国として、核兵器の廃絶を目指しながらも、核保有国が参加していないと、禁止条約は現実的な核軍縮にはつながらず、条約に反対し、締約国会議にも参加していません。

1975年、神戸市会は「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を採択して以来、フランス、イタリア、インドの艦船は証明書を提出して入港していますが、アメリカ海軍は、神戸方式を非難して、寄港の意思すら示していません。

小樽市議会は、1982年6月28日、核兵器廃絶平和都市宣言を議決しました。宣言は、日本国民が世界唯一の被爆国民として核兵器の廃絶、使用禁止を実現する責務を負っているとして、全ての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起しています。核兵器廃絶平和都市宣言の議決をもとにして、神戸方式のように、小樽港港湾区域に入港する外国艦船に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求め、提出がない外国の艦艇の港湾施設の使用を認めないとする提案であります。

議員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から9月11日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時49分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木 喜 明

議員 高 橋 龍

議員 小 貫 元

令和4年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和4年9月12日

出席議員 (25名)

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員 (0名)

出席説明員

市 長	迫 俊 哉	教 育 長	林 秀 樹
副 市 長	小 山 秀 昭	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	笹 山 貴 史	総 務 部 長	佐 藤 靖 久
財 政 部 長	上 石 明	産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長	佐 藤 文 俊	生 活 環 境 部 長	松 井 宏 幸
福 祉 保 険 部 長	勝 山 貴 之	こ ども 未 来 部 長	安 部 俊 克
建 設 部 長	松 浦 裕 仁	消 防 長	土 田 和 豊
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	佐 々 木 真 一	教 育 部 長	薄 井 洋 仁
総 務 部 総 務 課 長	中 村 弘 二		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長 中村 哲也
主査 柴田 真紀
議事係長 深田 友和
書記 三上 恭平
書記 中村 知奈津

事務局次長 佐藤 典孝
総務係長 加藤 佳子
書記 阿部 久美子
書記 相馬 音佳
書記 成田 昇平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、面野大輔議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第24号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 令和4年第3回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問いたします。

本年、市制施行100周年の節目の年に、2度目の市長選挙に挑み、多くの市民の支持を得て、これからの4年間の市政を市民から託された迫市長に我が会派は大いに期待をしています。

質問を始める前に、3点ほど申し上げたいことがあります。

一つ目は、本年、小樽市議会においても決議いたしました、この2月に始まり、今も続いているロシアのプーチン政権によるウクライナへの理不尽な軍事侵略に対し、私はもとより、世界の多くの人々が心のうちに強い憤りを抱いていると思います。この半年、そして今日も、この瞬間も、かけがえのない貴重な命が失われていくことを深く悲しんでいます。失われた多くの命に哀悼の意を表するとともに、負傷された方、平穏な日常を奪われた多くの人々に心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早く、ロシア軍はウクライナから撤退し、この悲惨な戦争が終わることを願ってやみません。

二つ目は、ピークは過ぎたかもしれませんが、新型オミクロン株による第7波の感染拡大に対して、最前線で向き合っている医療従事者の皆さん、保健所の皆さん、そして、多くの関係者の皆さんの御努力、御労苦に敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

また、感染されている皆様にお見舞いを申し上げますとともに、早期の御回復をお祈り申し上げます。そして、この新型コロナウイルス感染症の影響を受けている多くの事業者の皆様には、1日でも早く、新型コロナウイルス感染症が収まり、かつての経済活動が回復することを願うとともに、議会の責任ある会派として全力で対応してまいります。

三つ目は、我が自民党が推薦をさせていただいた迫市長が、市民の信頼を得て再選され、市長としての2期目がスタートしました。本年、小樽市は市制施行100周年を迎えましたが、新たな小樽の未来をつくる節目の年にふさわしい迫市長の誕生は必然であったと確信しています。我が自民党は、これからも小樽の未来に対する責任を自覚する会派として、迫市長とともに様々な市政の課題解決に向けて、真摯に取り組んでまいります。

それでは、第1項目、これまでの4年間、1期目の市政執行について伺います。

4年前の平成30年9月26日第3回定例会の初日、迫市長は提案説明の冒頭において、今後4年間の小樽市政について所信を述べられました。

初めに、任期途中で辞任した前任者の状況については、議会をはじめ経済界などとの信頼関係が構築されず、様々な市政の重要課題の解決が遅れたとの認識を示されました。この認識を踏まえて、小樽の代表として議会と誠実に向き合い、広く市民との対話を重ね、小樽のまちづくりを再起動すべく、リーダーシップを発揮し、また、市民から信頼され、評価される市役所づくりのために、市役所の体質改善、職員の意識改革、庁内議論や連携を深化させるなどして、組織全体の課題解決能力を高めて、市民本位のまちづくりを進めると表明されました。

市民から信頼され、評価される市役所づくりは、ゴールが存在しないテーマであると理解していますが、市長はこの4年間、庁内において組織全体の課題解決能力を高めるためにどのように取り組み、どのような成果が得られたとお考えでしょうか、お示してください。

また、その成果には、市民本位のまちづくりを進めた特徴的な事例があるか、お示してください。

次に、市長は、まちづくりの基本的な考え方として、三つの政治姿勢を示されました。

新型コロナウイルス感染症の影響によって様々な制約を受け、また最優先でその対応をしてきたこの3年半、市長が三つの政治姿勢を実現することは、困難を極めたと重々理解していますが、お聞かせください。

一つ目は、「対話の重視」でした。

我が会派は、これまでのコロナ禍においても、市長が真摯に議会や市民と向き合い、対話してきたと理解し、評価しています。市長は対話の重視について、どのような取組をして、成果があったとお考えですか、お聞かせください。

二つ目は、「経済と生活の好循環」でした。

これは新型コロナウイルス感染症によって、残念ながらほとんどなすべがなかったと思いますが、御認識をお聞かせください。

三つ目は「備え」でした。

このことは皮肉にも、新型コロナウイルス感染症によって安全・安心、そして未来のために備えがいかに重要かつ必要なことを、我々も実感し再認識させられました。市長は、備えについてどのような取組をして、成果があったとお考えですか、お聞かせください。

次に、重点的に推進したい四つの政策の柱について示されました。

一つ目は、「次世代をつくる」でした。

このことについては、コロナ禍においても、教育環境の整備充実などに取組を進め、一定の成果を生み出したと理解し、評価をしています。市長はどのような取組を行い、その成果についてどのようにお考えですか、お聞かせください。

二つ目は、「安全をつくり、安心を生む」でした。

コロナ禍にあっても、またコロナ禍であるからこそ、高齢者の多様な支援は関係機関が連携して総合的に取り組む必要があります。また、公共交通ネットワークの維持、除排雪の充実、事前、事後の災害対策の強化などが必要です。これらへの取組、成果をお聞かせください。

三つ目は、「にぎわいをつくる」でした。

このことも、例えばクルーズ船の誘致は、コロナ禍の影響でツアーそのものが中止となり活動できない状況でした。しかしながら、日本遺産認定を契機とした新たな小樽の魅力づくり、その情報発信など、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた取組を行ってきたと理解しています。市長は、にぎわいをつくるについてどのような取組を行い、その成果についてどのようにお考えですか、お聞かせください。

四つ目は、「未来をつくる」でした。

4年前市長に就任して以来、未来をつくるために、第3号ふ頭の整備、小樽駅前の整備、プール併設の総合体育館の新築、新幹線の新駅周辺のまちづくりなどに着手するとともに、財務体質の健全化に取り組んでこられました。市長は、未来をつくるためにどのような取組を行い、その成果をどのようにお考えですか、お聞かせください。

前任者が残していった様々な負の遺産、多くの負債を引き継いだ上に、誰もが経験したことのない新型コロナウイルス感染症の影響により混乱し、困難な状況の中で、小樽の代表としての気概を持ち、35年の

行政経験を生かし、市民の負託に誠実に向かい合いながら信頼に応えるリーダーシップを発揮して、負の遺産、負債を解消する道筋を見いだし、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ市政の課題の解決を求めて、これまでの4年間、着実に歩みを進めてきた迫市長の実績は、誰もが認めていることは紛れもない事実であると確信しています。我が自民党は1期目の迫市政を支え、施策の遂行に微力ながら協力できたことを誇りに思っております。

以上、第1項目目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、1期目の市政執行について御質問がありました。

初めに、信頼、評価される市役所づくりについてですが、まず組織全体の課題解決能力を高めるための取組と、その成果につきましては、組織の縦割りによる弊害を取り除くため、課題を共有する部局間の連携を推進してきたところであり、また令和3年度には、組織改革を実施し、部の再編を図ったほか、例えばふるさと納税の担当職員を増員するなど、職員配置の見直しも行っていました。

また、職員に対しては、職員提案制度の在り方も見直し、課題解決に向けた立案能力の向上を図ったほか、市民の皆さんとの対話の重要性を伝えてきたところであります。

これらの取組の成果の一例といたしましては、ふるさと納税の大幅増、業務改善や市民サービスの向上に対する職員の意欲、意識の高まりなどが上げられるほか、市民本位のまちづくりにつながった事例といたしましては、市民の皆さんや、実際に地域で活動を展開している方々の御意見をいただきながら策定をした、第1期小樽市地域福祉計画がその実例に当たると考えております。

次に、三つの政治姿勢についてですが、まず「対話の重視」につきましては、1期目の立候補の際、市民の行政への不信感の背景の一つに、行政と市民の距離感があるのではないかと感じて、「対話の重視」を掲げたものであります。

「対話の重視」は私だけではなく、組織としての取組でもあり、私としては、市長と語る会を通じ、様々な団体と、まちづくりに関して直接意見交換を行ったほか、「市長への手紙」に対する回答は、私が全ての手紙に目を通した上で、その多くについて、現場の職員に現地で、あるいは電話を通じて、市の考えを市民の方に直接お伝えするよう指示をしてまいりました。現場の職員からは、市の対応に市民の皆さんから、理解納得をいただいたとの報告も受けており、こうした取組によって、行政と市民の距離感を縮めることができたのではと感じているところであります。

次に、「経済と生活の好循環」につきましては、この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済政策を前進させることは困難でした。しかし、そのような中であっても、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した施策などを着実に実施し、大きなダメージを受けた地域経済の下支えに努めてきたところであります。いまだコロナ禍の収束は見通せませんが、今後、地域の強みを生かしたまちづくりや、子育て環境の充実などを、より一層前進させることにより、移住、観光、投資の面から選ばれるまちを目指し、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

次に、「備え」につきましては、コロナ禍はもちろんのことですが、私の1期目の就任直後には、北海道胆振東部地震が発生し、その教訓から、「備え」の重要性を再認識してきたところであります。このようなことからこの間、FMおたるの難聴地域の解消や、より実践を想定した訓練を取り入れた総合防災訓練の充実、小・中学校の耐震補強工事の推進などの取組を着実に進めてきたところであり、これらの取組

は、暮らしの安全性を高め、市民の皆さんの安心・安全につながるものであったと考えております。

次に、まちづくり四つの政策の柱についてですが、まず「次世代をつくる」につきましては、子育て世帯のニーズを捉えた施策を一層推進していくために、こども未来部を新設したほか、おたる子ども未来塾や子育て世代包括支援センター「にこにこ」の開設、子どもの医療費の助成拡大、中学校における専門的な知識を持った外部人材の登用、小・中学校の通信ネットワーク整備などの取組を進めてまいりました。これらの取組は、安心して子どもを産み育てられる環境や、教育環境の改善に資するものであったと考えております。

次に、「安全をつくり、安心を生む」につきましては、福祉、医療、介護などの複合的課題に対応する窓口として、福祉総合相談室を設置したほか、生活バス路線を運行する乗合バス事業者に対する補助の開始、除雪対策本部の早期設置や、ロードヒーティング施設の計画的な更新、防災行政無線の整備やFMおたるの難聴地域の解消などの取組を進めてまいりました。これらの取組は、市民福祉や生活の利便性の向上を通じて、市民の皆さんが安心できる暮らしの実現に資するものであったと考えております。

次に、「にぎわいをつくる」につきましては、解体の危機にあった北運河のシンボリック的存在である北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の寄附を受け、その維持を図るなど、歴史的な建造物を活用したまちづくりに取り組んだほか、水産加工品のブランド化に資する支援や、中小企業や小規模事業者向けに、新規創業者に対する補助や事業継承支援、空き店舗対策支援事業などの取組を進めてまいりました。先ほども述べたとおり、コロナ禍にあったこの間、経済政策を前進させることは困難でありましたが、これらの取組は、これからのまちのにぎわい形成につながっていくものと考えております。

次に、「未来をつくる」につきましては、JR小樽駅前広場再整備基本計画、小樽市公共施設長寿命化計画、おたる新幹線まちづくりアクションプランなどの各種計画の策定を行ったほか、小樽港第3号ふ頭の岸壁改良、クルーズターミナル、駐車場の整備着手などの取組を進めてまいりました。

財政面では、将来にわたって安定した行政運営をなし得る財政構造とするため、収支改善プランを策定し、歳入の増加と、歳出の削減に取り組んでまいりました。これらの取組は、将来を志向したプロジェクトに道筋をつけ、持続可能なまちづくりの実現に向けて市政を前進させてきたものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）

○22番（濱本 進議員） 第2項目、これからの4年間、2期目の市政執行について伺います。

初めに、今回の市長選挙において、迫市長は、目指すべき三つの政治姿勢について述べていました。1期目の三つの政治姿勢が、これまでの4年間を踏まえて、より深化したものと理解していますが、1期目との違いについてお伺いします。

一つ目は、「対話の重視」ですが、今回も、市政の見える化の実現を掲げていますが、市長の考える今期の市政の見える化とはどのようなものでしょうか、お示してください。

あわせて、今期も市政の見える化を掲げた背景、理由をお聞かせください。

また、実現するための具体策についてお示してください。

二つ目は、「経済と生活の好循環」です。1期目とは若干表現が変化していると思いますが、その理由などについてお聞かせください。

三つ目は、「未来への3つの備え」ですが、今回は小樽市のリーダーとしての責任や、覚悟を持って市民生活の安全と安心、時代や社会の変化、そして小樽の未来について備えると述べています。この三つの

備えについて、これからの4年間でどのように取り組んでいかれるのでしょうか、できるだけ具体的にお示しください。

次に、市長選挙前の政策ビラと市長の提案説明におけるまちづくりの3本の柱について伺います。

一つ目の「安全・安心なまちづくり」についてお聞きします。

初めに、子育て支援策の一つとして、医療費無償化の拡大の具体的な内容はどのようなものなのでしょうか、お示しください。

次に、防災力の強化についてお聞きします。

小樽は比較的、自然災害の少ない地域ではありますが、昨今の気候変動による局地的、集中的な降雨、降雪の発生を踏まえると、防災、減災のために様々な備えが必要です。また、災害が発生した際に対応する体制の強化が必要です。市長の考える防災力の強化の内容はどのようなものなのでしょうか、お示しください。

あわせて、8月31日に行われた、豪雨を想定しての総合防災訓練について、以前に行われた訓練との違い、今回の特徴などを含め、その概要、成果をお示しください。

また市長は、今回の訓練に対してどのような所感をお持ちになったのか、お聞かせください。

次に、二つ目の「活力あるまちづくり」についてお聞きします。

初めに、町内会支援などによる地域コミュニティの維持についてお聞きします。

市内には、約150の町内会がありますが、ほとんどの町内会が町内会活動に対する無関心などによる役員の成り手不足、また、役員の高齢化について悩み、困っているのが現実です。市長が考えている町内会活動への支援の具体的な内容はどのようなものなのでしょうか、お示しください。

次に、事業承継の支援についてお聞きします。

市内の法人数は減少が続いていますが、その原因の一つに、事業者の高齢化や人口減少による市場規模の縮小により、余儀なく廃業する事業者が存在します。市長が、事業承継の支援が必要と思いついた理由と、支援の具体的な内容についてお示しください。

三つ目の「将来を見すえたまちづくり」についてお聞きします。

初めに、小樽駅前地区や小樽港第3号ふ頭及びその周辺地区の整備に当たっては、民間の力を活用することですが、具体的にそれぞれの整備主体についてお示しください。

次に、地球温暖化対策についてお聞きします。

小樽市はゼロカーボンシティを目指していますが、その実現のためには、省エネ化の推進、再生可能エネルギー導入などが必要不可欠です。

市長は、本市にふさわしい再生可能エネルギー導入について述べましたが、どのようなものを想定されているのでしょうか、お示しください。

次に、市長は今定例会の提案説明において、人口減少問題が最重要課題との認識を示し、特に社会減に歯止めをかけることを念頭に置き、人口減少問題の対策を進めるための五つの重点公約について述べていました。

市長の重点公約を、より深く理解するためにお伺いします。詳細については、これから検討するものもあると理解していますので、現時点でのお考えをお答え願います。

一つ目は、子育て支援策の着実な推進でした。

その内容は、子育てに関する家計負担の軽減、保育環境の改善、保育士の確保、安全で安心な子どもの居場所の充実などでした。

これらの内容、具体策はどのようなものなのでしょうか、お示しください。

また、令和2年に策定された、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする、第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画は、3年目の折り返しの年度を迎えました。1年目、2年目の、地域子ども・子育て支援事業の実施状況についてお示してください。

あわせて4年目、5年目に優先的に取り組む事業があれば、その背景、理由などを含めてお示してください。

二つ目は、子供の学習環境、教員の働く環境の改善でした。

その内容は、耐震化などの学校の改修、学校教材の充実、専門的知識を有する外部人材の登用によって、教員の働く環境や、子供の学習環境の改善を図ると述べられましたが、それぞれどのようなものを想定されていますか。その内容、具体策についてお示してください。

三つ目は、子供たちの豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりの推進でした。

その内容として、文化、芸術、スポーツに取り組む児童・生徒の活動の支援でしたが、それはどのようなものでしょうか、お示してください。

四つ目は、創業支援の充実と起業人材の移住の促進でした。

創業支援の具体的な内容は、どのようなものでしょうか、お示してください。

市内に移住し、起業を目指す方に対する、相談体制の強化とはどのような内容でしょうか、お示してください。

五つ目は、小樽の個性を活かし、人や企業に共感されるまちづくりでした。

人や企業に共感されるまちづくりとは、どのような考え方によるものでしょうか、お示してください。

我が会派は、市長の重点公約が早期に実現し、確実な成果を上げることを確信しているとともに、議会内において、重点公約の実現に最大限の努力を惜しみません。小樽の次の100年の礎を築こうとする2期目の迫市長の決意を高く評価するとともに、大いに期待をしております。

以上、第2項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、2期目の市政執行について御質問がありました。

初めに、三つの政治姿勢についてですが、まず今期の市政の見える化につきましては、市民の皆さんに納得いただけるまちづくりに向け、自治基本条例の情報の共有の基本原則に基づき、市の取組や考え方、意思決定の過程を可能な限り具体的にお伝えすることと考えており、この点では、これまでと同じ考えであります。

また、今回も掲げた理由、背景につきましては、行政と市民との距離感の解消と、市民の目線に立った市政の運営を意識して掲げたものであり、市長への手紙などへの回答に当たり、特に実現ができない案件や要望にお応えできない案件などについて、なぜできないのかを職員が市民の方に直接対話を通じてお答えすることで、市政の見える化にもつながるものと考えております。

次に、「経済と生活の好循環」について、表現を変えた理由等につきましては、このたび、1期目において、「公共サービスを維持するため」としていた文言を「市民サービスを維持するため」として表現を変えておりますが、これは、これまで以上に市民の皆さんの目線に立って、市民ニーズにより適合したサービスの提供を続けてまいりたいとの思いによるものであります。

次に、三つの備えについての具体的な取組につきましては、「市民生活の安全と安心」に備える取組としては、特に地球温暖化によって、激甚化、頻発化する自然災害を対岸の火事ではなく、自分ごととして

捉え、危機管理体制の強化に努め、市民の安全で安心な生活を守ってまいります。

「時代や社会の変化」に備える取組としては、少子高齢化対策を柱に、様々な施策により、子育て支援策を充実させるとともに、高齢の方々の健康寿命の延伸に取り組み、また時代の要請でもある脱炭素化に向け、取組を進めてまいります。

「小樽の未来」に備える取組としては、財政の健全化に努め、安定的な自治体経営を維持するとともに、歴史や海といった、本市の強みを生かしたまちづくりを進め、まちの活力を維持してまいります。

次に、まちづくり3本の柱についてですが、まず子育て支援策の一つである、医療費無償化の拡大の具体的な内容につきましては、現在、小学生までの実質無償化を行っているところであり、今後拡大する対象者の範囲など、医療費助成の内容について、市の財政負担を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、私の考える防災力の強化の内容につきましては、まさに備えの観点から、避難所の備蓄品の整備を進めておりますが、避難行動要支援者避難支援計画の策定も急ぐ必要があると考えております。

体制の強化としては、個々の職員が災害時においても、市民の皆さんの暮らしを守るという強い意識を持ち、おのおのの災害時の役割をしっかりと把握をした上で、迅速かつ確に行動できるよう、日頃から実効性の高い防災訓練等を積み重ね、市の非常配備体制の整備を図ることが挙げられます。

さらには、今後とも国や北海道、ライフライン事業者などの防災関係機関と連携を深めるとともに、町内会に対しましては、防災訓練のほか、自主防災組織の立ち上げを支援し、地域の防災力を高めることで、本市全体としての総合的な防災力の強化ができるものと考えております。

次に、総合防災訓練につきましては、以前は災害対策本部長である私が、現場の実動訓練を参観し、訓練を講評するものでありましたが、昨年度から、模倣的に災害対策本部を設置し、その運営訓練を併せて行う中で、適宜対応を判断、指示していく実践的な訓練に切り替えたところであります。

今年度の、訓練の特徴などにつきましては、全国的な豪雨による洪水や土砂災害の頻発を踏まえ、同様の豪雨災害が本市で発生したと想定し、情報の伝達や共有、初動対応を意識した対策本部訓練を実施いたしました。参観された防災会議委員の皆さんからは、一定の評価をいただいたと認識をしております。

今回の訓練に対する、私の所感につきましては、実際の災害発生時には、ふくそうする災害情報をいかに迅速に整理し、的確な判断を行っていくかが課題であると認識しましたので、今後とも、より実効性の高い災害対策本部訓練を積み重ねる必要があると強く感じたところであります。

次に、町内会活動への具体的な支援につきましては、私も市と町内会との会議や懇談会等の中で、町内会活動に対する関心が薄れ、加入率の低下や役員の高齢化、成り手不足等が大きな問題となっており、円滑な運営や町内会の存続を懸念するとの御意見を伺っております。町内会は日頃から、安全で安心な地域づくりや、地域コミュニティの中心的な存在であり、市政を行う上で重要な役割を果たしているものと認識をしております。そのため市といたしましては、まずは全町内会を対象に、アンケート調査を実施し、役員体制や活動状況、地域の課題等にどのような支援を必要としているのかを把握し、その結果を踏まえ、具体的な支援策を検討していきたいと考えております。

次に、事業承継の支援が必要と思いついた理由につきましては、私としては、廃業によって製造業を中心とした物づくりなど、伝統的な技術が継承されないことや、雇用の場が喪失していくことに強い危機感を感じておりました。あわせて、企業経営者の方々や、経済界との対話などからも、事業承継について不安の声をお聞きしてまいりました。

また、令和2年度に実施いたしました、小樽市中小企業等実態調査の結果からも、今後の市内中小企業の活力を維持するために、事業承継の支援が必要であると考えたところであります。具体の支援につつま

しては、これまでリーフレットやセミナーを通じた事業承継の支援策などの周知や実態調査で、事業承継を考えていると回答した事業者へのヒアリングなどを実施し、必要に応じて専門の支援機関である、北海道事業承継・引継ぎ支援センターを紹介するなど、連携を図っているところであります。

今後につきましては、これまでの取組を継続するとともに、支援機関や市内経済団体等との連携に加え、事業承継の専門知識のある金融機関の協力もいただきながら、さらなる支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽駅前地区等の整備主体につきましては、まず小樽駅前地区では、J R小樽駅前広場は、市で整備を予定しており、隣接する小樽駅前第1ビル周辺の建物は、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合により、再開発が予定されております。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発では、大型クルーズ船への対応施設や、観光船ターミナル、緑地などの基盤整備は、国と市で整備を行います。クルーズ船の乗船客や、来訪者の方々への便益機能を備えた観光・商業施設については、小樽観光振興公社により建設、運営が予定されており、それぞれ官民で連携をした整備を行う予定となっております。

次に、再生可能エネルギーの導入につきましては、本市としては将来に向けて様々な再生可能エネルギーの可能性があると認識をしておりますが、本年、再生可能エネルギーの賦存量を基にした導入ポテンシャルの調査を実施していることから、その結果を踏まえ、自然環境や景観への影響を懸念する声などにも配慮しながら、小樽にふさわしい再生可能エネルギーを検討してまいりたいと考えております。

次に、五つの重点公約についてですが、まず子育て支援策の内容や具体策につきましては、子育てに関する家計負担の軽減においては、こども医療費助成のさらなる拡大や保育料の引下げなどを想定しており、保育環境の改善においては、老朽化した民間保育施設の整備や保育施設のICT化などを想定しております。

また、保育士の確保においては、新規に就労した保育士に対する助成などを想定しており、子供の居場所の充実においては、子ども食堂などを運営している地域の団体と連携した、居場所の確保に向けた取組などを想定しております。

次に、地域子ども・子育て支援事業の実施につきましては、第2期小樽市子ども・子育て支援事業計画の1年目、2年目においては、計画した内容のとおり実施できた事業もありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により十分に実施できなかった事業もありました。4年目、5年目におきましては、いずれの事業も計画どおりに取り組んでまいりますが、特に利用者の多いファミリーサポートセンター事業や一時預かり事業などは、引き続きニーズに応じて実施できるよう努めてまいります。

また、感染拡大の影響を受けやすい子育て支援センターなどの事業につきましても、オンラインによる相談や育児教室など、コロナ禍においても、安全・安心に実施できるよう工夫しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子供の学習環境、教員の働く環境の改善につきましては、まずは耐震化等の学校の改修としては、耐震化が必要な2校について、小樽市学校施設長寿命化計画に基づいた改修工事を行うほか、子供たちから要望の多いトイレの洋式化を進めます。

次に、学校教材の充実としては、教材「小樽の歴史」の改訂や、学校図書の本棚の整備、1人1台端末などICT機器を更新するほか、机と椅子の計画的な更新などに努めてまいりたいと考えております。

また、専門的知識を有する外部人材としては、不登校やいじめなど、子供や保護者の相談に対応するスクールカウンセラーや、子供たちの読書活動を支える学校司書、中学校のスポーツや文化活動を支援する部活動支援員などの配置を充実してまいります。こうした取組を引き続き進めることにより、子供の学習

環境と、教員の働く環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、文化、芸術、スポーツに取り組む児童・生徒の活動の支援策につきましては、文化、芸術の分野では、小・中学生を対象とした札幌交響楽団のコンサートの開催や、伝統文化親子教室の開催の支援、全国大会に出場する小・中・高校生に対する文化芸術大会出場奨励金の交付などに引き続き取り組んでまいります。スポーツの分野では、スポーツのきっかけづくりのため、幼少期から体を動かすことの楽しさを感じてもらい、子ども教室の実施や、プロスポーツチームとの連携によるスポーツ教室の開催などに引き続き取り組んでまいります。

新たな取組としては、各学校で部活動が減少していく中、少しでも多くの生徒が希望する部活動を選択できるよう、中学校の文化・運動部活動の改革を進めるなど、今後とも支援策を充実してまいります。

次に、創業支援策の具体的な内容につきましては、創業時の心構えや経営についての基本的なノウハウを学ぶ場である、小樽商人塾の開催、創業希望者に対する支援制度等の情報提供や相談対応を行っているほか、市内新規創業者へ補助金の交付を行っており、令和4年度からは移住者加算を新設しているところであります。

今後につきましては、これまでの取組を継続するとともに、人口対策上、社会減に歯止めをかけることが重点政策でありますので、市内移住者による起業が促進されるような支援策の充実について検討してまいりたいと考えております。

次に、移住し、起業を目指す方に対する相談体制の強化につきましては、本市へ移住して起業を検討される方々に対する相談や支援業務を行う専任の移住コーディネーターを配置した、仮称でありますけれども、移住・起業サポートセンターを年度内には市内に開設し、相談体制の強化を図ることとしております。

次に、人や企業に共感されるまちづくりを2期目の重点公約に掲げた考え方につきましては、コロナ禍で観光客が大きく減少しているさなかにあっても、市内中心部において、新たなホテルの建設や石造倉庫を利用した美術館の開業、これからの本市観光の鍵となる北運河地区での新たな出店計画などがあり、これらは本市が持つ可能性への期待から、企業に投資をいただいていたものと考えております。今後さらに、本市の個性的な町並みや交流としての機能を付加した港湾空間など、小樽の持つ強みを磨き上げることで、小樽の可能性と魅力を引き出し、人や企業から選ばれるまちを実現できると信じ、人や企業に共感されるまちづくりを掲げたものであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）

○22番（濱本 進議員） 第3項目、財政について伺います。

今定例会は、一般会計をはじめとする各会計の決算が主たる議案です。企業、法人にとって、決算書、決算数字は1年間の様々な生産活動の成績表としての性格を有しているとともに、生産活動の改善のための指標、道しるべでもあります。私は、令和3年第3回定例会の一般質問において、小樽市という行政経営体は、市民に対して多様な行政サービスという製品を開発し、生産して市民に提供している経営体であると述べました。つまり、小樽市の決算書、決算数字も成績表であり、改善の指標であります。迫市長は、令和3年度の一般会計の決算について、どのような認識をお持ちですか、お聞かせください。

迫市長は、一般会計当初予算を令和元年度に初めて編成し、2年度、3年度、4年度と4回編成してきましたが、決算については、今回が3回目です。

初めに、一般会計の令和元年度、2年度の決算と比較して、3年度決算の主な違い、特徴などをお示し

ください。

次に、令和3年度の実質単年度収支は約16億1,200万円の黒字とのことですが、歳入歳出における主なものについて、その要因をお示しください。

次に、平成30年度末における、他会計及び基金からの借入残高についてお示しください。

また、令和元年度、2年度、3年度のそれぞれの年度の元金の返済額、3年間の合計返済額についてお示しください。

あわせて、令和3年度末の残高及び返済完了年度についてお示しください。

市債の元金を滞りなく償還し、さらに他会計、基金への返済を行いながら令和3年度決算において、実質単年度収支約16億1,200万円の黒字を実現したことは特筆すべきことであり、評価に値すると言えます。財政とは言わず、あえて財務という言葉を使いますが、小樽市の基本的な財務体質、財務構造、財務状況は決して盤石ではありません。迫市長の行政の経営者としての手腕、リーダーシップによって、一日も早く財政調整基金を取り崩すことなく、当初予算の編成が実現できることを願ってやみません。

現在の小樽市の財務の体質、構造、状況などについての見解をお示しください。

また、将来の財務のあるべき姿についてのお考えをお聞かせください。

あわせて、財政調整基金を取り崩すことなく、当初予算を編成できることが理想と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

この項の最後に伺います。

先ほど私は、決算書、決算数字は生産活動の改善のための指標、道しるべであると述べました。予算、決算をP D C Aサイクルに当てはめると、プランは予算編成、ドゥーは予算執行、チェックは決算、アクションは検証・改善になります。

ぜひ、アクションの検証・改善作業を行っていただき、令和5年度の予算編成に生かしていただきたいと希望しますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上、第3項目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、財政について御質問がありました。

初めに、決算についてですが、まず令和3年度の一般会計決算につきましては、財源対策として、財政調整基金の取崩しを行うことなく、実質収支、単年度収支、実質単年度収支ともに黒字となり、今定例会後の財政調整基金の残高を約29億4,800万円確保することができ、前年同時期と比較しますと、約11億8,100万円の増となりました。これにより、今後の財政需要に対応するための、一定の備えができたものと考えております。

次に、令和3年度決算と、元年度及び2年度決算の主な違いや特徴につきましては、3年度決算では、過去2年において行った財政調整基金からの取崩しを行わず、実質収支の黒字化が図られたことが大きな違いであります。

また、主な特徴としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度以降、国の特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したコロナ対策事業を実施したことにより、歳出規模が元年度と比較しますと、2年度で約158億円、3年度で約100億円の増となったところであります。

次に、一般会計の実質単年度収支が黒字となった主な要因につきましては、歳入では、新型コロナウイ

ルスワクチン接種対策費負担金や、同接種体制確保事業費補助金などの、国や道から超過交付された支出金が約3億9,500万円になったことと、一般財源収入では、予算現額と比較して、市税や特別交付税などで約4億1,800万円の増となり、財政調整基金からの繰入金は約2億3,800万円の減となった結果、約1億8,000万円の増となったことによるものです。

また、歳出では、一般財源ベースの不用額が、特別会計・企業会計の繰出金で約1億4,500万円、職員給与費で約1億4,300万円、除雪費で約1億2,100万円、児童扶養手当などの児童福祉総務費で約7,200万円など、総額で約10億3,700万円生じたことによるものであります。

次に、平成30年度末における、他会計及び基金からの借入残高につきましては、下水道事業会計で約15億5,100万円、産業廃棄物等処分事業会計で2億円、基金で約4億1,100万円、残高は約21億6,200万円でありました。

次に、令和元年度から3年度までの他会計及び基金からの借入金の返済額につきましては、元年度は約4億9,300万円、2年度が約4億7,700万円、3年度が約2億9,300万円で、3年間での返済額の合計は約12億6,300万円であります。

次に、令和3年度末における他会計及び基金からの借入残高につきましては、下水道事業会計で約8億2,700万円、産業廃棄物等処分事業会計で5,000万円、基金で約2,200万円、合計で約8億9,900万円であります。

また、返済完了年度につきましては、下水道事業会計が令和8年度、産業廃棄物等処分事業会計が6年度、基金が4年度となっております。

次に、財務についてですが、まず現在の本市の財政の体質などにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和3年度一般会計決算においては、財源対策として、財政調整基金の取崩しを行うことなく黒字となりました。

しかしながら、当初予算におきましては、財政調整基金の取崩しなどにより、収支均衡予算を編成している状態が続いているほか、令和3年度の本市の経常収支比率は91.6%であり、硬直した財政構造となっており、また、財政力指数は0.463で、普通交付税に大きく依存している構造となっているものと考えております。

次に、本市の将来の財政のあるべき姿につきましては、本市は人口減少に伴う税収や地方交付税等の減少が見込まれる一方で、少子高齢化に伴う扶助費の増加や公共施設等の老朽化対策、子育て支援、地域経済の活性化など、今後も継続して取り組まなければならない施策に要する財政需要が見込まれております。

今後、将来にわたり行政サービスを継続的、安定的に提供していくためには、ふるさと納税の推進などによる自主財源の確保も含めた小樽市収支改善プランによる行財政改革の取組を着実に推進し、持続可能な財政基盤の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金を取り崩さない当初予算編成につきましては、令和3年度当初予算において、不測の財政需要に備え、必要な施策に適切なタイミングで財政出動できる財源を確保するため、まずは決算において、財政調整基金からの繰入れを行わないことを目標に、当初予算編成時から同基金からの取崩し額の縮減に努めてきたところであります。これが実現できたことから、今後は当初予算編成においても、繰入れを行わない財政運営ができるよう、さらに、行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

次に、令和5年度予算編成への決算の反映につきましては、決算は1年間における歳入歳出の執行実績が数値化されたものであり、決算数値そのものは結果に過ぎませんが、議員も御指摘のとおり、なぜそのような数値となったのか、その理由を検証することで、次に打つべき方策の糸口をつかむことができるも

のと考えております。これまでも新年度予算編成に当たっては、各部、各課が予算要求を行う際に、事業の必要性、有効性を検証することを指示しているところであり、今後の予算編成においても、決算数値を含め、様々な視点から事務事業を検証し、予算編成に反映させてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）

○22番（濱本 進議員） 第4項目、自治体経営、行政経営について伺います。

今回の市長選挙前の政策ビラには、迫市長のまちづくりに対する基本的な考え方について、安全で安心な市民生活を支え、強みを生かした経済政策、将来を志向したまちづくりを進め、人口の減少に歯止めをかけ、安定的な自治体経営の下、市民の皆さんが豊かで幸せに暮らせるまちを実現しますと書かれていました。特筆すべきは、自治体運営ではなく自治体経営と記載されていることです。迫市長は、自治体経営をどのように定義されているのかお聞かせください。

また、安定的な自治体経営とはどのようなことなのか、市長のお考えをお聞かせください。

我が会派、そして私は、前市長の任期中であった平成27年第3回定例会から、そして迫市長が市政を担ってからも、議会において幾度となく都市経営、自治体経営、行政経営について質問してきました。その理由は、他都市が従来の運営という概念、価値観から、経営という概念、価値観に転換をしなければ、市役所という組織体が機能不全に陥り、停滞、衰退、破綻の負のスパイラルを歩むことへの危機感の表れから、転換を実現すべく行動してきたことを知ったからです。かつては、自治体運営、市政運営、行政運営などの語句が一般的でしたが、現在では、都市経営、地域経営、自治体経営、行政経営などの語句が一般的であると言えます。しかしながら、小樽市役所内においては、まだまだ一般的な、定着した語句ではありません。

令和3年第3回定例会で、私は一般質問を行い、その中で、経営理念、経営方針、経営目標、経営戦略、行動指針などの内容から成る行政経営の在り方、考え方を定めた大綱や指針の策定を、他都市の取組事例を示し提案いたしました。市長の御答弁は、新型コロナウイルス感染症対策や、他の計画策定などの優先すべき課題、事案のため、本格的な検討には至っていないとのことでした。私は、行政経営の次に、自治体経営や都市経営があると理解しています。行政経営の考え方が確立しなくては、自治体経営や都市経営は成立しません。

まず、市役所内において、経営という概念の共有、定着を実現するためにも、ぜひこの2期目において、入り口である行政経営の在り方、考え方を定めた大綱や指針の策定に向けての取組を始めていただきたいと希望しますが、市長の御見解をお示しください。

以上、4項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、自治体経営及び行政経営について御質問がありました。

初めに、私の考える本市の自治体経営によって、目指すべき姿につきましては、地域資源を最大限に活用した経済対策を推し進め、新たな雇用や所得を生み出すとともに、税収増を図り、市民サービスを維持することで、地域における経済と生活の好循環を実現していくことと考えております。

また、安定的な自治体経営につきましては、社会構造などが絶えず変化していく環境にあっても、長期

的な視点に立って時代の変化に対応できるまちとして、持続可能な地域社会の形成を図ることが、安定的な自治体経営と言えるものと考えております。

次に、行政経営の指針等の策定につきましては、現在、市政全般についての指針となる最上位の計画である第7次小樽市総合計画の基本計画において、市政運営の基本姿勢の中で、行政の運営を経営と捉えて、効果的・効率的な行政経営の推進を掲げており、また、この考え方を小樽市人材育成基本方針や第2期総合戦略にも取り入れることなどにより、一定程度行政経営の考え方は浸透してきていると感じております。

改めて、行政経営の大綱や指針を策定することについては、本格的な検討に至ってはおりませんが、引き続き先進自治体の事例や課題などを把握、研究しながら、策定の必要性や有効性の観点も踏まえ、判断をしてみたいです。

○議長（鈴木喜明） 次に、5項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）

○22番（濱本 進議員） 第5項目、教育について伺います。

今も続く、新型コロナウイルス感染症の影響は、市民生活はもとより、市内の小・中学校にも及び、コロナ禍以前の通常の授業や学校行事が行えない、困難や制約のある状況の中でも、児童・生徒のために様々な工夫をし、対応を取りながら、授業、学校生活を維持してきた各学校長、教職員の皆さん、そして、林教育長をはじめとする教育委員会の皆さんの御努力、御尽力に感謝と敬意を表します。

残念ながら、いまだに収束の時期が見通せない状況です。今後とも、これからの小樽を担う児童・生徒を情熱を持って育てていただくことをお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響について伺います。

令和3年度の市内の小・中学校29校の全学級数及び感染によって学級閉鎖などの臨時休業を行った学級数、学級数をお示してください。

コロナ禍における様々な制約の中で授業、学習が行われてきましたが、本年4月19日に実施され、9月6日に公表された令和4年度全国学力・学習状況調査における学力の調査結果に、コロナ禍の影響は表れていたのでしょうか、お聞かせください。

次に、今回の学力の調査結果における、国語、算数・数学について、過去2回の結果と比較して、小学校、中学校の各教科領域別にその特徴、傾向、分析、改善すべき点などをお聞かせください。

あわせて、北海道、全国と比較しての見解をお聞かせください。

また、平成31年4月に行われた調査の対象だった小学校6年生は、今回は中学校3年生として調査対象でした。今回の学力の調査結果から、3年間の時間の経過による変化についてお聞かせください。

あわせて、学習状況の結果についてもお聞かせください。

時間の経過による変化は、小学校、中学校の連携が一つの要因であると考えます。現在、市教委が進めている小中連携における学力の向上を目的とした取組についてお聞かせください。

関連して、調査対象の科目の教科書は小学校、中学校において、それぞれ同一の出版社でしょうか。出版社名も併せてお聞かせください。

今年度の調査結果の中に、結果を受けての学力向上のための各学校の取組、市教委の取組の記載がありました。学校と市教委が同じベクトルで子供たちの学力向上へ努力されることを期待するとともに、その努力が必ず結実するものと信じています。

この項の最後に申し上げます。私は、教育とは、豊かな心、健康な体、確かな学力などの人間力を育む活動であると理解しています。人間力の一つの要素である確かな学力を実現するためには、ハードの分野においては、学校施設などの整備充実、ソフトの分野においては、授業方法などの改善、開発、そして、ヒューマンの分野においては、教職員の環境改善、資質の向上を総合的により高めることが必要不可欠であると認識しています。現在、本市においては、教職員の環境改善を目指して、令和3年度に第2期の小樽市立学校における働き方改革行動計画を策定し取り組んでいます。この行動計画の実現なくして確かな学力を育むことはできないと認識しています。

先日、「時間短縮だけの「働き方改革」でなく、教員が笑顔でいられる学校づくりを」という特集記事をインターネット上で見る機会がありました。この記事は、朝里中学校の森校長に取材して、働き方改革についての考え方や多岐にわたる実際の取組について紹介しています。森校長は、働き方改革の本来の目的は、教育の質の向上であり、正規外の勤務時間の短縮という手段が目的化しているのではないかと語り、朝里中学校の特色は、生徒一人一人を大事にしていることと言っていました。生徒一人一人を大事にした様々な取組の内容は、大変示唆に富んでおり、共感できるものでした。朝里中学校の考え方、取組を知って、未来を生き、そして担う子供たちのための小樽の教育が、教職員、学校、市教委のそれぞれが密接な連携、信頼の協力の下で充実、発展する確かな可能性を改めて確認するとともに強く感じています。

以上、5項目めの質問を終わります。

なお、再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 濱本議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、教育について御質問がございました。

初めに、令和3年度における市内小・中学校の学級数と、新型コロナウイルス感染症によって臨時休業を行った学校数、学級数につきましては、令和3年度の学級数は令和3年5月1日時点で申し上げますと、小学校は212学級、中学校は112学級の合計324学級。

感染によって臨時休業を行った学校数、学級数は、中学校2校で学校閉鎖を実施したほか、小学校では16校で、延べ141学級、中学校では11校で、延べ29学級において学級閉鎖を実施しております。

次に、コロナ禍による令和4年度全国学力・学習状況調査の学力の調査結果への影響につきましては、これまでも各小・中学校において、文部科学省の衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を講じながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むとともに、臨時休業期間中においても、1人1台端末を活用したオンラインでの学習を行うなど、児童・生徒の学びの保障に努めたことによりまして、中学校の国語で、全国の平均正答率と並び、理科においても、これまでの調査で最も全国との差を縮めるなど、一定の成果が見られておりますことから、影響はなかったものと考えております。

次に、今回の国語、算数・数学の結果について、過去2回の結果と比較した、小・中学校の状況につきましては、小学校国語では書くことの領域で全道を上回り、成果が見られる一方で、漢字を文の中で正しく使うことは継続して課題が見られます。

小学校算数では、変化と関係の領域で全道を上回っているものの、数量の関係を式に表し、式の意味を理解することについては改善すべき課題が見られます。

中学校国語では、話すこと・聞くこと・書くことの領域で全国を上回り、読むことの領域では全道を上回るなど、過去2回と比べ成果が見られております。

中学校数学では、データの活用の領域で全国との差を縮めているものの、各領域では、全国を下回っている状況が続いており、改善すべき課題であると考えております。

次に、今年度の中学校3年生における、学力と学習状況の3年間の変化につきましては、まず学力については、国語では小学校のときは全国を下回っておりましたが、中学校では全国に並びました。

一方、算数・数学では、中学校でも全国を下回っており、小学校から中学校にかけて、さらに全国との差が広がっております。

次に、児童生徒質問紙調査における学習状況について、主なもので申し上げますと、国語が好きな児童・生徒の割合は、小学校のときも中学校でも全国を上回っております。

一方、算数・数学が好きな児童・生徒の割合は、中学校でも全国を下回っております。

また、平日30分以上読書をする児童・生徒の割合は、小学校のときは全国を下回っておりましたが、中学校では全国を上回るなど、改善が見られております。

次に、市教委が進めている小中連携の取組につきましては、本市におきましては、学力や体力の向上、いじめや不登校など、様々な課題の解決を図るため、令和3年度から市内の全中学校区において小中一貫教育を進めており、義務教育9年間を通じた教育課程の編成や、指導方法の工夫、改善などに取り組んでいるところであります。

今後も、各学校におきましては、子供の学びをつなぐという観点から、校区の小・中学校間で課題となっている学習内容について共通理解を図り、重点的に指導するなど、児童・生徒の学力の向上に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、調査対象となった、国語と算数・数学の教科書につきましては、国語は小・中学校ともに光村図書であり、算数・数学は、小学校が教育出版、中学校が東京書籍であります。

○議長（鈴木喜明） 濱本議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

第1に、補正予算、議案関連について質疑をいたします。

高齢者世帯等生活支援事業関連予算についてです。

この事業は、北海道の事業に上乘せして、住民税非課税世帯の75歳以上のみ世帯か、重度心身障害者受給者証が交付されている世帯に1世帯当たり2万円支給するものです。市民の要求が実ったもので、歓迎いたします。また今回は、生活保護世帯にも支給されることについて評価します。

一方で、幾つかの課題等について伺います。

まず、今回、生活保護世帯にも支給されることに至った経緯について、市長の考えを説明してください。

また、収入認定はどうなるのかについても併せて伺います。

次に、福祉灯油はどうなるのかということです。

昨年度は、暖房費緊急支援事業を実施しましたが、実施する可能性は残しておくべきです。市長のお考えを伺います。

議案説明では、世帯主が特定疾患医療受給者証を交付されている世帯が入っていませんでしたが、どのようになるのか伺います。

対象外ならば、なぜ外したのか、対象世帯数と対象に追加する考えを伺います。

また、支給対象要件について、入院や施設入所等で自宅にいない場合はどのようになるのか、要件についても伺います。

対象者についてです。

今回の対象世帯数はそれぞれ何世帯となるのですか。

75歳以上のみ世帯というのは狭過ぎます。これでいくと、子や孫世帯と同居していても、世帯分離している世帯には支給されることになり、そうではない世帯には支給されません。肩身が狭いことにならないよう75歳以上がいる世帯に支給してはいかがですか。

函館市では、18歳未満の子供がいる世帯にも広げています。市長の子育て世帯に対する物価高騰の影響を伺います。対象を拡大するべきだと考えます、いかがですか。

次に、行政事務のデジタル化関連予算について伺います。

今回、対面会議抑制のためとして、ネットワーク回線整備や液晶モニター、無線LAN、タブレット端末などの整備を実施するとしています。一定のデジタル関連整備は必要なことと思いますが、基本は新型コロナウイルス感染症対策として、市民の命、暮らしを守ることが最優先されるべきです。ほかに活用できる交付金などがあれば、それを活用するべきです。臨時交付金の使い方としてどのように考えていますか、お答えください。

保健所の回線がISDNから光回線に変更されると聞きました。いまだ利用されていることに大変驚きました。2024年1月の終了が決定しているINSネットデジタル通信モードは、NTTが長年提供してきたISDN回線サービスです。庁内外で同様の事例はまだ存在するのですか、存在の有無と対応策について伺います。

今回の予算で、どの程度デジタル関連整備が実施されるのでしょうか。庁内や教育委員会、消防本部や保健所などの実態を示してください。その上で、今後の整備の方針をお示してください。

議案第22号小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案に関連して伺います。

今回の小樽築港駅周辺の変更により、商業レクリエーション地区では、サービス付き高齢者向け住宅や医療福祉などに関わる大学、高等専門学校、専修学校の建設が可能となるようですが、仮に別の会社が、地区計画の方針に適合しない共同住宅や学校などを建設しようとする場合に、建設の歯止めはあるのですか。

地区計画の届出制度で、別途判断とのことですが、根拠は存在するのですか。

また、今回の地区計画の変更は、都市計画の提案制度を活用した都市計画変更とのことですが、提案理由によると、地区計画の商業レクリエーション地区に存する大型複合商業施設は、新しい業態利用を模索しながら、まちの再創造を図っている現状にありますとの記述にあるように、商業レクリエーション地区としての役割は失敗しました。築港ヤード再開発は、小樽に多大な財政負担を生じさせました。マイカル小樽ができれば、札幌市などからたくさんの買物客が訪れる、市民の雇用が増えると夢物語のように語られましたが、実際には買物客の多くは小樽市民、雇用も札幌市から通ってくる始末です。結局、市外や観光客などの外需主導は間違っていたことの表れではありませんか。

市民への施策、内需主導こそ正しいのではありませんか。市長は、築港ヤード再開発は失敗だったと思いますか。

1 項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、補正予算、議案関連について御質問がありました。

初めに、高齢者世帯等生活支援事業関連予算についてですが、まず今回の支援金が生活保護世帯にも支給されることにつきましては、北海道の支給基準は、低所得の高齢者及び障害者世帯を対象としており、生活保護受給の有無にかかわらず、物価高騰に対する支援を行うものですが、私といたしましても、物価高騰の影響を受ける高齢者や障害を持つ世帯への支援は必要であると考えております。

また、収入認定につきましては、収入として認定しない取扱いとなっております。

次に、昨年度同様の暖房費緊急支援事業の実施の可能性につきましては、今回の支援金は、北海道の施策に本市が昨年度実施した暖房費緊急支援事業と同等の金額を独自に上乘せしたものであります。今後の物価などの動向にもよりますが、現時点において暖房費緊急支援事業を行う考えはありません。

次に、支給対象要件などにつきましては、北海道の実施要綱において、対象世帯は高齢者世帯と、障害者世帯とされているため、世帯主が特定疾患医療受給者証を交付されている約30世帯は対象外としたものであります。

また、令和4年10月1日の基準日時時点で、本市に住民登録があれば、入院、施設入所にかかわらず、支給対象とするものであります。

次に、今回の支給対象世帯につきましては、高齢者世帯で約1万1,500世帯、障害者のいる世帯で約2,500世帯を見込んでおります。

なお、対象世帯は、市町村の地域実情を踏まえ任意で決定できるとされており、本市といたしましては、高齢者が多い現状などから、今回は、昨年度の暖房費緊急支援事業と同様に、75歳以上のみの世帯としたものであります。

次に、子育て世帯への対象拡大につきましては、北海道の実施要綱において、子育て世帯は支給対象外となっております。本市といたしましては、この事業を行うに当たり独り親世帯を支給対象とすることも検討しましたが、物価高騰対策として、子育て世帯生活支援特別給付金や子育て世帯応援クーポン券などの支援事業も行うことから、本事業の対象としなかったものであります。

次に、行政事務のデジタル化関連予算についてですが、まずデジタル関連整備に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当につきましては、当該臨時交付金を活用したデジタル関連整備事業としまして、今定例会では庁内WEB会議促進事業費などの三つの事業費を補正予算に計上したところであります。これらの事業は、職員の新型コロナウイルス感染により市民サービスの提供に支障をきたさないようにするほか、コロナ禍においても、災害対応や、行政事務を円滑に進めるために必要な事業費として計上したものであり、また、これらの整備に係るそのほかの有利な財源がないことから、臨時交付金を充当することが適当と判断したものであります。

次に、INSネットデジタル通信モードの利用状況と対応策につきましては、庁内での利用実態を確認したところ、金融機関とのデータ送受信で2件、ロードヒーティングの中央監視システムで1件、合計3件の利用がありました。今後の対応策としましては、LGWAN回線を利用するなど、他の伝送方法への切替えについて、今後協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、今回のデジタル関連整備等につきましては、消防本部や教育委員会において、大型モニターや端

末等を購入するなど、主にウェブ会議等に必要な機器を整備するものであります。しかし、デジタル化に向けた整備はまだ十分ではないと考えておりますので、今後、テレワークの実施やウェブ会議のさらなる拡充に係る機器整備、ネットワーク回線の無線化などを行ってまいりたいと考えております。

次に、建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、まず地区計画区域内の建築物につきましては、都市計画法第58条の2第1項の規定により、建築等の行為に着手する30日前までに届け出なければならないと定められております。このことから、地区計画の方針に適合しない届出があった場合には、当該地区計画で定められている、土地利用に関する基本方針や建築物の用途の制限などに基づき計画の変更などを指導することで、一定程度抑制することができます。

なお、届出の変更がなされないまま建築確認申請が提出されたとしても、地区計画に適合しないものは建築基準法の規定により建築確認が下りないことから、実質的に建設はできないものであります。

次に、築港ヤード再開発につきましては、中高層住宅地区では、中高層住宅が定住人口の確保に、商業レクリエーション地区ではホテルが滞在型観光に、商業施設が雇用の確保に寄与しており、社会状況の変化に伴い多目的交流・商業地区を医療・福祉関連サービス地区とした地区では、公的病院が立地し、地域医療に大きく寄与しております。

一方、商業環境の変化により商業施設は厳しい経営環境にあると認識しておりますが、これを打開するため運営会社は、公的病院と連携をし、福祉や介護サービスを提供するウエルネスタウン構想を進めており、様々な施設や機能が集積する築港地区は、本市にとって重要な地区であると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 第2に、市長の政治姿勢について、まず人口問題について質問いたします。

市長選挙の翌日に発行された迫市長の政治団体の会報には、小樽にとっての最重要課題は毎年2,000人ずつ減少する人口問題ですとし、私の2期目では雇用を支える地元企業の振興を支援し、強みを生かしたまちづくりを進めることで新たな雇用や所得を生み出すと記されています。

地元企業の振興、新たな雇用や所得を生み出すのは結構なことです。問題は、それでは小樽市で勤務しても札幌市に転出するのを止められないことです。2018年7月の小樽市における人口減少の要因分析及び有効な施策に関する研究報告書では、「他方で、小樽はながらく札幌のベッドタウンになることは拒否してきたが、少なくとも市民の所得を引き上げ、人口流出を止め、出生率を改善するという観点から考えれば、この方針の見直しも必要であろう。」と報告されています。私は、小樽市が札幌市のベッドタウン化することが、人口対策上、不可欠と考えています。

市長は、小樽市が札幌市のベッドタウンとなることをどのように捉えられていますか。

地元企業の振興、新たな雇用や所得を生み出すことは大変大事なことです。しかし、これが人口対策にどう結びつくのですか。札幌市から小樽市に勤務することは、これでは止められないではありませんか。

先日、ある市民からこんなお話を聞きました。看護学校の実習のため赤岩保育所まで行かなければならなかったが、バスが不便なため大変だったということでした。札幌市から通っている学生はもっと大変だったとのこと。コロナ禍でバスの本数が間引きされ元に戻っていません。利用者からは不便になったと聞かれます。これでは、自家用車を持たない市民は、札幌市などに通学、通勤をしたくとも不便なので、札幌市に引っ越すのも理解できます。

市内バス路線の充実のため、これまでどのような話合いがされてきたのかを示してください。

また、市長は、どのようにするべきと考えているのか伺います。

小樽駅と札幌駅を結ぶ快速列車の充実が必要です。普通列車約50分と比べると、最速32分は優位性があります。

市長は列車の本数があるのだからよいという立場ですか。快速列車の充実が必要ではありませんか、市長のお考えをお聞かせください。

小樽市のこども医療費助成では、8月から小学生までの医療費が実質無償化されました。しかし、ようやく札幌市と肩を並べたにすぎません。8月3日付北海道新聞で市長は、今後も段階的な対象拡大を図るとしています。日本共産党は、中学校卒業までの医療費無料化を求めています。道内の多くの自治体が、中学校3年生までの医療費助成を行っている現状や、市長公約からもさらなる助成拡大を求めます。市長の見解を伺います。

また、中学生以下までの医療費の実質無償化、完全無償化に必要な額は、入院、通院でそれぞれ幾らになる見込みか、お答えください。

函館市がこれまで所得制限を設けた上で、中学生以下を完全無償化していた医療費を、来年度から高校生以下の全市民を対象に、所得制限を設けず完全無償化すると発表しました。工藤壽樹市長は、家計の負担を少しでも軽減させることが緊急課題なので、市民に寄り添った形で政策を実現すると述べています。

こうした事業や函館市長の考えについての市長の所感をお示しください。

高校生以下までの実質無償化、完全無償化に必要な額は、入院、通院でそれぞれ幾らになる見込みかお答えください。

迫市長は、2期目に当たって、子育て環境整備を打ち出しました。歓迎したいと思います。その中で、市民要望の多い公園整備というのは重要です。本市の公園面積で、市民1人当たりの公園面積では11.6平方メートルと、札幌市で1人当たりの公園面積が一番狭い白石区の8.9平方メートルと比べても狭いとは言えません。

しかし、街区公園で比較すると、小樽市は市民1人当たりの面積は1.2平方メートルで、白石区の1.6平方メートルと同程度です。このような状況にある街区公園の今後の整備について、市長はどう考えますか。

日本共産党は、場所が偏り、そもそも数も少ない街区公園を増やすべきだと考えます。既存の公園の遊具整備もごく僅かしか進んでいません。市長は、新規と既存の都市公園をどうしたいと考えているのですか、お答えください。

保育士の処遇改善について伺います。

保育士の低賃金と労働強化・保育士不足の背景に、国の職員配置基準が低過ぎることがあります。この基準は1984年につくられたもので、4、5歳児の基準は、それから一度も変わっていません。また、公定価格を基にして施設に支払われる運営費も低いため、低賃金や十分な職員配置をすることができないなどの問題があります。この基準で、保育の質を確保した安心・安全な保育をすることは可能なのでしょうか。市内保育所でも保育の質を確保するため、国の基準よりも多い職員を配置しています。このような実態を踏まえ、国の配置基準や公定価格を見直すべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

本年2月から、国は保育士等の処遇改善のため、給与月額3%、9,000円程度の賃上げ策を実施しています。しかし、実際の支給額は半分程度になるのではという懸念が以前にありました。市内保育所の実態はどうですか。

市長が提案説明で掲げた保育環境の改善、保育士の確保、子供の居場所の充実とは、具体的に何を指しているのですか。

以前から札幌市や石狩管内の市などが行っている保育士の処遇改善など、保育士確保への対応について

伺いました。本市においても、保育士不足を要因とした入所待ち児童が依然として解消されておりません。市長は来年度に向け、処遇改善など、何らかの保育士確保策を行うと明言してください。

令和4年第1回定例会の一般質問で、私は、道路台帳図の公開を求めて質問しました。答弁では、インターネットでの公開は、住民の利便性向上や業務の効率化が図られるため、他都市の事例を参考に調査研究していきたいというもので期待したいと思います。市長の公約にも、行政のデジタル化による市民サービスの向上とあるように市民サービスの向上こそ必要です。統合型や公開型のGISについて紹介している自治体のインターネットサイトを幾つか拝見しました。そこでは、活用例として、都市公園の分布や投票所の分布、医院・診療所の分布などが目で見て分かるようになっていました。先ほど街区公園について偏っていると申しましたが、これも一目で分かるようになります。児童館など、子供の居場所づくりという点でも活用できるでしょう。これからのまちづくりに役に立つこと請け合いです。大変夢が広がる話です。紹介したGISなどの活用により、市民サービスの向上こそ求められると思います。市長の所感を伺います。

また、道路情報のインターネット上の公開については、具体的に、他都市の事例を参考にどのように調査研究していく考えなのか。既に調査研究していれば小樽市としてどのように進めていくのか伺います。

そもそも市長の言うデジタル化は、電子申請やキャッシュレス決済など、利用できる人だけが恩恵を被るようなものなのかということです。私は、行政のデジタル化というのは、特定の市民が恩恵を被るというのはおかしいと考えています。例えば、インターネットを使える市民とか窓口でタブレット端末を置いて操作できる市民とか、お金に困ってなくクレジットカードを使える市民とかが恩恵を被るのは不公平なことだと思います。いかがですか。

統一協会による被害が連日報道されています。

統一協会は宗教団体とは名ばかりの詐欺を働く反社会的カルト集団です。私にも先日、相談者の姉が統一協会による被害に遭ったと相談がありました。幸いにも、弁護士を通じて靈感商法による多額のローンは解消し、グループホームに入所できる見通しとなりましたが、医師によると、完全にマインドコントロールは解けていないとのことでした。これほど近くにも、統一協会の被害があったことに身震いがします。市長はこうした市民の被害にどのような所感をお持ちですか。

被害相談が寄せられたときの小樽市の窓口はどこになるのですか。

本市や教育委員会において、統一協会関連団体に対し、後援や寄附金受領を行ったことはありますか、お答えください。

大阪府箕面市では、市立小学校1校で17年前から世界平和統一家庭連合の関連団体が、子供向けの科学実験講座を開いていたことが分かりました。現在、学校や地域住民でつくる運営委員会が、この講座の取りやめを決定いたしますとしています。本市で同様の講座が判明したならば、どのように対応しますか。

統一協会といえば、姓名判断、手相占い、動物占いなど、四柱推命を使った占い商法が有名です。広く知られる手口では、統一協会関連団体の名前を用いず、個人名義で市民講座などの講師として入り込み、入手した名簿を基に関連団体の占い商法に引きずり込むことが知られています。勤労青少年ホームが行っている、やんぐすくーる講座や利用者ほ一む時間での関わりはありませんでしたか。

本市でも、統一協会との関連が疑われる団体に対する補助金の交付、後援名義の使用許可などを市行政への関与は認めないこととする対応方針を持つべきではありませんか。

副市長の任期が12月4日に迫っています。小樽市議会では、通常、人事案件については、最終日に提案されるのが通例です。ところが、追加予定議案に副市長の任命についてはありませんでした。もし、令和4年第4回定例会冒頭での先議と考えているのであれば、緊急を要するわけではないのですから問題で

す。前回はイレギュラーな中での任命でした。今回はあらかじめ任期が決まっているのですから、今定例会の最終日に提案するべきです、いかがですか。

岸田文雄首相は、参院選遊説中に銃撃を受け亡くなった、安倍晋三元首相について、国葬儀を行うと発表しました。日本共産党は、安倍元首相が無法な銃撃で殺害されたことに対して、深く哀悼の気持ちを述べ、暴挙への厳しい糾弾を表明します。同時に、国葬を行うこととなれば、国民の中で評価が大きく分かれている安倍元首相の政治的立場や政治姿勢を国家として全面的に公認し、安倍氏の政治を賛美・礼賛することになります。さらに弔意を示すかどうかも含めて、内心の自由に関わる問題であり、国家が弔意を求めたり、弔意を事実上強制したりすることがあってはなりません。市長はこうした国葬について、どのような所感をお持ちになりましたか。

また、市内小・中学校で教職員と子供たちに弔意を求めたり、弔旗掲揚を求めたりすることはあってはならないことです。教育長の見解を伺います。

以上、2項目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、人口問題についてですが、まず札幌市のベッドタウン化につきましては、札幌市内の地価上昇などを背景に、全転入者に占める札幌市からの転入者の割合が増加していることから、札幌市への通勤を前提とした転入者の潜在的な需要に応えることは、人口減少対策の一つとして有効と考えております。

しかしながら、本市には、歴史に裏づけられた個性的な町並みや文化、風土など、独自の魅力や可能性があり、今後もそれらを磨き上げることで、本市ならではのまちづくりを進めていきたいと考えており、札幌市のベッドタウン化はイメージしておりません。

次に、新たな雇用や所得を生み出すことと人口減少対策の結びつきにつきましては、地元経済の下支えや強みを生かしたまちづくりを進め、新たな雇用や所得を生み出すことにより、若い世代などが安心して働き、定住や札幌市からの移住が促進されることは、人口減少対策につながるものと考えております。

次に、市内バス路線の充実に関する事業者との話し合いにつきましては、市内のバス事業においては、コロナ禍で利用者が激減し収益が悪化、多くの路線が赤字となったため市としては利用実態を考慮した上で、減便を受け入れたところではありますが、いまだ厳しい収支状況が続いていることから、減便の回復について事業者と協議をしております。

しかし、私といたしましても、市民の日常的な生活を支えるためには、市内外の移動時における利便性の確保を図ることが必要であると考えておりますので、今後コロナ禍の状況や、市内バス路線の収支状況を見据えながら、減便の回復について協議をまいりたいと考えております。

次に、小樽－札幌間の快速列車の充実につきましては、速達性の面から優位性があると思いますが、現在の普通列車を快速列車に置き換えた場合、沿線では普通列車の減便により、利便性が低下する利用者が新たに生じてしまうことや、新たに快速列車を増発する場合は、JR北海道の運行車両の確保などの課題があるものと考えております。

私といたしましては、快速列車の優位性は理解しておりますので、人口動態を見ながら、快速列車の増発等についてJR北海道と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、こども医療費助成のさらなる拡大につきましては、子育て世帯に関わる家計負担の軽減に向け、着実に進めてまいりたいと考えております。

また、中学生までの医療費助成拡大に必要な金額を年間ベースでお示しすると、実質無償化した場合は、入院は約200万円、通院は約3,900万円。完全無償化した場合は、入院は約230万円、通院は約5,400万円になるものと推計をしております。

次に、函館市が実施する医療費助成の完全無償化への所感につきましては、子育て世代の経済的な負担がさらに軽減されるものと考えております。

また、本市においての高校生以下の医療費助成拡大に必要な金額については、現時点では試算をいたしておりません。

次に、今後の街区公園の整備につきましては、本市の街区公園の市民1人当たりの公園面積は、平成7年に国の都市計画中央審議会が示した、住民1人当たり1平方メートルとされている街区公園整備標準を超えておりますが、公園整備については、市民要望が多く、人口減少対策にも位置づけておりますので、生活環境の充実を図るため市民ニーズに対応しながら、魅力ある公園づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、新規と既存の公園整備につきましては、未整備の公園は、整備の必要性などを総合的に検証した上で、市民が憩い交流の場となる整備を推進するとともに、既存の公園については、市民ニーズを把握しながら、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の計画的な更新を進めてまいりたいと考えております。

次に、保育士の配置基準などに対する見解につきましては、保育需要が減らない中、近年では特別な配慮や支援が必要な子供も増えている状況にありますので、一人一人の子供に向き合いながら適切な環境の下で保育をしていくためにも職員の配置基準や公定価格を見直すことは必要なものと考えており、これまでも北海道市長会を通じて国へ要望を行っているところであります。

次に、国の処遇改善による賃上げの実態につきましては、職員数や経験年数など各施設の条件により様々ですが、常勤の保育士、幼稚園教諭を例に挙げますと、平均では1人当たり月額で約1万2,000円の賃上げがなされております。

次に、提案説明で掲げた子育て支援策の具体的な内容につきましては、保育環境の改善においては、老朽化した民間保育施設の整備や保育施設のICT化などを想定しており、保育士の確保においては、新規に就労した保育士に対する助成などを想定しております。

また、子供の居場所の充実においては、子ども食堂などを運営している地域の団体と連携した、居場所の確保に向けた取組などを想定いたしております。

次に、保育士確保策の実施につきましては、先ほど申し上げたとおり、新規に就労した保育士に対する助成など、来年度の実施に向けた具体的な検討を進めているところであります。

次に、統合型・公開型地理情報システムGISの調査研究についてですが、まずGISなどの活用による市民サービスの向上につきましては、GISは様々な情報が一つの地図上で閲覧できるなど行政情報の確認などの利便性が高いものであり、市民サービスの向上にもつながるものと認識をいたしております。

次に、道路情報のインターネット上での公開について、どのように進めていくのかなどにつきましては、他都市の公開内容や表示方法について調査した結果、本市において現在導入しているGISと、既存の道路情報データを用いて、道路情報を表示できることが確認できたため、今後、インターネット上での公開に向けて庁内で調整をしてまいりたいと考えております。

次に、行政のデジタル化につきましては、時代の要請でもあり、将来的な行政サービスの在り方を考えましても、避けて通ることはできません。現時点におきましても、市民の方の利便性向上に資する取組と認識しておりますので、引き続き推進をしてまいりたいと考えております。

また、利用が困難な方への支援も必要と考えており、どのような手段が可能か、併せて検討をしております。

次に、統一教会についてですが、まず統一教会による被害につきましては9月5日に政府が設置した合同電話相談窓口には回線が繋がらないほどの相談が寄せられており、全国的に多くの方が被害を受けていることは報道で承知をしておりました。市内でも被害に遭われた方がいるとお聞きをし、私といたしましてはその方の御心痛を察するとともに、身近なところにまで被害が及んでいる事実を改めて認識をしたところであります。

次に、被害相談が寄せられたときの本市の窓口につきましては、小樽・北しりべし消費者センターのほか市民からの相談、苦情、要望について対応している生活安全課市民相談係となります。

次に、統一教会関連団体への後援や、同団体からの寄附金受領につきましては、本市において、後援については過去3年間、寄附金受領については過去10年間遡って調査をした結果、全国霊感商法対策弁護士連絡会が確認をしている統一教会関連団体への後援の承認や寄附金受領の事実はありません。

また、教育委員会においても同様にその事実はないと聞いております。

次に、統一教会関係団体が、市の行事に参加をしていた場合の対応につきましては、全国的には統一教会との関係が分からないよう個人名で参加をしているケースもあり関連を特定できない場合もあると思われませんが、大阪府箕面市のように子供向け講座において関連が判明した場合などには、直ちに中止を決定したいと考えております。

次に、勤労青少年ホームが行う講座との関わりにつきましては、やんぐすく一講座などの講座の実施に当たっては、当施設の運営を円滑に行うために設置をしている勤労青少年ホーム運営審議会等において、講座の内容や講師の選定について協議の上、決定をしております。

また、参加者の募集に当たり、市のホームページなどで告知をしておりますが、これまで講座と統一教会との関わりについて市民等からの指摘や参加者からの被害や苦情はなかったことから、統一教会との関わりはなかったものと考えております。

次に、統一教会との関係が疑われる団体への対応につきましては、市としては市民の皆さんの安全・安心な暮らしを守ることが重要であると思っておりますので、市行政への関与は認めない姿勢で臨みたいと考えております。

次に、副市長人事についてですが、現副市長の任期は12月4日までとなっており、まだ3か月ほど任期が残っております。副市長人事につきましては、私といたしましては適切な時期に提案をしたいと考えておりますので、御理解をいただければと思っております。

次に、安倍元首相の国葬についてですが、この国葬については、国民の賛否が分かれており様々な意見があると承知をいたしております。今後、国葬の実施に当たり、政府から詳細な方針が示されると思えますので、私としてはその動きを注視してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 酒井議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市長の政治姿勢について御質問がありました。

安倍元首相の国葬についてですが、市内小・中学校への弔意や、弔旗掲揚の要請につきましては、現時点で文部科学省からの要請はありませんが、今後の通知を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇)

○8番(酒井隆裕議員) 大型事業について質問いたします。

まず、北海道新幹線札幌延伸工事についてです。

朝里川温泉地区のトンネル掘削土の受入れは、朝里が丘町内会でも、朝里川温泉町会も断固受入れは認められないと反対しています。市民団体、朝里の水を守る会も猛反対しています。

こうした中、7月29日の定例記者会見で、北海道新聞からの質問に答えています。北海道新聞の朝里川温泉地区にある残土の埋立て候補地のすぐ真下が土砂災害警戒区域に先日、指定されていますが、それに対して市長はどのように受け止めていますかとの質問に、市長は、あそこの工区から出てくる、いわゆる発生土については、石切山に持って行くという当初の考え方が、JR T Tから示されていましたが、その後、その発生土を持って行く場所の下が今回、土砂災害警戒区域に指定されることになったわけです。この話は少し前からこういう話を伺っていましたが、土砂災害警戒区域の上に発生土を盛るということについては、私としては安全性が保障できないということもあって、そのことをもって住民説明で住民に理解してもらうことは非常に困難だということで、JR T Tには、石切山にあの工区から出てくる発生土を持って行くことについては再考を願いたいとお話をさせていただいています。その場所がどこかということはまだ決まってははいませんが、市の考え方としては、既にJR T Tにお伝えしていますと答えています。

市長の答弁では、以前は丁寧に説明をといた態度だったのが、突然、再考を願いたいとなった経緯と、市長の記者会見における発言の真意を説明してください。

既にお伝えしているとされるJR T Tへの市の考え方を示してください。

市の考え方に対するJR T Tの考えも併せて伺います。

現在、市内の残土受入地は、要対策土、無対策土合わせてどれだけあるのか、今後増えることはないのか、場所と処分量を示してください。

これらについて、市長は積極的に受け入れていく考えか伺います。

並行在来線のバス転換についてです。

余市一小樽間の通学時間の大量輸送について、8月3日付、北海道新聞では、JR函館本線長万部一小樽間はバス転換を決めたが、地元とJR北海道の負担の在り方や余市一小樽間で通学時間帯の大量輸送にバスで対応できるかも協議が必要だ。バス転換は前倒しありきではなく、これらの課題解決が前提となる。鉄道施設の活用が地域振興にとって有用であれば譲渡も検討したいと回答しています。市長は、余市一小樽間で、通学時間帯の大量輸送にバスで対応できるとお考えですか。

市内路線は減便に次ぐ減便です。新型コロナウイルス感染症の影響により、間引き運転だったのが、以前の便に回復していません。この理由の一つに、そもそもバスの運転手が不足しているということがあります。並行在来線をバス転換しても、運転手が不足で便数が少ない、便数が少なく不便だから利用しづらい、利用しづらいから利用者が増えず便数は増やさないとなれば、利用者数がさらに減少します。その結果採算が取れず路線廃止です。道内他自治体、札幌線沿線でも実際あったことです。

在来線廃止後のバス転換における、道内他自治体の事例に対する市長の所感をお示しください。同時に、余市一小樽間がこうはならない担保をお示しください。

鉄道施設の活用とはどのようなものを想定しているのですか。北海道新幹線新小樽(仮称)駅には、どれだけ列車が停車するのか分かるのはいつですか。詳細な事柄が分からないまま、周辺開発を行うことは

無謀ではないですか。

小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発事業が計画されています。本計画では、16番、17番岸壁、ドルフィン、客船ターミナル、大型バス駐車場、観光船ターミナルを中心とした複合施設、緑地、観光・商業施設などの整備を行うものです。埠頭整備そのものを否定するものではありませんが、競合施設への二重投資による行財政の浪費のおそれがあること、既存の店舗への影響が見込まれること、過剰過大先行投資、インバウンドがどうなるのか見通せないのに進められようとする事、事業計画どおりに進まなかった場合の負担がどうなるのかということ、滞在時間が短い通過型観光をますます増加させるおそれがあることなどから、反対します。

観光・商業施設についてです。

物販エリアでは、地元小樽の特産物、農水産直売所、北海道銘菓、ソフトクリーム販売、水産加工品販売、コンビニエンスストア、インフォメーション、展望スペースなどの整備、将来的にサイクル関連施設がうたわれています。しかし、これらは市内に既に存在しているものです。こうした施設の売上げが上があれば上がるほど市内にある既存の小売業などへの影響が大きくなります。マイカル小樽の例を見るまでもなく、限られたパイの奪い合いになるのではありませんか。

インフォメーションについてです。

観光物産プラザがあるのに、なぜ造るのですか。回遊性を向上させるなら、観光物産プラザまで行ってもらえばいいではありませんか。もし必要な機能が観光物産プラザにないのなら、観光物産プラザの機能を強化すればよいではありませんか。

大型バス駐車場についてです。

これも堺町観光バス駐車場があります。これまでは運河観光をして、昼食を食べてから札幌市や旭川市へと移動する観光ルートがありました。回遊性を向上させるのではなく、低下させるではありませんか。インバウンドがどうなるのか見通しはありますか。現在どのように考えていますか。観光振興公社の事業計画が思うように進まなかった場合、誰が責任を取るのですか。

1994年8月14日の北海道新聞小樽版に、当時の大原登志男日本共産党市議団長が、私の提言として寄稿しています。そこでは、虫食いの小樽臨港地区として郷土の将来に大きな悔いを残すことになるだろうとしています。そのとおりになっています。さらに、小樽などは、観光レジャー港化、このスクラップ・アンド・ビルドをやむなしとするなら、小樽港の命取りというだけでなく、過剰過大先行投資、競合施設への二重投資による行財政の浪費を許すことになるかと警告しています。今の私たちにも言えることではありませんか。市長は、大原市議団長の28年越しの警告を聞いて、どのような所感をお持ちになりましたか。

JR小樽駅前広場再整備基本計画が策定されました。

ここでは、「歩行者と車両の輻輳や歩行者が車路を乱横断するなど、安全上の課題があります。」とあるように、歩行者の安全確保は、急いで行わなければならない課題です。

一方で、小樽駅前第1ビルの再開発の準備や、北海道新幹線の札幌延伸が予定されていることから、今後はこの新たな施設等の連携も必要になりますというのは、喫緊の課題とは言いきれません。歩行者の安全確保を優先し、緊急性の低い小樽駅前第1ビルの再開発の準備や北海道新幹線絡みの事業は先送りするべきではありませんか。JR北海道のやり口から言えば、将来、北海道新幹線の札幌延伸がなされた後、小樽駅は並行在来線だから、赤字だからという理由で、在来線はほしみ駅までとし、銭函駅は引き返すための駅とし、利用停止。銭函駅から小樽駅まで廃止というのもあり得ない話ではありません。計画は一度立ち止まり考え直す考えはありませんか。

また、銭函駅から小樽駅までは、確実に残る担保は市長はあるとお考えですか。

石狩港新港について伺います。

西ふ頭の役割がどうなるのかということです。

王子エフテックス株式会社が2021年末でパルプ製造をやめたことから、木材チップ用の荷役機械が無駄になっています。事実上の専用埠頭となっていたのですから、王子エフテックス株式会社に費用負担を求めべきです。石狩湾新港管理組合に求めていく考えはありますか。

マイナス14メートルバース建設費に対する、ここ数年の公債費と岸壁使用料、差額である管理者負担はどのようになっていますか。

市長は、王子エフテックス株式会社の穴埋めを小樽市民も含む税金で行っている認識はありますか。

木材チップの取扱いがなくなったのですから、港湾計画の見直しと事業の見直しを行い、管理者負担を減らすべきです。本年のこれまでの西地区における貨物量を示してください。

また、見直しと、管理者負担減額に対する小樽市の考えをお示してください。

以上、3項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、大型事業について御質問がありました。

初めに、北海道新幹線札幌延伸、並行在来線、バス転換についてですが、まず、私の記者会見での発言の経緯と真意につきましては、これまでも鉄道建設・運輸施設整備支援機構、以降、機構と申し上げますが、機構による受入地の決定に当たっては安全性の確保はもちろんのこと、地元の皆さんから一定程度の御理解が得られることを本市が受入地の設置を了承する条件としてまいりました。しかしながら、朝里川温泉地区のトンネル発生土受入候補地については、約4年間にわたり地元説明を重ねてきましたけれども、いまだ御理解をいただくに至っておりません。

一方で、本年7月26日に、北海道により当該受入候補地の下側が、土砂災害警戒区域に指定をされました。この指定により、住民が安全性に不安を抱き、理解を得ることはますます困難になると考えられ、さらなる時間を要し、札幌開業の時期に影響を及ぼすことが懸念されてきたところであります。これらのことから、北海道新幹線の早期開業を要望してきた本市といたしましては、他の受入候補地を選定するなど再考いただきたい旨、機構に申し入れたところであります。

次に、朝里川温泉地区の発生土受入候補地に対する市の考え方につきましては、ただいま申し上げましたとおりであります。このことを受けた機構の反応につきましては、申入れの趣旨を御理解いただき、対応策の検討を進めていただいているものと認識をしております。

次に、市内における発生土受入地につきましては、既に決定しているところが3か所あり、1か所目が塩谷4丁目の民有地、2か所目が同じく塩谷4丁目の市有地、3か所目が見晴町の民有地で、合わせて約30万立方メートルの受入れ可能量となっております。

なお、市内の発生量に対して、現時点では受入れ可能量が不足していることから、今後、安全性等の条件を満たす新たな受入地が必要になるものと考えております。

次に、並行在来線のバス転換における余市一小樽間の通学時間帯につきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議で一部の増便により、バスで輸送可能との検討結果も示されており、対応可能だと考えておりますが、将来に向けた運転手の確保など解決すべき課題が残されているものと認識をいたしております。

次に、バス転換の事例に対する所感につきましては、札幌線の代替バスの一部区間が来月、民営から公

営に変わると聞き、利用者の減少などバス事業を取り巻く厳しい状況を再認識したところであります。

一方、余市―小樽間につきましては、相当数の利用者が想定されることから、現状では代替バスの廃止はないと考えており、今後、バス事業者や余市町、地域の皆さんと協議を重ね、利便性が高く、持続可能な代替バスとなるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、鉄道施設の活用方法につきましては、現時点では、駅舎はバス待合所や休憩所など、鉄道用地は駐車場やバス転回場、雪置場、公園、観光面などでの活用が想定されますが、今後、地域の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、停車本数が分かる時期と周辺開発につきましては、新幹線の先行事例では、おおむね開業の3か月前にダイヤが発表され、停車本数が明らかになっております。

なお、新小樽（仮称）駅周辺の整備は、一定の乗降客数を推計して、新たな玄関口として必要な機能を確保するものであり、本数未定の段階で行うことは問題はないと考えております。

次に、小樽港第3号ふ頭についてですが、まず観光・商業施設と既存店舗の競合の認識につきましては、物販施設は現在の観光物産プラザにおける機能を拡充し、移転するものであります。

また、第3号ふ頭及び周辺再開発が進むことによって、隣接地に大型駐車場が整備されることやクルーズ船寄港数の増加が見込まれること。さらには緑地でのイベント等の開催による、新たなぎわいが創出されることで、これまで以上の来訪者の増加が期待でき、既存店舗も含めた、全体の消費額の増加につながるものと考えております。

次に、インフォメーションにつきましては、港観光の拠点を目指す第3号ふ頭及び周辺地域内の利用者への観光情報等を発信するため、新たな観光・商業施設に観光物産プラザ内のインフォメーションセンター機能を移転するものであります。

移転先は現在整備を進めている大型クルーズ船対応岸壁や今後、整備を予定している観光船ターミナルに近く、観光駐車場にも隣接することから、観光客の利便性が高まるとともに、このインフォメーションセンターが国内旅行者のみならず、外国人旅行者の周遊を支援する重要な広域情報拠点となり、回遊性の向上や滞在時間の延長につながるものと考えております。

次に、大型バス駐車場につきましては、この駐車場はクルーズ船の乗船客がオプションツアーの際などに利用するバスへの乗降場所として必要なもので、船社等からも、整備要望を受けており、大型クルーズ船対応岸壁や客船ターミナルとともにクルーズ船の寄港増加には欠かせない施設であると考えております。

またこれまでも船社等がオプションツアーを企画される際には、できる限り市内観光を取り入れたツアーとなるよう、提案や情報提供を行っており、引き続き市内観光の増加や回遊性の向上に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、インバウンドの見通しにつきましては、国では新型コロナウイルス感染症に係る水際対策措置として、本年6月10日と9月7日に、順次円滑な入国が可能となるよう緩和を進めております。市内におきましても外国人旅行者を見かけることが多くなっており、今後は個人旅行に係る規制緩和も期待され、それに合わせてインバウンドも増加していくものと考えております。

次に、観光・商業施設について、事業計画が思うように進まなかった場合の責任の所在につきましては、事業主体となる観光振興公社では、昨年度から赤字体質からの脱却や今後の事業強化を図るため、経営陣を刷新し、その体制の下で経営改善の取組を進めているところであります。

このたびの第3号ふ頭及び周辺再開発を契機に、公社が観光駐車場と観光・商業施設を一体的に管理運営することで、収支が改善され、安定的な経営が図られていくものと期待をしております。今後とも第三

セクターである公社に対しては、健全な経営が維持されるよう常に経営状況等を把握し、事業計画が達成されるよう、適切な関与を行ってまいりたいと考えております。

次、元市議会議員である大原氏の提言については、まず小樽港は令和2年12月に小樽港長期構想を策定し、この長期構想の中で、小樽港の将来の目指すべき姿として、物流機能と交流機能の両面で港湾の活性化を図ることとしており、この実現に向けてそれぞれの機能のすみ分けを行いながら、効率的な埠頭再編、利用再編を進めてまいりたいと考えております。

また、今後の港湾整備においては、特に物流に関して、点在している各機能の移転・集約を行いながら、効果的な投資となるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽駅周辺再々開発についてですが、まずJR小樽駅前広場の再整備につきましては、JR小樽駅前広場再整備基本計画では、駅前広場内の広場機能の一部を再開発ビルへ移転させ、その空間を活用することで歩行者の安全を確保することとしていることから、駅前広場の整備と再開発事業との連携は必要となります。

また、新幹線の札幌延伸に係るバスバースの整備については、新小樽（仮称）駅などとのアクセス対応について、他のバスと乗降場を共用することを想定しており、その規模が変わらないことから、本計画に基づき整備を進めたいと考えております。

次に、基本計画の再考とJR小樽－銭函間につきましては、現時点では北海道新幹線の札幌延伸後も、北海道旅客鉄道株式会社により運行が継続されるものと考えていることから、小樽駅前広場の再整備については、基本計画に基づき今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港についてですが、まず、西ふ頭の荷役機械に係る今後の公債費負担につきましては、本来、荷役機械に係る経費は使用料収入で賄うものであり、当該施設を使用していない者から負担していただくことはできないものと考えております。

なお、石狩湾新港管理組合からは、令和8年に稼働を予定している王子グリーンエナジー江別株式会社のバイオマス発電の燃料の調達に当たり、当該施設などの利用を要請していると聞いており、施設の早期利用が図られるよう、取組を進めていただきたいと考えております。

次に、西地区のマイナス14メートル岸壁につきましては、まず過去3か年の公債費は、令和元年度と2年度が同額の約1億4,240万円、3年度が決算見込みとして約1億4,150万円となっております。

次に、岸壁使用料は、令和元年度が約2,300万円、2年度が約1,360万円、3年度が決算見込みとして約1,000万円となっております。

また、岸壁の建設に伴う公債費と、岸壁使用料の差額は、令和元年度が約1億1,940万円、2年度が約1億2,880万円、3年度は決算見込みとして約1億3,150万円となっており、昨年12月に木材チップの取扱いがなくなったことに伴う使用料の減収は母体負担金に影響があるものと認識をしております。

次に、西地区における貨物量や港湾計画の変更などにつきましては、まず西地区における貨物量は、木材チップの取扱いがなくなった令和4年1月から6月までの合計で、速報値として約1万8,500トンとなっております。

次に、港湾計画の見直しにつきましては、木材チップの取扱いがなくなった状況ではありますが、現在管理組合では、施設利用の要請を行っていることから、今後の施設利用の動向を注視する必要があるものと考えております。

また、現在進めている各事業につきましては、それぞれ必要なものであり、見直しが必要であるとは考えておりませんが、今後とも管理組合に対しましては、効率的、効果的な事業の執行などにより、港湾管理者の負担を減額することで、母体負担金の低減に努めていただくよう要請をまいりたいと考えてお

ります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 2021年度一般会計決算は、実質収支で約16億9,508万3,000円の黒字となりました。不用額は、2020年度約18億6,077万円から約24億3,750万円と約5億7,673万円増加しています。主な不用額の項目と額及び予算現額に対する割合、不用額を生じた主な事業も説明してください。

また、なぜ不用額が拡大し続けるのか、見解をお示してください。

予算現額に対し、不用額は2017年度3.1%、2018年度4.1%、2019年度5.2%、2020年度2.5%、2021年度3.4%となっています。不用額の発生は、市民生活や経済の活性化に予算を適切に使っていないことの表れではありませんか。不用額を発生させるために予算執行を抑制しているのではありませんか、お答えください。

当初見込んでいた財政調整基金の取崩しによる財源対策を講じることなく約17億円の黒字を確保し、実質単年度収支においても6年ぶりの黒字となりました。このことが小樽市収支改善プランにどのように影響するのか伺います。

歳入では、市民税と固定資産税がともに減少しています。

収入未済額の推移では、現年度分が約3億2,193万5,000円減少しています。一方で、滞納繰越分については、約1,760万3,000円増加しています。このようになった要因を、市としてどのように分析しているのか、お答えください。

歳入では、市民税などの市税収入が当初予算額を上回りました。

こうした要因を、市としてどのように捉えられているのかお示してください。

病院事業会計についてです。

決算では、2020年度に引き続き運転資金が確保されました。損益収支は改善していますが、純損失が生じています。各企業会計決算審査意見書では、本年度は新型コロナウイルス感染症の支援事業等に係る国や道の補助金などにより、資金不足は生じませんでしたと記されています。補助金がなければ、資金不足だったということですか。

また、今後の病院の経営強化に関して、2022年第2回定例会の厚生常任委員会で、小樽市立病院経営強化プランの策定着手について報告をしていましたが、策定の進捗状況についてお示してください。

国民健康保険事業特別会計、国民健康保険事業運営基金についてです。

2022年度の保険料の試算に当たっては、北海道が示す標準保険料率賦課割合の適用に合わせるための激変緩和とコロナ禍での負担増を少しでも軽減するため、基金を5,000万円投入することとして予算計上されました。2022年第1回定例会において日本共産党は、基金から1億円を投入すべきと主張していました。しかし、基金から1億円を投入すると想定される基金残高は、2022年度末は1億7,000万円程度となり、今後の激変緩和等に対応することが難しくなることが想定されるため5,000万円程度しか投入できないとのことでした。2021年度決算の結果を見ると約1億8,797万7,000円の黒字が生じていることから、1億円を投入することは可能だったのではありませんか。次年度に向けて1億円程度基金を投入し、保険料負担軽減を行っていく考えはありますか。

水道事業会計についてです。

昨年度に引き続き、本年度の損益収支は約3億3,269万7,000円の純利益を生じました。2019年第2回定

例会での高野さくら議員の代表質問に市長は、現在の基本料金体系に不満をお持ちの方がいらっしゃるの
は承知している。基本水量に満たない世帯が増えている。そのお気持ちは理解する。2020年度から、基本
水量、基本料金の見直しの検討に着手する予定といった趣旨の答弁をしています。

しかし、その後、新型コロナウイルス感染症の影響から、第2次小樽市上下水道ビジョンに基づく水道
料金は計画値を下回る結果となり、基本料金の見直しはされていません。

他の自治体ではどうでしょうか。新型コロナウイルス感染症対策として、次々と水道料金の減免などの
施策を打ち出しています。函館市は、物価高騰により住民生活の困窮が深刻化する中で、コロナ禍で影響
を受けている市民生活の支援策として、水道家庭用基本料金4か月分を全額免除すると発表しました。世
帯数は約12万世帯で、予算は5億4,500万円です。札幌市も10月、11月分の水道料金2か月分の基本料金の
減額を打ち出しています。こうした道内他都市の水道料金減免に市長はどのような所感をお持ちになりま
したか、小樽市でも実施するお考えはありますか。

本市の水道会計は、毎年約3億円もの純利益を出しており、新型コロナウイルス感染症で厳しい市民負
担を軽減することは、今こそ必要です。改めて基本料金の見直し、水道料金引き下げに対する市長の考え
と、今後の見通しをお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、2021年度の決算について御質問がありました。

初めに、不用額を生じた主な項目などにつきましては、民生費では、不用額が約8億6,000万円、予算現
額に対する割合は3%で、主な事業としましては、児童扶養手当経費で約7,600万円、介護保険事業特別会
計繰出金で約7,000万円となっております。

衛生費では、約4億1,600万円、割合は6.7%、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業費で約1億
8,100万円、同接種体制確保事業費で約4,600万円。商工費では、約3億5,600万円、割合は4.4%、中小企
業経営安定健全化資金貸付金で約2億3,000万円。土木費では、約2億3,100万円、割合は3.9%、除雪費で
約4,100万円。教育費では、約2億2,500万円、割合は8.1%、塩谷小学校の校舎等耐震補強等事業費で約
4,600万円。職員給与費では、約1億4,400万円、割合は1.7%、職員手当等で約8,700万円生じております。

また、不用額の総額は、前年度と比べ約5億7,700万円の増となりましたが、予算現額に占める割合は全
体で3.4%であり、過去5年の平均である3.7%と比較しましても、特別に大きな割合となっております。

次に、不用額につきましては、入札差金や融資制度などの利用が見込みより少なかったなど、事業を執
行していく中で結果として生じるものであり、不用額を発生させるために予算執行を抑制することは行っ
ておりません。

次に、黒字の確保が収支改善プランへ与える影響につきましては、一般会計の令和3年度決算の実質収
支は、前年度よりも国や道支出金の超過交付額及び地方交付税が増加したことなどの理由により、約17億
円の黒字となったものであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化などにより、歳入動向が予測しにくい現状に
おいては、今後の不測の財政需要に備え、将来にわたって効率的かつ安定的に持続可能な行政運営をなし
得る財政構造への改善を図るため、引き続き収支改善プランに基づく財政の健全化を進めていく必要があ
ると考えております。

次に、市税の収入未済額につきましては、現年度分については、国の新型コロナウイルス感染症緊急経

済対策として創設された、税の徴収猶予制度により、納期限を延長したため、令和2年度は収入未済額が増えましたが、この制度が終了したことにより3年度は減少したものであります。

また、滞納繰越分については、令和2年度までの徴収猶予制度による繰越分のうち、猶予期間が過ぎた3年度においても納付されずに未納となった税などがあったことにより増加したものであります。

次に、市税収入が当初予算を上回った要因につきましては、当初予算の積算において新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、個人市民税はリーマンショック時の減少幅を参考にして納税義務者の減少や1人当たり所得金額の減少を見込み、法人市民税は、令和2年度の決算見込みなどを参考にして積算したところであり、しかし、いずれも新型コロナウイルス感染症による影響が限定的であったことから、見込みよりも増収となり、市税全体でも当初予算を上回ったものであります。

次に、国民健康保険事業運営基金からの繰入れにつきましては、基金の残高的には令和3年度決算において約1億8,797万7,000円の黒字が生じたことから、結果としては可能だったと言えます。しかしながら、予算編成時においては、被保険者の数や所得状況、国保料の収納率など不確定な要素も多く、前年度決算見込みでの黒字を当てにして予算を計上することはできないものであります。

次に、次年度に向けた基金からの繰入れにつきましては、国保会計の令和3年度決算において生じた約1億8,797万7,000円の黒字のうち約8,255万6,000円は、超過交付などの理由により4年度から5年度にかけて道に支払う必要があることから、実質的な黒字は約1億円程度となり決して基金の残高が多いという状況ではありません。そのため、5年度予算における基金からの繰入れは予算編成の際に、北海道への納付金、標準保険料率賦課割合の適用に向けた保険料の見込額など様々な要素を総合的に勘案して検討する必要があると考えております。

次に、物価高騰などへの対策として、道内他都市が行っている水道料金減免につきましては、それぞれの自治体の首長の政策判断によるものと考えております。

また、本市での減免実施につきましては、現在の料金システムでは、使用水量が確定しないと減免の処理ができず、実施準備等の時間を勘案すると多くの検針が不可能になる積雪時期での実施となることから現状では難しいものと考えております。

次に、水道料金の見直しにつきましては、コロナ禍の影響による減収が回復されていないことや新型コロナウイルス感染症の拡大が続いていることによる観光需要の大幅な回復が見込めていない中で、基本水量等の見直しに踏み切れないという状況であることから、今後収益ははっきりと回復傾向を示すなど状況の改善が見られた時点で再度検討したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 酒井議員の御質問にお答えします。

ただいま、令和3年度決算に関して御質問がありました。

初めに、病院事業会計における運転資金につきましては、令和3年度末は約12億269万円となりましたが、3年度の国と北海道からの補助金は、合計で約11億6,692万円の交付を受けておりました。このため、これらの補助金がなかった場合は資金不足には至らなかったものの、厳しい資金状況になっていたものと考えております。

次に、小樽市立病院経営強化プラン策定の進捗状況につきましては、本年4月に院長ほか、各部門長で構成する経営強化プラン策定委員会を院内に設置し、定期的に委員会を開催し協議を進めております。これまで職員を対象とした経営強化プラン策定に関する勉強会を開催したほか、委員会が中心となって各部門とのヒアリングを実施し経営強化につながる目標や取組等に係る検討を行い、8月下旬からはプラン原

案の策定作業に着手しているところであります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) 再質問を行います。

まず、補正予算、議案関連についてでありますけれども、福祉灯油はどうかという質問に対し、今回の制度で、福祉灯油とか暖房費緊急支援事業に相当する額を上乗せしたもので、ないということでありました。私は大変驚きました。というのは、先ほどの質問の中にも述べているように、特定疾患医療受給者証が交付されている世帯、これは入っていないのですよね。イコールなものではないのですよ、類似しているのだから。だからこそ、こうしたものを入れることをすべき。約30世帯とおっしゃっていましたが、これを入れることをするのであれば、それをしないとやったことでも説明がつくかもしれないのですが、そうしたものが入っていない中で類似なのだとと言われても、それはとおりません。

改めて、やはり考えていくべきなのは特定疾患医療受給者証を交付されている世帯については、今からでも追加してやっていくということをしっかり考えていくことが必要ではないかな。それがやはり丁寧な制度設計ではないのかな、そういうふうに思いますけれどもいかがかなと。

それから、北海道の制度だという形で言っていましたけれども、上乗せをすることは可能だし、横出しをすることも可能ですよね。その辺についても確認したいと思います。

それから、INSネットデジタルの通信モードについてであります。

これについても3件あるということでLGWANとかいろいろな形で進めていくということでありまして、いずれにしても2024年ですから、もうあと2年ぐらいしかない。具体的に、そうしたLGWANなども含めて、しっかりと進められているということではいいのだけれども、慌ててこのままだと間に合わなくなるから、少しこれ自体廃止してしまうかということになるのはまずい話なので、その辺の状況については、しっかりもうやられているという形で問題ないのかということを確認したいと思います。

それから、先ほどデジタル関連化の3番目のところで、まだ十分ではないという話でありました。十分ではないというのはそのとおりだと思うのです。なぜ私がこんな質問をしたかという例えば、今想定している中で、デジタル関連については10整備していかなければならないのだけれども、現時点ではまだその時点には至ってなくて、1もしくは0.1ぐらいしかないのですと。ということは、もっともっと大きなお金が必要なのだということがイメージできるではないですか。だからこそ、どのくらいかというイメージできるものを示してほしいと言われたのだけれども、まだ十分ではないという形で言われると確かにアバウトな回答で構いませんよということと言ったのですが、アバウト過ぎるなど。例えば市の内部において庁舎内においては、例えばペーパーレスを実施したいのだから一人一人にタブレットを持たせたいのだ。それから、こんなふうに無線LANなども全部やりたいのだとかということとかも含めて、そうなると大変大きな金額が必要になって、現在では全く足りませんねという話になってくると。そのぐらい少しイメージできるものを示していただければと思っております。

次に、市長の政治姿勢について、人口問題についてお伺いをいたします。

先ほど、ベッドタウンとなることはどうかという話をしまして、その一つとして有効だというお話をしていました。ただし、本市としての独自の魅力を高めていくということも含めて、ベッドタウン化することはイメージしていないというふうに言われたのです。

私は、ベッドタウン化するという形になれば、インフラの整備などというものも限定的になっていくけれども、ベッドタウン化するのではなくて、札幌市が小樽市のベッドタウンなのだという形でいったら、

札幌市民のための雇用の場所をたくさん増やしていくという、私こんなばかな話ないと思っているのです。本当に、企業がたくさんできて、そこが発展していくというのは当然すばらしいことだと思うのだけれども、そこで働く人が小樽市民ではなく札幌市民や石狩市民、江別市民だと。これでどうやってやっていくのだというのが私の主張なのです。だからこそ札幌市に、勤務先があったとしても、小樽市からしっかり通っていける。小樽市で子供たちを育てられる、こういったものこそが私は必要ではないのではないかと行ってベッドタウン化することが必要だと。この点ではやはり、迫市長と私は理解し合えないのか。その点についていかがでしょうか。

それから、その2番目のところで、新たな雇用を生み出すことで札幌市からの振興につながるという形の話ありましたけれども、これもまた真逆なのです。札幌市の振興につながると思うのです。でも、結果として小樽市に住まないで、札幌市から小樽市に働きに来るという形がどんどん増えていくという形になったら小樽市発展しないではないですか。それでは駄目だと思うのです。その辺の認識の違いについては違っているというイメージはありますか。

それから、こども医療費の助成についてであります。

これも、進めていきたいという話なのだけれども、進めていきたいというのは、新聞社の質問にも答えているし、選挙中にも段階的に拡大を図っていくと言っているのです。進めていきたいと段階的な拡大を図るというのは同じではないですか。具体的にどこまでやろうと思っているのですか。

まずは来年度、中学校1年生までやるつもりなのか、中学校3年生まで一気にやるつもりなのか。そのときには、実質無償化なのか、それとも完全無償化なのか、進めていくのは分かるのですけれども、どう進めていくのかははっきりと示してください。

それから、高校生のことについて、函館市長がやったことについては、その自治体の考え方だってそれはそうです。それは自治体の考え方だからこそ市長の所感を聞いているのです。所感というのは感想です。函館市としてやっているのだねというのは所感ではないのです。それは事実のただ説明だけなのです。それ聞いてどう思いましたかということなのです。私もお金があるならやってみたいと思ったのか、もしくは高校生までの医療費の無償化ということは私は考えていないというのか、いいことだねと思っているのか、悪いことだねと思っているのか、感想を聞かせてください。

公園面積の話であります。

1平方メートルを超えているのだからということがありましたが、白石区よりも狭いというのはやはりまずいのです。広くしてと言っているわけではないのです。先ほど私が述べているように偏在している街区公園が市内どこでもあるという状況。私がやはりイメージしているのは札幌市でいえば手稲区なのです。どこに行っても公園があるという感じがあって本当に羨ましいと思ったのです。だからこそ小樽市でも新しいところには公園がやはりできていく、それから既存の公園についてももしっかり整備されていくということをやはり求められていくと思うのだけれども、これまでと変わらないのです。やはりニーズに合わせてやっていくということなのですけれども、それでやっていって、今公園がどれだけ整備されているかと思ったら本当にごくごく僅かなのですよ、一回りして全部終わる頃には、また整備が必要だという、間に合っていないのです。これをやはり10倍ぐらいに上げていくというイメージでしなかったら、既存の公園の整備などということはいまよくいかないだろうと私は思っているのです。今のペースでよいと思っているのでしょうか。それから、公園が少ない地域に新しい公園をやはり造っていくという考え方を考えていく必要があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、保育士の処遇改善のための3%、9,000円程度の賃上げ策について。

これについては幼稚園教諭を対象と約1万2,000円だと。私は保育士の話をしているのに、保育士等でく

くっているから、幼稚園の話をしてくるというのは分かるのだけれども、それはルール違反です。保育士の中でどのようにやっていたのか。私は、声を出しているのは、国の保育士等の処遇改善のための話をしているのだけれども、聞いているのは市の保育所の実態ですから、改めてお答えください。

それから、処遇改善など何らかの保育士確保策を行うと明言してくださいという質問に対し、新規に対しては考えていくという、やることは結構だと思うのです。でも新規の方というのは、もう既に入ってくることを約束された方なのです。既存の方、そしたらね条件いいところどこかなって、札幌市ではもっと高い給料で募集していたよ、そしたらそちら行くわと。私、結婚することを考えたらやはり札幌市に住むほうがいいもんねと言われてたら、そのときにもう終わってしまうわけです。しかも、札幌市ではこんなこともやっていて、何年から何年間でやっているしと。聞いた話によると新規だけに当たると言うのでしようと、既存の人には当たらないってひどいよねとなってしまったら困るではないですか。改めて考え直す考えはありますか、お聞かせください。

統一協会について、調べた結果、被害が報告されなかったということでなかったものということで本当によかったなと思います。市としては、今後について対応方針を持つべきではありませんかという質問に対し、関与を認めないというふうになりました。関与を認めないのは当然なのですけれども、関与を認めないこととする対応方針を持つべきではありませんかと私は聞きました。関与を認めないのは当たり前です。関与を認めないこととする対応方針を持つべきだと思いますけれども、いかがですか。

それから、副市長についてであります。

これも12月4日に迫っているということもあって、ただ、ここでいくと臨時会を開くという形になれば、当然これはできる話で、もし臨時会を開くことについて議長側にも相談があるという話であれば私は当然それはよいことだと思う。だけれども、臨時会ではなくて定例会の中でやっていくという形になったら、第4回定例会の最後まで引っ張っていくとなったら、もう既に任期が切れてしまうわけですから、やれることはもう決まっているのです。臨時会を開くか、もしくは先議でやるかと。でも先議の条件は決まっているのです。緊急性があって、どうしてもやらなければいけない場合に、いろいろな手続をすっ飛ばして、まず最初にこれだけやらせてくださいということで議会にお願いを図るのが先議なのです。だからこそ、先議で行うのではなくて、今回の議会の最後に持ってくるという形であれば何も問題はない。

(発言する者あり)

ということで改めて私は提案すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、大型事業についての北海道新幹線についてであります。

これについても安全性について、ますます説明が必要だということでもやられたということで、これはもう市長そのとおりだと思っております。ということは、今どこになるか決まっていないというお話ありましたが、仮にそれが決まるという形になれば、朝里川温泉の当該箇所、石切山の土砂災害警戒区域、ここについては必要がなくなるというふうな認識でよろしいのか、改めて伺います。

それから、2021年度決算についてであります。

ここで、約17億円の黒字を確保し、実質単年度収支としても6年ぶりの黒字となったと。このことが小樽市収支改善プランにどのように影響するか伺いますということなのですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって歳入なども予測し難いということもあって引き続き進めていきたいというふうにおっしゃったと思うのです。でも、それを言ってしまったらいつまでたっても市民に還元されないということになってしまうわけです。使用料ですとか手数料の見直しなどということであっても、市民にとっては大変な状況にあってもしっかり、市からやはりこういったことをお願いしていかなければならないということになるわけですよ。やはり、一定程度の黒字が達成されるという形になれば、市民に還元していく

という姿勢を示していく必要があると思うのです。その点について市長の考えはいかがでしょうか。

次に、国民健康保険についてであります。

これについて、結果としては可能だったけれども、予算のときには不確定だったと。いや、我々はそう思っていないくて、予算の段階でこのぐらいはできるのではないかという想定をしていたものだから1億円程度は投入できると言ったのです。

そこで、来年度に向けて基金投入してはというお話をしましたけれども、基金は多いわけではないので様々な要素を見極めて考えていきたいと。これもまた一緒なのです。やはり想定以上にしっかり積み上がったということであれば、市民にしっかりと還元していく。国保についても還元していくという形でやっていくという形にしないと、様々な要素がありますから、やることはできませんといつまでも市民に還元しないということができてしまうわけです。それではやはりまずいと思うのです。こうした、保険料負担軽減について全くやるつもりはないというつもりなのか、それとも、それについてもしっかりと考慮していきたいというおつもりなのかお答えください。

それから水道料金についてであります。

これは首長の考えだというふうな形でありましたけれども、札幌市や函館市だけではありません。帯広市ですとかね、十勝周辺などでも同じようなものがどんどんやられていて、新聞報道されているわけなのです。時期的に積雪などがあって難しいものということについては、よく分かります。ただ、他自治体の動きというものというのは、アンテナ張って考えておかなければならない。道内の大きな都市で基本料金について全額免除していくとか、減額していくということが、どんどんやられていっているわけですから、小樽市としてもやはり真剣に考えていかなければならないと思うのです。小樽市として、水道料金の減免などの施策については、頭にあったことはあったのでしょうか、それともこの頃知ったことだったのでしょうか、お答えください。

最後に、水道会計についてであります。

これも観光などの回復がなかなかできていないと、踏み切れないという話なのだけれども、今踏み切らないで、いつ踏み切るのだという話だと思うのです。私はどちらかだと思っています。水道料金の減免を期間限定として突っ込んでいくのか。それとも、水道料金が大きく引き下がることとか、直接的に基本料金の減免にはならないけれども、基本料金を見直すことによって、少しの水しか使わない市民にとっては恩恵を被ることができるという形にするのか。どちらにしても、私は来年度やらなければならないと思っています。どちらもやらないというお考えでしょうか、お答えください。

以上で再質問いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えをいたします。

少数が多かったのですけれども、私が御答弁しない部分については担当部長から御答弁をさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

まず、ベッドタウンについて再質問がありましたけれども、基本的にはやはり小樽市は独自のまちづくりを進めていきたいということで、ベッドタウンに突き進むことは基本的には考えてはおりませんが、小樽市にお住まいになって、札幌市に通勤をしていただくという、ここの考え方を進めたいということは、酒井議員とも同じで一致しているのではないかというふうに思っております。どういった形でこれから進めていくかということは、しっかり考えていかなければいけませんけれども、札幌市に隣接しているとい

うことによるメリットもありますが、デメリットもあるわけですので、観光客あるいは移住者を呼び込むことで、隣接しているメリットを生かしていきたいというふうに思っておりますし、小樽市にお住みいただいて、札幌市に通勤いただけるような、こういった人口対策もしっかり進めていきたいというふうに思っております。

それから、それとの関係ですけれども、新たな雇用を生み出したり所得を生み出したりすることが人口対策にどう結びつくのか、御理解いただけなかったようですが、経済対策を進めていながら、企業活動が活発になってまいりますと、やはり企業にとっても、従業員にとっても、新たな所得が生まれるわけですし、企業にとっては当然、新たな雇用も必要になってくるわけであります。このことはやはり人口の定着には寄与することになるのではないかと考えているところでございますので、経済政策をしっかりと進めながら、まず企業活動を活発にしていくということが前提になります。うまくいくかどうかは分かりませんが、理論上は成り立つ話ではないかと考えているところでございます。

それから、子育て支援策については、どこまでやるのかというようなお話だったかと思えます。既に庁内でも議論をさせていただいているところでございますけれども、中学生までやるのか、高校生まで一気にやるのか、あるいは通院、入院、その区別をどうするかといったことについては、これからしっかりと庁内で議論させていただきたいというふうに思っておりますし、財政も含めてこれからの見通しを立てなければなりません、可能であれば、令和5年度からできるものについては実施をしていきたい、そういう思いでおります。

それから、函館市の取組について市長の考え方はということでありまして、人口対策につきましても、中学生までの医療費の助成拡大については検討を指示しておりますが、医療費の助成だけが子育て支援策ではありませんし、函館市とは財政状況も違いますし、そういったことも考えていながら、小樽市として財政状況も見ながら、どういった子育て支援策がいいかどうかということについては、小樽市なりに考えていきたいというふうに思っております。函館市は函館市のお考えでやられたのではないかとこのように思っております。

それから、公園についてお尋ねがありましたけれども、白石区より狭いのはまずいのではないのでしょうかというような御質問がありました。酒井議員もおっしゃるように、市民要望の中でやはり公園に対する要望というのはすごく多いというふうには思っています。ただ、酒井議員がおっしゃるほど数が少ないとか、新しい公園を造っていただきたいという要望は、私の感覚からするとさほど多くはないのではないかとこのように思っています。むしろ公園の種別は問いませんが、むしろ公園の機能を充実してもらいたい、もっとこういう設備を整えてもらいたいという声のほうが多いように私としては感じておりますので、直ちに新しい公園を造っていくという考え方は私にはなくて、むしろ今ある既存の公園の設備をどのように充実していくかということ、地域の皆さんの御意見にも耳を傾けて進めていくことのほうが優先的であり、重要ではないかというような感覚は持っております。

それから、副市長の選任についてお尋ねがございました。

私の選挙も終わったばかりですし、直ちに時間もない中で、今、議会にも臨んでおりますので、今後の副市長の人選については、まだ小山副市長ともお話をさせていただく時間がない状況にあります。今後、副市長の選任についてめどがつかましたら、議会にも御相談をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

それから、石切山の御質問について、私からもお答えをさせていただきたいというふうに思いますけれども、ほかにあれば石切山に持ってこないのかというようなお尋ねでよかったですでしょうか。私とすれば、やはり当初予定していた地域が土砂災害警戒区域にまで指定されておりますので、そこに土砂を新たに積

むということについては、住民理解もいただけないというふうに思っておりまして、それをもってJRTには再考をお願いしたいということでお話をさせていただいたところでもありますので、ほかに適切な場所があれば、ここに持ってくる、ここで進めていくという考え方は私にはございませんので、石切山に持ってくるという考え方は私にはありませんので、その辺については御承知いただければなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（勝山貴之） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、高齢者世帯等生活支援事業についてと、あと国民健康保険からの繰入れについてお答えいたします。

まず、高齢者世帯等生活支援事業の件でございますけれども、今回、特定疾患医療受給者証が交付されている方が入っていないということで、道の制度に上乘せとか横出しはできないかという御質問でしたが、上乘せ、横出しすることは可能ではあります。今回は北海道の事業に準拠して、事業設計をさせていただきました。その中で道の事業も、できるだけ最大限活用したいということもございまして、このように高齢者と障害者という方に限定した形でさせていただきました。その上で、上乘せとして市の独自という部分で8,000円の上乗せをしておりますが、横出しについては対象となっていない特定疾患医療受給者証が交付されている方の分なのですけれども、こちらについては今回は残念ながら対象とはしないということで、このような形でさせていただいたということでございますので御理解いただきたいと思います。

また、国民健康保険からの基金の繰入れを来年度どうするのかということでございますが、現時点で繰入れをするということは明言はできませんけれども、予算の段階で繰入れをする必要があるのかどうか、またもし繰入れをするのであれば、そのときの金額をどうするのかということは、また予算の段階で検討していきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 水道局長。

○水道局長（笹山貴史） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

まず、道内他都市が行っている減免についてですけれども、小樽市としてそれが頭にあったのか、もしくは最近知ったものなのかということでございましたが、他都市の動向につきましては、逐次情報収集をしておりますので動向はつかんでおりました。

それから、国の交付金ですけれども、物価高騰対策の交付金、この事例の中で公共料金の負担軽減というものも示されておりましたので、軽減については検討を局内ではしておりましたが、まずシステムの問題がありまして、なかなか年度内は難しいということでございます。

それともう一つは、財源の問題でございます。他都市が多く実施しています家事用2か月分基本料金減免を本市でした場合には、これだけでも1億を超える予算規模になり、これを水道局の会計で行うということにはなりませんので、国の交付金等の財源があるということが前提ですけれども、これからそういう交付金等の通知がありましたら、効果の検証も十分しなければなりません、改めて検討をしてみたいと思っております。

それから、コロナ禍で家計、事業者がかなり厳しい状況の中、令和5年度に向けては減免をするのか、それとも料金を引き下げるのか、どちらかやるべきではないかという御質問でしたけれども、減免につきましては先ほど申し上げましたとおり、雪が解けますとシステムの問題はクリアされますので、あとは国の交付金があった場合について、ほかの対策に係る事業についても当然優先順位をつけて検討すること

なろうかと思いますが、この水道料金減免についても改めて考えてみたいと思います。

それから、料金の見直し、基本料金の考え方や基本水量の考え方、これの見直しについては上下水道ビジョンでも見直すということをやっておりますけれども、先ほど市長から答弁がございましたが、コロナ禍の影響による減収が回復されておられませんので、今後の収支の見通しが今ついていない中では、料金体系の見直しは、なかなか着手するのは難しいということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(上石 明) 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、2021年度決算について黒字化になったということで、市民へ還元すべきだという御質問でしたけれども、我々としまして、こういった形で市民サービスの向上を図れるかというふうにつきましても、新年度予算の中で検討を進める形になると考えているところでございますが、ただ、過去にも、繰出金がない決算を終えた後に、また財政調整基金の繰出金に頼る決算がやはりされていると。やはり一度、こういった形になりますと黒字化といいますか、もう財政調整基金に頼らない決算というのは、また数年かかるということも想定されますので、交付税等もございまして、我々としましては、そういったものの動向をしっかりと把握をしながら、やはり健全な予算編成をしていかなければいけないというふうで考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) こども未来部長。

○こども未来部長(安部俊克) 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、保育士等の処遇改善と来年度に向けた新たな施策ということでお答えいたします。

まず3%、9,000円の改善に関して、答弁の中では保育士と幼稚園教諭ということでお答えしましたけれども、今回の処遇改善の補助事業につきましては、そういった保育施設等に勤務する職員、各職種ごとに措置できるようになっておまして、私どもの押さえて直接保育に携わる職員としまして、保育士と幼稚園教諭を一つにくくって押さえていたもので、こういった数字でしか今持ち合わせておりませんので、御理解をお願いいたします。

それから、来年度に向けた取組につきましても、この処遇改善につきましては、9月まで国の補助制度で措置されておまして、10月以降国の公定価格の中で処遇改善の加算という形で措置されることになっております。引き続き、国でこの処遇改善というものがなされるというふうには押さえておまして、私どもとしましては来年度に向けた施策としまして、今待機児童といいますが、入所待ちの児童が非常に多い中、まず保育士確保ということを第一に据えまして、保育士確保策を中心に新たな事業として展開して検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(佐藤靖久) 酒井議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは3点、デジタル化関係が2点と、統一教会の関係が1点ということでお答えをさせていただきます。

まず1点目、デジタル関連で、INSネットデジタル通信モードの終了の関係で御質問がありまして、対応をやられているということについていかという御質問だったかと思います。これにつきましては、実際には金融機関との口座振込データの伝達等に使っているというようなこともございますので、当然やらなければならないということになりますので、原課で今対応を検討中。既にやっているということで御理解を

いただきたいというふうに思います。

デジタル化のもう1点で、デジタル化の状況が十分ではないということで、どの程度なのかということでの御質問で、イメージということだったと思います。

実際、市役所のデジタル化ということでは将来的に言いますと、例えば市民の方が来られなくてもいいような手続方法を考えるというようなこともデジタル化になりますし、今進めているRPAも実際に導入には至っていないということになります。これも拡大していかなければならない。あと、職員が業務を行う上でのタブレット端末の保持、利用。そういうものを考えますと、ほとんどそれについてはまだ実際には進められていないというような状況もございますので、今やっているウェブ会議のモニターの整備等は、デジタル化のうちのまだほんの一部ということにすぎないのだろうなということ考えておりますので、少しイメージとしてはどの程度かというのはなかなか表現はしづらいのですが、まだまだこれから進めていかなければならない状況にあるということで御理解をいただきたいと思います。

それと、統一教会についてということで、対応方針を持つべきではないかということで改めて再質問いただきましたが、私どもといたしましては市行政の関与は認めない姿勢で臨むということは、これはもう対応方針だというふうに考えてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時54分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 横尾英司

議員 面野大輔

令和4年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和4年9月13日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市 長	迫 俊 哉	教 育 長	林 秀 樹
副 市 長	小 山 秀 昭	病 院 局 長	並 木 昭 義
総 務 部 長	佐 藤 靖 久	財 政 部 長	上 石 明
産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博	福 祉 保 険 部 長	勝 山 貴 之
こ ども 未 来 部 長	安 部 俊 克	保 健 所 長	田 中 宏 之
建 設 部 長	松 浦 裕 仁	消 防 長	土 田 和 豊
病 院 局 小 樽 市 立 病 院	佐 々 木 真 一	教 育 部 長	薄 井 洋 仁
総 務 部 総 務 課 長	中 村 弘 二		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 中 村 哲 也
主 査 柴 田 真 紀
議事係 長 深 田 友 和
書 記 三 上 恭 平
書 記 中 村 知 奈 津

事務局 次 長 佐 藤 典 孝
総務係 長 加 藤 佳 子
書 記 阿 部 久 美 子
書 記 相 馬 音 佳
書 記 成 田 昇 平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第24号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）（拍手）

○2番（松田優子議員） 令和4年第3回定例会に当たり、公明党を代表して、質問をさせていただきます。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症に感染し、お亡くなりになった方々に、謹んで哀悼の意を表するとともに、現在、治療、療養中の方々が一刻も早く回復されることを心から願っています。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

市長の市政執行について伺います。

先般行われた市長選挙において、我が党が推薦した迫市長が再選されましたが、市職員の経験があるとはいえ、就任直後に北海道胆振東部地震でのブラックアウトの対応、そして2年目には新型コロナウイルス感染症という世界的規模で次世代に語り継がれるような災禍に遭遇し、市民の安全・安心な生活を守るため、1期目の4年間は無我夢中で市政運営に当たってきたと思います。ゆえに、この2期目は迫市長の真価が問われることとなります。

そこで、最初に、本市の重要課題である人口減少対策について伺います。

市長は1期4年の期間中でやり残したこととして、人口減少に歯止めがかけられなかったことを挙げられ、これが2期目の大きな課題になると述べておりました。そして、人口減少の考え方として、自然減と社会減の二つがあるものの自然減を抑えることは非常に難しいので、社会減にターゲットを絞り、その施策として小樽に住む若い世代の方に小樽で安心して働いて子育てができる環境づくりと、小樽に移住してくる方のサポート体制や支援策を拡充していくとのことでした。そのため、重点公約のイの一番に子育て支援策の推進を掲げておりましたが、どのような施策を考えているのか、具体的にお示してください。

また、参考までに伺いますが、市長が今期で新たに打ち出した支援策や拡充を考えている支援策の中には、新たな財源確保が必要なものもあると思いますが、おおよそで結構ですので、その試算額をお示ください。

ある識者が、日本の出生率が低迷しているのは、将来に漠然とした不安感を抱いていることが原因の一つで、夫婦で暮らすだけでも大変なのに子供を持つとさらに負担が増えると考え二の足を踏んでしまう人がいる。昔と比べて親が子供1人にかかる時間とお金がどんどん増えている。まずは、若い世代が将来に対し楽観的になれることが大事で、社会全体で子育てを支援する、応援する、子供がいるだけで祝福される雰囲気醸成すれば、自然と子供を持ちたいと思うだろうと述べ、その識者は、子育て支援は費用対効果が高い次世代への投資であるとも指摘していましたが、これには私も全く同感で、当市が昨年度の機構改革で子育て支援の担当部署をこども未来部としたことがそれを物語っています。ただ単に目先にとらわれることなく、将来を見据えた子育て支援策を行ってほしいと考えますが、このことに対する市長の認識を伺います。

さて、1期目と2期目の公約を比較したときに、「文化、芸術、スポーツに取り組む児童生徒の活動を

支援し、豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりを進めます。」という全く同じ文言がありました。これを再び掲げたのは、1期目では達成しなかったからなのか、また、達成したが、さらに充実させたいという意味なのか不明ですので、これについての1期目での具体的な取組とその成果、そして、2期目の新たな取組についても具体的にお示しください。

なお、私が市長の1期目の公約の中で評価したい施策の一つが、経済的困難を抱える家庭などの子供への学習支援体制を整え、学力や学習意欲の向上を支えるとして立ち上げた、おたる子ども未来塾です。これは、子供の学習面のサポートに不安がある方のために高校進学に向けた学力アップを支援するほか、子供自身の進路や勉強、そして、生活の困り事などの相談や保護者の子育ての悩みにも対応してくれるという多岐にわたるものですが、すばらしいのは、2年連続で受講生全員が志望校に合格したということです。私も開校式や閉校式などに参加させていただきましたが、未来を担う子供たちの笑顔に元気と勇気をもらっています。

子供の居場所づくりにも貢献していると思われ、事業開始当初は中学生が対象でしたが、現在は、試行として、おたる子ども未来塾を受講していた高校生も受け入れていると伺っています。

しかし、第7次小樽市総合計画によれば、おたる子ども未来塾の目標値は50人となっていることから、今後はこれを試行ではなく本格的に受入れ、受講人数を増やすなど、目標値に近づけるよう、さらに取組を強化していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

さて、もう一つの社会減の歯止めをかける施策として起業支援を含めた移住政策がありますが、私は起業などを目的とする移住ももちろん大切ですが、同時に、他都市と比べて小樽は住みよいまちだから住んでみたいと思わせる住民目線の移住策も大事ではないかと思えます。そのためには、プロモーションビデオなども小樽に移住してきたからの発信だけではなく、生まれてからずっと小樽に住んでいる方からの発信や、一旦市外に出たけれども、やはり生まれ故郷がよいというUターン者の声も大いに発信していただきたいと思いますが、そのことについての認識を伺います。

ともあれ、人口減少については、どこの自治体も抱えている問題です。市長は以前から人口減少に特効薬はないが、継続的に取り組みたいと述べられ、過日の記者会見で若手職員を登用し、組織横断的なチームを編成させて、庁内にある人口減少対策庁内検討会議を改組する形で議論させたいとの考えを発表されておりましたが、どのような組織体制で人口減少対策に取り組むのかお伺いいたします。

人口減少対策は、市にとって待ったなしの課題ですので、スピード感、スケジュール感を持って体制の構築や人選を進めてほしいと思いますが、このことについての認識を伺います。

次に、これに関連して、空き家対策について伺います。

このことについて、市長は公約としては明言しておりませんが、常に認識していると思われ。人口減少と空き家は切り離せない問題で、高齢者のみか、高齢の単身世帯が多い我が市では喫緊の課題であり、平成27年5月に国において空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、自治体が空き家等の対策に取り組む仕組みが整備されたことに伴い、平成29年2月に小樽市空家等対策計画を策定し、管理不全の空き家等に対する措置などの取組が進められ、現在は令和4年度から8年度の5年間で第2次空家等対策計画として位置づけ、その対応が進められています。

しかしながら、昨今は以前にも増して近隣の空き家についての苦情・相談が我が会派にも寄せられています。市内のあちこちで空き家が見受けられ、中には今にも崩れそうな空き家がバス道路に面しており、心配になりますが、家の前には、危険、近づかないでくださいという小さな看板が立っているだけです。

そこで伺います。現在、市内の空き家はどのくらいあり、そのうち管理不全の空き家と特定されている空き家は何軒くらいあるのか、1次計画と2次計画での推移でお示しください。

大概、管理不行き届きの空き家等は、所有者の目が届きづらい市外在住のためではないかと推察しますが、管理が行き届かない空き家全般について、市では管理責任を促す方法として、どのような対応を行っているのか伺います。

なお、究極的な対応として、所有者に代わって自治体が建物を除却する行政代執行という制度がありますが、それはどのような経過をたどって発令されるのか伺います。

その上で、今後、小樽市において、行政代執行をせざるを得ないくらいまでに対応を迫られている空き家はあるかどうか、参考までにお聞かせください。

空き家、空き地の利用促進については、空き家・空き地バンクへの登録制度がありますが、これまでの登録及び成約件数についてお聞かせください。

また、市では数年前から空き家の除却費用を一部助成する制度や小樽市内に転入し、既に2年以上居住する世帯と三世代同居・近居を始める場合に、中古住宅の購入・増改築の費用について一部を補助する制度を始めましたが、これなどは空き家をなくすることに効果的な制度であると評価しますが、この補助制度の開始から今までの申請件数をお示しください。

また、昨今問題になっているのが空き地の問題です。

空き家を壊したことにより安心したのか、その後の管理が見逃され、空き地が樹木や雑草で覆い尽くされ、ジャングル状態になっている場所を最近見かけましたが、これほどになるには幾年もの期間を要したと思います。今後は空き家と同様、市として建物除却後の空き地への対応が迫られるのは必至と思われるのですが、このことについての認識をお聞かせいたします。

空き地については、空き家ほど制度が整っていないのが現状で、今後は市長会を通して国に働きかけるなど、空き地に対しての管理責任の法整備について要望いたします。

次に、財政問題について伺います。

市政を執行する上で、その要は何といっても財政問題です。令和3年度の決算説明書によれば、一般会計の決算では、前年度に比べて歳入総額が5.8%の減であったにもかかわらず、歳出総額も8.1%の減であったため、翌年度に繰り越す財源を除いた実質収支は約16億9,500万円の黒字となり、実質単年度収支も約16億1,200万円の黒字で、6年ぶりの黒字と記載されています。

令和2年度は一般会計の実質収支は約1億6,600万円の黒字を確保しましたが、財源対策として財政調整基金を取り崩したことから、実質単年度収支は約1億5,500万円の減で5年連続の赤字となったとの報告でした。令和2年度と比較し、財政規模は減少したにもかかわらず黒字、しかもその額は1桁多い15億円以上も増額となっています。コロナ禍で経済界をはじめ、市民の方も所得の減少などでつらい思いをしている方が多いと思います。

黒字になったのは予算計上しているにもかかわらず、予算通りに執行しなかったため、黒字になったのではないかと単純に思ってしまう方がいるかもしれませんので、一般会計の収支が一転して黒字になった主な要因について御説明願います。

令和3年度の一般会計の歳出科目の執行状況を見てみると、歳出予算現額約708億5,500万円に対して約3%、金額にして約24億3,750万円の不用額になっています。予算執行額が不用になった理由は様々だと思います。科目によって規模が違いますので、単純に金額だけでは比較できませんが、金額で多いのは民生費、衛生費、商工費、土木費、教育費など、億単位の不用額になっておりますが、不用額の割合が多かった主な事業やその理由が判明していたら、御説明願います。

3年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足率は、早期健全基準及び経営健全化基準を下回ったとあります。そして、地方公共団体の財政力

の強弱を示す指標として財政力指数がありますが、報告によれば、小樽市の3年度の財政力指数は0.463で、年々その指数は上がっているとはいえ、行政サービスを提供するために必要な経費の半分以上は普通交付税に依存している状況は全く変わっていません。道内主要都市10市の平均は0.564で、札幌市はともかく、苫小牧市は0.773で、普通交付税に依存している率は小樽の半分以下です。小樽市の財政力指数が低い要因をお示してください。

また、平成24年度から令和3年度までの10年間の推移を見ると徐々に指数は上がっているものの、その差は0.036です。財政力指数を上げるため今までもいろいろと努力してこられたことと思いますが、今後さらに財政力指数を上げるための施策等があれば、お示してください。

なお、財政構造の弾力性を示す指標として経常収支比率があり、本市の経常収支比率は90%を超える状況が続いており、非常に硬直した財政構造になっています。令和3年度で91.6%と、やはり90%を超えています。この10年間の最小値となり、少しずつ硬直の度合いが緩んできているように思います。

決算の黒字化や各指標の改善が図られておりますが、令和元年度から7年度までの7年間にわたる収支改善プランを策定し、取り組んできた効果もあるのかと思いますので、この点の認識についてお聞かせください。

一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の審査に当たった監査委員からは、市民のニーズや国の財政政策の動向などを的確に見極めながら、選択と集中による効率的かつ効果的な行財政運営に努められることを切に望むものとの意見があるように、大事なことは、黒字にすることだけを目的にするのではなく、無駄な出費は抑えつつも支出しなければならない事業にはしっかり予算を使うこと、その見極めをしっかりとっていただきたいと思いますが、その点についての認識を伺います。

この項では、市長の今後の市政執行について、抜粋して何点かお聞きしました。本市において最重要課題である人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源で複雑多様化する課題を解消しながらも、誰もが安心して暮らしていけるまちづくりをするのは大変だと思いますが、市民目線に立って、立てた公約は必ず実現していただけるよう、今一層の努力をして市政執行に当たっていただきたいと思いますが、市長の決意を再度お伺いし、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の市政執行について御質問がありました。

初めに、人口減少対策についてですが、まず、子育て支援策の推進につきましては、子育てに関わる家計負担の軽減においては、こども医療費助成のさらなる拡大や保育料の引下げなどを想定しており、「保育環境の改善」においては、老朽化した民間保育施設の整備や、保育施設のICT化などを想定しております。

また、「保育士の確保」においては、新規に就労した保育士に対する助成などを想定しており、「子どもの居場所の充実」においては、子ども食堂などを運営している地域の団体と連携した、居場所の確保に向けた取組などを想定しております。

次に、子育て支援策の拡充等に伴う新たな財源確保に関わる試算額につきましては、子育て支援策の中での優先度や具体的な予算額などの中身は、今後、庁内において検討していくこととなりますが、既に試算しているものの一例といたしまして、中学生までの医療費助成拡大に必要な金額を年間ベースでお示しますと、実質無償化した場合は約4,100万円、完全無償化した場合は約5,630万円になるものと推計を

しております。

次に、将来を見据えた子育て支援策の認識につきましては、人口減少、少子化が進む中、誰もが安心して子供を産み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援が必要であるとともに、行政だけではなく地域全体で子育てを支援する支え合いの仕組みづくりも進めていかなければならないと考えております。

そうした取組を通じて、生まれてきた全ての子供が不安や不自由を感じることなく健やかに成長しながら、このまちへの愛着や誇り、将来への夢や希望を持つことができ、また、その子供たちがこのまちで子育てをしていきたいと思えるような施策を展開していくことが重要であると考えております。

次に、「文化、芸術、スポーツに取り組む児童生徒の活動を支援し、豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりを進めます。」という公約の1期目での具体的な取組とその成果につきましては、文化・芸術の分野では、小・中学生を対象とした札幌交響楽団のコンサートを開催したことや、親子で日本の伝統文化を体験する伝統文化親子教室の開催を支援し、こと、生け花、日本舞踊などの教室を実施したほか、令和2年度に全国大会に出場する小・中・高校生に対する文化芸術大会出場奨励金の制度を新設したことなどが挙げられます。

スポーツの分野では、スポーツのきっかけづくりのため、幼少期から体を動かすことの楽しさを感じてもらい子供教室を新たに開設したほか、エスポラーダ北海道によるフットサルスクールや、レバンガ北海道によるバスケットボールアカデミーを新たに開校するなど、プロスポーツチームとの連携に取り組んだところであります。

その成果につきましては、少し長い視点で見なければなりません。例えば、これまでも伝統文化親子教室に参加されたことを契機に、伝統文化に興味を持ち、本格的にお稽古に通うこととなった子供たちがいることは、その成果の一つではないかと考えております。

2期目では、1期目で実施した取組を充実することのほか、新たな取組として各学校で部活動が減少していく中、少しでも多くの生徒が希望する部活動を選択できるよう、中学校の運動・文化部活動の改革を進めるなど、今後とも支援を充実してまいります。

次に、おたる子ども未来塾における今後の取組につきましては、令和3年度から高校生の受入れを試行的に行っており、この結果を踏まえながら、現在の実施内容についても検証を行った上で、高校生の本格的な受入れの拡大について検討をしてみたいと考えております。

次に、移住政策の情報発信につきましては、ホームページやパンフレットなどでは、本市に移住されてきた方の移住体験談を中心に、外からの目線で情報発信を行ってまいりましたが、今後につきましては、小樽に住み、小樽に愛着を持つ方や小樽にUターンされた方からの小樽ならではの情報をホームページやSNSなどで発信をしたいと考えております。

次に、人口減少対策に取り組む組織体制につきましては、外部有識者を座長に戦略的に調査、検討、提案を行う組織を設置することとし、この構成員として、部局横断的に意欲のある若手職員を募ることといたしました。

また、移住促進に向けた、ひと旗プロジェクトチームのように、具体的な取組を部局横断的に検討するプロジェクトチームを設置するほか、各部局では引き続き、所掌事務に関わる人口対策を検討してまいります。

これらから提案を受け、一体的かつ体系的に施策を決定していく期間として、これまでの人口対策庁内検討会議を改組し、私を本部長として、副市長、全部長職で構成する人口戦略推進本部を設置することとしております。

次に、人口減少対策組織の体制の構築につきましては、人口減少対策は本市の最重要課題であり、早いものは令和5年度予算に反映したいと考えており、早急に人口戦略推進本部で議論を重ねてまいります。また、若手職員による新たな組織の人選につきましても同様に進めてまいります。

次に、空き家対策についてですが、まず空き家の推移につきましては、小樽市空家等対策計画における空き家は2,423件、第2次小樽市空家等対策計画では1,869件で、そのうち管理不全な空き家は第1次計画では386件、第2次計画では409件となっており、管理不全な空き家は増加していることから、これまで以上に周知・啓発などの対策を講じていく必要があると考えております。

次に、管理責任を促す方法につきましては、管理不全な空き家の所有者等に対し、指導文書に空き家の適正な管理に向けたパンフレットを同封し、送付をいたしております。このほか、予防保全の観点から、空き家所有者等に対し、市のホームページや広報おたるなどで適正な管理に努めていただくよう周知・啓発を行っております。

次に、行政代執行までの流れにつきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法では、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家については、庁内の委員で構成する認定審査委員会を経て特定空家等に認定をし、指導・助言、勧告、命令を順次行い、最終的に行政代執行による空き家を除却することになります。

また、特定空家等の措置については、現在、指導・助言により改善を促している段階であることから、行政代執行に至るものはありません。

なお、このような特定空家等は自然現象などにより急激に状態が悪化することがあるため、適宜状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家・空き地バンク制度の登録及び成約件数につきましては、制度を開始した平成21年度から令和3年度までの13年間で、登録件数は空き家17件、空き地1件の合計18件であり、成約件数は空き家15件、空き地1件の合計16件となっております。

次に、空き家の解体助成の申請件数につきましては、制度を開始した平成30年度から令和3年度までの4年間で40件、また、三世同居・近居を始める際の中古住宅の購入や増改築費用に対する移住・定住促進住宅取得費等補助金の申請件数につきましては、令和3年度に2件となっております。

次に、空き地に対する認識につきましては、近年、空き地の雑草や樹木の繁茂による害虫の発生、隣地や道路への越境に対する相談が増加をしております。しかしながら、空き地の場合は市が所有者の調査や指導をする法律がないため十分な対応ができないことから、法整備が必要であると考えております。

なお、国でも管理不全な空き地に対し行政の関与を確保するための仕組みについて検討を進めていることから、その動向について注視をしてまいりたいと考えております。

次に、財政問題についてですが、まず一般会計の実質単年度収支が黒字となった主な要因につきましては、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などの国や道からの超過交付された支出金が約3億9,500万円になったことと、一般財源収入では、予算現額と比較して市税や特別交付税などで約4億1,800万円の増となり、財政調整基金からの繰入金金は約2億3,800万円の減となった結果、約1億8,000万円の増となったことによるものであります。

また、歳出では、一般財源ベースの不用額が特別会計、企業会計の繰出金で約1億4,500万円、職員給与費で約1億4,300万円、除雪費で約1億2,100万円、児童扶養手当などの児童福祉総務費で約7,200万円など総額で約10億3,700万円生じたことによるものであります。

次に、不用額の割合が多かった主な事業と理由につきましては、民生費では不用額が約8億6,000万円

のうち主な事業としましては、児童扶養手当経費で約7,600万円、介護保険事業会計繰出金で約7,000万円となっており、これは児童扶養手当の対象者数が見込みより少なかったことや、介護保険事業特別会計では人件費や委託料などの事務費の減、保険給付費の減などによるものです。

衛生費では、約4億1,600万円のうち新型コロナウイルスワクチン接種事業費で約1億8,100万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で約4,600万円となっており、見込みよりもワクチン接種者数が伸びなかったことなどによるものです。商工費では、約3億5,600万円のうち中小企業経営安定健全化資金貸付金で約2億3,000万円となっており、見込みより新規貸付が伸びなかったことなどによるものであります。土木費では、約2億3,100万円のうち除雪費で約4,100万となっており、除排雪委託料の減などによるものであります。教育費では、約2億2,500万円のうち、塩谷小学校の校舎等耐震補強等事業費で約4,600万円となっており、入札差金などによるものであります。職員給与費では、約1億4,400万円のうち職員手当等で約8,700万円となっており、退職手当の減などによるものであります。

次に、本市の財政力指数が低い要因につきましては、財政力指数は普通交付税の算定において用いられる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年平均値であり、標準的な行政サービスに必要な経費に対する市税や各種税交付金などの割合であります。市税収入が多い自治体ほど指数が高くなることから、本市においては、他市に比べ歳入の一般財源収入に占める市税収入の割合が少ないことが挙げられます。

次に、財政力指数を向上させる方策につきましては、本市は標準的なサービスを提供するために必要な経費を市税等で46.3%しか賄えず、53.7%を普通交付税に依存している状況にありますので、地域経済の活性化や人口減少対策をさらに進め、市税収入全体の増加を図り、安定した財政基盤を確保する必要があるものと考えております。

次に、決算の黒字化等に対する収支改善プランの効果につきましては、小樽市収支改善プランにおいて自主財源を確保するための歳入増の取組として、ふるさと納税の取組では、返礼品の充実やポータルサイトの増設により寄附額が増え、企業版ふるさと納税による寄附金も増えてきております。

また、市税の収入率向上の取組により自主財源の確保が図られ、令和3年度決算の黒字化に寄与したものと考えております。

次に、今後の財政運営につきましては、令和3年度決算においては、実質収支、単年度収支、実質単年度収支ともに黒字となり、今定例会後の財政調整基金の残高を約29億4,800万円確保することができ、前年同時期と比較しますと約11億8,100万円の増となりました。

一方で、今後においても不測の財政需要の発生や新型コロナウイルス感染症の収束時期によっては、さらなる歳入減が懸念されるため、気を緩めることなく、本市における喫緊の課題解決に当たっては、予算の重点的な配分の視点も持ちながら、今後も必要となる施策に適切なタイミングで取り組んでまいりたいと考えております。

次に、私の決意についてですが、本市は財政の健全化のほか空き家対策、また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きなダメージを受けた地域経済を回復軌道に乗せることなど、様々な課題を抱えており、これらを着実に解決に導くため、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

特に、待ったなしの課題である人口減少問題に対しては、あらゆる施策がこの問題につながっているという強い意識を全部局の職員が共有する必要があることから、市長としてのリーダーシップを発揮し、全庁を挙げて社会減の抑制に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）

○2番（松田優子議員） 2項目め、ケアラー支援について伺います。

最初は、ヤングケアラーについてです。

市長の公約の一つに、ひとり親世帯や医療的ケアが必要な子供の支援を充実させるとともに、家族の世話を担っている子供、いわゆるヤングケアラーを確かな支援につなげる体制を整備するとあります。私も今まで何度かこのヤングケアラーについて質問させていただきましたが、市長が2期目の公約にこのように掲げていただいたことに感謝するとともに、その体制づくりに全力で取り組んでいただけることを念願し、今回も質問させていただきます。

昨今、テレビの特集番組や新聞等でもこのヤングケアラーが取り上げられ、大分認知度が上がってきたとはいえ、限定的です。そこで、ヤングケアラーの認知度を深めるため、あちこちで研修が開催されるようになりました。先月、市庁舎内でもケアラー・ヤングケアラー研修が開催されたようですが、最初に参加対象や参加人数、参加者の反応など、その概要をお聞かせください。

北海道では、江別市にヤングケアラーの専門窓口を開設しました。どのような経緯で江別市に決定したのか詳細は不明ですが、相談は対面のほか、電話やメール等も行っているようです。対象が18歳未満の子供であることを考えると、なかなか当事者が江別市まで赴くのは困難と思われることから、今後このような窓口が道内各地に開設されるのではないかと推察いたします。

こういった窓口が開設されたことの周知も大変重要になってきますが、インターネットで調べると望洋台小学校ではヤングケアラーについての解説とともに、8月17日のお知らせに北海道ヤングケアラー対応窓口の案内チラシを資料として掲載したとありました。先ほども申しましたが、ヤングケアラーについては大分認知が進んできているとはいえ、まだ不十分です。その認知度を広げるためにも、これは大変有効なことと思いますが、望洋台小学校以外でも同様な動きを見せている学校について、教育委員会として押さえていたらお示しください。

また、過日の報道によれば、厚生労働省ではヤングケアラーの支援対策強化に向け、学校などで把握された情報を一部門に集約するよう検討する動きがあるとありました。その理由として、現在、ヤングケアラーが必要な行政サービスの対応は縦割りで、それぞれの担当者任せになっている側面があるため、その連携不足を解消する必要があるからとのこと。かつて家族のケアに当たっていた児童・生徒の中には、誰にも相談できず孤立していた実態がありました。これはケアラー研修の資料の中に、働く母が帰宅するまで父の介護をしてきた高校1年生の心情を紹介されたものがありました。要介護の父には関心を持ってくなくても、介護をする自分には誰も関心を持ってくれず憤りを感じ、友人にも父のことは話せず、就職という選択も描けなかった。介護を経験してみて、僕は僕の人生を生きていけますかと誰かに聞いたかったとあり、私はこれを目にして、身につまされる思いがしました。そういった意味でも、情報共有化は大切なことと思いますが、このことについての市の認識を伺います。

前回紹介しましたが、神戸市では、こういった国の動きの前に、こども・若者ケアラー支援担当課を設置し、その対象も18歳未満だけでなく20歳代も含めており、令和3年6月からは全国初となるヤングケアラーに特化した相談窓口を開設し、多くの相談が寄せられ、その一部は関係機関と連携し、支援につながった例もあります。今後、このヤングケアラー支援については、国も大きく動き出すとは思いますが、単に国の動きを待つのではなく、市としても自主的に動いていただき、市長の公約にあるように確かな支援体制を構築していただきたいと思いますが、現在、市として考えている支援体制についてお示しください。

次に、ケアラー支援条例の制定についてですが、私は昨年の第3回定例会の代表質問の折、ケアラー支援の一環として、埼玉県では令和2年に日本初のケアラー支援条例が成立されたことを紹介し、ヤングケアラーに対する配慮も記載され、栗山町議会では、令和3年3月に全国市町村で初めてのケアラー支援条例が全会一致で可決され、4月1日から施行されたことも紹介いたしました。そして、北海道も本年3月31日にケアラー支援条例が公布され、4月1日から施行されています。今までは介護が必要な高齢者や病気の方、障害のある方などケアが必要な人のための法制度として介護保険法や老人福祉法、障害者総合支援法などがありましたが、ケアラーを支援するための法制度はなく、ケアラーはケアすることだけを求められたと言えることから、自治体のケアラー支援条例はケアラーの孤立を防ぐものとして急速に支援条例の動きが出てきたものと考えます。

本年7月1日時点で確認できるものとして、全国11の自治体でケアラー支援条例が公布されていますが、そのうち三つが北海道の自治体です。他都市より少子高齢化が進み、高齢者等へのケアが必然であり、子育て支援にも今後一層力を注がなければいけない我が市であるがゆえに、ケアラー支援条例の制定に前向きに検討しなければならないのではないかと思います。市長のお考えをお聞かせください。

これに関連して、介護施設、事業所の職員について伺います。

介護施設での死亡事故が後を絶たないと聞いています。ある新聞社が実施した自治体アンケートでは、2021年度に106市区で計1,159人が介護事故で亡くなっていたといます。その死亡事故原因の半数以上が誤嚥によるもので、転倒・転落を含めると7割以上にもなります。この新聞社では、事故が起きた背景、要因について自治体に調査したところ、死亡事故が起きた自治体の4分の3に当たる市区で現場は人手不足で、利用者に目が行き届かないことを挙げていたといます。私も日頃から多くの介護従事者の方とお話をする機会がありますが、先日介護施設に従事する方が同様なことを語っていました。その方は少し前まで正職員として介護施設に働いていましたが、定年退職し、そのキャリアを買われ、請われて最近、別の介護施設に非正規職員として働き始めました。しかし、退職してから時間がたっていることから、いろいろ聞こうにも、皆、自分の担当することで手が外せず、教えてくれる人がいないため、毎日ヒヤリ・ハットの連続で、このままいったら重大事故が起きるのではないかと懸念していると言います。

そこで伺いますが、各介護施設、事業所における事故は指定権者に報告することになっていますが、小樽市内の介護施設、事業所等の事故による過去からの死亡事故の有無や、事故発生状況をお聞かせください。

また、市としてどのような認識をお持ちかお聞かせください。

その上で、新聞社の調査による死亡事故等が起きる背景には人材不足にあるという他の自治体の認識について、市の見解をお聞かせください。

また、同じくアンケート調査によれば、死亡事故が起こる要因について、要介護度の高い施設利用者が増えたと回答した自治体も半数近くあったといますが、小樽市における施設入所者の要介護度別認定者数と、その推移についてもお聞かせください。

なお、厚生労働省の発表によれば、2025年度には介護職員は約243万人必要になると推計し、2019年度より32万人増やさなければ対応できないと言われておりますが、高齢化が他都市よりぬきんでいる小樽市では、介護職員の不足は重大な問題となります。今後の小樽市の介護職員の配置状況についてどのような認識をお持ちかお聞かせください。

ともあれ、限られた介護人材を有効に活用するには、介護ロボットや見守り機器などICTの導入や介護職員向けの研修を充実させ、ケアの質を高めることも大切と思われますが、この点についての認識も伺います。

介護施設の監督責任は、種別によって市や北海道が所管となっていることは承知していますが、小樽市として介護者不足を補うため、事業所内の環境整備についてどのような認識をお持ちか伺います。

先ほど紹介しました栗山町の栗山町ケアラー支援条例は、社会福祉協議会との連携によるケアラー支援活動の集大成として、健康や孤立、離職など、ケアラーが抱える多様な問題をカバーし、介護する側も守るために条例制定の機運を高めたといえます。そして、今後、在宅介護は主流になることを見据え、介護職員自体も家族等に介護が必要になったとき、介護離職防止の一環として、この条例には従業員が仕事と介護などが両立できるよう、事業所内の環境整備に努めることを事業者の役割に挙げています。

在宅介護者にしても施設介護者にしても、課題はたくさんあります。市長は性別、年代、ハンディキャップの有無にかかわらず、市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指すと言われていますので、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、ケアラー支援について御質問がありました。

初めに、ヤングケアラーについてですが、まず、ケアラー・ヤングケアラー研修につきましては、ケアラー支援の理解促進や職員の意識向上を目的に、北海道社会福祉協議会から講師をお招きし、福祉保険部及び子ども未来部職員、その他関係団体職員等を対象として、8月19日に開催いたしました。研修にはオンラインを含め48名の参加があり、参加した職員からは大変な思いをしているヤングケアラーが将来に希望が持てるような支援の在り方について、改めて考えるきっかけになったと聞いております。

次に、ヤングケアラーへの支援における情報共有への認識につきましては、ヤングケアラーを適切な支援につなげていくためには、学校や福祉・介護関係者、地域住民などから得られた情報を共有し、連携して対応することが重要であると考えております。

次に、ヤングケアラーの支援体制につきましては、現在、北海道が設置している相談窓口のほか市内の学校や福祉・介護関係者等において把握した情報を、本市の子ども未来部子ども家庭課に設置しているヤングケアラー支援対応窓口において集約し、適宜、ケース支援会議等において関係機関と情報を共有し、必要な支援について調整することとしております。今後も国や北海道の補助事業の活用等を含め、より効果的な支援体制について検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、ケアラー支援条例の制定につきましては、本年3月に北海道ケアラー支援条例が制定され、北海道の条例の基本理念において、ケアラーの支援は北海道、市町村、道民等が相互に連携を図りながらケアラーを地域社会全体で支えるよう行いとされております。

本市といたしましても、まずは北海道をはじめ関係機関と連携して、ケアラー支援に取り組むとともに、先行事例も参考にしながら条例制定の要否も含め、どのような支援の在り方がよいか庁内議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、介護施設、事業所の職員についてですが、まず、市内の介護施設、事業所における事故発生件数と死亡事故件数につきましては、過去3年度分でお答えをいたしますと、令和元年度が472件、うち死亡事故2件。2年度が448件、うち死亡事故4件。3年度が491件、うち死亡事故が4件となっております。また、死亡事故の大半は誤嚥が原因によるもので、御紹介のあった新聞社による自治体アンケートと同様の傾向にあると認識しております。

次に、死亡事故等の起きる背景につきましては、本市に事故報告のあった介護施設、事業所では、国の基準に基づく人員配置がされている中で発生したものであり、件数の多い誤嚥についても、高齢による嚥

下機能の低下に伴う食事介護中の誤嚥も含まれることから、必ずしも人材不足が背景にあるとは言えないものと考えております。

次に、本市における施設入所者の要介護度別認定者数につきましては、令和3年度末で要介護1が67人、要介護2が123人、要介護3が338人、要介護4が322人、要介護5が192人、合計1,042人となっております。

また、推移につきましては、5年前の平成29年度の要介護度別の割合との比較で、要介護2と5が減少し、要介護3と4が増加しております。

次に、本市の介護職員の配置状況につきましては、現状では国の基準を満たす人員配置がされている状況と認識しておりますが、今後においては介護職員の高齢化のほか、サービス利用者の増加により職員の不足が生じる可能性はあるものと考えております。

次に、ICT導入や介護職員向けの研修充実によるケアの質を高めることへの認識につきましては、今後、現役世代が急減する局面を迎えることが予想される中、国においては介護現場に生産性向上を求める議論が始まっております。本市におきましても、要介護者の増加やニーズの多様化が見込まれることから、介護職員の負担軽減と業務改善によって、限られた人材でも質の高いケアを届けることは重要であると認識をいたしております。

次に、介護者不足を補うための事業所内の環境整備につきましては、市内の介護施設、事業所ごとに運営方針は異なり、それぞれの事業の特色を工夫されているものと思っておりますが、本市といたしましては、国の定める人員、設備、運営に関する指定基準を遵守し、サービスの質を維持しながら適正な運営を行うことで、離職防止をはじめ、安定的な人材確保につながるものと考えております。そのため、本市が指定権限を持つ介護施設、事業所に対して、国の基準に基づく運営の適正化に向けて個別に援助的指導を行う実地指導や、事故発生状況に関する傾向や注意喚起を一律で行う集団指導を行っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 松田議員の質問にお答えをいたします。

ただいま、ケアラー支援について御質問がございました。

ヤングケアラーについてであります。ヤングケアラーの認知度を広げるための市内小・中学校の取組につきましては、望洋台小学校と同様に、ホームページで周知している学校が13校あるほか、それ以外の学校においても、児童・生徒や保護者へヤングケアラーの事例と相談窓口を掲載したチラシの配布やポスターを掲示するなど、全ての学校においてヤングケアラーについて認知度を広げる取組を行っております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、松田優子議員。

(2番 松田優子議員登壇)

○2番(松田優子議員) がん対策について伺います。

最初に、子宮頸がんワクチンについてです。

子宮頸がん予防ワクチン接種について、厚生労働省の通知により積極的な勧奨を控えておりましたが、昨年11月26日付でその通知が廃止されたことに伴い、積極的な勧奨が再開されました。そのことに関連して、私は第1回定例会の一般質問で、積極的な勧奨再開の周知方法やキャッチアップ等、何点かお聞きしましたところ、積極的勧奨が再開されたばかりで対応については国の動向を見なければならぬという

御答弁が多かったように思われましたが、新年度を迎え、国の方針も固まったのではないかと考えますので、それらを含めて再度質問をさせていただきます。

保健所のホームページによれば、定期接種の対象となる小学校6年生から高校1年生相当の女子には既に個別通知を送付しているとのことですが、令和4年度でワクチン接種対象者となる方はどのくらいいるのか、改めて伺います。

なお、札幌市では、標準的な接種年齢である中学校1年生と接種期間の終了が近い高校1年生相当の方には厚生労働省が作成したリーフレット概要版を個別通知に同封して、ワクチンの有効性及び安全性等について理解を促しているようですが、小樽市でもそういった配慮はなされているのか伺います。

また、このワクチン接種の個別通知は、今年度以降は新たに接種対象になる小学校6年生のみ年度当初に送付することになるのか、接種済み者をチェックし、接種未済の対象学年全員に送付するのか、今後の取組について伺います。

なお、これでいくと、小学校6年生は令和4年度中に接種を希望しなくても、高校1年生を終了する半年前までの間で1回目の接種をすれば、3回とも無料で済みますが、高校1年生は9月までに1回目の接種をしなければ3回とも無料にはなりません。そうすると、学年によって接種猶予期間に差が出てきます。

札幌市では、そういった学年により不利益をなくするために、令和4年度の中学校3年から高校1年生に対しては、それぞれ令和7年3月31日まで接種期間の延長を認めることが接種案内文に記載されており、ホームページにもそのことが掲載されています。しかしながら、小樽市のホームページには、その旨の記載がなされておりませんが、その点について、小樽市でも札幌市と同様の扱いになっているのか伺います。

また、小樽市保健所のホームページには、積極的な勧奨が控えられた期間に定期接種の対象になっていた平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女性の方の救済として、令和7年3月31日まで無料で接種を受けることができる、いわゆるキャッチアップについても掲載されており、そして、この方たちにも個別通知を送付していることがホームページに記載されておりますが、対象人数はどのくらいいたのかお示してください。

積極的接種の勧奨が控えられた間に個人的に有料で接種した方はどのくらいおり、償還手続きをした方はどのくらいいたのかお聞かせください。

次に、男性へのHPVワクチン助成についてです。

日本では、子宮頸がん予防として女性のみ定期接種となっているHPVワクチンですが、男女ともに接種することで、パートナー間のHPV拡大を予防し、また、男性に多い咽頭がんや肛門がんの発症予防にもつながると考えられています。

WHOのホームページによると、男女とも公費で接種している国はアメリカやカナダ、オーストラリアなど39か国にも上り、接種率も進んでいると伺います。調べてみると、青森県平川市では、全国初となる男性のHPVワクチンの助成がなされ、称賛されており、当市の隣、余市町でも道内の先陣を切って、任意ながらも12歳から25歳の男性を対象に接種費用を助成することの、関連議案が前回の町議会で成立しました。

市長は子育て支援策を公約の大きな柱に掲げておりますが、子宮頸がんはがんとしては珍しく、20歳代から30歳代の若い人に多く発症し、治療により助かったとしても、それにより子宮を失い妊娠できなくなってしまう方も多く、女性に対しては、男性と一緒に接種することで子宮頸がんの予防も推進でき、女性のみで予防の負担をかけないという温かいメッセージにもなります。また、男性には男性自身の疾病予防策にも本市はしっかり補助を出すということにもなります。

そこで伺います。他市に先んじて、小樽市でも男性を対象にしたHPVワクチンの接種費用を補助できないでしょうか。もし、全額無料は困難だとしたら、一部でも市で助成できないのか、市長のお考えをお聞かせください。

最後に、がん検診の状況について伺います。

日本国内で一生涯のうちに何らかのがんになる割合は、男性約 65%、女性約 50%と 2 人に 1 人はがんを発症しています。小樽市でも、50 歳から 84 歳までの各年齢の死因第一位はがんとなっており、そのためにも早期発見が大切で、発見が遅れるほど治療が困難になります。

そこで伺います。子宮頸がんワクチンを接種したとしても、子宮頸がん検診は二十歳以上になったら 2 年に 1 度は必要となっていますが、現在までの子宮頸がん検診の状況についてお示ください。

ワクチンと検診は車の両輪のごとく重要ですが、東京都調布市では子宮頸がん検診の受診率向上のために、本年度 23、24 歳になる女性の希望者に HPV 感染の有無を自宅で調べられる簡易キットを無料で配布したと聞いています。その結果、市が想定した 2 倍の申込みがあり、陽性か陰性かの結果に関係なく、医療機関の無料検診を予約でき、簡易キット検査の結果、陽性だった場合は、必ず医療機関で詳しい検査を受けるよう呼びかけるといいます。小樽でもこのような取組はできないのか伺います。

また、女性がかかるがんのトップは乳がんですが、早期発見すれば治癒率も高いがんです。市では 40 歳の方を対象に乳がん検診が無料になるクーポン券を送付していますが、これについても受診状況をお聞かせください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的にがん検診の受診率が低下していると言われております。小樽市では子宮頸がん・乳がんを含め、5 種類のがんについて、一部公費負担で検診をしておりますが、当市におけるコロナ禍前の状況と比較し、現在のがん検診の状況をお示ください。

国ではがん検診の受診率向上のため、勸奨資材としてコロナ下受診勧奨用リーフレットも準備しています。新型コロナウイルス感染症は防いだけれども、がんは進行していたでは本末転倒です。がんから市民の命を守るため、小樽市としてもコロナ禍によるがん対策として、がん検診率向上に取り組む必要があると思いますが、市の見解をお聞かせください。

また、がんにならないための教育も大切です。文部科学省でも学校教育の中でがんサバイバーの方や医師など外部講師を活用し、行うよう推進を図っていますが、このがん教育には両親や家族をがんで亡くされた児童・生徒などデリケートな部分もあり、配慮も必要です。小樽市教育委員会としてどのように取り組んでいるのか、その内容をお聞かせ願うとともに、児童・生徒の反応もお聞かせください。

市民の健康を守るのも市長の重要な役目です。自然減に少しでも歯止めをかけるためにも、今後、しっかりとがん対策に取り組んでいただきたいと思えます。

以上、再質問を留保し、私の質問は終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、がん対策について御質問がありました。

初めに、子宮頸がんワクチンについてですが、まず、令和 4 年度の接種対象者数につきましては、定期接種の対象となる小学校 6 年生から高校 1 年生相当の女子が年度当初で 1,807 人となっており、これらの方々には 4 月までに個別通知をしております。また、その後の転入者で対象となる方に対しても、随時通知を行っております。

次に、厚生労働省作成のリーフレットの活用につきましては、令和 4 年度の個別通知においては全ての

対象者にリーフレットを同封してお送りをしております。

次に、今後の個別通知の対象者につきましては、新たに定期接種の対象年齢となる小学校6年生のほか、定期接種の最終年度となる高校1年生相当の方に再度の通知を行うこととしており、これ以外の学年の未接種者への通知を行うことは予定をしておりません。

次に、中学校3年生及び高校1年生相当の方に対する接種期間の延長につきましては、年齢による不利益を解消するために、国において令和7年3月31日までの延長を定めたものですので、本市においても同様の取扱いとなっております。

なお、高校1年生相当の未接種者に対する再通知の際には、この期間延長の取扱いを含めてお知らせをまいります。

次に、いわゆるキャッチアップ接種の対象者数につきましては、令和4年6月時点で3,034人となっております。

次に、積極的勧奨が控えられた期間に有償で接種を受けた方の人数につきましては、接種業務を委託している医療機関に聞き取りを行ったところ、確認できたのは10名となっております。有償で接種を受けた方への償還払いにつきましては、これまで4名となっております。

次に、男性を対象とするHPVワクチン接種に関わる助成につきましては、本年8月に国の委員会において、HPVワクチンの男性への定期接種について議論が始められたと承知をいたしております。市といたしましては、こうした国の動向を注視してまいります。

次に、がん検診の状況についてですが、まず、子宮頸がん検診の状況につきましては、各医療保険制度において実施しているものは把握いたしておりませんが、市が実施をしている検診を受けた方の人数につきましては、直近3年間で令和元年度2,623人、2年度1,953人、3年度2,243人となっております。

次に、子宮頸がんの自己検査キットの配布につきましては、本市においても平成30年度より実施しており、25歳の女性で過去5年間、子宮頸がん検診を未受診の方に案内を送付し、検査を希望する方に対して自ら細胞を採取する検査キットを無料で配布しております。

検査の結果、ヒトパピローマウイルスが陽性だった方につきましては、子宮頸がんに進行する可能性が高いとされていることから、婦人科を受診するよう御案内をしております。

次に、乳がん検診のクーポン券による受診状況につきましては、直近3年間のクーポン送付者数に対する受診者数の順で申し上げますと、令和元年度636人に対し150人、2年度539人に対し103人、3年度515人に対し108人となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較した現在のがん検診の状況につきましては、感染拡大前後の各年度における受診者数の総数で申し上げますと、平成30年度1万1,226人、令和元年度1万1,463人、2年度8,444人、3年度9,474人となっており、感染拡大以降の受診者は減少しております。

これは新型コロナウイルス感染症拡大により受診控えが生じたことと、緊急事態宣言に伴い、幾つかのがん検診の実施を取りやめたことが原因であると考えられます。

次に、コロナ禍におけるがん対策としての、がん検診率向上の取組につきましては、がん検診の日程や会場などを紹介する冊子を毎年5月に新聞折り込みや郵送により配布をしているほか、広報おたるや市のホームページにも掲載し、周知を図っております。

また、子宮頸がん検診及び乳がん検診につきましては、それぞれ満20歳と満40歳の方にクーポン券を送付し、受診促進の勧奨を行っております。

市といたしましては、今後ともがん検診によるがんの早期発見と正しい健康意識の普及のため、市民に対する周知に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) ただいま、がん対策について御質問がございました。

がん検診の状況についてですが、市教委としてのがん教育の取組内容と児童・生徒の反応につきまして、小学校では6年生が、中学校では2年生が、保健の授業において、がんの予防や早期発見・早期治療の大切さなどについて学習しております。

また、これまで本市において進めてきました医療従事者など外部講師によるがん教育出前講座につきましては、新型コロナウイルス感染症流行後は、派遣者側の意向もございまして、実施はできておりませんが、これまでの講座においては、文部科学省の外部講師を用いたがん教育ガイドラインに基づき、講師と綿密な打合せをしながら、出前講座の実施について、事前に家庭へ周知したり、家族にがん患者がいる児童などに配慮した上で授業を実施したりし、当日は児童が積極的に質問するなど、自身の健康と家族の健康について真剣に学ぶ様子が見られました。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、松田優子議員。

○2番(松田優子議員) 答弁いただいた中から、何点か再質問させていただきます。

まず、人口減少問題の中で、今後の取組として、若手を中心とした新しい人口戦略推進本部を立ち上げるということをお聞きしたのですけれども、これは今まである人口対策庁内検討会議を全く別なものとして若手を中心としたものにするのか、今までの会議に、若手の職員を一緒に入れるということなのか、その点について、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

それと、空き家対策なのですけれども、確かに先ほどの御答弁では、空き家の件数は少なくなっていますが、不全な空き家がやはり増えております。

実は、先日、台風11号が通過したときに、小樽もやはり少し風の影響がありました。その中で、崖の上の空き家になっているアパートが倒壊しまして、それが崖下に、全部そういうものが、機材が飛んでいったり廃材が飛んでいったり、また、10メートル以上も差がある美容室の窓ガラスを割ったという、そういうものがありました。たまたま夜間でお客がいなかったので、けが人は出せませんでしたけれども、やはり今後こういうような、天候が不順だとか、また、雪の時期だとかになると、北海道、特に小樽というのは、崖の上に空き家が放置されているというのは、なかなか場所的に除却できなくて、ちゅうちょしている人もいるのではないかと思います。

そういったことに対して、きちんと所有者に対して管理を促すことを考えてほしいと思うのですけれども、それについて、再度御答弁いただきたいと思います。

それと、先ほど空き家・空き地バンクの登録者を聞きましたけれども、あまりにも少ないので、少しびっくりしました。確かに空き家・空き地が建っているところというのが、要するに利活用がしづらいところなのかということもあるのかと思うのですが、その登録件数や成立件数が少ないことについて、部局としてどのように押さえているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

ケアラー支援ですけれども、先ほど、北海道社会福祉協議会が主催で、庁舎内で研修をやったということなのですが、聞いたら48名参加ということで、ちょうど日中でしたので、仕事の方が多くて参加できない方も多かったのかと思うのですけれども、今後は夜にやるとか時間を変えるとか、そういった意味で、やはりヤングケアラーの研修をどんどんやっていただきたいと思います。

参加者の反応を聞いたら、大変ためになったという反応が先ほど出ていましたけれども、そういった意味で、もう一回、時期を変えるだとかいうことで、これは北海道社会福祉協議会の主催でしたが、市とし

での主催も考えていただければと思うのですけれども、そのことについても、もう一度、お答えいただきたいと思います。

ケアラー支援条例の制度について、北海道でもできたし、これから検討ということで、あまり市として積極的にケアラー支援条例を制定するというのは前向きではなかったように、私は取ったのですが、やはりこのケアラー支援条例というのは、今まではケアを受ける人の条例はあったけれども、ケアする人の条例がなかったということが、このケアラー支援条例の制定につながっていったということも聞いていますので、これについて、もう一度御答弁いただければと思います。

それから、介護施設、事業所の事故ということで聞きましたら、やはり小樽でも死亡事故があったということについて、少しびっくりしたというか、驚きました。それで、その要因は何かといたら、誤嚥性によるものだということで、市は人材不足と直接つながらないということだったのですが、先ほどの人材不足ということでの話ですけれども、やはり介護従事者の方は、本当にもう結構仕事がきつくて大変なのだ。先ほど例を挙げた方については、本当はいろいろ聞きたかったのだけれども、みんなそれぞれ、先ほど言った食事介護というのは、やはりお一人にお一人がつくものですから、なかなか手が離せないという事情もあります。そういったことで、やはり小樽は高齢者が多いまちですし、これからみとりをしていく施設も出てくると思いますけれども、まず、この死亡事故が少しでもなくなるように、人材不足ということで、もう一度考えていただければと思いますが、この認識の差について、お聞かせ願いたいと思います。

それと、がん検診ということで、やはりコロナ禍前とコロナ禍後では、がん検診の機会がどうしても少なかったということもあるので、乳がん検診のクーポンを送付をしている方を見たら、大体、2割くらいしか受けていないなということが、先ほどクーポン券を送付した人と受けた人の差というのが、受診状況は、大体、毎年2割くらいかと思うのですけれども、この受診率向上について、例えば、何かそういう手を打っていないのかということについて、もう一度、答弁をいただければと思います。

では、今のところ御答弁をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、人口対策を議論する組織について御答弁させていただきます。

今回、人口対策を議論する組織といたしまして、これまでは人口対策庁内検討会議というのがあったのですけれども、これは国の地方創生に関わる、いわゆる総合戦略を議論するためにつくった検討会議ではあったのですが、この検討会議を改組いたしまして、最終的な意思決定機関として人口戦略推進本部というのを、各部長級から成る組織なのですけれども、まず、これを編成したいというふうに思っております。

松田議員のおっしゃっていた若手職員による組織というのは、今申し上げました人口戦略推進本部のその下に設置をすることを今、考えておまして、各職場から選ばれた若い職員の皆さんたちに、いわゆる既成概念にとらわれない新しい目線、新しい発想で、人口対策、あるいは人口戦略というものを、まず考えてもらいたいというふうに思っております。その若い職員による組織で議論されたものが、政策提案として、この人口戦略推進本部に上げられてくるとしますので、そこで最終的な意思決定をさせていただくと、こういう流れになっております。

ただ、人口戦略推進本部の下には、この若手職員の組織だけではなくて、プロジェクトチームだとか、あるいは当然、各職場で論される人口戦略、対策というのはあるのしょうから、そういったものを全て

この人口戦略推進本部の中で議論をしていながら、目的とすれば、やはり行政の縦割りの弊害を打ち破り関連施策をうまく組み合わせることによって、政策効果をより上げていきたいと、そういう思いで今回、人口戦略推進本部を立ち上げまして、その下に若手職員の組織なども編成させていただくということで考えております。まだ人選についてはこれからですので、できるだけ早くに編成したいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(松浦裕仁) 松田議員の再質問にお答えいたします。

初めに、管理不全の建物に関する所有者への周知啓発の件でございますけれども、この周知啓発に関しましては、これまでもホームページですとか広報おたる、あと、指導文書のほかにパンフレットなどを同封して、適正な管理に向けた周知を行ってきたわけでございますけれども、今、議員のおっしゃるとおり、最近におきましては風被害ですとか雨、こういった被害も多発しているところでございますので、改めて今年度については空き家のガイドブックというものを作成して、その管理、相続、そして登記ですとか売却、解体、こういったことにおける相談先を明記したものを配布して周知を図っていききたいということで考えております。

もう1点、空き家・空き地バンクに対する登録が少ないという御指摘だったかと思っておりますけれども、登録が少ない理由といたしましては、登録物件の希望する物件の申込みにつきましては、やはり不動産会社でもなかなか仲介できないといった物件の申込みが多数ありまして、やはり現実的な仲介手数料が少ないですとか、こういった問題もありまして、登録に至らないということが現状であるということで考えております。ただ、ずっとこのままでいいというわけでもなく、やはりこの登録の増加に向けて、何らかの検討はしていかななくてはならないなということで考えております。

まだ具体的な方針は決まっておられませんけれども、例えば居住だけではなく違う用途ということも考えられますし、もしくは個人売買ということも考えられますので、こういった二つのものについては多くの課題もあると思っておりますが、登録件数の増加に向けて今後は検討していきたいということで考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) こども未来部長。

○こども未来部長(安部俊克) 松田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、ケアラー・ヤングケアラー研修について、お答えいたします。

今回、8月に開催しました研修につきましては、主に福祉保険部とこども未来部、それから、地域包括支援センターの職員を中心に開催したところです。あくまでも主催は市で開きまして、講師に北海道の社会福祉協議会の方をお呼びした形で行いました。

御指摘ありました開催時間ですとか、それから、もっと広い職員なりというお話ですけれども、今後もやはり我々職員も含めて、もっと多く、それから、市内のいろいろな民間での相談支援事業所の職員の方ですとか、あとは一般市民の方ですとか、そういった方に向けても、ケアラー・ヤングケアラーについての周知啓発について、開催時間もいろいろ工夫しながら開催する部分も検討していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(田中宏之) 私からは、がん検診の受診率向上の取組についてお答えをいたします。

市では、がん検診の日程・会場などを紹介する冊子の配布であるとか、広報おたるや市のホームページへの掲載なども行ってきているところですが、さらに別の周知方法などについてもできないかと、例えば、SNSの活用法などについても、今後検討してまいりたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉保険部長。

○福祉保険部長(勝山貴之) 松田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、ケアラー支援条例と介護事業所の職員についてということで、2点、お答えいたします。

まず、ケアラー支援条例ですけれども、市として積極的ではないのではないかとというような御質問でございましたが、これにつきましては、今、先ほど御紹介いただきましたように、全国で11の県や市や町が条例をつくっているということでございます。これらの取組の中で、御紹介がありました栗山町、こちらのほうも先行している取組をやっているのですけれども、なかなか小樽市としてそこまで今できる状態ではないのだろうと思います。

条例をつくるのはどうなのか、つくった後もいろいろまた計画をつくるですとか、そういうこともありますので、まず、いろいろなケアに対して支援をどうしていくのか、そういうことも含めて議論をしていきたいということもございますし、また、条例をつくるに当たっては、関係機関との連携も必要になってきますので、そちらのほうも今後、いろいろと協議をしながら進めていきたいなと思っていますので、条例については、まだ少し先のことになるということで御理解いただければと思います。

また、介護施設、事業所の職員の人材不足の関係ですけれども、食事のときに1人で対応しなければならぬので、なかなか目が離せないということもございました。

確かに今、事業所では、国の配置基準がございまして。これについては満たしているということもございましてけれども、御指摘にありましたように、食事の時間ですとか夜間ですとか、やはりどうしても手薄になってくる時間がございまして。そういう時間については、なるべくしっかりやっていただきたいと思いますが、なかなかやはり基準以上の人を配置することは難しいということもございまして、まず、私どもとしましては、いろいろな研修の機会を設けて、その中でどうしたらいいのか、適切な介護サービスを行えるような形と、よりよいサービスをできるようになること、事故が発生していますので、その事故になった原因ですとか、それについて再発防止ですとか、そういうことも含めて、いろいろな指導をしていっているということもございまして。

なかなか介護人材については、どこの事業所でも確保が難しいということが実態でございまして、これについては、なかなか少し難しいのかということもございまして。

○議長(鈴木喜明) 松田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 3時10分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、高橋龍議員。

(6番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○6番(高橋 龍議員) 立憲・市民連合を代表し、質問をいたします。

冒頭、さきの市長選において2期目の当選を果たされました迫市長には、お祝いを申し上げるとともに小樽の住民福祉向上を目指し、一層の御尽力をお願いいたします。

そして、我々立憲・市民連合もこのような議会議論などを通じ、将来を見据えた行政運営に寄与するべく、議員としての役割を果たしてまいりますので、改めてよろしくお願い申し上げます。

さて、本市としても大きな課題である少子高齢化と財政難は、人口減少との関連性が深いことは言うまでもありません。加えて、新型コロナウイルス感染症による市内経済へのあおりも深刻であり、さらに、ロシアによるウクライナ侵攻に起因する物価高騰、市内で対口貿易をする事業者などでも少なくない影響が出ています。このような状況で、山積する課題解決のためにどこから手をつけるべきなのか、政策的判断は困難さを増しています。もちろん、各課題は有機的につながっていることから、相当な戦略性を求められます。この場では、人口減少に抗い、将来にわたって市民が誇りを持てる小樽であるために、今、何ができるのかという観点で質問をいたします。後の委員会の質疑まで含めて、全ての項目が新たな小樽につながることをイメージしていることから、市政全体を俯瞰し、多面的な議論ができればと考えます。

初めの項目としては、補正予算案の中から幾つかお聞きいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について伺ってまいりたいと思います。

社会福祉総務費として高齢者世帯等生活支援事業費が計上されています。原油価格・物価高騰等の影響を受けている低所得の高齢者世帯等を支援するため1世帯当たり2万円の給付ということですが、金額の算出根拠について、まず伺います。

昨今の原油高・物価高は今後まだまだ続く様相で、家計には大きなダメージが与えられております。その支援として本事業を行うことにはもちろん異論はありませんが、交付金の考え方の中で不明な点があったので次に伺います。

何かと申しますと、本事業の中で新型コロナウイルス感染症対策と物価高の対策が、言わば混在しているような形になっている点で、新型コロナウイルス感染症が収束した後も経済の回復が見られない場合は、物価高対策のためにこの交付金を活用できるのかということです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を引き続き物価高対策に積極活用することができれば、支援の幅も広がることと思います。

そもそも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の制度そのものが、今後どのような形になっていくのかという見通しは示されているのでしょうか。

国も新たに住民税非課税世帯に5万円を給付するという方針ですが、新型コロナウイルス感染症による観光消費の落ち込み、年金で暮らす高齢者の多さ、そもそも所得水準の低さなどを考えると、全国と比べても本市が受けている打撃は大きいものと捉えております。ですから、このたびの2万円給付のように、市としてもでき得る限りの支援を考えていただき、消費を喚起しなければ、経済の回復も見込めないことから、引き続きの施策展開をお願いするところであります。

次に、補正予算案の中から災害対応分散型会議システム整備事業費について伺います。

災害時における対策会議等の対面会議を抑制するため、ウェブ会議等ができるような環境を整備するものと認識しています。この予算の内訳について、まず、御説明ください。

どのような資機材を整備するのかと同時に、その活用の場面を多くつくり、費用対効果をできるだけ高めなくてはなりません。

分散型会議システムの実際の活用シーンについてお聞きします。

例えば、新型コロナウイルス感染症の陽性者数が高止まりしている状況下において遠隔の会議ができるものと捉えておりますが、その際には拠点が分散されるという考え方でよろしいのでしょうか。システム導入前後では、災害時における対策会議等の動き方がどう変わるのかを御説明ください。

また、新型コロナウイルス感染症が収まった後であっても時間的距離をなくすることで会議開催の効率

も高められるわけです。せっかくのシステムなので平時の活用もできるよう、思案を巡らせていただけると、後段でも取り上げるDXにもつながるものと考えております。

新型コロナウイルス感染症によって毀損した経済や社会の仕組み、あるいはつながりを、ここから再度結び直していくこととなります。人口減少による人的リソースの不足、歳入の減少をいかに補うか、行財政運営は大きな転換期を迎え、あらゆる場面で従前の当たり前にとらわれず、変革、トランスフォーメーションを求められているということを理解しなければなりません。

人口減少にどう向き合っていくのかについては次の項から掘り下げてまいりますので、ここで最初の項目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、補正予算案について御質問がありました。

まず、高齢者世帯等生活支援事業における1世帯当たりの支給金額の算出根拠につきましては、北海道の市町村高齢者世帯等生活支援事業の基準額が1世帯当たり1万2,000円であり、これに本市が昨年度、実施をした暖房費緊急支援事業と同額の1世帯当たり8,000円を独自に上乗せをした計2万円を対象世帯に支給するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度の今後の見通しにつきましては、去る9月9日に開催された国の物価・賃金・生活総合対策本部において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中に電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設が決定されたことから、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、災害対応分散型会議システム整備事業費の予算の内訳につきましては、消防本部、消防指令センター、消防署及び災害対策本部に設置しウェブ会議を行うシステムを構築するため、パソコン、大型モニター及びウェブカメラを各4台その他周辺機器を購入するものであります。

次に、災害対応分散型会議システムにつきましては、複数の拠点をインターネットで接続し、災害時における対策会議をウェブにより開催するものであります。これにより、現在はその都度消防本部に移動している消防署の職員が導入後は消防署から会議に参加できるため移動時間が解消され、また、コロナ禍の収束後においても、ウェブ会議により会議や研修等を行うなど災害対応の迅速化と業務の効率化を図るものであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）

○6番（高橋 龍議員） この項では、人口減少についての課題抽出や分析等に関して伺ってまいります。

迫市長がさきの選挙で訴えておいでだったように、本市の抱える人口減少、少子高齢化は、行政のみならず、市内で経済活動を行う皆様にとっても非常に大きな課題として立ちふさがっています。議会の場において私がかねてより申し上げてまいりましたが、人口を一気に増加に転じさせることは困難であり、実現可能な施策の中で最も効果的なことを探っていくことはなりません。その意味で、市長のおっしゃる社会減に歯止めをかけるということは、目標としても明確であり、実現性も高いものと思っております。

社会減とは転入数を転出数が上回る状況のことを指すのは、皆様、御存じのとおりであります、それ

に歯止めをかけるとする場合、大きく分けると、転入を増やすにはどうすべきか、転出を減らすにはどうすべきか、この2点を考えなくてはなりません。

初めに、転出超過の現状認識と定量的なデータ及び転出理由などの把握について伺います。

転出者に対してアンケートを取っていると思いますが、回答率と、お聞きした項目の主な内容について御説明ください。

また、アンケートの中身の分析は、どこの部署でどのような方法で行っていますか。

そして、そこから読み取れることについて、例えば転出の理由や転出先など、傾向として読み取れることをお示しください。加えて、その情報、つまりアンケートの回答は、どのように活用されているのかも伺います。回答及び分析は、本市のどのような施策に反映されているのでしょうか。

申し上げたように、社会減を止めるためには、転出を少なくする、転入を増やすという二つのことを考えなくてはなりません。そして、本市からの転出者は他の自治体にとっては転入者であるということで、ある意味、表裏一体ということです。

そこで次に、転出を抑制するという意味で、定住性を高めるということに触れさせていただきます。

私もこの間、人口減少に関わる国内外の論文やセミナーなど、学びを深めてまいりました。ここで一つ例示をいたしますが、日本都市計画学会における昨年の都市計画論文集において、白老町をモデルにした定住に関する研究と絡めてお話をいたします。

白老町では、本市同様に転出時にアンケートを取り、この研究は回答を用いて定住移行と転出回避という2軸で調査をしたものです。どういうことかと申しますと、定住を望む・望まないという意向と、定住できる・できないという実情とを切り離して分析をし、定住したくてもできない人を生まないような施策につなげるというものです。その論文中では、先ほどの意向と実情の場合分けにより、住民を次の四つの分に大別しています。

一つ目に、定住を望むが、定住できない群。これは、いずれ望まない転出をしなくてはならない方々ということになります。二つ目の、定住を望み、定住できる群。これは、そのまま地域に残ってくれる方々。三つ目、定住を望まず、定住できない群については、ライフステージの変化のタイミングで転出する可能性が高い方々。四つ目、定住を望まないが、定住できる群。表現として少し分かりづらいかもしれませんが、この層の方々は、今住んでいるまちと比較して、他市に優位な点があれば誘引されてしまうということになります。この調査では、2番目の地域に残ってくれる可能性が高い方というのは21.7%しかおらず、社会減対策として定住性を高めることの重要性がうかがい知れるものであります。

では、定住を望まない大きな要因は何か。その一つとして、行政の施策と住民ニーズとのミスマッチがあります。研究では、転出の選択をするタイミングは、ライフステージの変化に伴う生活ニーズギャップによって引き起こされているという表現がなされており、これは住民の年齢の変化、進学、結婚や出産などのライフステージの変化に伴い、転出回避につながる効果的な施策の方向性も変化するということです。

そこで伺います。転出を極力回避するために、ニーズを把握して年齢層によって行政サービスを変化させることや、人口のボリュームゾーンに合わせた施策展開をする。つまり、人口が最も多い高齢層の定住性を高めるということなど、判断の余地はあるものの、いずれにせよ施策体系の方向性をいま一度見直す必要があると考えます。この点の市の御所見はいかがですか。

さらに申し上げれば、行政としては事業の選択と集中をしていく中で、先ほどの白老町の例なども踏まえ、ライフステージの変化で転出が起ころうな人たち、比較的若い層になろうかと思いますが、まさに転出回避のための施策を明確な意図として打つべきではないかと考えますが、御判断はいかがですか。

次に、転入者の増加策、つまり移住促進という観点で伺っていきたいと考えます。

まず、本市の移住促進の目玉としてスタートした、ひと旗プロジェクトについてです。

移住に際しては、起業に関心のある方にアプローチをするのは、新たな産業を生むという意味でも、可能性を感じさせる非常によいプロジェクトであると捉えています。特に近年は田園回帰と表現されるように地方移住への関心も高まっていることから、この事業が軌道に乗り、効果を得られることに大きな期待をしているところです。

そこで、ある調査データにおける移住に際しての評価ポイントに目を向けてみます。移住先の何を重視するかというランキングのようなものですが、そのデータで最も多かったのは、地域の所得水準が高い、多様な雇用の場がある、ビジネスのマーケットが存在しているという仕事や収入に関することでありました。次いで多いものから順に、2位、行政サービスの充足、3位、病院や育児施設など厚生分野の施設の充実、4位、商業・文化・娯楽施設の豊かさ、5位、原発までの直線距離となっていました。申し上げたのは、あくまで一つの調査データではありますが、本市のひと旗プロジェクトに照らしても、移住促進と市内で行うビジネスに対するマーケットの存在とは密接に関連するとも言えます。

私も本年第1回定例会の際の予算特別委員会において、創業・起業の支援をし、本市で一旗上げていただくためには、市内にその事業のマーケットが存在しているか、外に向けた販路がなくてはならないということをお話しさせていただきました。その観点も踏まえて伺いますが、起業するに当たり、他市ではなく本市でやることに優位性があると思われる業種というのは、どのようなものと考えますか。その理由と、市場規模や競合の分析なども含めて、定量的なデータで示せるものはありますか。

また、移住を呼びかけるターゲットについても、創業・起業の希望者と大きく設定されていましたが、先にお聞きした優位性がある業種の起業を望む方にアプローチをすると、その確度が高くなるのではないかと考えるところです。その点もどう捉えているのかお聞かせください。

加えて、前述の予算特別委員会における答弁から、アウトカムの目標数値の設定は行っていないということは認識しているものの、やはり一定の目安は必要と考えます。そのためにも、まず現状の把握をしなくてはなりません。現時点で移住者による市内創業者数の把握はしていますか。また、今後はどのように行いますか。

ひと旗プロジェクトに関しては、さらなる事業の拡張性もあると感じております。例えば、新規創業を促進するためのアプローチとして、産学官金の連携による学生ベンチャーの起業支援なども考えられます。

小樽商科大学では、これまでも学内での起業ケースは幾つもありますが、さらに誘発できないものかと感じております。というのも、成人年齢が18歳となったことで、大学1年生は既に成人なわけですが、もちろん、起業自体は未成年でもできますが、成人年齢引下げによって大学生の起業に向けた社会的ハードルはこれまでよりも低くなったものと考えます。加えて、クラウドファンディングが一般的なものとなり、投資を得るチャンネルも増えています。このことから、若い世代であってもビジネスプラン次第でチャレンジをしやすくなっており、そこに行政からのサポートもあるとなれば、なおのことです。

御提言に戻ると、学生の事業計画を金融機関が審査することや、行政からのフォローアップ体制の確立で、そもそも起業の意思のある方が本市での進学を希望するというようなケースも生まれてくるのではと考えます。もっと言えば、商大生だけでなく、小樽市に本社を置くという条件で、市外の学校に通う学生でも助成を受けられるという条件ならば、機会の公平性も保たれます。

転居の理由として最も多いのは進学で、先ほど申し上げたライフステージが変化するタイミングというところにも当てはまります。そこに合わせて起業を目指す方に移住を呼びかけることで、プロジェクトを

よりとがったものにするのを狙ったのがこの御提言であります。

座組みに時間を要することも理解しますが、起業の聖地のようなイメージ戦略により、まさに、ひと旗プロジェクトとして他の自治体と差別化し、メディアとの連携も図りやすくなります。さらに学生ベンチャーの中から大きく伸びる企業が出てくれば、その周りには関連事業も立ち上がり、二次的な起業も誘発できると考えます。あくまで一例ではありますが、そのくらいのダイナミックさを持って新たな施策を行っていかなくてはならないと考えます。この辺りに対する市の御所見を示してください。

次に、社会減を食い止めるに当たり、移住者をどこから連れてくるかです。やはり首都圏や大都市圏の母数の多さに期待することと考えます。活発な人流の中で多くのタッチポイントをつくり、施策が深く刺さる人を見つけることが肝要であり、機会損失をしないことも大事な点であります。

コロナ禍の直前、東京に行った際に、渋谷の大きな商業ビルの1階で東川町が移住を呼びかけるポップアップブースを出店しているのに出くわしました。まさに若い人の目に多く触れる場で、移住ブースを出すことは理にかなっていると感じました。本市が全く同じことをすべきということではなく、移住志向の方が潜在している可能性の高い場にタッチポイントを増やしていくということについては検討の余地があると考えます。物理的なブースだけでなく、昨今の時流に鑑みれば移住思考を持つ方の行動として、まず取っかかりとなるのは、やはりウェブであろうと思います。

ここで本市の考えを伺います。移住先を探している方にアプローチする手法として、マスメディアでの広報もありますが多くはホームページ、SNSが入り口になると推察します。この点については相違ないですか。

これに相違がないと仮定して話を進めますが、ウェブが大きな役割を担うと考えると、効果を最大化するためデジタルマーケティングの視点は行政としても持たなくてはなりません。皆さん御自身のことで考えてみてください。SNSやメールマガジンなどプッシュ式で送られてくる広告を常に見逃さないようにしていますという方は、まずいらっしやらないと思います。そうした情報との向き合い方からして、全方位的に一方的に情報を送るだけでは、受け手であるユーザー側に届かないことを御理解いただけるのではないのでしょうか。移住希望者へのタッチポイントとして大きな役割を持つSNSでの発信において、デジタルマーケティングの観点では次のようなことが言えます。

そもそもユーザーは、知り合いが発信する日常的情報を受けることを主な目的としてSNSを利用しており、企業や行政の情報と結びつくことはあまり期待していません。SNSを利用しユーザーとコミュニケーションしようとするれば、企業や行政はユーザー間のコミュニケーションに送り手として割り込む必要があります。その場合、組織としてではなくその中の一個人が参加するほうが受け手から共感される場合が多くなります。一旦話をまとめると、SNS等で何かを告知したい場合、個人が発信する情報のほうが見ていただきやすいということです。ここまで御理解いただき、さらに話を進めます。

ホームページやネット掲示板など、ウェブ上の興味、関心、つながりの領域と言われる場において、SNSと比較して情報の受け手の行動や心理が変わります。この興味、関心、つながりの領域には、そもそも何らかの関心事、困り事を持つ人が有益な情報を求め自ら入ってくるという能動的な行動になります。つまり、自分で探して見つけた情報のほうがその方に響きやすいということです。具体例として、本市が移住希望者に、ひと旗プロジェクトの情報を効果的に届けるためにはどうしたらいいのか。まず、ホームページや特設サイトに載せる移住者に向けた情報を、移住の意向を持つ方に探してもらう仕掛けをします。これは、地方、移住などというワードで検索をしたときに上位に本市が表示されるよう、いわゆるSEO対策をすること。移住関連のキーワードと結びつけ検索エンジンに広告を打つことなどが挙げられます。

ここで一つお聞きしておきますが、今申し上げたSEO対策、検索ワードとひもづけた広告などについて

て、本市の取組状況をお聞かせください。

そして、ホームページを訪れてくれた方に相談という行動を促すため、問合せ先をひもづけて、お試し移住など、次の行政サービスと簡単につながる流れをつくるということが必要になります。ひと旗プロジェクトや小樽市ホームページの移住促進のページに、市の公式LINEなど電話よりも問合せをしやすい入り口をつくることはお考えにありますか。

次のステップとして、相談やお試し移住などに関してユーザー側が個人で発信してくれることで、その周りに信頼性の高い口コミとして波及します。本市に興味を示してくれた方に、SNSでの発信を誘発するような仕掛けも必要と考えます。例えば、ツイッターでのリツイート、インスタ、フェイスブックでの発信をしてくれた方に抽選で特産品を送るなどインセンティブを与え、事業周知と市のPRをするということも考えられませんか。

そして、移住には行政単独で越えられない壁も存在します。人間関係の構築もその一つです。移住をする際、現地に友人、知人がいない場合の心理的衝撃は大きく、逆説的に言えば困り事が起きた場合、身近に相談できる方がいるという環境を市が意図してつくることができれば、他市との優位性を持てるのではないかということです。

移住体験ツアーなどの参加者に対し、地域の人たちとのコミュニケーションを促す工夫はしていますか。市民や市内事業者の方にも御協力をいただき、移住版ピアサポートのような展開はできないかお聞きします。

なお、ピアサポートとは、コミュニティの中で仲間同士の助け合い、支え合いの意味で用いたことを補足します。

次に、人口減少下の持続可能性についてです。

本市では、年間2,000人のペースで人口減少が進み、このままでは4年ほどで10万人を下回ります。そうならないためにも、社会減に歯止めをかける方法を問うてきましたが、人口減のスピードを緩めることはできても、遅かれ早かれ10万人を切ってしまうことはかなりの確率で起きると思われまます。本市の人口が10万人を切ってしまった場合、行政運営にどのような影響が出てくるのでしょうか。税収や交付税の減少、維持が難しくなるインフラや行政サービスなど、想定される影響に関して御説明ください。

次に、総務省が呼びかける地域の未来予測についてお聞きします。

人口減少が進む中、2040年を一つの区切りとしてどのような資源制約が見込まれるのかについて、行政需要、経営資源に関する長期的な変化の見通しの客観的なデータを基にして整理するものが地域の未来予測です。この地域の未来予測は、義務ではないものの作成することで得られるものも多くあると考えます。作成した場合、本市にとってメリットと考える点についてお示しください。

人口減少とそれに伴う地域の施設の今後が可視化されることには、利点があると感じています。我々が置かれている現状と向き合い、その未来予測よりもよい未来を迎えられるよう小樽が一丸となって対策に取り組むための糧となると考えられるからです。

逆に、作成するデメリットについての考えをお聞かせください。必ずしも地域の未来予測作成という手法に限られるものではありませんが、このままであれば近い将来、本市の状況がどうなるのかを市民にも分かりやすく可視化する必要があると思います、どのように考えますか。

逆算して、今からできること、これまで以上に意識して取り組まなくてはならないことをどのように考えていますか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、人口減少問題について御質問がありました。

初めに、社会減についてですが、まず、令和3年11月に実施をした転出者に対するアンケートの回答率につきましても、対象数1,000件に対し回答率は28.4%となっております。

質問項目の主な内容につきましては、転出の理由、転出先、市外で転職・就職をした理由、小樽市に戻るための条件、小樽市の住みやすさなどとなっております。

次に、アンケートの分析につきましては、総務部企画政策室が行っております。

また、分析結果につきましては、本市から転出した最も大きな理由としては、「自分または家族の仕事上の理由」が最も多く、その内容としては、転勤を除きますと「労働条件」、「労働条件（賃金など）が悪かったから」が多数回答となりました。

また、本市に戻るための条件としても、「希望する仕事がある」が多数回答となっていることから、就業環境の改善や所得の向上を図ることが社会減の抑制に必要と分析しております。

次に、アンケートの分析結果の施策への反映につきましては、最終的な集計が本年2月であったため現時点で反映できた施策はありませんが、今後、社会減に歯止めをかけることにターゲットを絞った人口減少対策を検討する際の基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

次に、施策の体系の方向性を見直しにつきましては、これまでも子育て世帯を対象とした医療費の無償化拡大など、市民のニーズや年齢層などに応じて各部局がそれぞれ施策を実施してきたところであります。

一方、人口減少対策は本市の最重要課題であり、各部局での対応に加えて全体が一つの方向性を見据え、連携して取り組んでいく必要もありますので、今回、全庁横断的に施策を一体的に推進する人口戦略推進本部を設置することを決定し、全庁一丸となって人口減少対策の推進を図ることとしたものであります。

次に、転出回避のための施策につきましては、地域経済の支えとともに恵まれた自然環境などの本市の強みを生かしたまちづくりの推進により、新たな雇用や所得を生み出し、また、子育て施策の拡充に努めることで若年層の定住促進を図る必要があります、そのための施策を人口戦略推進本部で議論をしていきたいと考えております。

次に、移住促進についてですが、まず本市で起業することに優位性のある業種につきましては、毎年北海道が実施する北海道観光入込客数調査において、本市の観光入込客数が市町村順で上位となっていること。また、令和2年度に行った小樽市観光基礎調査においては、観光客が本市にもたらす観光消費額が898億円であること。さらには、その消費額のうち市内産業への生産波及効果893億円の6割弱がサービス業に及んでいることや、本市が実施する創業支援補助金の利用においても実際に飲食業や小売業が多いことから、観光客を顧客とするサービス業が他市に比べ本市に優位性のある業種の一つではないかと考えております。なお、市場規模や競合の分析は行っておりません。

次に、ひと旗プロジェクトのターゲットにつきましては、本市といたしましては、まず、起業を目指す移住希望者の方の全てを対象に、「ここが、ひと旗あげる場所。」をスローガンに創業支援等のパッケージ化を行い、効果的な情報の発信やシティプロモーションを進めてまいります。今後、本市で起業する業種ごとにアプローチを工夫することも検討してまいります。

次に、移住者による市内創業件数につきましては、市が実施する創業支援補助金を活用した件数により移住者による市内創業件数を把握しており、平成27年度から令和3年度まででは助成件数81件のうち、移住によるものが12件ありました。

なお、本制度を利用していない件数については把握しておりませんので、今後、市内金融機関や小樽商工会議所等に協力を依頼するなど、移住者による市内創業件数の把握に努めてまいりたいと考えており

ます。

次に、移住創業支援などの新たな政策の展開につきましては、今後、人口戦略推進本部を立ち上げる中で、若手職員を中心とした戦略的な組織を発足させる予定であることから、これまでの枠組みにとらわれない新たな視点で検討を進め政策の展開に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、アプローチ手法につきましては、本市では移住に特化したホームページの運用を行っており、私としてもホームページやSNSが主な入り口になると認識をしております。他自治体の例なども参考にしながら、より効果的な掲載内容について検討を進めてまいります。

次に、検索エンジンで上位に表示されるようにする対策、いわゆるSEO対策につきましては、現在実施しておりませんが、検索連動型広告につきましては、令和3年度に実施をしたオンライン移住体験ツアーの参加者募集で、グーグルとヤフーに移住を検索ワードとした検索連動型広告とディスプレイ広告を掲載しているほか、今年度を実施するテレワークモニターツアーとオンライン移住体験ツアーでも同様に広告を掲載する予定としております。

次に、公式LINEなどのSNSを活用した問合せ窓口の開設につきましては、これまで北海道内の移住コーディネーターが連携して運営をしている北海道移住のすゝめLINE窓口などの事例や、LINEのオープンチャット機能を活用した移住者と移住希望者のコミュニティによる相談受付などの事例を研究してまいりました。現在、移住コーディネーターを配置した移住サポートセンターの開設を準備しており、この中でSNSの活用について引き続き検討を進めてまいります。

次に、SNSでの発信を誘発する取組につきましては、令和3年度に実施したテレワークモニターツアーでは、参加者の方にこのモニター期間中にツイッターとインスタグラムを活用し、小樽市の魅力を発信していただくことで事業の周知と本市のPRをする取組を実施したところであります。今後もまずはこのような手法を継続することで考えておりますので、現状ではお話のあったようなインセンティブの付与は考えておりません。

次に、移住体験ツアーなどの参加者の方と地域の方々とのコミュニケーションにつきましては、令和3年度に実施したオンライン移住体験ツアーでは、参加者の方と先輩移住者の方との交流時間を設けたところであります。この取組は大変好評でしたので、今年度においても同様の取組を継続したいと考えております。

次に、人口減少下の持続可能性についてですが、まず、人口減少が行政運営に与える影響につきましては、人口減少の進行は地域経済の活動の縮小による市税収入だけではなく、地方交付税など一般財源収入の減少に影響を与え、そのことが行政サービスの低下や公共施設、道路などの老朽化対応への支障、現在の地域公共交通における輸送サービスの提供維持が困難となるなど、生活利便性の低下につながるものと考えております。また、人口減少による町内会などの住民組織の担い手不足は、地域の防犯力、防災力の機能低下など地域の魅力低下にもつながることから、結果的にさらなる人口減少を招くという悪循環に陥るものと考えております。

次に、地域の未来予測を作成した場合のメリットにつきましては、地域の未来予測を作成し行政需要や経営資源に関する長期的、客観的な変化の見通しを整理することで、地域課題への気づきが得られるほか、地域の実情を踏まえた未来像の検討が可能となるものと認識しております。

次に、地域の未来予測の作成に関わるデメリットにつきましては、多くのデータを集めることが必要であることから、作成にかかる多くの時間が懸念される点や、地域の状況が刻々と変化する中で予測の正確性を担保するためには絶えず更新作業が必要となり、その作業が煩雑であることなどが挙げられます。

次に、近い将来の状況の可視化につきましては、本市の特徴や課題、将来像などを可視化し、市民の皆

様にお示しすることは必要なことと考えるので、今後におきましては効果的な可視化の方法について検討を進めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）

○6番（高橋 龍議員） 最後の項目では、組織とDXについて伺います。

デジタルを含めた行政全般の変革に関することです。

最初に、公務員の副業について伺います。

公務員は全面的に副業禁止というイメージも根強いものと思いますが、ここ数年でその規制も形を変えていっています。2017年、兼業・副業を通じた創業・新規事業創出に関する調査事業研究会提言の中で、公務員の兼業、副業に関する肯定的な意見が上がり、翌年、未来投資戦略2018の中で、「国家公務員については、公益的活動等を行うための兼業に関し、円滑な制度運用を図るための環境整備を進める。」と示されました。さらに2019年には、地方公務員においても地方公務員の社会貢献活動に関する兼業についてというガイドラインも示されたところです。同ガイドラインの中では、課題として「兼業許可の基準が明確ではないため、必要以上に制限的な運用がなされているのではないか。」「許可を要する兼業の範囲が明確ではないため、本来許可を要しない行為までもが抑制されているのではないか。」との記載もあり、報酬を伴いながらも公益性の高い活動への参加に対しても二の足を踏んでしまい、職員側にとっても、地域にとってもある種の機会損失が起こっているとも受け止められます。

まず、本市の職員で兼業を行いたいとした場合の手続について御説明ください。

次に、本市で申請をして兼業を許可している件数もしくは人数などお示しいただける数字があればお答えください。

加えて、現状許可しているケースについて業種などの傾向に関してお教えください。

先ほどのガイドラインの中の課題で申し上げたように、兼業、副業に関する明確な範囲が示されていない自治体が多いとのことですが、本市においてはいかがでしょうか。許可基準の明確化及び公表の状況について御説明ください。

積極的に副業をさせようということではありませんが、少なくとも業務に対して支障がない範囲で公益性の高いものや自己研さんにつながる副業に対してはストッパーがかからないよう御検討いただきたいとお願いをするところです。

次に、市職員が副業を行うのとは逆の発想で、副業としての公務員ということについて伺います。つまり民間企業に従事しながら本市にも従事するというパターンです。ここ数年、全国的な流れとして副業を推奨する企業も増え、そうした人材を受け入れるという自治体も散見されます。専門性の高い分野では特に有効な手だてであるとも感じます。事実、そのような取組は東京都渋谷区や広島県福山市でも既に前例として存在します。

目下進めているDXについてのアドバイザーに関しては以前伺いましたが、デジタル推進室や経済分野におけるマーケティング等に関する事業などにそうした副業人材を迎えることも選択肢としてあり得るものだと思っております。そうした副業人材の採用について、これまで庁内の会議で検討されたことはありますか。本日の質問では課題提起という意味合いが強いですが、ぜひ議論の俎上にのせていただきたいと思っております。

本市の現状と照らしたとき、副業人材を採用するためには何らかの制度変更を要するのか、あるいは現

行のままでも制度上は問題ないのかという点もお教えてください。

次に、若手職員の登用に関する質問です。

人口減少対策組織の中に若手職員を登用するということがせんだっての市長記者会見の中でもお話がありました。かねてより若手職員の登用について御提言してまいりましたので、その点、喜ばしく感じております。

まず、その会議における若手職員の立ち位置や役割、人数、所属部署のバランスについて、現時点でのお考えを示してください。

せっかくそのような形で若手に機会をつくるということですから、リバースメンターという制度についても御提言申し上げます。平たく言うと、若手が先輩職員に助言を与える仕組みのことで、組織の硬直化を打破し、若手職員のスキルや考え方を共有すること、ひいては組織全体の成長を促す効果を生むものであります。このように、若手職員の組織においては、従前の業務とは逆の形でデジタル分野や、いわゆるZ世代の価値観を上席が吸収できるような場となることを期待するのですが、その点に関してお考えをお聞きます。

私たち議員もその活動の中で若い世代から学ぶことは非常に多くあります。生まれたときからインターネットで世界中とつながる環境であった、まさにデジタルネイティブ世代が社会に出てくる時代となりました。上の世代と価値観もデジタルへの向き合い方も大きく違い、そうした点では年齢や役職が上の方以上の知見や能力を持っています。

リバースメンターの仕組みは大企業の中でも取り入れられてきて、上意下達を主とした人材育成の仕組みから抜け出すことで、新しい時代に適応できる組織へと変革する組織のトランスフォーメーションに向けて動いていかななくてはなりません。変革をもたらす手法として、デジタルの活用により従前の業務フローを変えること、つまり、DXをすることが有効であるということもかねてより訴えてきたとおりです。

そこで、最後の質問です。2025年の崖という言葉が一部で話題となっております。これは、もしDXが進まなければ、2025年以降最大で年間12兆円の経済損失が生じる可能性があるとして経済産業省がレポートを出した中に書かれた言葉です。人材不足や時代に合わないシステムなどの課題があり、自治体DX推進もそうした意味で遅れるわけにはまいりません。デジタル推進室も動き出したところと思いますが、室の構成や民間人材の活用に関して、また、今年度進めている事業の内容などについて御説明いただけますか。

ここから3年間で、本市においてDX関連の予算は概算でどのくらいになると考えられますか。大まかに、何に幾らくらいという内訳もお示しいただければと思います。

また、デジタル化とDXの違いについても以前から質疑などで触れてまいりました。例えばRPA導入については早晩お示しいただいておりましたが、これも導入そのものがDXではなく、どのように変わるのかということが本質です。RPA導入部署で業務のフローがどうなるか例示してお聞かせいただけますか。

自治体業務では分野ごとにそれぞれDX化を図る余地があると認識しています。建設分野においてはアイ・コンストラクション、ICT建機の技術開発も加速度的に進んでいます。また、私もお手伝いさせていただきましたが、東大の研究チームが本市で空き家の判別をドローンで行う実験をしたことがありました。サーモカメラで住宅地を空から観測し、建物の温度を昼夜で計測、暖房等を使っているかどうかで空き家を判別するという実験です。このように省力化を図ることで人的リソースを削減し、課題解決につなげる取組はほかの業務においても活用の可能性はあると考えます。

例えば除雪に関してです。除雪DXという言葉があるかどうかは分からないのですが、除雪のオペレーターが不足しているという課題は本市のみならず度々耳にいたします。遠隔での重機操作も実用化され、

技術上どこからでも動かすことが可能となっています。傾斜地や狭隘な路線の多い本市の環境で一定の作業ができるとなれば、国内どこでもできると言っても差し支えないと考えます。本市をフィールドにICT建機を使った除雪に関して、実証実験なども検討の余地があると考えます、いかがでしょうか。

福祉分野のDXについても伺います。

デジタル通信の技術は、社会的課題の解決につなげることもできます。むしろトランスフォーメーションの概念からすれば、不登校支援やひきこもりの方、身体にハンディキャップのある方への支援としてDX推進で新たな可能性が広がることとなります。

例えば、アウトリーチの方法の一つとしてなど、福祉総合相談室などでデジタル技術を用いて新たな支援のルートをつくるということを試してみることはできませんか。先ほどの東大の例のように、研究機関や民間企業との連携により、広い分野でモデル事業や実験を行うことで本市の性質にマッチした施策を探っていけると思っております。

最後の質問です。

その他DXに関連し、本市の独自性を持った取組についてのお考え、あるいはやりたいという意思はありますか。

本日の質問に当たっては、中長期にわたって市の姿勢や課題について考えを巡らせてまいりました。社会が混迷を極め、課題が複雑化してきた中、新型コロナウイルス感染症を端緒として日常生活に関わる多くのことが変容を遂げています。現状をプラスに転じさせるために定住人口の減少に立ち向かい、関係人口や交流人口の増加と経済の復興の必要性を強く感じております。新時代への過渡期を迎え、小樽が「北海道の『心臓』」として再び鼓動を取り戻すため、我々立憲・市民連合も力を尽くしてまいります。

そのことを最後に申し上げ、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、組織とDXについて御質問がありました。

初めに、公務員の副業についてですが、まず、本市職員が兼業を行う場合の手続につきましては、職員が兼業を行おうとする場合には許可を申請し、任命権者は国家公務員の取扱いに準じ、職務遂行上、能率低下を来すおそれがないこと、副業を行う営利企業等と本市との間に相反する利害関係を生じるおそれや職務の構成を妨げるおそれがないこと、職務の品位を損ねるおそれがないことなどについて問題のないことが確認された場合には許可を行い、これにより職員は副業に従事することが可能となります。

次に、兼業を許可している件数につきましては、選挙事務や統計調査事務を除いた過去5年間と今年度8月末までの市長部局における許可件数で申し上げますと、平成29年度が5件、30年度が8件、令和元年度が7件、2年度が6件、3年度が3件、4年度8月末までが4件となっております。

業種などの傾向につきましては、看護学校などにおける講師、保健師や栄養士の研修イベントへの従事、消防団活動など公益性が高いものが大半を占めております。

次に、本市における副業の許可基準と公表につきましては、本市では国家公務員の取扱いに準じ許可の可否を判断しており、本市として評価基準を明確に定めたものはなく公表も行っておりません。

次に、副業人材採用の検討につきましては、民間からの副業人材の採用について庁内で検討したことはありません。

次に、副業人材を採用するための制度につきましては、非常勤での任用が想定されますので、非常勤特別職や短時間勤務の会計年度任用職員など現行制度の範囲で対応できるものと考えております。

次に、若手登用についてですが、まず、人口減少対策組織における若手職員の立ち位置等につきましては、詳細については検討中ではありますが、外部有識者を座長に部局横断的に意欲ある若手職員を募り、少子化対策など社会減の抑制に関する施策について業務として調査や検討を行う組織を立ち上げることであり、この組織から提案された施策を人口戦略推進本部においてその実効性などを議論してまいりたいと考えております。

次に、若手職員による戦略的な組織からの政策提言につきましては、この組織は人口戦略本部に直結する下部組織として設置をいたしますので、この組織からの提言については新たな目線と既成概念にとらわれない考えを期待しておりますし、私としてもしっかりと受け止め、実現につなげていきたいと考えております。

次に、DXについてですが、まずデジタル推進室の構成につきましては、ネットワークなどを所管する担当と基幹システムの標準化担当、デジタル化担当の三つに分けております。

また、民間人材につきましては、デジタル行政全般への助言をいただくCIO補佐官的な業務を行う行政情報アドバイザーと、デジタル化の支援を行う地域活性化起業人制度を活用したデジタル推進アドバイザーを各1名配置をしております。

デジタル推進室が現在行っている主な業務につきましては、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に掲げられている基幹システム標準化に向けた準備、行政手続のオンライン化や窓口キャッシュレス決済に向けた取組を行っているほか、オンライン申請ツールやRPAの導入に関し全庁展開を図っているところであります。

次に、今後3年間でDX関連予算につきましては、今後の事業展開について具体的に定めているものはないため、将来の予算規模を予測することはできませんが、例えば、現在取り組んでいる基幹システムの標準化や行政手続オンライン化、RPAなどを引き続き行うものとして仮に積算した場合、令和5年度から7年度の3年間でおよそ1億4,000万円程度の費用が想定されております。

次に、RPA導入後の業務フローにつきましては、RPAは職員が行う処理を代行してくれるものであり、申請書のシステム入力業務を例示いたしますと、申請書をAI-OCRによってデータ化をし、そのデータをRPAによってシステムへ入力するといった工程となります。

次に、ICTを活用した除雪機械の実証実験につきましては、現段階では一般交通の安全性確保の観点から、無人化による現道での実証実験は困難と考えておりますが、除雪機械オペレーターの担い手不足は本市においても重要な課題であることから、国土交通省などからの情報を収集し、省力化に向けた実証実験の可能性について研究してまいりたいと考えております。

次に、デジタル技術を用いた支援の取組につきましては、様々な事情により外出することが困難な方への支援として、デジタル技術を活用したオンラインでの相談受付など、新たな取組が可能になると考えられますので、今後、他の自治体などの取組状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、本市の独自性を持ったDXに関連した取組につきましては、私といたしましては以前、議員から御提言のありましたEBPM、証拠に基づく政策立案をデジタル技術を活用し進めることで、論理的に政策を評価でき、行政の効率化だけではなく見える化にもつながるのではないかと考えており、庁内協議が必要ではありますがEBPMによる観光戦略などは独自性を発揮できる取組になるのではないかと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、高橋龍議員。

○6番(高橋 龍議員) それでは、再質問をさせていただきます。

幾つかお聞きするのですが、まず、ひと旗プロジェクトに関してですけれども、今年度ある程度の土台や戦略をつくって次年度以降、本格的に事業を進めていくということになるのか、それとも、今年度は組織やチームを固めて、次年度以降戦略等に関して事業フローを設定していくのかということところが、そのスケジュール感みたいなものについてもう少し御説明をいただきたいと思うのですが、こちらがまず1点目です。

そして、最後にEBPMの話等もあったのですが、そこも少し重なるところはあるのですが、このひと旗プロジェクトの戦略性について、今まだその戦略が細かく決まっていないということは理解をしているのですが、大きな考え方として、何をすれば、または何を取り入れれば戦略性の高い事業計画を立てられるのかという点をお聞きしたいのです。小樽がというよりは行政全般としてですけれども、何となくまずやってみるんだということで事業を進めて、ある意味トライ・アンド・エラーのようなことを繰り返してブラッシュアップしていきますというケースを多く見てきたのですが、やはりこの人口減少対策に関しては待ったなしの状況ということで、先ほど挙げたようにデジタルマーケティングですけれども、そういったようなことを基に理論立てた事業というのを展開していくほうが望ましいのではないかと思います。この辺りのお考えをお聞きしたいというのが2点目です。

そして、SEO対策の件です。ひと旗プロジェクトに関して、あるいは移住促進に関してのホームページでの告知等SEO対策を今のところ行ってないという答えだったので、今、一般企業でもホームページを立ち上げる際にSEO対策というのは本当に必須になっているのです。というのも、それを行わないと検索したときに上位に表示されてこない。つまり情報が埋もれてしまうということになるのです。なので、この機会損失となっている今の状況をできるだけ早く改善していくべきではないかと考えるのですが、こちらについてもお聞かせいただきたいと思います。

あと、人口減少等に関して、地域の未来予測の件です。可視化の手法については必要性を感じているというお答えでありましたので、ここは情報提供なので、たしか、千葉大学であったと思うのですが、未来カルテ2050というデータというか資料をホームページ上でダウンロードできるようになっているのです。これは何かというと、各自治体の自治体コードみたいなものを入れて、それによって2050年の地域の資源がどうなっているのかみたいなものを、簡易的ではあるのですが御覧いただけるものがありますので、そちらに関してはぜひ御活用といたしますか参考にさせていただいて、今後、何かしら将来的なものを可視化させていくことに役立てていただければと思っております。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の再質問にお答えをさせていただきます。

大きく質問が三つと御提言が一つということで理解をしておりますけれども、ひと旗プロジェクトにつきましてはまとめて御答弁させていただきたいと思うのですが、今年度から動き始めている事業ではあるのですが、人口減少対策というのは相当時間をかけてやっていかなければいけませんので、議員が御指摘のとおり、どちらかというとトライ・アンド・エラーではなくて、しっかりとこれからの方向性を見極めながら理論立てた進め方ということで議員おっしゃっていましたが、そのような進め方をさせていただきたいと思っておりますし、まずは今年1年かけて今年度はしっかりと土台をつくっていきながら、どういった施策を進めていくのかということについては次年度以降に委ねたいというふうに思っております。

それから、移住対策におけるSEO対策は必須だということでありましたけれども、確かにこの御提言

があつて答弁を調整していく中でも、このことについても職員といろいろやり取りさせていただきまして、やはり上位に出てこないことには小樽の情報が伝わっていかないし、小樽の考え方、思いが伝わらないだろうし、議員がおっしゃるように情報そのものが埋もれてしまつては意味がないというふうに思っております。ただ、一方では費用負担というのでも発生するのだというふうに思いますので、それとの兼ね合いで考えていきたいというふうに思っております。

それから、未来カルテ2050についての御提言がありましたけれども、未来の予測を市民の皆さんにも、あるいは職員にも示して可視化をしていくということは、人口対策上はやはり必要になってくるだろうなというふうに思っております。この人口対策に向けて行政としては、できればチャレンジできることはチャレンジをいとわず、いろいろなことに臨んでいくという思いだとか姿勢というのはやはり必要だと思うのです。ですからそういった意味からも御提言にあった未来カルテ2050についても今後の当市の人口対策として参考にあらずはさせていただきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時45分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

（3番 小池二郎議員登壇）

○3番（小池二郎議員） 私が議員になり初めに質問したのが公園についてです。そして、これまで3年間の間に何度も質問してきましたが、残念ながらこの3年間で大きく方針が変わることはなく、市議会議員の任期も残り約半年となりました。先週の本会議初日、市長が2期目に入り、提案説明冒頭で今後4年間における市政についての発言があり、人口減少問題への対策を進めるために五つの重点公約を掲げられましたが、残念ながら公園については触れられませんでした。

そこで質問ですが、これからの4年間でこれまでと違う公園についての政策があればお示しください。

また、人口減少と公園の関係性について市の見解をお示しください。

公園には、緑の基本計画や公園施設長寿命化計画がありますが、これらの計画だけでは子育て世代の公園への満足度を上げることは非常に難しいと考えます。実際この4年間で大きく変わることはありませんでした。今、子育て世代が必要としているのは、わざわざ札幌市の公園に連れていかなくても子供たちが思いっきり楽しめる魅力ある公園です。

では、魅力ある公園で必要としている公園はどのような公園なのか。これまでも提案させていただきましたが、プールや水遊びができる公園はもちろん、自転車の練習ができる公園やキャンプができる公園など特色のある公園です。それは、札幌市の人気の公園を検索すればとても分かりやすいと思います。農試公園、厚別山本公園、屯田西公園、明日風公園、どの公園もすばらしい公園ばかりです。では、なぜこのような公園が小樽市にはないのか。それは、以前プレイパークについて質問した際、プレイパークの実施を考える部署は公園緑地課でもなく、こども未来部でもなく、総務部でもなく、その所管がどこになるかを考えるとの答弁で分かりました。毎年約2,000人の人口減少があるこの街で、人口減少対策や子育てしやすい環境整備の観点から、既存の公園を今後どうしていくのか、また、どう生かしていくのかを考える部

署はどこにもないことから、子育て世代が望む公園がないのです。公園を維持管理するだけでも多額の費用がかかりますが、ほとんど利用されていない公園、少子高齢化や地域の過疎化でさらに利用されなくなる公園をそのまま維持していくのか、それとも統廃合、機能再編を検討していくのか、調査を行いその結果から分析、目指すべき方向性を決め、政策につなげる必要性はないのでしょうか。

それは、公園緑地課だけで行える範囲ではないと思います。ただ、市役所職員の中で子育てしている方も公園をどうにかしてほしいと思っている方が多いのではないのでしょうか。公園緑地課、こども未来部、総務部が横断的に考えるのか、また、子育て中の市役所職員の方々でこのことを協議する場をつくることもできるのではないのでしょうか、見解をお示してください。

冒頭に人口減少と公園の関係性についてお聞きいたしました。あるまじも子育てしやすい環境整備や子育て支援施策を進めている上で公園の在り方を改めて考え、子供を育むまちづくり、子育て世代を意識した公園整備としてその論文を出し取り組んでいることから、僅かではありますが人口も増加傾向を維持しています。その論文の最後には、公園で遊び育った子供たちがやがて親になり、なれ親しんだ同じ公園で我が子と遊ぶ。公園に子供たちや親子の声が響き渡り、公園が世代を超えてまちの人たちを育てていく。子供を育むまちづくり、それは郷土愛にあふれる人づくりと言い換えられるかもしれないと書いてありました。本市も目指すべき姿ではないのでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

人口減少問題と公園について御質問がありました。

まず、人口減少問題に向けた公園の政策につきましては、今後策定を予定している第2次小樽市緑の基本計画に基づき、魅力ある公園づくりを進めるため、人口減少等の社会情勢や市民ニーズの変化に対応した都市公園の適正な配置と機能の集約による公園の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、人口減少と公園の関係性につきましては、子育て支援策を着実に推進する施策のうち、安全で安心して過ごせる居場所の充実公園の整備も含まれております。公園の整備は、子育てがしやすいと感じている市民の割合を向上させ、子育て世代の定住や移住促進を図るための有効な一施策であると認識をしております。

次に、人口減少対策などを見据えた公園の目指すべき方向性と政策を横断的に協議をする場につきましては、担当部局が検討した施策について、今後設置する人口戦略推進本部の中で横断的に検討、調整をし、決定をしてみたいと考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

○3番（小池二郎議員） 一つだけ再質問をさせていただきます。

今、最後におっしゃった人口戦略推進本部の会議の、各職場から若手職員を集めるという中で、私の質問の中で答弁したのですけれども、若手職員というよりは、今本当に子育てをしている職員をまず集めていただきたいのと、あとは女性の意見をしっかり入れていただきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この後、編成いたします若手職員による戦略グループというのでしょうか、これにつきましては職場横断的に考えていかなければいけないというのは一つありますけれども、やはり多面的に考えていかなければいけないということを考えますと、今御提言がありましたような子育て世代の職員であったり、あるいは女性の視点であったりということは、当然考えていかなければなりませんので、この戦略チームのメンバーの編成に当たりましては、十分そういったことも考慮しながら人選を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 小池議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）

○25番（前田清貴議員） これから秋の行楽シーズン本番を迎えます。第3回定例会が始まるこの9月以降は、小樽市民がキノコなどの山菜取りや紅葉狩りなどで野山に入る機会が多くなります。同時に、出来秋となり農作物の収穫時期とも重なってきます。この時期怖いのが、野山でのヒグマとの遭遇です。同時に心配なのが、毎年繰り返されている農作物のヒグマの食害による被害です。過去、道内各地の農地や家庭菜園で、ヒグマによる農作物の食害が報告されています。あわせて、農作業中にヒグマに襲われ大けがをするなど、死傷事例も報告されています。小樽市も近年は例外ではなく、ヒグマの出没が相次いでいることから、以下ヒグマに関わる本市の対応と今後に向けた施策について質問します。

初めに、過去5年間の道内でのヒグマによる家畜被害と農業被害の状況についてお聞かせください。

また、道内の人身被害数と農業被害の傾向も含めお聞かせください。

市民などからのヒグマの出没通報と、そのうち農地への出没について、過去5年間の件数を示してください。

また、通報受理後の対応フローについて説明してください。

令和4年度の直近までの市内の状況はどのようになっていますか、前段同様お聞かせください。

現地調査はどのようにされておられますか。目撃地、足跡、農業などの被害現場の調査に向かう方はどなたになりますか、お答えください。

被害現場の調査の主体は小樽市でよろしいですか。小樽市であれば、窓口はどこになりますか、お聞かせください。

また、ヒグマから市民を守るため、通報受理後、出没確認後、小樽市は市民への周知、注意喚起などはどのように行っていますか、お聞かせください。

小樽市のヒグマによる農業被害、食害について、2019年、2020年度はゼロ、2021年度に1件と報道されています。過去5年間のわなの設置箇所数とヒグマ捕獲数についてお答えください。

仮に過去5年間について、農業者からの出没通報とヒグマ捕獲の実態があった場合、農業被害、食害とも重なってくるかと思いますが、被害件数と食害に遭った農作物名及び被害金額についてお示しください。

農業者が露地栽培する農作物は1年に1度しか収穫できません。その大切な農作物がヒグマの食害にあった現場を目視した農業者の心境を思うと心が痛みます。一刻も早く現場に駆けつけ、状況を確認し、対策・対応を講じていただきたいところですが、実際はどのようになっていますか。通報から現場確認までの所要時間や準備についてお聞かせください。

また、前段は平日の対応についてお聞きしていますが、市民の安全・安心の観点から、夜間、深夜あるいは土曜日、日曜日、祝日等の休日の対応方についてお聞かせください。

令和4年度のヒグマ出沒に関わり、既に捕獲目的で箱わなが設置されたとお聞きしています。箱わな設置に関わる経緯と、どのような場合に箱わなを設置するかについてお聞かせください。

小樽市所有の箱わなは、現在、合計何個ありますか。複数の個体が同時に広域で出沒した場合、箱わなの数に限りが生じると考えますが、対策、対応についてお聞かせください。

小樽市にはヒグマ防除隊が組織され、隊員が小樽市非常勤職員として任命されています。ヒグマ防除隊の組織上の責任者はどなたになりますか、体制を含めお示しください。

原課の窓口はどこで、主たる担当者はどなたになりますか、お聞きします。

また、ヒグマ捕獲に関わる本市の過去5年間の予算額と支出額及び防除隊員の出動人員数についてお示しください。

加えて、令和4年度の予算額と直近までの支出額について、出動人員数も含めお示しください。

ヒグマ防除に関わる出動には、出動報酬が支払われます。この出動報酬を取りまとめる事実上の責任者はどなたになりますか、お示しください。

昨年札幌市にヒグマが出沒し、男女4人が襲われ重軽傷を負った事例を踏まえ、ヒグマの市街地出沒に備えて北海道は自衛隊職員などによる机上訓練を行うとあります。本市職員は参加されていますか。参加されていると仮定してお聞きします。

訓練内容は、机上訓練からヒグマの出沒経路を予測する検証も行うとしています。机上訓練と検証を踏まえ、今後、小樽市民の安心・安全に向けた対策にどのように生かされますか。マニュアル作成や施策について具体的にお答えください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 前田議員の御質問にお答えいたします。

ヒグマに関わる本市の対応と今後に向けた施策について御質問がありました。

まず、過去5年間の道内でのヒグマによる家畜被害と農業被害につきましては、北海道の統計が令和3年度の数値は未公表のため令和2年度までとなりますが、家畜被害は平成29年度なし、30年度、4頭、令和元年度、28頭、2年度、7頭。

農業被害につきましては、平成29年度、1億9,800万円、30年度、2億2,800万円、令和元年度、2億2,300万円、2年度、2億4,900万円となっております。

また、人身被害につきましては、平成29年度、4人、30年度、3人、令和元年度、3人、2年度、3人、3年度、12人となっており、農業被害額及び人身被害ともに増加傾向となっております。

次に、過去5年間と今年度のヒグマの出沒通報と、そのうち農地などへの出沒の件数につきましては、平成29年度、出沒26件、うち農地など11件、以下、同様にお答えいたしますと、30年度、43件、13件、令和元年度、24件、11件、2年度、22件、12件、3年度、14件、7件、今年度は21件のうち9件となっております。

また、通報受理後の対応フローにつきましては、まず、目撃情報や出沒場所、時間帯について教育委員会や町内会などへの情報提供するとともに、ヒグマ防除隊員、小樽警察署へ通報者と現地立会いについての連絡調整後、合同で現地の立会いを行い、ヒグマ防除隊員の調査報告を基に出沒個体の有害性を判断し、その後の経過観察や痕跡再調査、わな駆除準備などの対応方針を決定していきます。

次に、現地調査の方法や対応者につきましては、まず現地調査は目撃や被害の通報があった場所にヒグ

マ防除隊の隊員と事務局である市、警察の三者が集まり、現地の被害状況や足跡、歩幅などを実地検分いたします。その後、ヒグマの移動した山中での痕跡調査などはヒグマ防除隊が行いますので、被害現場の調査の主体はヒグマ防除隊となります。

次に、出沒確認後の市民への周知や注意喚起につきましては、まずは第一報として、出沒地周辺の住民や学校などへの注意喚起を図るため、町内会や教育委員会に情報提供を行っております。

次に、出沒地付近に看板を設置したり、市のホームページによる情報発信により、広く市民に対する周知や注意喚起を行ったりしているところであります。

次に、過去5年間のわな設置箇所数等につきましては、年度ごとにわな設置箇所数、ヒグマの捕獲数、農業などの被害件数、食害に遭った農作物名、被害金額を順に申し上げますと、平成29年度、わな1か所、捕獲2頭、被害7件、主な食害トウモロコシ、被害額約19万円。30年度、わな4か所、捕獲2頭、被害なし。令和元年度、わな2か所、捕獲5頭、被害1件、食害プラム、被害額約1万5,000円。2年度わな3か所、捕獲5頭、被害なし。3年度、わな1か所、捕獲2頭、被害1件、食害トウモロコシ、被害金額約7,000円となっております。

次に、通報を受けてから現場確認までの所要時間や準備につきましては、まず平日については、ヒグマ出沒の通報を受けた後、目撃者とヒグマ防除隊、警察と連絡を取り、現地確認のための待ち合わせ時間の調整を行います。所要時間は出沒場所により異なり、また、それぞれの都合で即座に集合できない場合もありますが、できるだけ速やかに現場到着ができるよう調整しながら対応しており、夜間や休日などの対応についても同様であります。

次に、箱わな設置に関わる経緯につきましては、令和4年8月11日から30日にかけて、蘭島2丁目と忍路2丁目農地の同一耕作地で連続した食害が発生し、問題個体と認識されたことから、今後の被害拡大と農業者の生活への影響を考慮し、早急に排除する必要があったため8月12日に1か所、8月23日に2か所、計3か所の設置に至ったところであります。

また、どのような場合に箱わなを設置するかにつきましては、北海道が策定したヒグマ出沒時の対応方針に基づき、熊の有害性判断から行動形態が人家付近や農地に頻繁に出沒する場合や農作物への被害など人間生活に実害を及ぼすことが想定される場合など、対象熊の排除が必要と判断され、銃器による捕獲が難しい場合にわなを設置することとしております。

次に、箱わなの所有数につきましては、市が所有する1基のほか、市や北海道猟友会小樽支部など関連団体が構成される小樽市鳥獣被害防止対策協議会が所有する3基の計4基となります。また、複数個体が同時に広域で出沒した際の対応につきましては、現在は4基の箱わなを工夫しながら設置しておりますが、今後の状況によってはヒグマ防除隊内で必要数等を協議の上、追加購入についても検討する必要があるものと考えております。

また、緊急的に不足した場合の対応策につきましては、現在仕掛けている箱わなのうち、移設しても支障のないものを防除隊に確認し、緊急の設置が必要な場所に仕掛けるほか、近隣の自治体等に相談し、箱わなの一時的な借用についても事前に協議しておく必要があるものと考えております。

次に、ヒグマ防除隊の組織上の責任者につきましては、平成11年4月5日施行の小樽市ヒグマ防除要領により、隊長は産業港湾部長とされております。以下、副隊長及び総括班長、3名の班長が隊員の互選により決定され配置される体制となっております。

また、市の所管は産業港湾部農林水産課で、主たる担当者は森林整備担当主幹と農林水産課主査の2名体制となっております。

次に、過去5年間の予算現額、予算額等につきましては当初予算額、支出額、出勤延べ人員を順に申し

上げますと、当初予算額は平成29年度、10万円、30年度、10万円、令和元年度、100万円、2年度、100万円、3年度、100万円となっております。

支出額につきましては、平成29年度、99万円、30年度、176万円、令和元年度、162万円、2年度、188万円、3年度、92万円となっております。

また、出勤延人は平成29年度、97人、30年度、174人、令和元年度、157人、2年度、183人、3年度、90人となっております。

また、今年度は予算額103万円、8月末までの支出額16万円、出勤延べ人員62名となっております。

次に、出勤報酬事務の責任者につきましては、出勤要請と実際の出勤状況などの突合や検収、出勤報酬の支出など事務を取りまとめる実務上の責任者は、森林整備担当主幹となっております。

次に、北海道が実習をする訓練につきましては、北海道では今年度、道内の8都市でヒグマ保護管理人材育成研修会を開催しており、本市からも10月21日、22日に札幌市で実施される研修に担当者1名が出席をいたします。この研修では、ヒグマの基礎知識や被害対策などの座学に加え、市街地の出没をテーマとしたシミュレーションも行われると聞いております。研修の受講後は、その内容についてヒグマ防除隊や関連団体にもフィードバックを行い、本市におけるヒグマ対策で活用してまいりたいと考えております。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 25番、前田清貴議員。

○25番（前田清貴議員） 再質問させていただきます。

最初の質問です。初めに、過去5年間の道内でのヒグマによる家畜被害と農業被害の状況についてお聞かせくださいということで、この後段もありますけれども、道内の人身被害、農業被害の傾向の中で、前段の答弁で令和3年度については、まだまとめられていないのというような答弁があったかと思いますが、後段の答弁で何か3年の答弁らしきものが何か出てきたように私は聞いていたのですが、再質問にはなるのですけれども、確認はそういうことです。

それで、令和3年度はまだ取りまとめられていないということで、2年度まで答弁していただいたかと思うのですけれども、3年度というのは昨年のものであり、死傷者12名、死亡4名ということで、もう新聞テレビ等含めて皆さん記憶に新しいことです。私、最後の質問で札幌市での丘珠空港周辺での熊が出没して4人が重軽傷を負った、こんなニュースが記憶に新しいところなのですが、その辺の3年度はないのですけれども、答弁的にはいただいているのですがこの辺の認識、小樽市が押さえている認識はどのような認識なのかについてお聞きします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 前田議員の再質問にお答えいたします。

最初の道内のヒグマの家畜被害、農業被害と人身被害数の件なのですけれども、北海道で公表しているヒグマ捕獲数・被害の状況という資料がございまして、家畜被害と農業被害については令和2年度までの数字が公表されていて、人身被害については3年度の分の数字が出ているので、先ほど市長が御答弁したとおり、家畜被害と農業被害については2年度まで、人身被害数については3年度までの12名というところまで御答弁さしあげたところでございます。

それに伴って、今、小樽市の置かれている認識というお話でしたけれども、今のこの5年間の道内のヒグマの出没状況、あるいは小樽市においても8月末までで昨年1年間の出没件数をもう超えているという状況でございますから、当然、ヒグマの出没件数なりが増えてきているということで小樽市としても認識して

おりますので、農業あるいは家庭菜園等の市民の安心・安全ということを守るためにも、ヒグマ対策についてはしっかりと行っていく必要があるというふうに認識してございます。

○議長（鈴木喜明） 前田議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） それでは、質疑及び一般質問をさせていただきます。

地域医療支援病院と夜間急病センターについて、まず伺います。

市立小樽病院と小樽市立脳・循環器・こころの医療センターが統合して8年、小樽・後志の基幹病院に向けた取組を進め、がん、脳・神経、心・血管、認知症を4本柱に診療体制を強化してきました。昨年には、念願の地域がん診療連携拠点病院に指定され、将来的には地域医療支援病院の承認を目指していると伺っています。並木昭義病院事業管理者、そして有村佳昭院長の強いリーダーシップと御努力に敬意を表する次第であります。

地域医療支援病院への承認要件をクリアするために、これまでの取組の内容と今後どのような取組をされるのかお知らせください。

2024年4月スタートする医師の働き方改革ですが、全国の地方医療に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。特に、大学から派遣を受けている医療機関は深刻です。2023年には出張医師が出てこられなくなる可能性もあります。夜間急病センターの今後の運営に当たって市はどのように対応するのか、お考えをお聞かせください。

新たな看護専門学校について伺います。

7月25日に結ばれた小樽看護専門学校の運営に関する協定と、新たな看護専門学校の設置・運営に関する覚書について御説明ください。

新たな看護専門学校の開設に向け、着実に歩を進めていただきたいと思います。今後の予定をお知らせください。

市民サービスの向上について伺います。

市の人口が、年間平均2,000人減少し続けている状況ですが、申請手続のオンライン化や窓口の簡素化など、市民サービスの向上に終わりはありません。北見市では、様々な申請手続の流れなど分かりやすい表示、説明がなされ、特に、電気、ガス、不動産登記など、市役所以外の手続についても市民目線に立った説明になっています。特に北見市版おくやみワンストップは、死亡に関する手続の案内、手続のまとめ受付、ワンストップ、書かない窓口、必要事項を職員が聞き取りしながら申請書の作成を支援し、印字されたものを確認署名するだけで提出できるなど、至れり尽くせりの対応となっております。

以前、議会でも北見市の先進的な窓口業務について質問があり、徐々に改善されていますが、高齢者が増え手続が難しい状況を考えますと、小樽市でも北見市の例を参考にしたり、全国の先進事例を積極的に取り入れたりして実施していくべきと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

並行在来線の代替バスについて伺います。

並行在来線についてはバス転換となることが決まりましたが、代替バスが実際どのような形で運行されるのか地域住民は大変関心を持っているところです。8月24日の北海道新聞には、迫市長は塩谷駅の周辺地域でデマンドバスやコミュニティバスの需要が高まるとして、塩谷地区でバス運行の実証実験を来年度に始め、地域住民の利便性の確保に力を入れる考えを示したとありました。この問題は、地域住民も理解を深めながら市とともに考えていくことが重要だと思います。そこでまず、コミュニティバスやデマンド

バスとはどのようなものなのか先行事例も交えてお示してください。

また、バス運行の実証実験について、その目的や内容などどのような想定をしているのかお示してください。

本年11月1日から、済生会小樽病院の御配慮の下、送迎バス西コース（塩谷方面）が運行開始されます。バスのコース設定、乗降場所、転回場の確保、冬期間の除排雪などについて、先行する北海道中央バス株式会社、国道・道道・市道の各道路管理者、地元住民などの協力が欠かせませんでした。市が事業主体となる場合も、先行のバス事業者、他の道路管理者、地元住民との事前の話し合いと連携協力が不可欠と思えます。市のお考えをお聞かせください。

再質問を留保して、終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域医療支援病院と夜間急病センターについて御質問がありました。

いわゆる医師の働き方改革の施行に伴う夜間急病センターの対応につきましては、この改革により医師の時間外労働の上限が規制されることとなり、夜間帯の初期救急医療を担う同センターでの医師の勤務条件に影響があるものと考えております。

一方で、同センターの機能は、今後でもできる限り維持していかなければならないと考えており、指定管理者である小樽市医師会と連携しながら、派遣元である大学等に対し引き続き医師の派遣を要請していくとともに、派遣を受けるために必要な対策を検討してまいります。

次に、新たな看護専門学校について御質問がありました。

まず、小樽看護専門学校の運営に関する協定につきましては、小樽市医師会及び同校の運営法人である医療法人社団心優会の三者が連携して、市における保健医療に貢献する看護実践者の育成を図り、市民の生命と健康の確保に資することを目的とし、同校の運営に関し学生募集や看護教育の実施、事業費支援等について連携協力することなどを取り決め、新たな看護師養成施設の設置まで継続することを内容としています。

また、新たな看護専門学校の設置運営に関する覚書につきましては、心優会が令和8年度に市内に開設する3年課程、4年定時制の新たな看護師養成施設の設置運営に関し、三者が連携協力して取り組むことについて定めたものであります。

次に、新たな看護専門学校の開設に向けた今後の予定につきましては、令和8年度の開設に向け、小樽市医師会及び心優会で構成する小樽市看護学校検討協議会で重要な事項の協議や進捗状況の確認などを行うとともに、実務面では、同協議会の下に設置した開設準備室において移転先の選定、カリキュラムの作成、学生募集計画と広報、教員確保及び外部講師確保、実習施設確保等について取り組むこととしており、引き続き関係機関とも調整を図りながら作業を進めてまいります。

次に、市民サービスの向上について御質問がありました。

他都市の例を参考に、窓口における先進事例を積極的に取り入れることにつきましては、高齢化が進む本市にとって窓口における手続の簡略化は必要な取組と考えており、北見市の書かない窓口は参考になるものと認識をしております。今後は、窓口サービスのさらなる向上に向け、先進事例を参考にそれぞれの窓口が検討を進めることはもちろんのこと、部局を超え窓口職場が連携して全庁的に改善を図っていくことも必要と考えております。

次に、並行在来線の代替バスについて御質問がありました。

まず、コミュニティバスなどにつきましては、一般的にコミュニティバスは、交通空白地域、不便地域の解消等を図るために市町村等が運行する乗合バスを言い、そのうち利用者からの予約に応じて運行するものがデマンドバスと言われております。

近隣の先行事例といたしましては、仁木町が北海道中央バス銀山線の廃止に伴い、平成30年から、ニキバスというデマンド型のコミュニティバスの運行を始め、今年度からは予約なしでも乗車可能となっております。また、赤井川村が北海道中央バス赤井川線の廃止に伴い、本年4月から、むらバスという予約不要のコミュニティバスを運行しております。

次に、バス運行の実証実験につきましては、具体的な内容は未定ですが、塩谷地区の方からコミュニティバス関係の御意見をいただいたこともあり、民間の路線バスを補完する交通手段も今後の選択肢の一つとして地域とともに考えていけるよう、新たなルートなどを地域の方に体験していただき、コミュニティバスなどのニーズや課題を把握することを目的に実証実験を行う考えであります。

次に、市が事業主体となる場合の連携等につきましては、仮に市がコミュニティバスなどの運行を行う場合は、既存の路線バスなどを適切に補完をし、全体として持続可能な交通体系となるようバス事業者や地域の皆さんなどと連携、協力していく必要があるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

地域医療支援病院に関連しての御質問がありました。

まず、当院の指定に向けたこれまでの取組につきましては、地域の医療機関との連携強化や患者の支援強化のため、令和2年度より地域医療連携室を患者支援センターと名称を改め、職員を増員し体制を強化したところであります。

また、指定基準の一つであります紹介率及び逆紹介率の向上のため、市内及び市外の連携医療機関への当院の設備や各診療科の強みを広報紙で周知しているほか、直接訪問を行い問題点をお聞きするなど良好な関係の構築に努めてまいりました。

今後の取組につきましては、本年10月より消化器内科において試験的に紹介制を導入いたしますが、この取組により地域医療支援病院の目的である病院間の機能分化と連携強化が進むとともに、医療資源の有効活用や外来患者の待ち時間の短縮などが図られていくものと期待しております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

○4番（中村岩雄議員） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

今まで相当な努力をされてここまで来られたのだなという感じがしておりますけれども、今のお答えの中で、地域医療支援病院の、いわゆるDPC制度、診断群分類別包括評価、これの指数を上げるためにかなりの努力されてきたのではないかと思います。この指数は現在どのような評価をいただいているのかということも答えていただければと思っていたのですが、その点についてはどうかということ。

それから、同じようにこれまでの御努力の中で、並木病院局長が推進されてきたと思うのですが、先ほどの御答弁とも関連すると思うのですがデータの見える化に基づく意識改革というのがあったと思うのですが、これについて一言触れていただければと思います。

承認要件の最大のハードルというのはやはり紹介率、逆紹介率の達成に向け、これからいかに努力をするのかということですが、患者支援センターの開設、それから患者支援センターを中心とした市内

外の病院や診療所との連携強化です。車まで購入されて一丸となってやっているとお聞きをしておりますけれども、この辺ももう少し詳しくお聞かせいただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） もう少し具体的な状況についてお話しさせていただきたいと思います。

この指定条件の中で、一番今困難な状況になっておりますのが、紹介率、逆紹介率のうちの逆紹介率でございます。大体、紹介率が50%以上、逆紹介率が70%以上というような条件がついておりますが、今この逆紹介率が少し足りないということで、これにつきまして今、病院を挙げて取り組んでいるところでございます。

あとの条件としましては、その地域のかかりつけ医的な地域を主導する、あるいは病院の中のいろいろな医療機器などを使っていただく。それから、そういう教育等の講習会あるいは研修会等を開きなさいと、こういうような条件は今、ほとんど満たしておりますけれども、紹介率、逆紹介率のところ今、一生懸命、来年の3月までに1年間で達成するように頑張っていきたいというふうに思っています。

実は令和3年度はいろいろなことがありまして、この条件を全て満たしていただいておりますけれども、これも急に、いわゆる選定療養費をつけて、紹介状がなければ患者1人7,700円という高額なお金を頂くことになりまして、まだ十分にその辺のところは市民に納得されていないというように思いますので、この辺のところの指導、広報活動をこれからやっていきたいというふうに思っています。

地域医療支援病院になりますとやはりこの二次医療圏の地域で小樽市立病院が一つだということです。この資格を持っているということは、病院としてのいわゆるレベルというか、そういうのが非常に高いものに評価されますので、それはぜひ取りたいということと、DPCでも点数が少し高いのが取れますので、それを一時的に患者が減りましても、そういうもので補っていけないのではないかと。

要するに、我々としては、うちの病院にかかっている患者にいい医療を受けていただくためには、やはり我々働いている医師たちも余裕を持った形で仕事をさせたいということありますし、先ほど言いましたように、かなりの患者が待って云々ということで、患者からの苦情なども多いというようなことで、これの解決のためにするというのが国の方針でございますので、この条件に満たされるようにこれからやっていきたいと思っておりますし、この内容につきましては広報活動をして皆さん方に分かるような説明をしていきたいなど、そういうふうに思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局事務部長。

○病院局事務部長（佐々木真一） 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

私から、まずDPCの件でございますけれども、DPCを上げる努力の部分につきましては、恐らく今、地域医療の関係でのということだったとは思いますが、それだけではなくて、例えば、病院の入院の日数ですとか、地域においてうちの病院がどのぐらい疾病に対してカバーできているかとか様々な要因がございまして、それらを合わせて係数が上がったりがったりというのがございますので、様々な要素があるということで御理解いただきたいというふうに思います。

あと、見える化の部分でございますが、昨年度、病院で具体的に見える化を進めるようなシステムを購入いたしまして、今、特定の疾病の部分ですとか、紹介がどういうふうになっているか、あと、そういうような数字が全国的に何番目なのかというベンチマークを用いたことができるようなシステムを使って

院内で検討している状況でございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時41分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 酒井隆裕

議員 松岩一輝

令和4年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和4年9月14日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市 長	迫 俊 哉	教 育 長	林 秀 樹
副 市 長	小 山 秀 昭	総 務 部 長	佐 藤 靖 久
財 政 部 長	上 石 明	産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博
生 活 環 境 部 長	松 井 宏 幸	福 祉 保 険 部 長	勝 山 貴 之
こ ども 未 来 部 長	安 部 俊 克	保 健 所 長	田 中 宏 之
建 設 部 長	松 浦 裕 仁	消 防 長	土 田 和 豊
教 育 部 長	薄 井 洋 仁	総 務 部 総 務 課 長	中 村 弘 二

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長 中村 哲也
主査 柴田 真紀
議事係長 深田 友和
書記 三上 恭平
書記 中村 知奈津

事務局次長 佐藤 典孝
総務係長 加藤 佳子
書記 阿部 久美子
書記 相馬 音佳
書記 成田 昇平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村誠吾議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第24号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 一般質問をします。

まず、市内のごみの収集について何点か伺います。

市民の家庭より出されるごみについて、本市では市内事業者に収集依頼をし、家庭の門前から、または、いわゆるごみステーションに一時集積したものが収集される仕組みを取っているものと思います。門前などの収集時の状況を見ると、車が往来する通りを事業者の方が反復し横断しながら収集を進めている状況も見受けられます。これらの状況から、交通事故等の発生がこれまでなかったのかお示してください。

次に、ごみステーションの運用について伺います。

市内各地区では、ごみステーションが設置されております。まず、本市には何か所のごみステーションが設置されているのかお示してください。

ごみステーションをめぐる、これまでいろいろと市民の方から要望等の声を伺っております。本市では、小樽市ごみステーション設置等に係る指示基準を設けております。まず伺いますが、この指示基準とは、規範としてどのような位置づけなのかお示してください。

この指示基準では、ごみステーションの設置者や設置事業者を定義しておりますが、設置については市長との協議、地域住民の了解を得ることなどを規定しているものの、設置に当たり具体的にどのような取決めを行うべきなどの記載がなされておられません。

設置者はその後の管理を含めて、市とどのような協議を行うのかお示してください。

また、その結果、どのような効果が生じるのかお示してください。

それから、ごみステーションが設置され、その収集を事業者に依頼する手続はどのようになっているのかお示してください。

続いて、設置後の運用、管理についてです。

当該指示基準では維持管理について、その第6条に規定しております。そこでは、ごみステーションを利用する住民や共同住宅の管理事業者に対し、ごみの飛散や悪臭防止等、維持管理の努力義務を規定しておりますが、最終的に周辺に迷惑な状況が発生した場合、誰が責任を負うのかお示してください。

さらに、設置されたごみステーションを利用できる住民は誰かという問題も生じます。市内のとある地域では、一定の利用者が当番制などで管理を行っており、当番の折にはごみ出し後の清掃なども行うことを決めているところもあるそうです。また、ある地域では管理人を決め、その人が定期的に管理を行っているとところもあるそうです。その管理人に関して、ある地域では有志で行っているところもあり、ほかには管理人に対し、利用住民が金銭での報酬を支払っているところもあるそうです。

運用がばらばらであり、市内転居により、ごみステーションの管理に負担が軽い地域から、労力的あるいは金銭的な負担を負わなければならない地域に移ってきた場合、その運用をめぐるトラブルや不満を生むことにつながるケースも指摘されております。こうした状況を市では把握できているのかお示してください。

い。

また、市内の各地域で鳥獣や害虫による被害防止のため、ネットや防護設備の導入を行っておりますが、設置場所の状況や土地の形状にかかわらず、その場所により対応がそろっておりません。その設置に関する負担も、地域ごともまちまちであります。これについても本市では状況を把握されているのかお示してください。

さらには、ごみを門前で収集してもらえる住民と先述のごみステーションに集積しなければならない住民とで不公平な状況が生じます。こうした観点からも行政がしっかりと状況を把握し、不公平な状況が発生しないよう対応していただきたいと考えます。

また、高齢化の進む本市でごみステーションまでごみを出すのも大変なのに、その上、管理までできないという方もおられます。全てを共助で済ますのではなくて、市民サービスの観点を含め、今後においてこれらの課題をどうするのか、見解と具体的対策をお示してください。

札幌市でも、本市と類似の要綱を設けておりますが、ふれあい収集という他都市が参考にする事業を実施する本市だからこそ、ごみ関連の市民生活の不満解消や満足度を高めていくことも重要と考えます。

市長は先般の市長選で人口減少対策を公約に掲げられ、再選されました。人口減少対策として、こうした日常生活における市民の要望、苦情に真摯に答えていく姿勢を御答弁の中で示していただきたいと思えます。

次に、人口減少対策としての若者世代の活動支援、結婚・婚活支援について伺います。

市長は今任期に掲げられた公約の中で、人口減少とりわけ社会減を減らす取組を行われる旨うたっておられます。これまでの市政執行の中でも人口減少対策として、子育て環境の充実を図る施策に取り組んでこられました。具体的には、こども未来部を設置し、子育て支援に関する窓口を一本化したことや、子育て世代包括支援センターの設置などです。

まず伺いますが、施策の取組には、効果測定が必ず必要と考えますが、これまでの子育て支援策の拡充等の施策によりどのような効果が得られたのかお示してください。

さらに、今後も子育て環境充実のための施策の継続、拡充を図られると考えます。その施策を実施し、どのような効果を目指すのか、数値目標等もあれば併せてお示してください。

社会減少への対策として行うべき施策は、子育て支援以外にも多々あるところでもあります。今回は若者世代に着目し、若者世代が小樽に魅力を感じ暮らし続けてもらうことで、市外への人口流出の歯止めをかけようという観点から、若者世代への支援、特に、結婚・婚活支援を充実させる施策を本市でも取り組んでいただきたいという思いで質問させていただきます。

本市で生活をする若者世代の出会いの場は、様々あると思います。同じ趣味やスポーツの仲間を募り活動する場、同じ目的を持つ人たちのコミュニティーなど多様です。最近では、学生の方が中心でT u g - Bなど、出会いの場を創出する動きも顕著です。本市の若者世代の方たちがコミュニティーをつくり、活動することの支援も必要なことと思うのですが、こうした支援についての見解をお示してください。

コミュニティー形成や交流の場を広げることは、ビジネスや趣味などの仲間づくりだけではなく、様々なレクリエーションを通じて交流を深め、人間関係を多角的に形成するツールにもなり、さらには、次に私が伺う恋愛・結婚等の関係性構築へのファーストステップにもなり得るものと考えます。

次に、結婚・婚活や恋愛につながる場の創出について考えてみたいと思います。

内閣府が発行する、男女共同参画白書令和4年度版によると、「令和3年度人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」で、「配偶者・恋人はいない」、いわゆる未婚の人が20歳代で見ると、女性で約50%強、男性で約70%とのことです。「結婚する意思がある」という人は、20歳代で女性約65%、

男性約54%というデータが示されております。一方、「結婚の意思がない」と回答した人は、20歳代女性で14%、男性で約19%とのことでした。「結婚の意思がない」という人の理由の中に、「結婚するほど好きな人に巡り会えない」との回答が5割ほどあったとのこと。こうした思いは、結婚する意思がある人たちの中にも生じているのではないのでしょうか。

本市でも結婚を考えている若者世代が多くおり、その中に先日の調査結果にもある「結婚するほど好きな人に巡り会えない」と感じている方も、少なからずおられることと思います。そこは調査が必要と思うので伺いますが、本市で結婚意識調査などはこれまで行ったことはあるのかお示してください。もし、行っていないとするならば、今後早急に行っていただきたいと思いますが、見解を伺います。

次に、結婚・婚活やその前提と捉えられる恋愛に関する出会いの場の創出について伺います。

最近、若者世代の方々に出会いについて伺ったところ、マッチングアプリを利用している人が多いとのこと。学生、社会人を問わず多くの若者たちがこれを利用している状況ですが、一定の匿名性を維持するため、メールなどの文面でのコミュニケーションに頼らざるを得ないことから、実際に会ってみたら写真と違うなど、男女トラブルや課金による金銭トラブルに発展するケースなども指摘されているところ。こうしたトラブルについて、本市への相談などはありますか。あるとすれば、件数や内容などをお示してください。

また、トラブル解決のため行った対応があればお示してください。

安心して地元の人たちと出会い、交流する中で、恋愛結婚に発展する場の創出は必要であると考えます。他都市でも婚活支援について、官民間問わず様々な企画を実施しております。前定例会の予算特別委員会でも引き合いに出ささせていただいた、富山県滑川市の「滑川！オトナ部活」企画は、一定の趣味を持った男女を募り、趣味の活動、ボランティア活動や地域のイベント運営等を通してコミュニケーションを深め、関係を醸成させるという目的で、自治体为主导で企画を実施したものであります。平成27年に始まったこの企画は、いろいろな課題が生じ、今は内容を変えて実施しているようですが、着眼点等は学ぶべき点が多いものと思われ。ほかにも道内では、美幌町や苫小牧市が民間企業と連携してパーティー等の事業を実施しておりますし、京都府や福島県会津若松市では、移住を伴った婚活の企画を実施しております。他の自治体も単独で、あるいは団体や民間企業と連携しながら取り組んでいる事例が多く紹介されております。

そこで伺いますが、他の自治体の取組などは、以前の議会でも紹介しながらぜひ研究いただきたいと申してまいりました。本市が婚活支援等の企画について、これまで他都市の調査など研究を行われたことがあればお示してください。

また、本市でも若者世代の声を聞きながら、こうした施策を展開する必要があるものと考えます。市長の御見解をお示してください。

今後実施するというのであれば、企画内容の検証や課題抽出、その解決ということのもとより、人口減少対策という観点から目標設定やその効果測定も必要です。この点、どのようにお考えか見解をお示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市内のごみ収集とごみステーションの運用について御質問がありました。

まず、ごみ収集時の交通事故等につきましては、文書が保存されている平成24年度から現在までに、収集作業中の道路横断による交通事故は1件となっております。

次に、ごみステーションの設置数につきましては、令和3年度末現在で、60か所であります。

次に、小樽市ごみステーション設置等に係る指示基準につきましては、本市では集積場所ごとに収集を行うステーション方式を基本としており、収集運搬作業を安全かつ効率的に行うためには、市民の皆さんの協力が必要不可欠でありますことから、設置に際し一定の要件をお示ししたものであります。

次に、ごみステーション設置者との協議につきましては、ごみステーションの設置に当たっては、設置場所が地権者の許可を得ている適切な場所か、設置後の維持管理を誰が行うのかなどについて協議を行っております。このことにより、設置後のトラブルを事前に回避できるほか、円滑かつ効率的に収集を行うことができます。

また、設置後は、市の担当者から収集業者に対し、ごみステーションの設置場所や収集開始日等の情報をお伝えし、収集を開始することになります。

次に、ごみステーションに関わる責任につきましては、指示基準では、ごみステーションの管理は設置者や使用者が行うこととしており、収集されるまでのごみの管理や清潔の保持は、維持管理の一環として設置者等が行うものと考えております。

しかしながら、設置者等による維持管理の範囲を超えるものにつきましては、一般廃棄物の処理を行う市が対応することになります。

次に、ごみステーションの運用・管理に関わるトラブル等につきましては、市長への手紙や市のホームページへの御意見、お問合せ、巡回指導中の職員への相談などにより、状況について把握をしているところであります。

次に、鳥獣等被害防止設備の設置負担につきましては、市ではごみステーションの設置費用について助成を行っており、市民から設置の相談を受ける中で、費用負担の違いがあることは把握をいたしております。

次に、ごみステーションの課題に対する見解と具体的な対策につきましては、ごみステーションの管理は主に町内会が行っていると認識をしておりますが、役員の高齢化が進んでいることや、管理方法や費用に違いがあることから、ごみステーションの管理が難しくなっていることを懸念しております。

また、ごみステーションを設置していた場所が使えなくなり、移設先がない場合など、やむを得ない理由により、戸別収集方式となっているところがあり、ステーション方式と戸別収集方式が混在することにより、収集に当たっては非効率的な状況となっております。

本市は、地形や収集効率の観点から、ステーション方式による収集が望ましいと考えているため、まずは設置者がごみステーションの維持管理の軽減を図れるよう、収集日や分別ルールの遵守を周知するほか、ごみステーション方式を維持するための具体的な対策について研究をしてみたいと考えております。

次に、人口減少対策としての若者世代の活動支援や結婚・婚活支援について御質問がありました。

まず、これまでの子育て支援策の拡充等により得られた効果につきましては、子育てに関わる経済的な負担軽減や相談窓口の充実など通じて、子育てがしやすいと感じる市民の割合は増えているものと認識をしております。

今後は、こども医療費や保育料の負担軽減、「安全で安心して過ごせる子どもの居場所」の充実など、子育て支援策の着実な推進に加え、庁内に縦割り行政を打破し、分野横断的に施策を一体的に推進する人口戦略推進本部を設置して、特に社会減の抑制にターゲットを絞った人口戦略のロードマップの策定や数値目標の検討をすることとしており、子育て世代の定住も含めた社会減の抑制に向け、有効な施策を展開

してまいりたいと考えております。

次に、本市の若者世代の活動に対する支援につきましては、小樽商科大学の学生が合同会社を設立し、人と人が出会い、小樽を面白くする取組を開始したところであり、まずはこのような取組を行う若者世代の学生から御意見をいただき、どのようなサポートが有効か研究を進める必要があるものと思っております。

市といたしましては、これまでも勤労青少年ホームなどにおきまして、趣味など同じ目的をお持ちの方に対する講座等を開催しているところであり、今後はこのような場を出会いの場に発展させていくような施策も必要と考えております。

次に、本市での結婚意識調査につきましては、本年8月31日までを回答期限といたしました第2期小樽市総合戦略進捗管理市民アンケートの中で、結婚意識に関する項目を設け、実施をしたところであります。

次に、マッチングアプリなどに関する相談につきましては、小樽・北しりべし消費者センターに寄せられたマッチングアプリや出会い系サイトに関する相談は、直近では令和2年度に3件、3年度に6件、4年度はこれまでに1件ありました。内容につきましては、会員登録料等の返金や退会に関する相談であり、相談者には返金や退会の手続方法についてのサポートも行っております。

次に、本市での婚活支援等の調査、研究状況につきましては、国では地域少子化対策重点推進交付金により、地域の実情に応じた結婚に対する取組の優良事例を支援対象としていることから、この交付金を活用し事業を実施している旭川市の「旭川縁結びネットワーク事業」や千歳市の「オンライン婚活パーティー」など、他都市の事例を調査・研究いたしております。

次に、本市における婚活支援事業につきましては、若年層の定住対策の一つとして有効なものと考えており、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した婚活イベントの開催など、関係団体など民間の意見や協力をいただきながら、婚活支援につながる施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市における婚活支援事業の効果測定につきましては、婚活支援事業に参加した方の婚姻数や婚姻率を数値目標として設定をするほか、若年層の社会減の抑制を指標とすることにより、その効果を測定することができるものと考えております。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

○15番(中村吉宏議員) 2点ほど再質問をさせていただきます。

先ほど、この小樽市ごみステーション設置に係る指示基準の質問をさせていただきましたが、ごみステーション設置に向けての一定の要件を規定したものだということでありました。私が質問したことは、規範としてどのような位置づけなのかということを知ったのですけれども、例えば、要綱であれば要綱としての効果、効力があるわけでありまして、これがまたの法規範とまではいわないとしても、住民がその努力義務にどの程度従うべきなのかというようなことも、この指示基準という文章からはどのレベルまで市民が遵守をしなければならない、あるいはそれに対しての責任を負わなければならないとか、そういったことが見えてこなかったのですけれども、今御答弁の中からその部分がもう一つ不明瞭だったので、普通に契約に類似したものなのか、あるいは何かしらの効力を有するものなのか、そういった観点からもう一度、御答弁いただきたいと思っております。

それから、婚活支援等に関する質問からですけれども、8月31日までのアンケート調査を市民の方に行いましたという御答弁でありましたが、これは結果がまとまっているのか、あるいはいつぐらいに示してもらえるのかなど、せっかく採られたということであるので、少し付随してお伺いしたいと思っておりますが、この点を御答弁いただきたいと思っております。

再質問、以上2点、お願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（松井宏幸） 中村吉宏議員の再質問にお答えをいたします。

指示基準の扱いについては規範としてどうなのかという御質問でございますけれども、内容としましては、法的な拘束力は持っていないもので、今回ごみステーションを設置するに当たって、設置者に対して一定の、いわゆる行ってもらいたいことの要件を示しているものなので、拘束力とか、そういったようなものではないというふうに、あくまでもこういったルールの中で行ってもらいたいという内容のものになっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の再質問にお答えをさせていただきます。

結婚意識に関するアンケート調査の結果でございますけれども、先ほど御答弁の中で触れさせていただいておりますけれども、8月31日までを回答期限としたものでございますので、現在このアンケート結果については、集計中ということになっておりますが、結果が分かり次第、議会にもお示しをさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番、松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 自由民主党の松岩一輝でございます。

一般質問を行います。

第1項目、離婚・別居後の共同養育支援についてであります。

たとえ夫婦が離婚した場合であっても、両親が適切に子供の育ちを見守り、両親の愛情を感じて育つことは、子供の成長にとって最善の利益につながります。今なお、共同養育が適切に行われる社会の実現が道半ばで、裁判所が親権を決める際、継続性の原則が重視され、子供を現に監護するものに親権が認められやすくなっています。このような仕組みの下で、子供を連れ去った上で配偶者からの暴力であるDVの真の被害者を保護するための住民基本台帳事務における支援措置制度を濫用し、居場所を知られないようにしながら子供を現に看護する期間を長期化させることにより、親権を有利に得るという行為が残念ながら全国で行われています。

このような形で子供を連れ去られた方は、自分の命より大切に、愛する子供から引き離され、連れ去った側との交渉の機会も失い、子供との交流が閉ざされるだけではなく、DV加害者というレッテルを貼られることとなります。加えて、子供を連れ去られたことを警察に相談しても門前払いされ、検察においても起訴されないのが現状です。逆に連れ戻そうとすると、未成年者略取誘拐罪により逮捕のおそれがあります。そのような状況を苦しめ、自ら命を絶つという選択に追い込まれる方も後を絶ちません。

もとよりDVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、断じて許されるものではありません。し

かし、相手方配偶者により、正当な理由もなく長時間子供と引き離されることによって、心身に有害な影響を受けることもまたDVであり、本来DV被害者のために存在する制度を濫用し、子供をめぐる紛争を有利に進めるための手段として使われていることは見過ごしてはなりません。

このような問題意識の下に、真のDV被害者への保護を一切後退させないことを大前提に、配偶者により子供を連れ去られた方、真のDV被害者双方の状況を丁寧に整理した上で質問を行います。

初めに、共同親権の実現についてであります。

我が国も批准している子どもの権利条約では、18歳未満の児童を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様一人の人間として人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子供ならではの権利を定めております。離婚した場合、我が国の民法では、単独親権制度を採用しているため、親権を持たない親が子供に会えなくなってしまうという問題や、養育費の支払いが滞るなどの諸問題が発生しています。加えて、単独親権制度を取ることで、親権を持たない親が子供と引き離されるのは、人権侵害ではないかという意見もございます。

また、2019年に開催された国連・子どもの権利委員会では、児童の最善の利益である場合に、児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正することなどの勧告を日本政府に行いました。法務省が離婚後も父母の双方が子供の親権を持つ共同親権の導入状況について、アメリカやイギリスなど24か国を調査した結果によると22か国が採用しており、日本と同様、父母の一方を親権者と定める単独親権のみの国は、インドとトルコの2か国とのことです。共同親権の導入により、全ての課題が解決するわけではありませんし、新たに検討しなければいけない課題もありますが、現行の単独親権制度よりも面会交流や同居していない親の養育費の支払いが円滑に行われる可能性や、子供にとっては父母両方の愛情を感じられると言われております。

親権制度の変更は、民法の改正が必要であるため、父母の離婚後の子育てに関する法制度について、法務省では法制審議会家族法制部会において、家族法制の見直しに関する中間試案が議論されています。共同親権の確立を目指す、主に離婚別居後に、子供と会うことができいないし非監護親の当事者や、弁護士130名で構成される民間法制審議会家族法制部会中間試案を勝手に支持する弁護士の会は、中間試案が言わば骨抜きになっていると指摘し、自民党法務部会においても議論が不足しているなどとして、当初予定されていた中間試案の決定と9月からのパブリックコメントの実施が延期となりました。

現在、全国では年間約60万組が婚姻し、約20万組が離婚すると言われていた中、本市においては、令和3年版小樽市統計書によると、年間の婚姻件数は299件に対し、離婚件数は147件となっており、当事者として困っている市民も存在しています。

離婚・別居後の共同養育支援について、これまで様々な観点から質問してまいりましたが、市の答弁に共通するのは、子供にとって最善の利益になるように努めるという内容でした。本市は現行の単独親権と、単独親権から原則共同親権に民法改正が行われた場合のどちらが子供の最善の利益につながると考えますか。その理由も併せて伺います。

本市では人口減少に対応すべく、子育て世代の支援に力を入れておりますが、親権制度の在り方についてどのような考えを持ってそれらの政策を展開されるのか伺います。

次に、夫婦や家族に関する相談についてであります。

前回の定例会一般質問で、配偶者により子供を連れ去られた方の対応について、現時点で連れ去り被害者から相談を受けた場合、初動対応について質問しました。答弁では、配偶者等による子供の連れ出しについては、重大な被害に発展するおそれもあることから、生活安全課で相談を受け、弁護士による法律相談員や警察への相談を促していくことになるとのことでした。生活環境部生活安全課の事務分掌を確認す

ると、交通安全対策係、消費生活係、市民相談係の三つの係があり、市民からの相談、苦情、要望等についてのこと、法律相談及び身の上相談についてとあります。

よって、生活安全課が窓口になるものの、この連れ去り相談は未成年者略取誘拐罪に該当する蓋然性が高く、市は直接的な解決を図れないため、弁護士や警察への相談を促す対応が限界であると言えます。

では、夫婦や親子間で起きるこれらに関する諸問題として、親子の断絶、真のDV被害への対応、虚偽のDVによる支援措置の濫用、片親疎外による子供の影響、子供の虐待、子供の意見表明、親子交流などがありますが、それらの相談はどの部署が受けるのでしょうか。また、どの程度解決に向けた対応をすることができるのでしょうか。

恐らく、庁内でもその多くがまだ定まっておらず、当事者から相談を受けた場合、初動対応が円滑に進まないと推測されます。そのため前回定例会、厚生常任委員会では、本市はホームページ上で相談窓口の一覧ページを設け、困った当事者の方が分かりやすく気軽に相談できるように体制づくりの必要性について質問しました。

しかし、答弁は諸問題について関係する部署と協議したいという程度にとどまりました。その後の協議がどのように行われたのか伺います。

協議の進捗状況にかかわらず、まずは市ホームページ上の相談窓口一覧のページに夫婦や家族に関する相談についてなどの欄を設け、困った当事者の方が分かりやすく気軽に相談できるような暫定的な体制を構築すべきであると考えますが、本市の展開と今後の対応について伺います。

次に、オタルサマーフェス 2022 についてであります。

本年が小樽市制施行 100 周年ということで、主に 10 歳代から 40 歳代の若い世代を中心に、オタルサマーフェス実行委員会が組織され、100 名以上の実行委員や運営メンバーが参加されました。公式ホームページには、「2022 「つなぐ」 100 年の歴史、次世代へ 小樽市制施行 100 年を迎える今夏。次世代を担う若者世代が、街への想いを仲間と共に共有し、歴史と浪漫に溢れたこの街を、持続可能な都市として未来へとつなぎます。この物語は、これからの 100 年を「誇りもてる街・小樽」にする為の、はじまりの一步です」とあります。

1978 年に第 1 回ポートフェスティバルというイベントが開催され、1994 年の第 17 回を最後に、16 年間行われておりました。このたびのサマーフェスは、ポートフェスティバルを現代版に、小樽のまちづくりへの思いを伝承し、未来につなげていく取組であります。以前のポートフェスティバルに参加されていた方の子や孫に当たる世代が、サマーフェスを運営されていたということもあり、若者世代のみならず多くの世代が参画したイベントでもありました。本年 7 月 30、31 日に日銀通り、ニトリ芸術村中庭、運河浅草橋散策路、北運河、旧国鉄手宮線などを会場とし、ステージ企画や幻想的なライトアップなどの事業を展開し、感染対策を行いながら、約 3 万人の来場があったとのこと。サマーフェスは、本市の観光課題である滞在時間と観光消費額を増やすとともに、既存施設の活用により新たな魅力の創出や観光振興などの活用事例になったのではないかと考えます。オタルサマーフェス 2022 について、本市の支援及び参画状況を示し、イベント全体の市長の所感を伺います。

昨年、小樽青年会議所が「トゥナイト歩かナイト」という事業で旧国鉄手宮線のライトアップや線路の枕木を鍵盤に見立てた光と音の演出を行いました。サマーフェスでもそれらの規模を拡大した内容の演出が行われました。これにより観光資源としての旧国鉄手宮線の活用と、夜の魅力づくりに大きく寄与しました。

現在の旧国鉄手宮線には最低限の街灯しかなく、夜は真っ暗で近寄りづらい状況です。幻想的でインスタ映えするような照明設備の常設を所管する市が行うべきであると考えますが、見解を伺います。

次に、国際交流と国際教育についてであります。

社会のグローバル化が進む中で、国家間の緊張関係は高まっているとも言われており、外交だけではなく民間交流を通して、異文化に対する理解を深める必要性も高まっております。文部科学省も国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくのかという主体性を一層強く意識することを必要とし、特に国際化した社会において地球的視野に立って主体的に行動するために必要と考えられる態度、能力の基礎を養成するため、国際教育の重要性について示しております。

中央教育審議会では、初等中等教育段階においては、すべての子どもたちが、異なる文化を持つ人々を受容し、共生することができる態度・能力、自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立、自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力、を身に付けることができるようにするべきと書いてあります。

令和3年第4回定例会の私が行った代表質問において、姉妹都市交流が渡航制限等により実施が難しい状況に鑑み、GIGAスクール構想により市内小・中学生が一人一台所有するタブレット端末を活用したオンラインの国際交流を実施してほしい旨、質問をいたしました。国際交流や国際教育は、教育投資としての費用対効果がすぐには表れにくいことが課題ですが、児童・生徒が自らその機会を創出することは難しく、行政や教育機関が交流の場を設ける必要があります。

オンラインで行われた中学生を対象とする姉妹都市交流の成果や課題について伺います。

総称的な意味で国際教育の重要性が高まっていると考えますが、総務部国際交流担当と教育委員会の今後の連携について伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、離婚・別居後の共同養育支援について御質問がありました。

まず、共同親権の実現についてですが、単独親権と共同親権に対する見解につきましては、離婚に至る経過やその後の親子の状況は個々に異なることから、一概にはどちらが子供の最善の利益につながるのかを判断することは難しいものと考えております。

次に、親権制度の在り方を踏まえた子育て支援策の展開につきましては、いずれの親権制度においても、これまでと同様に子供の最善の利益となるように努めていくという考え方を基本として、政策を展開していくことが重要だと考えております。

次に、夫婦や家族に関する相談についてですが、まず、関係部署との協議の進捗状況につきましては、第2回定例会以降も随時、関係部署間で意見交換を行い、本年9月上旬に開催した庁内での勉強会において、望ましい相談体制や、より分かりやすい窓口の周知方法について協議を行ったところであります。

次に、相談しやすい体制の構築に係る見解と今後の対応につきましては、困り事を抱えた当事者の方を、適切な相談窓口や支援につなげることが重要であると考えております。

そのため、市のホームページにおいて、新たに夫婦や親子関係の相談に関する窓口についての欄を設けるなど、分かりやすい周知に努めるほか、引き続き必要に応じて関係部署と連携を図りながら対応をまいりたいと考えております。

次に、オタルサマーフェス2022について御質問がありました。

まず、市の支援及び参画状況につきましては、本イベントを市制施行 100 周年記念事業として位置づけ、開催事業費に対し 300 万円の補助金を支出しております。また、道路使用許可申請書作成等の諸手続の支援を行ったほか会場設営等の作業に協力をいたしました。

事業主体である実行委員会には、観光振興室職員が役員として就任しているほか、開催当日は本市の若手職員を中心とした 20 名以上の職員がボランティアとして参画し、民間の実行委員会の皆さんと共同して運営に当たったところであります。

次に、イベント全体に対する私の所感ですが、市民はもとより、観光客など多くの方々にお越しをいただき、本市の観光振興、地域活性化に寄与したものと考えております。特に、運営の中核を担った皆さんが、世代や職場を超え、さらに官民一体となってまちづくりに取り組まれたことは、このイベントを通じて得た大きな成果であると認識をいたしております。

次に、旧国鉄手宮線の照明設備につきましては、平成 22 年に小樽観光協会など関係団体の委員で構成し策定をした旧国鉄手宮線活用計画に基づき、素朴な風景をイメージして白熱灯を設置した経過があります。

一方で、私といたしましても、滞在型・消費型観光を推進する上で、夜の魅力づくりは課題であると認識をしており、その一環として旧国鉄手宮線のライトアップについても、今後庁内で検討してまいりたいと考えております。

次に、国際交流と国際教育について御質問がありました。

初めに、市内中学生を対象にオンラインで行われた姉妹都市交流の成果につきましては、これまでのような渡航による相互交流が難しい中でも、オンライン交流を通じてお互いの国や町を紹介することにより、外国の異文化に触れることができること、さらに直接意見交換をすることにより、生きた外国語で会話ができるため、参加した生徒の学習意欲の向上につながる事が挙げられます。

また、課題につきましては、交流の際に時差があるため、日程調整に時間を要することが挙げられます。

次に、国際教育における教育委員会との今後の連携につきましては、さきに行ったオンラインによる姉妹都市交流では A L T、外国語指導助手に補助的な役割を担っていただいたこと、また参加 4 校との連絡調整に当たっていただいたことなど、教育委員会とは連携を図り実施をしたものであり、本事業は国際理解という教育的な効果も期待できますことから、今後とも教育委員会と連携を図りながら実施してまいりたいと考えております。

(「議長、12 番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 12 番、松岩一輝議員。

○12 番（松岩一輝議員） 再質問いたします。

まず順番に、一つ目、離婚・別居後の共同養育支援について、単独親権と単独親権から原則共同親権、どちらが民法改正が行われた場合、子供の最善の利益につながるかと考えるかということについては、私も聞きながらということでもしっかりと頭の中に一言一句止めているわけではないのですが、要は決めかねるという、市としてはそれがどちらが最善の利益か決めかねるという趣旨の答弁だったと理解しています。

一方で、二つ目の質問で、子育て世代の支援に力を入れていく中で、親権制度の在り方についてどのように考えて政策をされるかということ伺いましたが、そちらにおいては、子供の利益にとって最善となるものにしていきたいというような趣旨であったと私は理解しています。この二つを並べたときに、どちらが子供にとって最善の利益につながるか分からないけれども、子供の利益にとって最善につながるようなものにしていきたいということになるのかと思うのですが、いささか矛盾しているというか、答弁として難しいのではないかと思います。

今、単独親権と原則共同親権について様々なメリット、デメリット、様々な方々、立場からの意見、議論がありますけれども、それを本市としてどのように理解して、今後の子育て世代の支援に力を入れていくのか、もう一度を御答弁いただきたいと思います。

それから、二つ目の質問に相談対応について質問をいたしました。

協議の状況については、取り急ぎ分かりましたが、二つ目の質問で、その協議の間にも困っている方はいらっしゃるのでは、暫定的な体制を構築すべきということで、市長の答弁は非常に前向きだったのかと思うのですが、その暫定的な市のホームページ上の相談窓口一覧ページにそういった欄を設けるといっては、いつ頃行われる見込みなのか、お聞かせいただきたいです。

再質問は以上です。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

まず、一つ目の単独親権・共同親権についての、子供の最善の利益につながるのか、判断することは難しいという答弁、それから、2問目のいずれの親権制度においても、これまでと同様に子供の最善の利益となるよう努めていくというのが、少し矛盾しているのではないだろうかというような御質問でしたけれども、あくまでも親権については、親の権利という形で私ども押さえておきまして、その権利が単独であろうが共同であろうが、あくまでも子供の最善の利益につながるかどうかという観点で子育て支援を進めていきたいという考えでの答弁でございました。

それからもう一つは、相談対応についてのホームページの欄のアップデートですけれども、年内のできるだけ早めに更新をしたいと考えております。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

○12番（松岩一輝議員） 答弁が矛盾しているのではないかという点は、ここで深掘りができませんので、後の委員会で必ず行います。

それから、二つ目の相談対応については、年内のできるだけ早めにとということだったのですが、ホームページの更新という意味では、そんなに時間がかかるものではないと思いますので、どちらにして行っていたらということであれば、速やかに行っていただきたいと思います。こちらも後の委員会で深く質問させていただきますので、私からは以上です。

○議長（鈴木喜明） 松岩議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時20分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

この際、傍聴人の皆様に申し上げます。小樽市議会傍聴規則により、議事堂内では携帯電話等の通信機器は使用できませんので、電源をお切りいただくようお願いいたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 一般質問をします。

初めに、横断歩道及び信号機についてです。

一つ目は、いわゆるメルヘン交差点の信号機です。

臨港線から山側に向かう途中に、本来の信号機を補助する信号機の背面灯器がありました。2月27日に北海道公安委員会が信号機のLED化に合わせてこれを撤去しました。このことにより、臨港線から山側に向かって上ってくる車は、信号が直前にならないと分からない状況になりました。また、余市方面から右折する場合には、この背面灯器が青になるタイミングで臨港線の信号が黄色に変わるため、車の頭を山側に向けることによって海側に向かう直進車の支障にならないよう右折できましたが、それもなくなりました。この交差点は、観光客も多く、堺町通り商店街を逆走する車も時折見かけるところです。通り慣れていない方が多く通行する交差点であるメルヘン交差点の背面灯器撤去について、事前に市にどのような相談があったのか、そのときにどのような意見を述べたのか、相談がないとすればなかったことについて、市長はどのように考えているのか、お聞かせください。

私は5月に再設置を求めて、菊池葉子道議会議員を通じて北海道警察に要請しましたが、8月末時点ですでに設置されていません。小樽市としても、再設置を急ぐよう要請することを求めます。お答えください。

二つ目は、2010年に、陳情が全会一致で採択された桜1丁目24番交差点への信号機設置要望です。

当該要望箇所には、横断歩道がありますが信号機が設置されておらず、議会に陳情が提出され採択されました。しかし、それから12年がたちましたが信号機が設置される気配はありません。小樽市では、陳情採択後、関係機関への働きかけを実施してきたと聞いております。また、陳情採択後、若竹小学校が閉校になりました。以前の議会議論では、「警察にも現地を見ていただいている」、「警察としては信号機の設置はできない」との答弁があり、「引き続き警察に要望していく」と答弁がありました。陳情項目の二つについて、その後どのような対応がなされたのか説明してください。

市は、「平磯公園から桜小学校までの間に新たな歩道が設置されて以前より環境は整ってきている」と言いますが、今なお、危険な状況は続いております。桜小学校の保護者に話を聞きました。登下校時は比較的スピードを落として走っているが、遅刻や早退のときは車のスピードが出ていて危険とのことでした。歩道整備で終わりにせず、市として関係機関と連携し、安全対策を取ることを求めます。お答えください。

三つ目は、築港の横断歩道設置についてです。

昨年、第4回定例会で陳情第21号市道築港海岸通線への信号機増設方についてが採択されました。小樽市ではその後、警察署へ要望し、警察で現地調査を行ったと聞いています。市長は当該箇所の現状についてどのような認識をお持ちですか。引き続き設置に向けて、公安委員会と協議するよう求めます。お答えください。

四つ目は、若竹高架下の交通安全対策についてです。

2013年に、若竹小学校が閉校する前の2011年10月、若竹小学校PTA、若竹小学校、若竹町会、若竹保育所の連名で、市長宛に学校再編に伴う通学路の安全整備に関する要望を提出しました。要望の中でも「高架下7番の横断の安全」、「高架下から潮見台中学校につながる道路の安全な歩道の確保」の解決を強く望んでいます。統合してから間もなく10年がたちます。市長は当該箇所の安全対策が十分だとお考えですか、お答えください。

この高架下に危険回避の対策の一つで、スクールバスの運行があります。今年度の利用者数は27人の児童です。しかし、児童の通行の安全を確保するのは登下校時だけではありません。児童は友達と遊ぶのに日常的に通行しています。若竹小学校の閉校に当たって、要望された安全対策を再度検証し、市として

も対策を取ることを求めます。お答えください。

どの場所も住民の切実な要望ですが、高橋はるみ前知事の下で、新規の信号機設置を制限し、それを現知事も引き継いでいるために、あれこれ理由をつけて実現に至っていません。そもそも、新規の信号機設置を抑制する方針が問題だと思いませんか。市長の考えをお聞かせください。

次に、プラスチックのリサイクルについて質問します。

国連気候変動に関する政府間パネルは、昨年8月、第6次評価報告書で、初めて人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないと断定しました。気候危機の問題とも重なり、プラスチックゼロも地球と人類にとって喫緊の課題です。日本では廃プラスチックのほとんどを有効利用と称して燃やし、自治体には廃プラスチックを燃やすごみ発電を奨励してきました。焼却中心ではプラスチックの大量生産、大量消費、大量廃棄に歯止めがかかりません。近年、プラスチックごみによる地球環境、生物汚染が大きな問題となり、深刻さの度合いを深めています。国際環境NGO環境調査エージェンシーは報告書で人類の健康を損ない、生物多様性の損失を促し、気候変動を深刻化させ、大規模で有害な環境の変化を引き起こすおそれがあると警鐘を鳴らしました。プラスチックごみによる地球環境への影響について、市長の認識を示してください。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の下でリサイクル率が上がりましたが、事業者は容器の生産、使用量を増やすことによって生産コストを下げ、企業の利益確保を図る一方で、リサイクルに一番お金がかかる負担分を自治体に押しつけ、結果、自治体は増え続けるペットボトルをはじめ、プラスチック容器等の処理に係る作業の増加と財政負担の大幅な増加にあえいできました。一番処理にお金がかかる収集、運搬、保管等の費用を自治体に負担させたままでは容器包装ごみの減量、分別しやすい製品化への移行は期待できません。私が述べた容器包装リサイクル法の問題点に対して市長はどのように考えていますか、お答えください。

今年4月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。昨年の国会審議で当時の小泉環境大臣は、新しい材料にできるプラスチックを最終的になくして使って使い捨てプラスチックが完全になくなるような方向を描いていく、その第一歩がこの法律と述べていますが、これがきちんと実施されるかどうか重要な一歩となります。3月の予算特別委員会の審議では、小樽市は細部の情報収集を行っている段階とのことで、具体化はこれからとのことでした。プラスチックごみ問題の根本的な解決にはリユースやリサイクルの推進だけでなく、プラスチックの生産、使用の目標制度と削減量を設定して、大幅に削減する必要があります。ところが、新法でも製造業者の費用負担がごく一部にとどまっており、新たに生じる分別、回収費用や中間処理費用の大部分は自治体任せで自治体にとっては大きな財政負担となっています。製品プラスチックごみの分別収集、再商品化を行う自治体には特別交付税を措置していますが、それで賄える費用は一部にすぎません。自治体の財政増とならないよう国による十分な支援が必要です。現在示されている内容で小樽市の新たな財政負担と国の財政措置についてどのようになっているのか説明するとともに、そのことに対する市長の見解を示してください。

小樽市の資源物のうち、プラスチック等の収集量は2016年度1,966トンから2020年度2,032トンに増加しています。資源物収集に占める割合は2016年度31%から2020年度は35%となっています。ペットボトルの処理量は2016年度274トンから2020年度305トンに増加しました。プラ類の収集日にはごみステーションがいっぱいになります。また、洗われていないプラ類はカラスがつつつくために、ごみの散乱にもつながっています。松戸市や東京都港区では、集団回収の事業で回収品目にペットボトルを加えています。また、神戸市ではペットボトルや食品トレイを回収するモデル事業を実施しています。増えているペットボトルを確実にリサイクルに回すため、小樽市でも対象にできないかとごみ減量推進課に相談した

ところ、小樽市では難しいとのことでした。製品プラスチックの分別収集を始める前の段階でもプラ類の収集日を増やすことなど、プラ類の収集方法を改善することが必要です。市長の見解を示してください。

プラスチック資源循環促進法を実効性あるものにするために細部の情報収集を急ぎ、プラスチック製品も含めた回収について、早期に体制をつくることを求めます。お答えください。

再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、横断歩道及び信号機について御質問がありました。

まず、メルヘン交差点の信号機についてですが、背面灯器の撤去につきましては、本市への事前相談はなかったことから、小樽警察署に確認をしたところ、信号機のLED化に伴う工事の際に撤去したとのことでした。今回撤去された背面灯器は、市民や観光客の安全確保と交通事故防止のためには必要なものであるため、今回のように市民生活に影響のある信号機や横断歩道の廃止などについては、事前に情報提供をしていただきたいと考えております。

次に、背面灯器の再設置の要請につきましては、メルヘン交差点は観光客も多く、交通量も多いため、市民や観光客の安全確保と交通事故防止のためには、市といたしましても背面灯器が必要と考えておりますので、改めて小樽警察署に設置を要望していきたくて考えております。

次に、桜の信号機設置についてですが、まず陳情に対する対応につきましては、平成22年第2回定例会での陳情採択を受け、同年5月に小樽警察署へ要望をし、その後、平成24年1月、27年1月、28年1月及び令和元年12月にも再要望を行っております。

次に、関係機関と連携した安全対策につきましては、引き続き歩行者の安全確保のため、小樽警察署に信号機の設置を要望してまいりたいと考えております。

次に、築港の横断歩道設置についてですが、当該箇所につきましては、済生会小樽病院やみどりの里のほか、コンビニなどの施設が増えたことから、歩行者の乱横断が増えていると認識をしております。市といたしましても、市民の安全確保と交通事故防止のため、引き続き信号機付きの横断歩道の設置について要望してまいりたいと考えております。

次に、若竹高架下の交通安全対策についてですが、まず高架下7番の横断部につきましては、運転手への注意喚起のための看板及びカーブミラーを設置しております。

また、潮見台中学校への歩道確保につきましては、カーブミラーの設置及び視覚的に歩車道を分離するためのカラー舗装を施すことで、一定の安全を確保したところであります。しかし、若竹高架下には信号機付き横断歩道が設置されていないことや、潮見台中学校への道路の一部の区間には十分な歩行スペースが確保されていないことから、安全対策が十分であるとは考えておりませんので、今後安全を確保するためにどのような方策があるのか検討してまいりたいと考えております。

次に、若竹小学校の閉校に当たって、要望された安全対策の検証につきましては、要望された8項目のうち、歩行者信号機の青時間の延長や対応が可能な歩道の設置、除排雪の適宜実施などにより安全対策の一部については対応をしておりますが、実現されていない信号機の設置などについては、引き続き対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、新規の信号機設置を抑制する方針につきましては、方針については承知しておりませんが、本市といたしましては、交通事故防止及び市民の皆さんの安全確保のため、今後も必要な場所への信号機の設

置について、要望をしてみたいと考えております。

次に、プラスチックのリサイクルについてですが、まず、プラスチックごみによる地球環境への影響につきましては、プラスチックは幅広い製品や容器包装に利用されていますが、一方で適正に処理されなかったプラスチックごみが海洋流出することによる生態系を含めた海洋環境の悪化が、世界的にも問題になっていると認識しております。

次に、容器包装リサイクル法の問題点につきましては、ごみの排出からリサイクルまでに要するコストのうち、自治体が負担することになっている収集、運搬、保管等の費用はトータルコストの大部分を占めるため、自治体にとっては大きな財政負担になることから、収集、運搬等を担う自治体と再商品化を担う事業者の役割分担、費用分担の見直しが必要と考えております。そのため、容器包装リサイクル法の見直しについて、全国市長会を通じて要望をしているところであります。

次に、製品プラスチックごみの分別収集、再商品化に関わる本市の新たな財政負担と国の財政措置につきましては、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律では、自治体がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を担うことから、本市の新たな財政負担については、製品プラスチックを再商品化する指定法人への委託費用や新たに分別、収集等に関わる費用、有料ごみから資源物になることによる減収が見込まれます。国はこの財政負担を軽減するために特別交付税措置を講ずるとなっており、詳細については、今後示されることとなっておりますので、国の動向を注視してみたいと考えております。

次に、プラ類の収集方法の改善につきましては、プラ類の収集量については、徐々に増加をしており、ごみステーションがいっぱいになるところがあることは認識しております。しかし、現段階において、体制面や費用面から収集体制を見直すことは難しいことから、今後の収集量の推移や製品プラスチックの分別収集を検討する中で収集方法などについても検討する必要があると考えております。

次に、早期の体制づくりにつきましては、再商品化できる製品プラスチックの品目、収集体制、中間処理方法や市民への周知などの課題を整理し、他市の状況も把握しながら、製品プラスチックの分別収集、再商品化が可能かどうかを判断した上で検討してみたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫元議員) 再質問をします。

初めに、メルヘン交差点の件ですけれども、背面灯器の撤去について事前に連絡がなかったということですが、背面灯器だから連絡がなかったのか、一般的に全ての信号機の撤去について事前連絡がないものなのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

その上で、答弁では、影響のあるところなので情報提供をお願いしたいという話でしたけれども、どの部分が影響あるところなのかというところについて、やはりこの事前相談する基準などを公安委員会と協議する必要があると思うのですが、これについて見解を示してください。

あと、設置要望をするという話だったのですけれども、できればいつぐらいになるのか、それは後で明らかにしてお聞かせいただきたいと思います。

桜の関係で、信号機の設置要望をしているのだけれども、つかないわけですが、設置要望は続けていただきたいのです。基本的にやはりこれは公安委員会に対策を取るところだというふうには思います。しかし、その一方でそれは、いつまでたっても安全対策は取られないということになると困りますので、やはり安全に横断することができる対策を道路管理者としても講じることが必要ではないかと思うのですが、これについて見解を示してください。

若竹町の高架下の安全対策の問題です。カーブミラー、看板の設置、もしくは潮見台中学校への道のほ

うではカラー舗装などして、対策を取ってはいるけれども、十分ではないのだという感じの答弁でした。やはりここも信号機の設置が急がれているわけですが、ただ、子供の安全確保のために、もう若竹小学校の統合から大分たちますから、これぜひ、市長の2期目に仕事として取り組んでいただきたいと思えます。答弁をお願いいたします。

先ほどの桜と一緒に、この信号機設置と同時に、やはり、市として何ができるのかということも必要だと思えます。例えば、高架下の山側に歩道がありますけれども、これが冬になると除雪が行き届いていないと。特に今年みたいな大雪だとなおさらですが、危険回避のためにも、やはりこういった市としての対策も求めます。お答えください。

あと、信号機抑制の関係で、承知していないという話でしたけれども、北海道が平成27年に北海道インフラ長寿命化計画の中で信号機設置の制限をしていくということで決めているわけですが、やはりその辺は承知していないということではなくて、どういう経過でここまで信号機が付かないのかということについては、市としてしっかり承知をしていただきたいと思えます。これについて答弁をお願いいたします。

あと、プラスチックについてですが、1点だけお聞きします。容器包装リサイクル法の下でも見直しが必要で、それは全国市長会を通じて要望しているという話ですが、その一方で、このプラスチックに係る資源循環の促進に関する法律に対することについては、詳細はまだこれからだと、財政負担の部分についてですが、という話がありました。やはり、プラスチックのリサイクルというのは急がれていますので、まずここは国としても急がなければいけない問題だと思えます。その中で、容器包装リサイクル法の問題としても、市長答弁していましたけれども、やはりプラスチックの生産事業者が生産や使用の目標制度と、削減量を設定して大幅に削減する必要があると思うのですが、これについて最後に見解をお聞きして再質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（松井宏幸） 小貫議員の再質問にお答えをいたします。

まず、メルヘン交差点の背面灯器の撤去に伴う事前協議の有無の基準の部分ですが、これについては、現在、把握はしておりませんので、この部分については小樽警察署には確認をしたいと思えます。併せて事前協議をするべきではないかという質問ですが、これについても併せて小樽警察署と協議をしていきたいというふうに考えてございます。

それと、若竹高架下の安全対策の信号機の取組ですが、これはこれまで幾度と小樽警察署には要望はしてきております。まず、この部分については要望を引き続き行っていくということは重要ですので、これについてはやっていくと。その上で信号機の設置について、強く要望していければと考えてございます。

それと、信号機の抑制の道の方針ですが、今、小貫議員がおっしゃった北海道インフラ長寿命化計画の中では北海道内に設置している信号機の老朽化に伴う対策ということで、対応していく中であるべく長くですとか、あとは移設するものがあるのであればその中で対応していけばということは承知しております。直接抑制するという方針ということでは少し捉えていなかったものですから、そのような答弁をさせていただきました。

それと、プラスチックの製品リサイクルの事業者の削減量の目標ですとか、そういったものも併せて設けていくべきではないかということですが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の中で、事業者の責務という部分がございますので、その中で事業者についてもプラスチック製品について再

資源化等になるよう努めるというようなことも規定されていますので、事業者としてもやるべきことはやっていたらというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 小貫議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

私から、潮見台中学校の歩道の確保ということで、道路改良の関係と除雪について御対応させていただきたいと思います。

まず、潮見台中学校へ行く道路の歩道の確保についてでございますけれども、ここにつきましては、非常に道路幅員も狭いということと、用地の確保の問題から、本来なら歩道を設置するということが望ましい形ではあると思いますが、やはり先ほど申しました用地の関係がございまして、なかなか歩道の設置が困難であると考えております。

ただ、いずれにしても、先ほど市長からの答弁ありましたとおり、安全という観点から不十分ということで認識はありますので、今視覚的に行っているカラー舗装をどのように改良するのか、また、例えば、車道と歩道の間にラバーポールのものを設置して、一定程度、その区分をするといった方法も考えられますけれども、これについては関係機関とも協議を進めていかなければならないかと考えております。

もう1点、除雪のことでございますけれども、昨年からも特に始業式前には排雪を行ったり、適宜除雪、そして拡幅、そして投入排雪を行ったりしておりますので、これからも引き続きパトロールを強化いたしまして、登下校間の安全確保に努めていきたいということで考えております。

桜町の安全確保について、道路管理者として何ができるかというお話であったと思いますけれども、我々として、歩道は設置したところでございますが、例えば、速度を落とすような注意喚起の看板ですとか、こういったものをどのようにするのか、今後検討させていただきたいと思います。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫元議員） 1点だけ再々質問をさせていただきます。

生活環境部長の答弁のところ、信号機の抑制の話ですが、北海道インフラ長寿命化計画の中では、抑制という表現ではなかったのかということで承知をしていないという答弁になったのかという話でしたけれども、そうしたら、実際に小樽市の見解として、北海道として、新たな信号機の設置を制限しているとは思っていないという見解であるということによろしいのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（松井宏幸） 小貫議員の再々質問にお答えをいたします。

北海道インフラ長寿命化計画の中で、直接的なそういったような表現ではないということで先ほど答弁いたしましたけれども、やはりいろいろな施設の長寿命化計画、現状の中ではいろいろな施設が老朽化になっていくという課題の中での長寿命化計画と認識しております。その中いかに長寿命化を図って、いろいろな施設等の更新をしていくかが基本だと考えておりますので、そう直接制限していると認識はしていませんと御答弁を差し上げたところでございます。

○議長（鈴木喜明） 小貫議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

(演壇の消毒)

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 11番、高橋克幸議員。

(11番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

○11番(高橋克幸議員) 一般質問を行います。

初めに、DX推進に関してであります。

まず、毎回質問をしておりますが、認識共有と機運醸成(ステップ0)であります。ステップ0とは、自治体DXの認識共有と機運醸成であります。DXを推進するに当たり市長や幹部職員のリーダーシップや強いコミットメントが重要であり、その重要性を十分に理解すること、また、DXという言葉聞いても具体的なイメージを抱きにくく、あるいは単なる電子化との誤解がある場合が多くあるようです。組織を挙げてDXを推進するに当たり、市長や幹部職員から一般職員までDXとはどういうものなのか、なぜ今DXを取り組む必要があるのかなど基礎的な共通理解を初めに形成することが不可欠であります。これまで市長と幹部職員等の研修会や説明会が行われているようですが、その主な内容とどのような認識共有がなされたのか市長の見解を伺います。

また、約1年が経過しましたが、職員全体の認識共有と機運醸成はスタートした昨年と比較して確実に進んでいるのか、その状況と、また、今後の予定や課題についてお示してください。

次のステップに進んでいくことを想定しますと、今後、外部人材が在籍できる年数を考えるとき、DX推進のためには、できるだけ早期に内部人材の育成を検討する必要があると思いますが、これについてどのように考えられているのかお示してください。

次にRPAについてであります。

2回目として、別なソフトでのRPA実証実験は昨年10月から本年1月末まで実証実験を行い、導入による効果があると応えた7部署、13業務で1,363時間の削減効果と試算されております。担当した職員からの意見は、繁忙期における大量の入力処理を行わないため、精神的、肉体的な負担が軽減されたほか、正確に入力ができるとの声があった一方、RPAのロボットの作成やメンテナンスなどを不安に思う意見がありましたと以前の議会で答弁がありました。直接RPAに関する業務を経験された方は、着実に内容や効果を実感されたと思いますが、今後のRPAの推進についてどのように考えられているのか、各業務担当者や外部人材による相談効果も含め、見解を伺います。

今年度のRPAに関する事業について入札が行われ、予定されていた事業が進められていくと思いますが、これまでの関連事業の経緯、経過についてお答えください。

また、RPAの今後のスケジュールと主な内容をお示してください。

全庁業務量調査により、今後対象となる部署でRPAの導入の検討が行われると思いますが、外部人材も含め、どのような体制で取り組まれるのか今後の課題や問題点も含め、お示してください。

次に、全庁業務量調査についてであります。

この調査は令和3年11月から令和4年1月の期間に行われ、対象部署は全庁で77課について実施されました。調査結果では年間作業量時間、約204万時間のうち、正規職員の対応が必要な業務、コア業務は全体の約30%で、コア業務ではないもの、ノンコア業務は全体の約70%を占めており、ノンコア業務の中でも専門性が不要で定型的な作業は全体の約37%、また、正規職員の業務のうち、ノンコア業務は約60%を占めているという結果が報告されました。この報告についてどのように受け止められているのか、改めて見解を伺います。

次に、今年度の取組についてであります。

調査結果に基づき、分析を基に方向性も提案されており、市としてそれに沿った内容で進めていくようであります。主な内容として、正規職員がコア業務に専念できる状態を目指すことで住民サービスの向上につなげていく、そのためにノンコア業務を最小化し、正規職員をコア業務へシフトさせる必要がある。ノンコア業務のうち、専門性が不要で定型的な作業は限りなく自動化やBPO（外部委託）に進める、ノンコア業務に従事している正規職員は、担い手の見直しやBPO（外部委託）などでコア業務にシフトさせるという内容であります。これについて認識共有するためにどのように取り組まれていく予定なのかお答えください。

方向性として、全体像には異論はないと思いますが、問題は各論として、どの部署で、どのように業務改革を進めていくかが重要であります。外部事業者に、さらに具体的な調査、分析、改善策の提案を委託するとのことですが、委託業者の選定方法と今後のスケジュールについてお示しください。

今後、業務負荷の軽減や効率化が期待できる業務を市と受託者で協議するとなっておりますが、どの程度の業務選定を予定しているのか、RPAやBPO（外部委託）との関連はどのようになっているのか考え方をお示しください。

また、RPA導入の場合について、業務改革の推進部門である財政部行財政改革担当とデジタル推進室との連携はどのように検討されているのかお示しください。

関連して全体のDX推進体制ですが、他都市ではDX推進の体制として、DX推進委員会やDX推進本部などを設置し、副市長を最高情報統括責任者として、補佐官は専門的知識を有する外部人材とし、各部長級と各部署一名ずつDX推進リーダーを任命し、DX推進部門も含め、これらの構成員によって進められているところが多いようであります。本市の体制はどのように考えられているのか見解を伺います。

次に、小樽の縄文遺跡に関連してであります。

令和3年7月27日に開催された第44回ユネスコ世界遺産委員会において、北海道・北東北の縄文遺跡群を世界遺産に登録することが決定しました。令和4年7月には世界遺産登録1周年記念のシンポジウムが札幌で開かれ、基調講演として世界遺産と縄文遺跡群の役割、パネルディスカッションとして、「縄文世界遺産 これからのまちづくりと文化観光を考える」などが行われたようであります。

この世界遺産の縄文遺跡について、専門家は二つの価値を挙げられております。一つは、狩猟・採集・漁労を生業の基盤に定住を達成し、成熟した縄文文化へ発展を遂げた精神文化の様相を伝承する無二の存在であること。二つ目に、約1万年間もの長期にわたり気候変動や環境変化に適応し持続可能な定住を実現した、自然と共生した人類と環境との関わり、土地利用の形態を示す顕著な見本であると言われております。

まず、この縄文遺跡の世界遺産についてどのように認識されているのか、市長、教育長の見解を伺います。

次に、縄文遺跡の周知と学習であります。

小樽の縄文遺跡について、世界遺産の遺跡群には含まれておりませんが、同様な縄文時代の縄文文化が発見された遺跡が多くあります。小樽市教育委員会発行の小樽市歴史文化基本構想に詳しく記載されており、また、小学生対象には教材「小樽の歴史」があり、とても分かりやすい内容となっております。小樽の縄文遺跡について市民の関心度、認知度はあまり高くないと思われそうですが、これまでどのように周知されてきたのか、縄文の世界遺産も含めお示しください。

また、小学校では教材「小樽の歴史」について、どのように学習されているのかお答えください。

さらに、遺跡のある地元の小学校では総合的な学習などで特徴的に縄文遺跡を学習されている事例があればお示しください。

さて、「小樽の歴史」の終わりの項に次のように記載されています。「この小樽の歴史は、わたしたちが小樽でくらししていくのに大切なことを教えてくれています。みなさんには、小樽のよさを理解し、学びの場を広げてほしいのです。そして、貴重な歴史をもつ小樽に生まれ育ったことを誇りをもって未来につなげていくことを願っています。」と締めくくられております。私はこの文章に感銘を受け、さらに小学校での学習の必要性を再度認識したところですが、これについてどのように受け止められているのか、学習の必要性も含め、教育長の見解を伺います。

次に、縄文文化の企画展についてであります。

縄文時代は使われていた土器の特徴などから、古い順に草創期、早期、前期、中期、後期、晩期の六つの時代に分けられております。この縄文については、日本の考古学の発端として、東京大学初代動物学教授のエドワード・シルベスター・モースの大森貝塚の発掘により始まりました。明治11年この調査報告で名称がコード・マークド・ポタリーであり、白井光太郎という学者が日本語で「縄紋土器」と訳し、定着したようであります。最近、この語源を使用した企画展が小樽で実施されました。令和4年1月8日から3月31日までの3か月間にわたり、小樽市総合博物館本館において企画展「C o r d M a r k e d P o t t e r y 小樽・余市の縄文文化」という名称で貴重な縄文土器の展示が行われました。小樽の縄文遺跡について、北海道の他の遺跡と比較して特徴的な内容があるように聞いておりますが、総合博物館ではどのように把握されているのか、見解を伺います。

この企画展示について、世界遺産との関係も含め、どのような考えで企画されたのか、経緯と理由をお示しく下さい。

また、企画展に来訪された方々からは、どのような意見や感想があったのか、分かる範囲でお答えください。

さらに、このような企画展について、今後どのように検討されているのかお答えください。

次に、小樽の縄文遺跡の認識についてであります。

小樽の主な縄文遺跡について、教材「小樽の歴史」などの資料では次のような記述があります。小樽で最も古い家の跡が見つかった遺跡は塩谷小学校近くの塩谷3遺跡で、およそ8,000年前、縄文早期の遺跡であります。また、約6,000年前には村と言われる集落跡の手宮公園下遺跡があり、さらに約3,500年前につくられた忍路環状列石、ストーンサークルがあり、この遺跡は昭和36年に国指定史跡となっております。この忍路環状列石、ストーンサークルは緩やかな斜面を平らな面に造成し、南北33メートル、東西22メートルの楕円形に石を配置してつくられております。隣接する忍路土場遺跡との関係から、全国的に有名な遺跡であり、縄文時代の生活を知ることのできる重要な遺跡であります。

また約1,600年前、続縄文時代の人々が岩に刻んだものが手宮洞窟で、1921年（大正10年）国指定史跡となりました。昭和24年には保存用の木造の覆いがつくられましたが、発見以来120年が経過し、風化やや剥落の進行を防止し、貴重な文化財である手宮洞窟を後世に伝えるために昭和61年から10年の歳月により、平成7年に手宮洞窟保存館が完成しております。この洞窟は北の玄関口がこの小樽の海岸線にあったことを示す重要が遺跡であるということが示されております。これらも含め、多くの小樽の縄文遺跡についてどのように認識をされているのか、市長、教育長の見解を伺います。

小樽の縄文遺跡の保存と活用についてであります。

北海道では、「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」が2021年に発表されています。その概要版で「第3章 北海道における縄文世界遺産の現状と課題」の「2 北海道の優位性」、「(2) 身近に存在する縄文遺跡」で次のように記載がされております。日本国内には、約9万の縄文遺跡が存在するが、北海道にはその1割近くを占める約7千か所以上にも上る遺跡があり、北海道が誇る自然や食など他の地

域資源と結びつけた活用を図る余地は大きいとあります。

また「第4章 北海道がめざすもの」の「1 将来像」、「遺跡でつながる新たな価値創造空間、北海道」の中で、「厳しくも豊かな北海道の自然のなかで生まれた「北海道の縄文」の価値に光を当て、その価値を「ストーリー」として紡ぎ、訪れる多くの人々に共感や感動を与えられるよう資源として磨きあげること、新たな「価値」を創造し、地域に交流と賑わいを創出していくことをめざします。」とあります。

このように、「北海道の縄文世界遺産の活用のあり方」の中で、他の地域資源と結びつけた活用を図る余地は大きいという表現があり、全道の各地にある縄文遺跡の交流や結びつきが必要と読み取れるところでありますが、小樽市として他地域の縄文遺跡の交流や結びつきについてはどのように考えられているのか見解を伺います。

また、将来像で「遺跡でつながる新たな価値創造空間」とありますが、これについては小樽市としてどのように認識されているのか見解を伺います。

小樽の縄文遺跡の保存と活用については、日本遺産に認定された文化財などで比較すると厳しい状況にあると思います。小樽市歴史文化基本構想の中で、文化遺産という大枠で記載されていますが、縄文遺跡についても同様の考え方と思いますので、何点か伺います。

「第5章 小樽文化遺産の保存管理の指針」「①小樽文化遺産の多様な価値を見出す。(調査・研究)」とありますが、縄文遺跡について調査、研究は、これまでどのように行われてきたのか、大学などの教育機関との連携や今後の考え方もお示してください。

「②小樽文化遺産の特性に沿った保存管理と活用を図る。(小樽文化遺産の保全と管理、周辺環境の保全)」とありますが、忍路環状列石、ストーンサークルについて伺います。

先月、同遺跡の見学に行っていました。以前にこの遺跡を見学された方から意見を伺いましたが、自分も同感した内容でしたので、何点か質問いたします。

まず、遺跡の土地と進入道路の所有者についてお知らせください。

遺跡付近は農地が隣接し、遺跡自体の土地がぎりぎりのため、写真と違い広がりがなく、縄文時代を想像しにくく、できれば他地域のように縄文時代を思わせるような工夫が欲しいとの要望でありました。駐車場がないこと、道路が狭隘であるなどありますが、駐車場や周辺環境整備についてどのように考えられているのか、お答えください。

また、見せ方の工夫について検討が必要と思いますが、見解を伺います。

文化財の保存と活用について、産学官の連携が必要と思いますが、今後の考え方についてお示してください。

「③小樽文化遺産を支える人々の輪を広げる。(情報の発信と次世代の人材育成)」とありますが、現在では情報の発信が重要な時代であります。SNSやホームページなどの活用などが考えられますが、縄文遺跡についての情報発信はどのように行われてきたのか。また、今後の課題や問題点も含め、お示してください。

さらに、次世代の人材育成も重要であります。文化財については専門的な知識を持つ人材が必要であり、その確保と次世代の人材育成の取組が大切であります。これらについてどのように考えられているのかお示してください。

以上、再質問を留保して私の質問を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、DX推進に関連して御質問がありました。

まず、認識共有と機運醸成についてですが、これまでの研修会等における内容につきましては、本市行政情報アドバイザーによるDXに向けた他市事例を交えた講演、担当職員による自治体DX推進計画についての説明や事業者による行政情報分析ツールの説明を幹部職員に向け実施したほか、一般職に向けて自治体DX推進計画の説明を複数回実施したところであります。

今後対応すべき大きな課題であるとの意識は、庁内で共有できつつあると認識をしており、今後におきましても、リーダーシップを発揮し、進めていかなければならないものと考えております。

次に、職員全体の認識共有などの状況につきましては、先ほどの御答弁のほか、基幹システム標準化に関わる現課担当者の選定や、デジタル推進アドバイザーによる困り事相談会による課題解決への支援、オンライン申請ツールやRPAの導入説明会などを行っておりますことから、一定程度進んでいる状況にあると認識をしておりますが、特定の部署や取組に限定をされており、濃淡はあるものと考えております。職員全体の認識共有という観点からは、ただいま申し上げた濃淡が課題として挙げられるため、今後ともデジタル化を自分ごととして納得できるような説明会や、より職員が相談しやすい取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、内部人材の育成につきましては、デジタル推進室へ配属することによる実務経験での育成が中心にはなりますが、これには一定程度の時間が必要となることから、専門職員としての配置を含めて検討してまいりたいと考えております。短期的にはデジタル化への学びとして、今年度の職員研修では「デジタル技術を活用した業務改善研修」を実施したほか、地方公共団体情報システム機構J-LISが実施するオンライン研修の受講を促しているところであり、先ほど御答弁申し上げた相談会なども通じて、デジタル人材の育成を図っているところであります。

次に、RPAについてですが、まずRPAの推進につきましては、職員の身体的負担が少なく、正確な処理が可能のため今後においても広く活用を推進していきたいと考えておりますが、一方で新しい取組のため不慣れな職員もいることは事実としてあると考えております。RPAの実証実験において、事業者の支援を受けながらシナリオ作成を行った結果、理解が深まった面もありますので、今後においてもデジタル推進アドバイザーを含むデジタル推進室などからのサポートも一定程度必要であると認識をしております。

次に、今年度のRPA関連事業の経緯、経過につきましては、本年5月にプロポーザルによりRPAシステム構築業者を選定、6月に契約をし、8月までにRPAの環境構築を行ったほか、職員向けの操作説明会を実施したところであります。また、今後のスケジュールなどにつきましては、RPAに合わせて使用されるAI-OCRの使用希望調査や事業者の支援の下、RPAのシナリオを8本程度作成する予定であり、現在、希望業務の募集を行っているところであります。

次に、業務量調査の結果を踏まえたRPA導入につきましては、業務量調査によってRPAの活用が軽減された場合は、先ほど申し上げましたシナリオ作成支援の枠組みを活用することも検討しております。なお、現状では現課職員のみで作成することに困難さが伴うため、事業者の支援を求められない場合の対応方法が課題と認識しております。

次に、全庁業務量調査についてですが、まず調査結果報告につきましては、行政に対するニーズの多様化や複雑化が進む中、限られた職員で効率的、効果的に業務を行うためには業務フローの見直しやデジタル技術の活用などが必要であることから、職員一人一人が業務改善の必要性を認識し、業務改善を前に進

めていかなければならないものと考えております。

次に、業務改善についての認識の共有につきましては、幹部職員を対象に業務量調査を実施した事業者から説明を受け、調査結果に基づく当市の現状と今後進めていく改善の方向性について共通認識を持ったところであります。

また、職員に業務改善の必要性と方策について理解を深めさせるため、職員を対象にした研修会の開催を予定しているところであります。

次に、委託業者の選定方法につきましては、本年度実施する業務改善推進調査分析業務の委託業者は公募型プロポーザルにより、最適提案者を選定し、契約をしたところであります。

今後のスケジュールにつきましては、現在、調査分析を行う対象業務を選定し、担当課へのヒアリングを終えたところであり、令和5年度への予算反映を検討するため、委託業者から改善策の提案を年内に受け、類似業務への活用案を含めた最終報告書については、令和5年2月に提出されることになっております。

次に、業務選定につきましては、業務量調査に基づき、業務負荷の軽減や効率化を期待できる業務を五つ選定したところであります。

また、RPAや外部委託につきましては、業務プロセスの見直しの中でこれらが改善策として最適であるという提案がなされた場合に、費用対効果も含めた実施について検討したいと思っております。

次に、RPAの導入に向けた行財政改革担当とデジタル推進室の連携につきましては、改善策としてRPAの活用の提案を受けた場合はその費用対効果や具体的なシナリオ作成について、両者で協議を行いながら進めていくこととなります。

次に、DX推進に係る体制につきましては、現状では職場横断的な組織はありませんが、他都市の取組などを参考に、より効果的な組織の立ち上げに向けて検討を進めてまいります。

次に、小樽の縄文遺跡に関連して御質問がありました。

まず、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産の認識についてですが、縄文遺跡の世界遺産に対する私の見解につきましては、津軽海峡を挟む北海道南西部と北東北を一つの文化圏とした縄文遺跡群が北海道で初めての世界文化遺産として認められたことは、新たな視点の文化観光を進める上で大変喜ばしいことと考えております。

次に、小樽の縄文遺跡の認識についてですが、多くの縄文遺跡に対する私の見解につきましては、市内には縄文文化、続縄文文化を含め多数の遺跡が存在し、その中には国指定史跡が2か所、道指定史跡が1か所含まれております。これらの遺跡は、小樽に人々の暮らしが始まったときから伝えられた貴重な文化遺産であると認識しており、地域に残されたこれらの遺跡を保全・活用することが重要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高橋克幸議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、小樽の縄文遺跡に関連して御質問がございました。

まず、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産の認識についてですが、縄文遺跡の世界遺産に対する私の見解につきましては、17の大規模な縄文遺跡が構成資産として認定されたものであり、1年以上にわたる採集、漁労、狩猟による世界的にもまれな定住生活、祖先崇拝や自然崇拝などの精神文化が高く評価されたものと認識しております。このたびの遺産登録により、北海道の縄文文化が世界に認識されましたことから、本市の縄文遺跡についても国内外の方々に訪れていただけるよう取り組んでいく必要があるものと

考えております。

次に、小樽の縄文遺跡の周知と学習についてですが、まず、本市の縄文遺跡のこれまでの周知につきましては、総合博物館運河館において、忍路土場遺跡で出土した縄文土器などの資料と、忍路環状列石の模型を常設展示することにより、訪れる方々に学習機会を提供しているほか、生涯学習プラザでは、はつらつ講座での職員による講話や粘土を使った縄文土器づくりなどを開催してまいりました。

また、令和2年には、総合博物館のフェイスブックを活用した「博物館講座」で、縄文文化の情報を配信しているほか、令和3年3月に発行した「小樽の文化財」では、忍路環状列石や地鎮山環状列石などの縄文遺跡を紹介し、市のホームページにも掲載しております。その後、北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産に登録される見込みとなりましたことから、令和3年度から北海道縄文のまち連絡会に加盟し、各市町村の縄文遺跡を紹介するパンフレットに本市の忍路環状列石を掲載しているほか、令和3年10月には、小・中学校の女性学級との合同事業として本市と余市町にある縄文遺跡の見学会を行うなど、世界遺産登録に伴う関心の高まりを意識しながら周知に努めているところでございます。

次に、小学校における教材「小樽の歴史」を活用した学習につきましては、児童一人一人にふるさと小樽への理解と郷土への誇りや愛着を育むことを目的として、小学校5年生の総合的な学習の時間の年間指導計画に教材「小樽の歴史」を活用した学習を位置づけ、本教材に沿って学習を行うとともに、学芸員等の外部講師を招聘し、より興味、関心を高めるための授業を行っているところであります。

次に、遺跡のある地元の小学校における学習の事例につきましては、忍路中央小学校の今年度の取組としては、実際に忍路環状列石を見学し、外部講師から詳しく説明を受けながら、授業を実施したところであります。

また、今後は北海道立埋蔵文化財センター職員を講師とした「考古学教室出前講座」を計画しており、全児童を対象として、忍路土場遺跡の様子や出土した遺物について学ぶとともに、体験的な学習として勾玉づくりを行う予定であります。

次に、教材「小樽の歴史」を活用した小学校での学習の必要性につきましては、教育委員会といたしましては、子供たち一人一人がふるさと小樽に対する興味関心を持ち、正しい理解を深める学習は小樽の未来を担う人材を育成するため、とても大切なことと考えております。今後も、教材「小樽の歴史」を活用しながら、郷土への誇りと愛着を育むふるさと教育をより一層充実してまいります。

次に、縄文文化の企画展についてであります。まず小樽の縄文遺跡の特徴的な内容につきましては、小樽を含めた北後志地区の特徴で申し上げますと、縄文時代の前期から中期にかけての時代のもので、東北北部と密接な関係を持つ円筒土器の分布圏の北限に当たり、その分布圏の中で黒曜石などが移動しており、当時の海を挟んだ交易の様子を知ることができる遺跡群であるといった点であります。

また、後期にはストーンサークルが多く築造された地域でもあり、その密集度だけではなく、立地や構造からストーンサークルの変遷も知ることができるほか、低湿地遺跡も多く発見されており、貴重な木製品なども出土していることが特徴であると考えております。

次に、総合博物館本館の企画展の開催の経緯と理由につきましては、企画展「C o r d M a r k e d P o t t e r y 小樽・余市の縄文文化」の開催理由は、世界遺産認定で、縄文文化への関心が高まったこと、その中で「世界遺産構成資産に含まれていない小樽の縄文文化は価値が低いのか」といった誤ったイメージを持たれることへの懸念から開催を決定したものであります。

また、総合博物館では、しばらく考古学系の企画展を実施していないため、市内の遺跡、遺物の情報を公開する機会が少なかったこと、よいち水産博物館が改修による休館のため、土偶などの特徴的な資料の借用が可能となりましたことから、この時期に開催したものであります。

次に、企画展を観覧された方々の意見等につきましては、今回の企画展は道内外のいわゆる「縄文マニア」の方からも注目をされ、常設展示で公開していない縄文前期の円筒土器を4ケースにわたり展示したコーナーの迫力のほか、展示室内の床の一部を原寸大で表示した忍路環状列石の大きさに改めて驚く方や、余市町を含めた土偶の多様性への関心などの声があり、SNSへの投稿も多くございました。

総合博物館の企画展につきましては、小樽の縄文遺跡の新たな知見や発見などの調査を進め開催について検討していくほか、運河館の常設展示の手法を工夫するなど、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽の縄文遺跡の認識についてであります。多くの縄文遺跡に対する見解につきましては、先ほどお答えいたしましたように、小樽を含めた北後志地区の縄文遺跡は、東北部と密接な関係を持つ円筒土器の分布圏の北限に当たること、ストーンサークルが多く築造される地域であったこと、大量の木製品が出土したことなどが道内他地域と比べた特徴として挙げられます。

さらに通常は、調査後、埋め戻されてしまう遺跡が多い中、ストーンサークルや縄文文化に続く縄文文化の手宮洞窟など、目に見える形で遺跡が残されているという大きな特徴がございます。この特徴は、教育普及活動や文化観光など、まちの魅力発進に大変有効なアピールポイントとなりますので、小樽に暮らした人々の生活を考える貴重な文化財として今後も活用してまいりたいと考えております。

次に、小樽の縄文遺跡の保存と活用についてですが、まず、他地域の縄文遺跡との交流や結びつきにつきましては、縄文時代の遺跡を有する地域との結びつきを深め、全道各地に広がる縄文文化を一体的に捉えて、情報を発信することが有効と考え、昨年度、北海道縄文のまち連絡会に加盟したところであり、道内約30市町村とともに、それぞれの地域の縄文遺跡を紹介するパンフレットの配布やスタンプラリーを共同で実施しております。

また、本年1月から3月にかけては、余市町との連携の下、総合博物館本館において企画展を開催したところでありますが、今後も遺跡を有する地域との連携を図りながら、本市の縄文遺跡の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に、北海道が示した「遺跡でつながる新たな価値、創造空間」につきましては、令和3年3月に北海道が策定した「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」の中で、北海道が目指す将来像として示されたものと承知しており、本市におきましても、縄文遺跡文化の価値に光を当て、地域に交流と賑わいを創出していくといった将来像として、理想的なものであると考えております。

次に、市内の縄文遺跡の調査・研究につきましては、忍路環状列石や手宮洞窟の発見は、幕末まで遡り、それ以来、調査・研究が行われております。特に、戦後、昭和24年に東京大学の駒井和愛氏などにより、地鎮山環状列石の発掘調査が行われております。昭和60年からは北海道埋蔵文化財センターによって、忍路土場遺跡の発掘調査が行われ、大量の土器や木製品が出土いたしました。大学など教育機関との連携につきましては、昨年からは東京大学、明治大学の研究者が出土した土器の分析を通じて、当時の食生活を考察する調査が行われ、縄文文化に関する新たな知見が得られることが期待されており、それに協力してまいりました。これらの研究により、本市の縄文文化の新たな魅力発信につながることを期待されますので、今後も各大学との調査研究に積極的に協力してまいりたいと考えております。

次に、遺跡の土地などの所有者につきましては、遺跡の土地は国が所有しており、遺跡前の進入道路は小樽市が所有しております。

次に、駐車場や周辺の環境整備と見せ方の工夫につきましては、忍路環状列石周辺は農地として利用されているほか、進入道路以外に市が所有する土地もありませんが、駐車場や看板、周囲との緩衝地帯など、遺跡を見学していただくための環境づくりが課題であると考えておりますので、今後どういったことが可

能なのか検討してまいりたいと考えております。

次に、産学官の連携につきましては、縄文遺跡の保存、活用に当たっては、デジタルアーカイブや保存修復、調査、研究などのほか、他地域の遺跡と連携したツアーの開発や国内外の魅力発信といった遺跡を活用した文化観光の推進などが考えられますが、そのためには市教委だけで取り込むことは難しいことから、今後、市長部局をはじめ大学や産業界の力をお借りするとともに、国や他の自治体との連携を図ることも大切であると考えております。

次に、縄文遺跡の情報発信につきましては、これまで、常設展示、フェイスブック、ホームページ、パンフレットの配布などにより情報発信を行ってまいりましたが、私たちの周知方法では幅広い方々に届いていないのではないかと考えております。このため、今後の情報発信に当たっては、より多くの方々の目につくよう、また興味を持ってもらえるよう代替や見せ方の工夫が必要であると考えております。

次に、専門的な知識を持つ人材の確保と次世代の人材育成につきましては、本市の歴史や文化などの魅力を伝えるおたる案内人などのボランティアガイドの方や、遺跡に興味・関心を持つ市民の皆さんを対象に、市教委の学芸員や外部講師による小樽の縄文遺跡の学習会を新たに実施することなどにより、今後の文化観光の推進に向け、縄文遺跡の内容及び価値を開設できる人材を育てていく必要があるものと考えております。

また、小学校における教材「小樽の歴史」を活用した郷土への誇りと愛着を育むふるさと教育や、実際に遺跡を訪れる体験的な学びの場を継続するなど、考古学や小樽の縄文遺跡への興味・関心を深めてもらうことが将来の人材育成につながっていくものと考えているところであります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

○11番（高橋克幸議員） 再質問を2点ほどさせていただきます。

まず一つは、DX推進についてですけれども、全体のDX推進体制について市長に伺いました。御答弁では、いま横断的な体制はないのだという答えでしたけれども、少し心配になりました。大丈夫なのかと。一応令和7年という第一段階の縛りがあるわけで、それに向かって今は具体的なスケジュールだとか、いろいろな体制づくりをやっていかなければならないと私は認識しているのですけれども、市長の御答弁によると、なかなかそういう横断的な組織がないと答えられてしまうと、大丈夫なのかというのが先に立ちます。

各セッションでは一生懸命RPAにしてもやられていると思うのですけれども、では、全体像として、どこまで、どのように進めていくのか、司令塔的な役割、決定機関というようなものがなければ、予算を組むにしても全体像から見てどうなのかという議論もできないわけです。それを考えると、これは私はもうできるだけ早く組織体制をつくるべきだと思っておりますので、この点について、再度御答弁をいただきたいと思えます。

それから、2点目は、縄文遺跡についてであります。

私も、質問を構成するに当たり、縄文文化というのはあまり詳しくないものですから、改めていろいろな書物を読んだり、それから、小樽市歴史文化基本構想を改めて読み直したりしました。さすが、日本遺産申請の前提条件に、この基本構想がなっているということで、しっかりこの文化財の内容ですとか、背景だとか、具体的な資料として、すばらしい内容だと改めて感じました。

また、前から頂いていた教材「小樽の歴史」、これは日本遺産の申請をやっているときには後半は読んだのですけれども、前半の縄文の部分飛ばしてしまっていて、改めて読み直して、小樽にこれだけ歴史の深いという文化財があるというのを再認識しました。

御答弁では児童・生徒の学習についても、この教材を使ってやっているのだというお話を伺いましたので、大変安心しました。

また、こういう歴史、考古学みたいなものは、まず知らなければ興味も湧きませんし、どういうものか分からないわけで、私もこれ読み返しながら実感をしましたのでそのとおりだと思います。

一つだけお聞きしたいのは、最後にお聞きした情報発信です。やはり当然興味のない方も多くいらっしゃるので、あまり発信されても目につかないというのものもあるかもしれませんけれども、世界遺産ということで昨年度から大分趣が私は変わってきたのではないかと考えています。教育長が御答弁されたように、多くの方々になかなか届いていない、引っかかっているのではないかとというような御答弁でしたので、私もそのように思いました。

情報発信については、やはり専門家の方々の御意見を伺ったほうがいいのかと。こういうツールというのはやはりつくり方があるみたいで、どうやったら人々の心に刺さっていくのか、届いていくのかというのを専門的にやられている方も多くいらっしゃると思いますので、いろいろな機会を捉えてぜひこの辺の工夫をぜひしていただきたいというのが一つと、それから、各地域の北海道内にある縄文遺跡を持っている各地域との連携、これは、私はすごく力になると思うのです、やり方によっては。ですから、このパイプを太くしてほしいと思いましたので、今後考え方について、この2点についてお答えいただきたいと思っています。

以上、再質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

D Xの推進に当たって、組織横断的な体制を早急に整備すべきでという御質問だったかと思いますがけれども、現在、私たちはD Xの推進に当たりまして、部長会議でその時々の課題などについて話し合はさせていただいておりますが、今後具体のスケジュールがこれから進んでまいりますと、やはり議員の御指摘のとおり、職場横断的なD X化を推進するための組織は必要になってくるものと考えております。

先ほどの御答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、他都市の取組などを参考にし、また人選などもどういったメンバーで構成していくのがいいのか、そういったことを早急に整理をいたしましてできるだけ早い時期に職場横断的な組織を立ち上げて円滑に事業を進めていきたいというふうに思っているところでございますので、御理解をいただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高橋克幸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

2点ほど御質問がございました。まず情報の発信でございます。御答弁でもいたしましたけれども、いろいろな取組をやっているつもりではありますが、俗に言う縄文ファンの方には非常に浸透はしているものの、一般の方になかなか広がりが見られないという課題は私どもも思っておりますので、そういう御答弁をさせていただきました。

議員御指摘のようにどのような方法をするか、それから興味を持ってもらえるのかということ、これからいろいろ考えていかなければなりませんけれども、議員御指摘ありました、専門家の方にも御意見を聴いてみるのもいいのではなからうかというお話ございました。私どもにも文化財審議会という各方面の顕著な方がおりますので、その委員の皆様にもこの辺の発信の仕方について聞いてみたいと

思っているところでございます。私どもも例えばポスターを駅の前面に掲示して、ここにこういうものがありますよというような、少しインパクトのあるような広告はどうだろうかなど、そういうようなことも話をしておりますけれども、それが本当にタイミング的にいいものなのかどうなのかというのもございますので、今後その辺を専門家にも聴いてみたいと思います。

それから、縄文文化の関係、北海道の他の市町村との連携ということでございますけれども、私どもやはり、ほかの一生懸命取り組んでいる市町村とタッグを組みながら、いろいろな文化観光だとか、そういうものに取り組んでいくということは非常に大切だと思っております。そういったことから昨年度ではございますけれども、北海道縄文のまち連絡会に入りまして一緒に取組を進めておりますし、道の文化財担当課ともいろいろやり取りしながら、いろいろな取組を進めているところでございます。今後とも強いパイプを持ちながらこの課題に取り組んでまいりたいと考えております。そういった意味で、市教委としてもかなりねじを巻いて頑張らないとならないと思っておりますので、今後ともそういった気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 高橋克幸議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時25分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 一般質問をします。

1点目は、新型コロナウイルス感染症第7波の影響について伺います。

新型コロナウイルス感染症第7波は、1日当たりの新規陽性者数が本市においてもこのところ減少傾向にあり、峠は越えたように見えるものの、病院や高齢者施設におけるクラスターが収まらず、2学期に入った小・中学校では学級閉鎖が続いており、いまだ予断を許さない状況です。

まず、市では第7波の分析についてどのように捉えているか、お聞かせください。

新聞報道でも、市内医療機関に感染が疑われる市民が押し寄せ、診療業務が逼迫しているとのこと。

また、全道の病床使用率は8月25日時点で41.1%と高い水準にあります。

さらに小樽市立病院でもクラスター発生とのこと。こうした状態が続けば新型コロナウイルス感染症以外の診療にも大きな影響が及び、市内の医療が危機に瀕することになります。こうした本市の医療現場の実態について、市としての把握や、影響についてと今後の予測、その対応策についてお聞かせください。

今年、第1回定例会代表質問で消防の救急搬送困難事案の発生件数等についてお聞きしていますが、陽性者及びその疑いのある方の搬送が救急搬送困難事案の約半数となっていることから、少なからず影響があるとのことでした。第7波感染拡大で全国的にもさらに状況は厳しくなっているとのこと。本市における救急搬送困難事案の発生件数について、昨年と比較し変化はありますか。もし新型コロナウイルス感染症の感染拡大により発生件数が増加しているようであれば、その対策等についてもお聞かせください。

感染防止対策と社会経済活動のバランスが第7波の拡大で改めて問われています。市を訪れる観光客数が回復し、市内のイベントも3年ぶりで復活している一方で、感染経路不明の感染者が増加し、また小・中学校も2学期が始まりました。経済界からは過度の経済活動への制限はしないようにとの要望が上がる

一方で、市民の皆さんからはいつどこで感染するか分からないという不安の声をお聞きします。

また、地域でイベントを主催している方々も何を基準に実施すればよいのか、暗中模索の中で進めているのが実情です。万が一、そのイベントが感染を地域に広げることになった場合の責任に不安を感じながらも、イベントの復活を待ち望む地域の皆さんの期待にもお応えしたい。相反する思いの中でイベントが開かれています。

市内の地域での集会やイベント等開催の市における基準や諸注意を示していただきたいが、いかがでしょうか。

残念ながら道の「BA. 5対策強化宣言」は曖昧、通り一遍で答えは出ませんでした。

また、再拡大への市民の不安の声や感染防止対策と社会経済活動のバランスについて、今後どのように対応していくのか、市の考えを改めてお聞かせください。

2点目、日本遺産候補地域選定後1年を経過してということについて伺います。

文化庁は日本遺産の新規認定を目指す地域を候補地域とする制度を設け、3年間の準備期間後、取組が充実したと判断すれば日本遺産に本認定する方針を示し、小樽市ではその方針を受け、昨年1月12日に開催した小樽市日本遺産推進協議会において、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～「民の力」で創られ蘇った北の商都～」をストーリーのタイトルとして、文化庁に対して日本遺産候補地域の申請を行いました。その結果、同年7月16日をもって候補地域に認定され、晴れて小樽市単独の日本遺産認定に再チャレンジすることになったのです。

昨年第1回定例会での一般質問で、日本遺産候補地域にチャレンジをという質問をした中で、候補地域から日本遺産の認定を受けるための重要なポイントをお聞きしたところ、「3年間の終了後に日本遺産フォローアップ委員会の総括評価を受けることになっており、地域活性化準備計画に搭載した事業を着実に実施し、高い評価を受けることが重要になるものと考えております。」とのことでした。

そこで、本市が提出した地域活性化準備計画に搭載した事業について、その概要についてお示しください。

2021年度での取組内容とその成果や進捗状況についてお聞かせください。

あわせて、候補地域に認定された地域は、地域の活性化や観光振興のための人材育成、普及啓発調査研究等に係る事業に対し、国から支援を受けるとのことですので、国からの支援状況についても併せて説明ください。

今後の地域活性化準備計画に基づく取組予定はどうなっていますか。

候補地域に選定されたことは、日本遺産本認定されるための前段階、日本遺産に認定され小樽の歴史を生かしたまちづくりを進め、観光振興はもとより市民生活に資することが目標と考えます。

また、本認定後に取組の状況によっては取り消される事例も出てくるとのことです。ここまでの北前船、炭鉄港、そして今回の候補地域でも取組を踏まえて日本遺産という国の事業、本市の活性化や市民の意識醸成に生かしていくためにはどのようなことが重要と考えるか、見解をお示しください。

最後に、候補地域として認定後3年経過した際、2024年度に総括評価を受け、日本遺産として本格的に認定されるかどうか決定します。認定に向けての手応えについてお聞かせください。

3点目、線路跡の活用策について伺います。

2030年度末予定の北海道新幹線札幌延伸に伴い、廃止が決まった並行在来線をめぐって迫市長は蘭島、塩谷の両駅について地域振興に寄与するなら活用を前向きに考えるとのことでした。

また、新聞報道では後志管内の沿線8市町は駅舎、線路の今後の活用の可能性についてまだ検討していないところが多く、おおむね今後可能性を探っていくということのようです。

そこで活用策について一つ提案があります。前回の議会で中村誠吾議員からも提案がありましたが、併せて様々な可能性を探る一助にいただければと思います。塩谷、蘭島両駅を地域振興や駐車場として多角的に活用していくことには賛成です。そこにもう一つ加えていただきたい。旧駅舎を点としてだけでなく、線で結んで活用するために線路跡を自転車道として整備し、駅舎をサイクルポート、休憩所として活用してはどうかということです。

なお、この質問内でいう自転車道、サイクリングロードとは、おおむね自転車及び歩行者の交通のために設けられる独立した道路、自転車歩行者専用道路のことを指しています。

世界中で自転車がブームになってしばらくたちます。日本においてもこれまで自転車利用による健康増進面や観光面での活用は話題となり、国も自転車活用推進法などを策定して後押ししています。また、近年の大規模災害や新型コロナウイルス感染症の拡大において、移動手段としての自転車が再認識され、自転車の利用ニーズがさらに高まっています。北海道内では北海道サイクルルートの一部を形成する大規模自転車道の10路線297キロメートルを国と道が整備済みです。こうして全道では国の制度を活用して着々と自転車環境の整備を進めている中、残念ながら小樽、北後志だけが流れに乗れていないのが現状です。

今回提案する線路跡を自転車道として整備する手法は、実は全国でもかなり実績があります。線路跡地は利活用が困難な土地の形状をしていて、全体的に空き地のままである場合が多く、そのまま放置されるよりも様々な利点のある自転車道としての活用が全国各地で注目されているのです。

例えば、茨城県の筑波鉄道は跡地の全線が、自転車歩行者道つくばりんりんロードとして整備されています。こちらの場合は廃線後に沿線自治体や住民による協議会が跡地活用を望み、結果、会として県に陳情し、県が国の補助を受け整備しています。

北海道では札幌恵庭自転車道線は、旧国鉄千歳線の廃線敷を利用、札幌市中央区から北広島駅まで大規模自転車道として整備されています。自転車の駅なども整備され、通勤・通学など市民の生活自転車道、ランニングコースとしても使われています。その他、雄別鉄道跡の湿原の夢ロード、道道釧路阿寒自転車道線、湧網線跡のオホーツク自転車道、道道網走常呂自転車道線があります。これらのように政令市である札幌市を除いて、地方においては、線路跡を道道の自転車道として整備維持しています。

それでは、なぜそのような例が多いかというと、第1に、もともと鉄道路線に使われていた場所なので勾配が緩く、カーブもきつくないです。またその幅も単線4メートルほどでサイクリングロードに適しています。

第2に、自動車道ほど整備や維持管理に費用がかからないこと。冬は閉鎖するので除雪も必要はありません。また、国や道の進める大規模自転車道の要件、例えば起点、終点は、駅、バスターミナル等に接すること、通過地は国立国定公園、日本遺産など魅力を有するエリアを有していることなどに合致していると、先ほど述べたように国からの援助の下、道が道道として維持管理を行う手法も可能です。さらに、全国の例では鉄道事業者が廃線跡を沿線自治体に無償譲渡した例や鉄道施設の撤去相当額を負担した例があります。これらにより沿線自治体の負担を極力抑えることができます。

第3に、線路跡を鉄道遺構、歴史遺産として後世に伝えることができる点です。余市 - 小樽間のトンネル7か所の中には築100年を超えるものがありました。旧国鉄手宮線を活用する本市には実績があります。基幹路線であった鉄道がその役目を終えた後、第一級の自転車道として生まれ変わるの物語としてもすてきです。

第4に、市民の利用について、自転車道は通勤、通学など市民の生活道としても使われますし、遊歩道としてランニングや散歩等にも利用できます。また、大規模災害時の避難路としての重要な役割も果たします。

また、市内には子供が安全に楽しく自転車に乗れる公園がないことが以前より指摘されていますが、自転車道が役割を果たし、子育て世代への魅力度アップにつながります。そして、この自転車道は長橋のなえぼ公園、塩谷丸山、蘭島海水浴場など市民のレクリエーションエリアを結び、市の西側地区の活性化に一役買うことが期待できます。

さらに、本市においては「ゼロカーボンシティ小樽」を宣言していますが、市内交通での自転車利用への転換もCO₂削減の有効な手段になります。

以上の理由により、次のように提案をいたします。

一つ目、線路跡を活用し、まずは余市町、仁木町と共同で自転車道を整備する。

二つ目、塩谷、蘭島両駅をサイクリストが気軽に立ち寄って休憩し、観光情報等を提供、地域との交流ができるおもてなしの場所、工具の貸出しもするサイクルポートとしての機能を持たせる。

以上ですが、沿線自治体全体が連携して線路跡地利用を検討することで、跡地利用の選択肢を広げる可能性があります。JR小樽駅を起点とするサイクリングロードとして、余市町、古平町、仁木町やそこから積丹町、赤井川村方面へ将来的にはJR廃線跡を使ってさらに稲穂峠を越え、岩内町や倶知安町、ニセコ町につながる大規模自転車道へと延長していく構想です。ニセコ・倶知安方面は国土交通省が後押しして、夏の自転車観光を将来に向けて大きく進めています。そことつながることのメリットは北後志にとって十分あります。

さて、ようやく質問です。

1点目、以前サイクルツーリズムに関わる質問で、自転車の活用は可能性はあるが、本市では坂道が多く、道路も狭隘であり安全面での懸念があるとの答弁でした。今も変わりませんか。自転車の可能性について、現在の見解をお聞かせください。本提案では、そのような懸念事項は払拭されますが、いかがでしょう。

2点目、本提案についての市の見解をお聞きします。

3点目、代替交通や駅舎の活用の検討と並行して、線路跡活用の協議の中でこうした件を本市がリードして他沿線自治体に提言していくというのはどうでしょうか。

4点目、中学校の部活動について伺います。

現在、全国的に中学校の部活動で少子化による部員減少や教員の長時間労働の解消が求められているため、学校単位での運営が困難になっている現状が指摘され、本市においても同様の課題が深刻化しているとお聞きしています。そうした現状を打開するため2020年9月に文部科学省からの取組が示されました。

その中で具体的な方策として、「1 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）」、「2 合理的で効率的な部活動の推進」を挙げています。これら文部科学省、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が示す改革の方向性について説明ください。

また、文部科学省のそうした意向の下、スポーツ庁、文化庁、それぞれの有識者会議が休日の部活動指導を地域のスポーツクラブや民間事業者に委ねる地域移行を2025年度末までに実現すべきと各省庁に提言をしています。

これらの提言は2023年度から2025年度までを改革集中期間に設定、自治体に具体的な移行プランやスケジュールを定めた推進計画の作成を求めていますので、これらの部活動改革は来年度から実施となっていますから、現在は既に待ったなしの状況です。この部活動改革の提言が目指す姿は市教委としても同じ考えなのでしょうか、見解をお聞かせください。

休日の部活動の段階的な地域移行について伺います。

確かに文部科学省が考えるとおりに移行していけば、指導を民間が担い、生徒は専門的な指導を受けら

れるし、教員は土日の部活動から離れることができるなどメリットは大きいと思います。

その一方で、休日の部活動の段階的な地域移行については気がかりな点もあります。課題をお示しく下さい。

次に、合理的で効率的な部活動の推進について伺います。

文部科学省は合理的で効率的な部活動の推進について、どのような具体的方策を示していますか、説明ください。

現在、本市の中学校の部活、特に団体競技では単独校での大会参加ができない状況で、合同チーム方式で参加している状況があります。その状況の概要を示してください。

また、合同チーム方式にも課題があると聞きします。具体的にお示しください。

そうした中で、全国各地域では実情に合った様々な部活運営方式を模索しています。以前取り上げた札幌市の個人種目を中心にした学校間連携方式などがありますが、そうした中で神戸市や八王子市などが実施している合同部活動方式の一つである拠点校方式が最近注目されています。この拠点校方式についての内容、実施地域での成果と課題について説明ください。

こうした運営方式の改革がどの程度教員の働き方改革に有効かは未知数ですが、市内中学生が自分のやりたいスポーツや文化活動に取り組める環境づくりのためという側面も大事にしなければなりません。例えば現在の合同チーム方式を試行的、段階的に拠点校方式に移行していくことは可能と考えます。市教委として今後、拠点校方式の含めた部活改革を進めていくという意思はありますか。

そうした改革を進める場合、それを現場で教員方一人一人のお声を把握、反映していくことは重要と考えます。活動の経験から有益な提案もあるでしょうし、中には部活動指導を積極的に行いたい教員が小学校も含めていらっしゃるでしょう。全教員に向けたアンケートを実施し、意見を反映させてほしいのですが、いかがでしょうか。

このような部活動の在り方そのものに関わる改革は、関係者一同で部活動の将来ビジョンを共有し、段階的に着実に進める必要があります。そのために本市の実態に即した部活動改革のプロセスやその将来像を計画ビジョンとして示すべきです。例えば将来的に教員の働き方改革にもしっかりとつながるといところをきちんと示すことで、教員方の改革に取り組むモチベーションも上がります。

また、本市のスポーツ文化振興の将来像明確になることで、子供たち市民だけでなく市外からの移住希望者にも小樽の教育力に関わってアピールにもなると考えます。

以上、再質問を留保し、一般質問を終えます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症第7波の影響について御質問がありました。

まず第7波の分析につきましては、今年は感染防止対策としての行動制限がない中で、活動が活発となる夏季休業やお盆の時期を迎えたことに加え、7月中旬以降デルタ株より感染力の強いオミクロン株B A. 5が流行したことにより、本市においても全国・全道と同様に感染者がこれまでにないペースで増加する状況となりました。このB A. 5はデルタ株より重症化リスクは低いと言われておりますが、感染者の増加に伴い、高齢者の感染も増加したことから基礎疾患の悪化を原因とする高齢者の死亡も増加しております。

次に、市内における医療現場の実態の把握と影響につきましては、医師会や医療機関から発熱等の症状

がある方の診療を行っている診療検査医療機関では、感染を疑う多くの方が検査を希望して受診したことや軽症者が救急車を要請することが増え、救急患者の受入れを行う医療機関では業務に影響があったとお聞きをしております。

市といたしましては今後の感染状況を予測することは困難であります。感染者急増に伴う医療機関の逼迫を可能な限り回避するため、診療検査医療機関のさらなる拡大を図るとともに、市民の皆さんには医療機関受診と救急車利用に関するお願いとして、症状が軽い場合には検査や薬のために慌てて医療機関を受診することは避けていただくなどの情報を今後とも適宜発信してまいりたいと考えております。

次に、本市における救急搬送困難事案の発生件数につきましては、本年は8月末現在76件で、昨年同期の79件と比較して3件減少となっておりますが、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた令和2年以降増加傾向にあります。

このため本年8月に開催された消防本部、医師会及び保健所で構成される小樽市救急医療実務者会議において、消防本部から傷病者のでスムーズな受入れについて申入れを行ったところであります。

次に、集会やイベントの開催に対する市の基準や諸注意につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法上、市町村には住民に対する行動規制の権限は付与されていないことから、本市といたしましてはこれまで基本的に北海道の対策に沿った措置を講じてきたところであり、集会等の開催に当たっての市独自の基準は持っておりません。

諸注意といたしましては、具体的な事例で申し上げますと、おたる潮まつりやオタルサマーフェス2022といった大規模なイベントが開催される中、市内の感染者の増加が危惧されたことから、市のホームページやSNSなどを活用して、適宜市長メッセージを発し、感染拡大防止のため北海道が行う対策の周知等に努めてきたところであります。

次に、再拡大への市民の不安の声につきましては、市としては感染の拡大を防ぎ、医療を必要とする人が安心して診療を受けられる体制を整えることが何よりも大切であると考えており、今後とも市民の皆さんに様々な機会を通じて基本的な感染防止行動の徹底とワクチンの接種を促してまいりたいと考えております。

また、感染防止策と社会経済活動のバランスにつきましては、これまで感染防止策として行動制限がなされてきたことにより、観光事業者のみならず、その他の業種にも大きな影響を与えていることから感染防止行動の徹底と事業継続に向けた取組の両立が重要と考えております。そのためには日常生活や飲食時における感染リスクの回避や業種別ガイドラインの遵守など、北海道の示す「医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組」の実践に努めていただくよう、市民や経営者の皆さんに周知をしております。

次に、日本遺産候補地域選定後1年を経過してについて御質問がありました。

まず、本市が提出した地域活性化準備計画に搭載した事業の概要につきましては、計画には地域活性化のために行う事業として文化庁が定める区分に合わせ12の事業を掲載しており、令和3年から5年までの3年間で実施することとしております。

主なものといたしましては、候補地域の魅力を磨き上げ、ストーリーを充実するための調査や地域で活躍するガイドのスキルアップなどの人材育成、次世代の若者に日本遺産の価値を伝承する取組などです。

次に、令和3年度の取組内容と成果等につきましては、本市の日本遺産の事業は産学官で構成される小樽市日本遺産推進協議会が実施する事業と本市が独自に実施する事業とがあります。

まず小樽市日本遺産推進協議会としては、文化庁の文化芸術振興費補助金約1,300万円を受け、人材育成、調査研究の事業を実施いたしました。

人材育成では日本遺産を地域の魅力づくりにつなげる人材である小樽市日本遺産地域プロデューサーと日本遺産のストーリーの魅力と感動を伝える技術を持つ、小樽市日本遺産インタープリターの育成を行うため研修やワークショップを行い、その成果としてプロデューサーを20名、インタープリターを22名認定しております。

調査研究では来訪者にとって分かりやすく日本遺産のストーリーを伝えるため、構成文化財にまつわる歴史背景の調査研究を行い、その成果を解説集として取りまとめたところであり、今後、観光ガイドやプロデューサー、インタープリターなどの活動に役立てて行く予定であります。

また、本市が独自に実施したものとしては、普及啓発を目的に令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小樽文化遺産ポータルというウェブサイトを立て上げ、インターネットによる情報発信を行ったほか、物産店や商業施設等におけるパネル展などの広報活動を行い、その成果としてウェブサイトの閲覧数は目標を大きく上回り20万件以上を達成したものであります。

次に、今後の地域活性化準備計画に基づく取組予定につきましては、令和4年度については人材育成として令和3年度に引き続き、小樽市日本遺産地域プロデューサーの育成を行うほか、調査研究としてストーリーに関連する食文化の調査を行う予定となっております。

また、普及啓発として、日本遺産を活用した商品開発に向けたワークショップの開催やインタープリターのガイド付きのモニターツアーを実施し、ツアー増勢に向けた取組を行うほか、候補地域のストーリーをテーマとした高校生による舞台演劇の公演に向けた事業を実施しております。

なお、令和5年度については、今後、小樽市日本遺産推進協議会において、地域活性化準備計画に基づき、具体的な事業内容を検討していく予定であります。

次に、日本遺産を本市の活性化や市民の意識醸成に生かしていくための見解につきましては、まず本市の活性化の面では日本遺産の取組を通して地域資源の魅力の磨き上げを行い、本市の強みの一つである歴史と文化を生かしたまちづくりを進めることで、観光客の誘客やリピーターの獲得につなげていくことが重要であると考えております。

また、市民の意識醸成の面では三つのストーリーを市民の皆さんに分かりやすく魅力的に伝えていくことで、街への誇りや愛着を高めることが重要であると考えております。

次に、令和6年度の日本遺産認定の手応えにつきましては、文化庁の日本遺産フォローアップ委員会において「認定件数は100件程度とする方針を堅持すること」とされている中、現時点で認定地域が104件、候補地域が本市を含め3件であることから、本認定を受けることは決して容易なことではないと考えております。

しかしながら、小樽単独の日本遺産認定は制度創設以来、関係者の悲願でありますので、私といたしましては、引き続き、本認定に向けて着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、線路跡の活用策について御質問がありました。

まず自転車の可能性についての見解につきましては、国内では健康志向や環境意識の高まりなどからロードバイクなどでサイクリングを楽しむ方が増加傾向にあり、また、坂道が多い本市の特性もあって市内レンタサイクル店では電動アシスト自転車の利用が増えていると認識しております。坂道の多く、市民が自転車を利用する機会の少ない本市において安全面での懸念は残りますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりライフスタイルも変化する中、電動アシスト自転車をはじめとする自転車の活用については可能性があるものと認識しております。

次に、自転車道の整備などの御提案につきましては、整備主体や費用、維持管理など様々な課題があると考えられますが、本市を含む沿線自治体にとって駅舎や線路跡地の有効活用が図られ、地域の振興や魅

力の向上に寄与するものと考えております。

次に、沿線自治体への提言などにつきましては、自転車道の整備には、先ほど申し上げましたように様々な課題が考えられることから、まずは情報収集をした上で、他の自治体への働きかけについて判断をしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、中学校の部活動について御質問がございました。

まず、文部科学省の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が示す改革の方向性につきましては、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること、部活動の指導を希望する教師は引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築すること、生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ文化活動を実施できる環境を整備することの3点が挙げられております。

次に、有識者会議における部活動の地域移行への提言に対する市教委の見解につきましては、本提言では部活動の地域移行を行うことにより、少子化の中でも将来にわたり我が国の子供たちがスポーツや文化、芸術に継続して親しむことができる機会を確保し、このことは学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にも寄与することなどが目指す姿として挙げられており、市教委といたしましても同様の考え方であります。

次に、休日の部活動の地域移行に係る課題につきましては、学校や家庭、地域の理解はもとより、受皿となる団体や指導者、施設の確保といった部活動の運営、そのものに関わる課題や団体などの運営に費用を要するため、保護者の負担増につながるものが想定されます。

次に、文部科学省が示す合理的で効率的な部活動を推進するための具体的方策につきましては、「地域の実情を踏まえた他校との合同部活動の推進」、「地理的制約を超えて生徒指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進」、「大会参加資格の弾力化など主に地方大会の在り方の整理」の3点が挙げられております。

次に、本市中学校部活動の団体競技における合同チーム方式の参加状況につきましては、今年度は野球が2チーム、サッカーが2チーム、バスケットボール1チームは合同チームとして大会に参加しております。

次に、合同チーム方式の課題につきましては、合同チームで練習する際、移動の時間と費用がかかるため一緒に練習する機会が土日や祝日などに限られるほか合同チームを組んだ全ての学校から顧問を配置しなければならないため、一つのチームであっても各学校の教員が関わらざるを得ないことが課題となっております。

次に、拠点校方式の内容と実施地域での成果、課題につきましては、拠点校方式とは複数で部活動を行う合同部活動の手法の一つで、市内の数か所に部活動を行う学校を拠点校として指定し、他の学校の生徒もその拠点校に通い、部活動を行うものであります。

実施地域での成果といたしましては、市内全校を対象に入部希望者を募ることで学校規模に関係なく、生徒へ部活動の選択肢を示すことが可能となります。

また、課題といたしましては、拠点校までの生徒の移手段の確保や費用のほか、拠点校の顧問が他校の生徒を受け持つことによる指導の複雑化が挙げられております。

次に、拠点校方式を含めた部活動改革を進めていくことにつきましては、市教委では現状のままであれば多くの部活動の存続が危ぶまれると懸念をしており、持続可能な部活動の実現と教師の負担軽減の両方を進めることが必要と考えております。そのため関係機関で構成する小樽市における部活動の在り方に關する検討委員会において、現在議論を進めているところであります。

次に、教員の意見の反映につきましては、市教委では部活動改革を進める上で学校現場と問題意識や情報を共有する必要があると考えておりますことから、教員の意見や意向を把握するため、全ての教員を対象にアンケート調査を実施しているところであり、今後はその結果を踏まえながら部活動改革の検討を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

○17番（佐々木 秩議員） 何点が再質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症第7波の影響についてのところで、喉元過ぎれば熱さ忘れるではないですけども、今本当に感染が少しずつ収まってきているような状況にはありますが、やはりこういう時期だからこそきちんと考えておかなければ第8波、第9波が来てもおかしくない状況ですから、市長のふだんおっしゃられているとおりの災害への備えとして今回お話を聞かせていただきました。

このところでお聞きしたかったのは、イベント開催の際の実施可否の基準、諸注意を何とか市として出せないのかという質問をさせていただきましたけれども、市に権限がないということで道の基準に従ってということでの答えだったと思うのですが、私も地域で花火大会の企画に関わりました。その中で、やはり実施をするのか、しないのか、本当に議論をして、そのための議論の基になる判断基準がないばかりに、本当に地域の皆さん苦勞した経験を持っています。あのときも何かこのところでこういう基準に沿えば、こういう判断をすればいいというようなものを示していただければ、そのところでそんなにめめたり、また不安を持って、そういうイベントを行わなくて済んだという思いをしております。道や国が踏み込まない中、市だけが独自に踏み込むというにはかなりの覚悟があることで、たしか以前に一度そういうことがあったと記憶しておりますけれども、それをまたやれというのはまたなかなか厳しいものがあるのかと思いますので、それ以上は言いませんけれども、例えばやはり経済を回す中でもそのために生じる市民リスクや負担、当事者個人にだけ押しつけるのではなくて行政や市がしっかりとサポートしていきますということが伝わるような何かを出していただくような道というのはないかどうか、その辺についてお考えをお聞かせください。

2点目です。「日本遺産」候補地域について、先ほど様々な事業をされているということが分かりました。その中に一つありました小樽市日本遺産地域プロデューサー、インタープリターというのが認定をしているのだというお話がありました。

ここで一つだけお聞きしたかったのは、やはり人材育成というのは非常に重要ですし、ここで認定を受けた方々の活躍が小樽市の今後の日本遺産の取組や観光等を支えていくのではないかと思いますので、認定を受けた方、昨年も先ほど20人や22人いらっしゃったということですので、その後の活躍の様子だとか、今後の活動の想定、可能性について伺っておきたいと思っております。

それから、線路跡の活用のところでは、自転車について以前に聞いたときよりも随分と前向きの御答弁をいただいたことに非常に喜ばしい思いをして聞かせていただきました。本当にイーバイクの利用だとか、そういうものも進んでいるということがあります。先週金曜日、ツール・ド・北海道2022が、小樽を走りました。朝里峠から下りてきて、そして朝里川温泉のループ橋を走り、その後、望洋台に上がって毛無峠へ上がっていくというコースです。私も痛い腰を引きずりながら少しだけ応援に行っていました。

けれども、70何台の競技選手があつという間に駆け抜けていきましたが、わざわざ坂を、峠を、小樽の峠を二つ選んで走って行っているのです。ですから、こういう小樽の坂、峠というのは自転車にとってはもう今やリスクではなくて、本当のアドバンテージなのです。

やはり、そういうものをこれから生かしていくという考え、発想の下で、例えばこの線路跡の活用というものを考えていただきたくてお話をするのですけれども、先ほど情報収集をしていただけるといってお話がありました。幸いなことに全国に先例が先ほど話したように本当にたくさんあります。そういうことから学べることがありますので、いろいろな工夫の仕方があると思いますので、そういう制度上の情報とともに将来の社会の自転車のニーズの把握だとか、特にニセコ方面の自転車活用の状況、これを使って道路の整備、路肩の国道の整備や何かも今年行われています。そうしたことがどのようにやられているのかとか、それから、以前からいろいろところで私も質問させていただいていますが、北後志の定住自立圏の各町村とこの活用については本当に使える、今回走ったように赤井川村も入っています。また、積丹方面についても自転車で今回はツール・ド・北海道のコースになりました。

そういう方向の人たちもきっと刺激を受けているはずですので、そうしたところとの情報交換、そうした資料収集、情報収集をしていただきたいことと、もう一つだけ付け加えさせていただければ、今回ニトリがオタモイ海岸の再開発を企画しているというような情報も入ってまいりました。オタモイ海岸には線路のオタモイからすぐ国道を渡って上に上がれば着きます。こういうところについても、ニトリと自転車活用について話をする余地があるのではないかというふうに私も考えますので、その辺についての情報収集についても積極的に進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

以上、再質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点は、コロナ禍における集会、イベントの開催に関する市の基準についてということでお尋ねがございましたけれども、御答弁の中では北海道の対策に沿った措置を講じてきているために市独自の基準は持っていないということで御答弁させていただきましたが、今、議員からは、イベント開催の基準等に当たって行政として何かサポートできることはないのかというお尋ねがございました。私もこれまで北海道の基準に沿った形でやってきておりますけれども、市としてどんなことができるのかどうかということについては、これからは第8波、第9波ということも想定されますので、少し考えてどんなことができるかどうかは考えてみたいと思っております。

それから2点目は、日本遺産の取組の中で人材育成についてはその柱の一つとして掲げて取り組んでおりますけれども、令和3年度の取組の成果といたしましてプロデューサー20名とインタプリター22名を認定したということでございます。認定することが目的ではございませんので認定をさせていただいた方がいろいろな分野で活動をいただくということが大きな目標であります。そのうちの一つとして御答弁の中でも例示をさせていただきましたけれども、インタプリターの方にガイドになっていただくようなモニターツアーも実施をしていきたいというふうに考えておりますので、様々な場面で認定をさせていただいたプロデューサー、インタプリターの方々を活用した日本遺産の取組の振興といたしますか、そういったものには取り組んでいきたいと思っております。

それから、自転車の活用についてお話がありました。見ていると、新型コロナウイルス感染症を経験した中で、やはりライフスタイルも変わってきて、自転車にお乗りになられている方もどんどん増えてい

るなということは私としても実感をしているところでございます。御答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、そういった中で自転車活用によって自転車道を整備していくこと、様々な事例を紹介いただきましたが、地域の振興とか魅力の向上には寄与するだろうというふうには私も感じております。特にこれから私が気にかけているのは長橋、塩谷、蘭島地区のまちづくりというのは並行在来線との考えで考えていかなければならない中で、こういった取組が一つ、議員は西地区とおっしゃっていただきましたけれども、西地区の振興に寄与するというのであれば何か考えていかなければいけないなというような思いは持っているところでございます。ただ、様々な課題がありますので、鉄道用地ですので鉄道用地の譲渡の条件ですとか、あるいは町内会の皆さんの御意見だとか、あるいは議員から御提示いただいた様々な取組なども参考とさせていただきますながら、まずは情報収集をさせていただきたいと思っておりますし、私も御質問をお聞きしながら定住自立圏の1市5町村の首長の皆さんたちとも意見交換するのも一つとしては方策としてはあるのではないかと思ったりもしておりますので、機会を見つけて他の5町村の首長の皆さんたちともこの問題については話し合ってみたいなと思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 佐々木議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番、丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 一般質問をいたします。

パートナーシップ制度の導入についてです。

第2回定例会予算特別委員会において、我が党の高野さくら議員が男女共同参画に関する市民意識調査報告書を基に小樽市民の性的少数者への理解について質問をいたしました。

調査では、LGBTという言葉の認知度について、「聞いたことがあり、意味も知っている」と答えた割合が男性72.8%、女性75.6%、全体で74.4%でした。また、性的マイノリティが暮らしやすい社会にするために必要な施策について複数回答で聞いたところ、「パートナーシップ制度の導入」を挙げた割合は男性では42.5%で4位だったものの、女性では55.7%で1位、全体でも49.5%で一番多い答えとなりました。高野議員はこうした調査結果を受け、いよいよ小樽市でもパートナーシップ制度を導入すべきとまとめたところ、担当課長からは制度導入に向けて検討していくと答弁があったところです。

6月26日には小樽プライド委員会による第3回小樽プライド2022が開催されました。小樽プライドとは性的少数者に対する偏見、差別の解消や当事者の権利主張を目的として、毎年1回小樽市内で開催されているパレードです。今年は迫市長も出発前の会場において挨拶をし、「このパレードを通して関係する皆さんの思いが多くの方々に届き、誰もが互いの価値観を尊重し、自分らしく生きられる社会となることを心からお祈り申し上げます」と述べたところです。

そこでお聞きします。性的少数者であるために婚姻という制度からはじかれ、婚姻によって得られる権利を享受できない当事者がいます。パートナーシップ制度導入により、性的少数者であっても家族として保障される権利を享受するための道を開くことができます。市は早急に制度を導入するべきと考えますが、市長の見解を伺います。

今年行われたパレードには、10の事業者がスポンサーとなりました。新聞報道では約90人が参加したとあり、市民の中にも理解が広がっています。私は小樽市がパートナーシップ制度を導入することで、性

的少数者であっても権利は守られなければならないとさらに理解が広がると考えます。何より当事者はもう既に十分待っているのではないのでしょうか。小樽市は当事者にこそ寄り添う立場を取るべきです。その上で、性的少数者への理解を広げ深めていく取組をするべきです。

みんなのパートナーシップ制度のホームページでは、全国の導入状況を示しています。それによると、9月5日現在国内では230自治体がパートナーシップ制度を導入し、人口カバー率は54.3%です。小樽市ではいつ制度を導入する予定なのか、お答えください。

さて、青森県は今年2月にパートナーシップ宣誓制度を導入したものの、導入の時点では受けられる行政サービスがなく、これでは導入した意味がないと不評を買ったようです。ホームページによると現在は青森県立中央病院において、患者の意思が確認できない場合の治療や検査行為の同意等ができるとし、また、県営住宅の入居申込みが可能となりました。今後も内容を充実させていくとしています。せっかく導入しても青森県のようになってしまっては困ります。小樽市ではパートナーシップ制度導入によって、どのようなサービスを利用できるようにしようと検討しているのか、お答えください。

ファミリーシップ制度はパートナーとなる当事者2人のみならず、同居する子供も家族として認める制度です。2021年7月ファミリーシップ制度を導入した福岡県古賀市を取材した記事によると、制度導入前には、病院で同居しているパートナーの子供の病状を説明してもらえなかったり、看病のための休暇を職場で認めてもらえなかったりして、つらい思いをした事例が取り上げられていました。いずれも民間事業者におけるもので、ファミリーシップ制度導入後も制度への理解を広げる取組をする必要があります。その上で、行政が制度を導入することで当事者は家族として扱ってもらうための根拠を獲得することになります。小樽市ではパートナーシップ制度を導入する際には、ファミリーシップ制度も同時に導入することを求めますが、見解を伺います。

さらに2021年1月8日からパートナーシップ、ファミリーシップ制度を導入した明石市では、当事者の性的指向や性自認いわゆるSOGIを問わないとしており、制度利用者を同性カップルに限定していません。このことによって事実婚である場合も制度を利用できるようになっています。日本において選択的夫婦別姓がまだ認められない中、事実婚カップルにも制度を適用することで家族として行政サービスを受けられるようにすることができます。小樽市でもSOGIを問わない制度にすることを求めますが、見解をお聞かせください。

支援が必要な市民への情報提供のあり方についてお聞きします。

8月13日、札幌市白石区の住宅で81歳の妻が85歳の夫を刺殺したという事件が起きました。新聞報道によると、過去にがんの治療を受けている妻を夫が看病していたようです。妻の供述によれば、夫の言動について認知症のような症状が出始め、2人での生活に不安を感じていたところ、夫から「一緒に死ぬの」と言われ、妻は夫の腹部を複数回刺し、自らも腕や足に刺し傷を負っていることから警察は妻が自殺を図った心中事件と見ています。80歳を超える高齢のお二人が、なぜこのような凄惨な事件を起こさなければならなかったのか、心が痛みます。何らかの支援が届いていれば、どこかに相談することができていれば起こらなかった事件ではないのでしょうか。私は高齢者世帯の孤立が事件の背景にあると考えます。高齢者世帯の孤立について、市長はどのようにお考えでしょうか、お答えください。

私が高齢者の世帯を訪問する際には、近所に日頃行き来している御家族がいるか、介護サービスを利用しているかなどを聞き取りするように心がけています。2020年8月に小樽市は、市内介護保険指定居宅介護支援事業所等を対象に、その後の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査をしています。その中で事業者が利用者から寄せられた福祉行政に対する要望を自由記述してもらった中には、介護保険の制度についてよく知らないとか、どこに相談すればいいのか分からず困っている人がい

る、また、事業所の介護予防に関する御意見として、今後、独居の高齢者世帯が増える予想の下、介護サービス利用への取組強化が必要という御意見がありました。介護保険制度という高齢者の生活を支える上で大事な制度でさえも十分な理解がされていない状況が伺えます。

高齢者の困り事を抱えてどこに相談したらいいか分からないという場合に、ワンストップで受け付けてくれる窓口があり、たらい回しにされずに必要なサービスを受けられることが重要です。そのことについての市長の見解を求めます。

2021年3月に策定された、「たるたる支え愛ぷらん」には、施策8に「漏れのない相談支援体制づくり」とあり、行政が取り組むこととして福祉総合相談窓口を設置し、福祉専門職を配置するとあります。現在こうした窓口はどこに設置されているのか、周知の方法と併せてお答えください。

札幌市白石区で起こった事件についての記事に経済状況についての記述はありませんが、一般的に命と生活を守る最後のとりでとなるのは生活保護制度です。その周知についてお聞きします。

市民の相談内容から相談者が経済的に困難を抱えている状況が判明した場合には、生活保護の相談窓口となる生活支援課につながっているという認識でよろしいでしょうか。

現在、生活保護申請においては、本人からの聞き取りにより、扶養義務者が高齢である場合、長期間音信不通であるなど交流が断絶している場合、また、DVや虐待などの事情があり扶養義務の履行が期待できないと判断される場合には扶養義務者への直接の照会、いわゆる扶養照会を行わない取扱いとしています。経済的な困窮から生活支援課を案内する前に、福祉総合相談窓口等で本人の経済状況を聞き取るということは当然想定されますが、同居していない親族に直接経済的援助について確認することはないと考えていいでしょうか、お答えください。

コロナ禍の下、生活保護の申請は国民の権利であることをお知らせするポスターを作成し、周知している自治体があります。道内では深川市が既にやっており、札幌市では昨年夏、苫小牧市では今年3月に作成しています。小樽市でも少ない年金で暮らす高齢者や親の介護で働けない、仕事をしていても低賃金で暮らしていけないなど、様々な事情で経済的困難を抱える市民がいます。生活保護制度を利用できることについて周知するポスターを作成し、公共施設だけでなく民間事業者にも協力を仰ぎ、掲示、配布することが必要と考えますが見解をお聞きします。

以前、私が受けた相談で生活保護利用に至った事例です。夫は長年大工仕事をしていましたが、病気でいよいよ仕事が続けられなくなり、生活保護申請を決意した御夫婦でした。年金だけでは暮らしていけないと夫が病を抱えながら仕事を続けてきたが、もう大工道具を維持していくのもきつい、妻も膝が悪く通院している。生活支援課に行くために市役所本館入り口の階段を利用するのもためらうほどでした。お話をお聞きして胸が詰まる思いでした。それが申請が通って生活保護利用が決まると御挨拶に来られるときは、表情も声も相談のときとは明らかに違って明るくなり、背筋も幾らか伸び、ぱりっとした様子に変わっていたことが強烈に印象に残っています。

生活保護を利用することは当然の権利です。しかし、いまだに申請には高い壁があります。2013年5月、国連の社会権規約委員会は、スティグマ（恥辱）のために、生活保護の申請が抑制されている日本の現状に懸念を表明し、生活保護の申請を簡素化すること、申請者が尊厳を持って扱われることを確保すること、生活保護に付きまとう恥辱を解消する手だてを取ることを日本政府に勧告しました。日本共産党は、生活保護制度を充実させることとともに、その名称を「生活保障制度」に変えることで、生活保護制度利用は憲法上の権利であることを示すよう提案をしています。名称を変えることで生活保護制度利用へのためらいを解消しようとするこの考えについて、どのようにお考えかお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、パートナーシップ制度の導入について御質問がありました。

まず、制度の早期導入につきましては、互いの個性や多様性を認め、誰もが暮らしやすい社会を実現するためには、このパートナーシップ制度は必要なことと認識をしておりますので、導入に向けて検討をしているところであります。

次に、制度導入の時期につきましては、制度導入に当たっては関係団体などからの意見聴取やパートナーシップ制度を導入している他都市との連携など、課題の整理が必要であることから、こうした課題を解決した上で可能な限り早い時期に導入をしたいと考えております。

次に、制度導入により利用できるサービスの検討につきましては、市営住宅への入居申込みや市立病院での家族同様の面会等を可能にすること、また既に制度を導入している都市間での連携を図り、転出入した場合においても引き続き制度を利用できる体制とすることなどを検討してまいりたいと考えております。

次に、ファミリーシップ制度の導入と事実婚を対象にすることにつきましては、今後パートナーシップ制度導入の検討に当たり、制度内容を検討していくこととなりますが、その中で導入済みの他都市の例や市民の方々、関係者の意見などを聞きながら、ファミリーシップ制度や事実婚を対象とすることについても研究してまいりたいと考えております。

次に、支援が必要な市民への情報提供のあり方について御質問がありました。

まず、高齢者世帯の孤立につきましては、高齢者にかかわらず、孤立させない仕組みづくりが重要であることから小樽市地域福祉計画を策定し、「つながりを持っている地域づくり」や「助けてと言える地域づくり」を基本目標に関係機関や地域と連携して取組を進めているところであります。

次に、相談窓口の体制につきましては、市としても重要なものであると考えておりますので、令和3年度の組織改革において部署間の縦割りを解消し、世帯が抱える複合的な課題に対応するため福祉総合相談室を設置し、高齢や障害、経済的な困窮など様々な困り事の相談に対応しております。

次に、福祉総合相談窓口につきましては、市役所本館1階に福祉総合相談室を設置し、たるさぼの相談員として社会福祉士を配置しております。

また、窓口の周知方法につきましては、市のホームページのほか、庁内各部署や関係機関でチラシを配布しております。

次に、相談者が経済的な困窮を抱えている場合につきましては、まずは福祉総合相談室で相談を受け、相談者が抱える課題解決のためにどのような制度が利用可能であるかを検討し、相談者の状況に寄り添った支援を提案しております。相談者が生活保護の申請を希望する場合や経済的な状況から生活保護の相談をしたほうがよいと思われる場合については、生活保護申請の担当に引き継いでおります。

次に、親族に対する経済的援助の確認につきましては、相談者には交流状況等を確認することはありますが、同居していない親族に対しては生活保護の申請前に直接経済的な援助の有無を確認することはありません。

次に、生活保護制度の周知につきましては、生活保護に限ったポスターを作成することは考えてはおりませんが、困り事のある市民の皆さんが相談に来やすいように福祉総合相談室をより一層周知するためのポスターの作成を進めております。

次に、生活保護制度の名称変更につきましては、生活保護制度は国の制度であり、本市独自に名称を変更することは困難であります。仮に名称変更された場合でも申請のためらいを解消することにつながるかどうかは判断ができません。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

○7番(丸山晴美議員) 再質問いたします。

まずパートナーシップ制度についてです。

質問の中で、みんなのパートナーシップ制度のホームページについて御紹介をいたしました。このとき9月5日現在で230自治体が、今日確認したところでは232自治体、人口カバー率は9月5日時点で54.3%でしたが、今日、二つ自治体が増えていましたので、人口カバー率も54.7%と増えています。1週間の間でもこれだけ増えるということで、確認するたびに増えているのです。パートナーシップ制度を導入している自治体は着実に増えています。いずれ遅かれ早かれ、これは導入を進められていく取組だと思うわけで、先ほども申し上げたように当事者の方、十分待っていると思っています。行政として課題の整理というのは当然しなければいけないのですけれども、もっと当事者の立場に寄り添って本当に早急な導入をしていただきたいと思うわけです。

小樽プライド2022に参加された方に聞いても、まだ待たされるのかというのが本当に率直な御意見でした。私だけの意見なのかと思って、やはり聞いてみようと思って当事者の方に聞いても、やはりもっと早くできないのかという御意見がありましたことをお伝えをして、課題解決ですとか、市民の理解を得ることを制度導入を待たせる理由として今まで説明されてきましたけれども、私は、これは言い訳だと思うのです。そのことについての見解をお聞かせください。

それから、北海道議会でも12日の建設委員会で道営住宅における多様化するニーズの対応として、外国人、それから児童養護施設退所者、それから同性カップルの入居を認めていくことになりました。北海道はパートナーシップ制度をまだ導入していないのです。なので、使えるとしても札幌や北見など、パートナーシップ制度が既に導入されている自治体に限られますけれども、北海道の道営住宅でさえも同性カップルの入居をするということに進んでいますので、そのこともお伝えをして、取組を進めていくというお答えはいただいておりますので、いつまで待てばいいのかということをお答えいただければと思います。

それから、生活保護のポスターについてです。残念ながら生活保護周知のポスターを作る考えはないとおっしゃられておりましたけれども、長引く新型コロナウイルス感染症の影響、それから今年に入ってプーチン大統領のウクライナ侵略が経済に大きな影響を及ぼしています。日銀の異例の金融緩和が続いて、異常な円安や物価高をさらに悪化させている、弱者を顧みない新自由主義がはびこる中で菅前首相の自助・共助という呪いの言葉が人々の意識にこびりついていると私は思っています。それで見えない貧困が広がっていると思うのです。私は、高齢者のお話をしましたけれども、若い人たち今LINEバイトという、入れたら毎日、私のところに3件も4件もアルバイトの情報が入ってくる。50歳代の女性の地方都市に住んでいるこうした人間にも毎日二つも三つもアルバイトの情報が入ってくるということは、こうしたスマートフォンの中に若い人たちに毎日幾つものアルバイトの情報が入ってきます。定職に就かなくても食いつないでいけたのです。だけれども、もし若い人が貧困の進行の状況にいるのであれば、食いつないではいけないけれども貧困から抜け出せないわけです。そういったところにこうした制度があるのだよということを周知してくださいというのが、私のお願いなわけです。

それで例えば、独り親の御家庭ですけれども、独り親の家庭も児童扶養手当は受けられます。だけれど

も働いて児童扶養手当を受けてもまだ生活保護の基準に届かないところいっぱいあると思うのです。そういう家庭が。そういったところに生活保護という制度があるのだということを周知していただきたいです。それを利用できなくても、ここに支援の手があるのだと周知していただきたいとお伝えをして、ポスターを作っていただきたいのですけれどもいかがでしょうか。お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（松井宏幸） 丸山議員の再質問にお答えいたします。

まず、パートナーシップ制度に対する理解を優先するというこれまでの答弁に対することが言い訳ではないのかということの見解ですけれども、これにつきましては、制度ができて、どういったサービスが必要なのだということが求められるなど、市民意識の重要性といいますか、そういったようなことも踏まえての制度導入ということでこれまでもお答えしていますので、考え方については同様な考え方ということでございます。

それと、いつこの制度ができるのかということですが、道営住宅の入居要件がパートナーシップ制度について緩和するようなことについては、今日、新聞報道でもされていますのでそういった認識は持っています。ただ、今、市長から答弁いたしましたけれども、制度導入に当たりまして、いろいろな課題を解決する必要があるとございますので、私どもとしましてはできれば来年、令和5年度末の導入を目指して、導入について検討していきたいと考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（勝山貴之） 丸山議員の再質問にお答えいたします。

私からは、生活保護のポスターの作成の件でございますけれども、市長の先ほどの御答弁の中でも制度導入に限ったポスターを作成することは考えておりませんということでしたが、今質問いただいた中でやはり貧困で困っている方いらっしゃるということは承知しております。私どもといたしましては、生活保護になる前にできれば相談をしていただきたいということで、支援をしていきたいと思っております。いろいろなお困り事もあると思います。お困り事のあるときにどこへ相談したらいいのかがまず分かなければならないということで、そのために福祉総合相談室を設置しておりますし、その中でこういうことをやっていますというようなことを含めて、ポスターを今、作ろうと思って中身を検討しているところでございます。その中で当然、生活保護のことも触れるということも予定しております。

また、周知につきましては、市のホームページでも生活保護の申請については周知しておりますので、お困りの方について生活保護の相談、申請していただければと思っております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

○7番（丸山晴美議員） 再々質問いたします。

パートナーシップ制度、市民の意識の醸成をして導入すると。市民の意識の醸成は否定はしませんけれども、先ほど申し上げたように当事者はもう本当に十分待っているのです。それで、小樽プライドパレードは3回目ですけれども、札幌は十何年前からやっている、そうした社会の中で少数者であるがために人権を守られてこなかった人たちがこれだけ可視化されていて、それでもまだ来年度末まであと1年半待たされるというのは、この時期について再検討していただきたいのですけれども、お答えをお願いします。

それから、生活保護のポスターですけれども、ポスター1枚作ったところでどれくらいの効果があるの

かとお思いになるかもしれませんが、私がお先ほど例示した高齢者でさえも自分の健康が損なわれていてもまだ大工仕事をし、どうにもならなくなって道具が維持できなくなってようやく生活保護に相談に来られたのです。今困窮している若者が生活保護を言い出せますか。高齢者でさえもうどうにもならなくなってくるのです。自己責任だ、自助だ、共助だと言われている若者たち、自分が悪いのだから自分が困っているのは自分が悪いのだというふうに思わされている若者たちが来られるように、少しでも助けになるように、何か手だてがあるのであればやったほうがいいのではないですかということで、生活保護のポスターを作ったらいかがですかと言っているのです。働いていても低賃金で生活ができないと、そういった人たちでも使える制度なのだと、働いていてもまだ低賃金で暮らしが回らない、そういった状況でも使える制度なのだとことを周知していただきたいということで、ポスターの作成をお願いしているのですけれども、もう一度お答えをお願いします。検討もしていただけないのでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（小山秀昭） 私からは、パートナーシップ条例についてお答えをいたします。

現在担当する男女共同参画室では、男女共同参画計画を今年度中につくることで作業しておりますので、それが終わりましたら令和5年度中の議会に提案できるようにしたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（勝山貴之） 丸山議員の再々質問にお答えいたします。

生活保護のポスター作成の件でございますけれども、高齢者の方がなかなか生活保護申請を言い出せなかったという話もございました。私どもといたしましては、困ったときにはできるだけ相談をできていただきたいと思っておりますし、議員の周りにもそういう困った方がいらっしゃれば相談に乗ってくださいますので、その相談内容によっては生活保護の申請ということもアドバイスなりしていただければと思っております。

何か手だてをということで、その一つとして、私ども今ポスターの作成を進めている、検討しているというところでございます。これについては先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、生活保護だけではなくて、その前の段階で困った段階で相談していただきたいということを周知するポスターにしたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第5号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、議案第6号ないし議案第18号につきましては、地方自治法第98条第1項の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたします。

なお、両特別委員会につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することといたします。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。

松田優子議員、高橋龍議員、酒井隆裕議員、高橋克幸議員、松岩一輝議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、小貫元議員、濱本進議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。

横尾英司議員、面野大輔議員、酒井隆裕議員、秋元智恵議員、高木紀和議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、小貫元議員、濱本進議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第 19 号及び議案第 24 号につきましては総務常任委員会に、議案第 21 号につきましては経済常任委員会、議案第 23 号につきましては厚生常任委員会、議案第 20 号及び議案第 22 号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第 2 「意見書案第 1 号」を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、16 番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

(16 番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○16 番（中村誠吾議員） 安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求める意見書案について提案説明をさせていただきます。

いまだ国民の多くが、さきの閉会中審議における岸田総理大臣の説明を聞いても納得できないと言っているのが現状なのです。また、国葬要件を定めた法規がないのです。内閣府だけの話ではないのです。そして、何億円もの国費を投じて実施しようとしています。我が国は法治国家なのです。

さて、政治家の評価とは何でしょうか。これは歴史が物語っています。後年、歴史がするのは、政治家の評価というのは。評価が分かれる元首相を礼賛する立場で国葬を実施するということになってしまっただけでは、政治的立場、姿勢をこれまで、戦中戦後と日本の復興にも携わっていただいた多くの大先輩たちの政治家たちにも、これは背を向けてしまうことになります。元首相に対する弔意を国民の個々に強制しているのとあえて言いません。しかし、ないのです、日本にはそのような取扱いをしてきたことが。思想、良心に関わることを国家や権力が介入、または強制することがどれほど恐ろしいことか、戦後の民主主義を築いてきた議会制民主主義を築いてきた政治家は分かっているのです。そして、隣の極東にある大国が今何をしているか。それを見たときに我々は民主主義とは相入れない道に少しでも近づかないでほしいと思っているから、本日はこのように意見書案の提案説明をさせていただきました。(拍手)

○議長（鈴木喜明） これより、討論に入ります。

(「議長、19 番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。(拍手)

○19 番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、意見書案第 1 号安倍晋三元内閣総理大臣の国葬中止を求める意見書案について、可決の立場で討論します。

7月22日、岸田政権は参議院選挙遊説中に銃撃を受け亡くなった安倍晋三元首相の国葬を9月27日に日本武道館で行うことを閣議決定しました。しかし、国葬に法的根拠がなく、多くの世論調査でも反対が過半数を超えている状況です。当初は2億5,000万円とされていた国葬は9月10日には警備費などを含めると16億6,000万円にもなっており、2019年の現天皇の即位の礼では国内外から約2,600人を招き、警備・接遇費で約90億円の予算計上されたことを考えても、今度の国葬の参列者を6,000人と見込んでいるわけですから費用がさらに膨らむことが想像できます。国民に対してどれぐらい費用がかかるのかを丁寧にお知らせや説明もなく国会の議論を得ることもなく、国民の血税を使うことを決めたことは、財政民主主義の精

神にも反し許されません。

岸田文雄首相は国葬にする理由について、憲政史上最長の8年8か月にわたり卓越したリーダーシップと実行力で内閣総理大臣の重責を担ったと挙げていましたが、安倍元首相の政治的立場や政治性に対する評価は国民の中で大きく分かれています。それにもかかわらず安倍元首相の国葬を行うことは、国家として安倍氏の政治的立場や政治姿勢を全面的に公認し、国家として安倍氏の政治を賛美することになります。そもそも国葬行政は憲法第14条、法の下での平等、憲法第19条、思想及び良心の自由に反するものであり、弔意を個々の国民に対して事実上強制につながることが強く懸念されます。

弔意というのは誰に対しても弔意を示すかどうかも含めて、全て内心の自由に関わる問題であり、国家や地方自治体が思想信条の自由に反し、国民や住民に対し弔意を事実上強制することはあってはならないことです。よって、国家及び政府においては国葬の実施について中止が必要です。

以上の理由から、本意見書に賛成することを表明いたしまして討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、意見書案第1号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から9月27日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時05分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 中 村 誠 吾

議 員 高 野 さ くら

令和4年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和4年9月28日

出席議員（23名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
4番	中村岩雄	5番	面野大輔
6番	高橋龍	7番	丸山晴美
8番	酒井隆裕	9番	秋元智憲
10番	千葉美幸	11番	高橋克幸
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（2名）

3番	小池二郎	12番	松岩一輝
----	------	-----	------

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
監査委員	小林優	副市長	小山秀昭
総務部長	佐藤靖久	財政部長	上石明
教育部長	薄井洋仁	監査委員	菊池宏二
総務部総務課長	中村弘二	事務局	

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長	中村哲也	事務局次長	佐藤典孝
主査	柴田真紀	総務係長	加藤佳子
議事係長	深田友和	書記	阿部久美子
書記	三上恭平	書記	相馬音佳
書記	成田昇平		

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、丸山晴美議員、須貝修行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第24号、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

（演壇の消毒）

○議長（鈴木喜明） これより、議案第1号ないし議案第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月14日に開催されました当委員会において、付託されております各議案について採決いたしました。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

（演壇の消毒）

○議長（鈴木喜明） これより、議案第6号ないし議案第18号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第24号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第8号、陳情第11号第3項目の2、陳情第13号及び陳情第15号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

（演壇の消毒）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、議案第24号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、陳情第11号第3項目の2公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については不採択の立場で討論を行います。

陳情第24号です。政府は核兵器禁止条約に調印・批准をしない立場です。したがって、小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

陳情第8号です。津波対策として整備している自治体があります。

陳情第11号第3項目の2です。託児所設置の検討もあり得ることで。

陳情第13号です。小樽市が公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。塩谷小学校の存続が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第24号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第3項目の2について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、中村誠吾議員。

(16番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○16番(中村誠吾議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

(演壇の消毒)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。(拍手)

○19番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第21号小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案は可決、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め天然林に戻すことの要望方については不採択を主張し、討論します。

議案第21号については確認したところ、年末年始の休みを変更するという点で特に反対する理由もないので賛成します。

陳情第1号については、これまで述べてきたとおり、陳情者が求めている天然林に戻すための皆伐は、環境負担、気候変動を防ぐためにも適切ではないと考えるので不採択といたします。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第2号、陳情第3号、陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1、陳情第11号第4項目及び陳情第28号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

(演壇の消毒)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。(拍手)

○7番(丸山晴美議員) 日本共産党を代表して、議案第23号小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案については可決、陳情第2号、陳情第3号、陳情第11号第1項目の1、第3項目の1、第4項目及び陳情第28号については採択を求めます。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。陳情は、こども医療費助成を所得制限なく小学校卒業まで無料にすることを求めています。今定例会では人口減少が小樽市の抱える大きな課題であると度々取り上げられました。かつて、年間の出生数が約3,000人もあった小樽市は、2021年、417人にまで減少しています。

こども医療費助成は東京都でさえ、現在対象を中学生までとしているところ、来年度から高校生まで拡大する予定です。都は対象を拡大することで、養育環境の充実をアピールし、子育て世代の呼び込みを図る考えであると報道されており、このことは、子供の医療費助成が子育て支援策として有効で、子育て世代が高い関心を持っていると考えられます。

小樽市でも、今年8月から小学校卒業まで医療費の自己負担は実質無料とし、所得制限があることなどさらなる拡充を求めるところではありますが、助成対象を着実に拡大している中で、陳情に賛成しない理由は特にないと考えることから、陳情第2号は採択を主張します。

陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。建設場所が既に想定されていること、また、地域住民が主体的にまちづくりに関わることは、市として推進するべきと考えることから、陳情第3号の採択を求めます。

陳情第28号(仮称)北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方についてです。陳情は、小樽市と余市町にまたがる毛無山で進められている大型風力発電建設計画についてです。陳情の内容は、市は事業者に対して住民生活に最大の配慮をし、影響低減に努めるよう求めること、地域住民への周知、対話説明の機会を求めること、しかしそのようにしても、十分な影響低減がなされず、大多数の住民の理解と合意が

得られない場合は、市は、事業者に対し、計画を進めるべきではないことを提言することを要望しています。

計画では、手つかずの自然が広がる水源涵養保安林に高さ約180メートルの風力発電を、最大27基設置、総出力11万6,100キロワットという大規模なものであり、自然破壊を伴うこと、観光都市小樽の財産である景観が損なわれることが考えられます。陳情が求める内容は妥当と考えることから、陳情第28号の採択を求めます。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号及び陳情第28号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号並びに陳情第11号第1項目の1、第3項目の1及び第4項目について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。（拍手）

○20番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号ないし陳情第6号はいずれも採択を求めて討論します。

初めに、陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてです。事業者と協力して、塩谷と築港を結び、各医療機関に通院しやすくする路線をつくるべきです。

陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてです。地域住民との協議を進め、安定的に水を供給できるようにするべきです。

陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてです。陳情第4号と同様に、市民の要望に応えるべきです。

いずれも願意妥当であり、採択を求め、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

（「議長、7番、「市庁舎への半旗掲揚に抗議し、説明を求める動議」を提出いたします」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） ただいま成立いたしました、市庁舎への半旗掲揚に抗議し、説明を求める動議について、提案理由を説明します。

昨日、9月27日、小樽市役所本庁舎に半旗が掲げられました。昨日は午後2時から安倍元首相の国葬が行われました。市庁舎の半旗掲揚は国葬の実施に合わせて行われたものであることは、一遍の疑問を挟む余地もありません。

日本共産党の代表質問に対する答弁で、迫市長は、政府から詳細な方針が示されると思いますので、私

としては、その動きを注視して参りたいと述べるにとどまり、国葬実施に市がどのような態度で臨むのか、一切の説明はありませんでした。

その後、どのような経緯で今回の半旗掲揚に至ったのか議会に対し、全く説明がなされておりません。議会軽視であり、看過できません。

本庁舎に半旗を掲揚することは、国葬による国民への弔意強制に手を貸すことになり、憲法第14条の法の下での平等や、第19条が保障する思想及び良心の自由に反し、内心の自由を侵す憲法違反の国葬を、小樽市が肯定することにつながります。安倍元首相の国葬を行うに当たっては、その是非について国論が割れていました。そうした中で、小樽市が半旗を掲揚する判断をした理由について、市民が納得できる明確な説明を求めるものです。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、討論に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、ただいまの市庁舎への半旗掲揚に抗議し、説明を求める動議について、反対の立場で討論いたします。

昨日、市庁舎で半旗掲揚が行われました。これについて説明を求める本動議の提案説明では、半旗掲揚が市民への弔意を強制すること。それが憲法違反の国葬を肯定することにつながるがゆえに、そのような行為に対する説明を求めるという趣旨と解しました。

国葬については、最高裁判所が違憲との判断を下した事実はなく、さらに、半旗を掲揚することについて、国民に弔意の強制を行うものでもないし、強制された事実もないと解します。

行政に説明を求める行為を否定するものではありませんが、憲法違反や弔意の強制などという観点から、その理由の説明を求めるという行動には、我が会派としては到底賛意を示すことはできません。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

また、これまでも本市で半旗を掲揚した事実がありますが、そのたびに理由を説明した経緯、前例はないものと思います。さらには、市に説明を求めるにしても、この議場で動議を提出したり、緊急質問を行ったりするなどの手段によらなければならないほど、市民生活や行政作用に緊急性のある状況でもないため、課題や説明を求める範囲、項目をしっかりと整理し、定例会での議会質疑を通じて行うことが妥当であると考えため、本動議を是と判断することはできません。

よって、市庁舎への半旗掲揚に抗議し、説明を求める動議について反対の立場を示し、各会派、議員各位のご賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、市庁舎への半旗掲揚に抗議し、説明を求める動議に賛成の立場で討論を行います。

強行された国葬は憲法違反です。岸田首相は、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式だとしていますが、国全体としては、国民全体としてということになります。とんでもないことではありませんか。安倍元首相に対する国民全体としての敬意と弔意を表すことは、憲法第19条の思想・良心の自由を侵害する、弔意、敬意の強制にほかなりません。

日本共産党は一般の弔意に反対しているわけではありません。亡くなった直後には、心からの弔意を表明しましたし、7月12日の葬儀には、日本共産党の国会議員が参列しました。また、葬儀当日の小樽市役所庁舎への半旗掲揚も問題とはしていません。

問題は国葬という形で行うことです。一遍の閣議決定で憲法を覆すことは絶対に認められません。また、国葬の強行によって安倍政治を礼賛することも許されないことです。岸田首相は、安倍政権が8年8か月という長期で続いたことを挙げています。

しかし、8年8か月、戦後史上最悪の政権だったのは、安倍政権そのものではありませんか。外交の安倍と言いながら、北方領土をただでロシアに差し出したのは誰ですか。

(発言する者あり)

岸田首相は、安倍元首相が日本経済の再生に大きな実績を残したことなども国葬実施の理由としています。しかし実際は、安倍政権時、OECD加盟国で日本だけ賃下げが続き、遡れる統計の中で最低の賃金を記録しています。アベノミクスで格差と貧困を広げ、消費税を5%から8%、10%と二度も大增税して、国民の暮らしをこれほどまで苦しめたのは誰ですか。森友・加計、桜を見る会で、国政を私物化したのは誰ですか。統一協会とのズブズブの関係をつくり、最大の広告塔となったのは誰ですか。日本はいつから反社会的カルト集団の支配する国になったのですか。カルト教団の言うがままに、立憲主義や民主主義を踏みにじり、諸外国に比べて、日本だけがジェンダー平等や選択的夫婦別姓に反対し、多様性の需要の法整備が異常に遅れている国にしたのが、安倍政権だったではありませんか。

政府は、中央省庁に対し、弔旗掲揚や黙禱を要求し、44の都道府県が半旗か弔旗を掲揚し、北海道後志総合振興局管内では3市町は掲揚をしました。小樽市は、行政機関として弔意を示すもので、市民に弔意を強制する意図は全くないとしています。全くの詭弁です。全国の掲揚した自治体でも同様の説明となっています。そのほとんどが国の正式な儀式として取り行うもので、行政機関として弔意を表すというものです。国民の6割が反対する中、行政機関としてといいながら、議会に説明なく、弔旗強行は許されません。

以上申し上げ、討論いたします。(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、佐々木秩議員。(拍手)

○17番(佐々木 秩議員) 市庁舎への半旗掲揚に抗議し、説明を求める動議について、可決の立場で討論します。

市は9月27日、安倍元首相の国葬当日に、市役所本庁舎に半旗を掲げました。これについては、市から事後、会派代表に、国からは結局この件に関しては要請等はなく、結果、市独自の判断として、半旗掲揚で、市としての弔意を表した。その根拠は弔意を表すことと、国葬の是非とは別であることなどと説明がありました。

しかし、判断が差し迫った中ではとはいえ、議会に事前の説明がなかったことには苦言を呈さざるをえません。

また、市として弔意を表すのは必要なこととは思いますが、あえて国葬当日ではなくても、別のタイミング、別の表し方があったのではないのでしょうか。

(発言する者あり)

国葬当日に行ったということは、国論を二分する国葬を市が認めたと捉えられてもしようのないところ。です。

私たち立憲・市民連合は、過日提出の意見書で国葬の問題点を指摘し、反対の意思を表明していますので、今回の市の半旗掲揚の判断は残念というしかありません。よって、掲揚の判断に至った理由について賛否の分かれる市民に対して、きちんとした説明が必要ですので、本動議の可決を求めるものです。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、本動議は否決されました。

日程第2「議案第25号ないし議案第27号」を一括議題といたします。

まず、議案第25号及び議案第26号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第25号令和4年度小樽市一般会計補正予算につきましては、令和3年7月以降、新型コロナウイルス感染症により生活が困窮した世帯に対し、一定の要件を満たした場合に支援金を支給している新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費について、申請期限が現行の9月末から12月末までさらに延長されたことに伴い、所要の補正を計上したほか、国が求めるオミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種や、5歳以上11歳以下の小児に対する3回目接種の体制確保に向けて、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費をそれぞれ増額いたしました。これらに対する財源といたしましては、国庫支出金を計上いたしました。

議案第26号小樽市教育委員会委員の任命につきましては、小澤倭文夫氏の任期が令和4年10月10日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命するものであります。

何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第27号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第25及び議案第27号はいずれも可決と、議案第26号は同意とそれぞれ決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第2号ないし意見書案第5号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。（拍手）

○2番（松田優子議員） 提出者を代表して、意見書案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について、提案趣旨説明を行います。

私たちが住む北海道は、豊かで美しい自然環境と、大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに、日本の食糧供給を担うとともに、北海道ならではの独自性や優位性を課し、将来にわたり持続可能な活力ある北海道を目指しています。

しかしながら、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や、巨大地震等のリスクの増大、また、これから一斉に更新時期を迎える、公共施設の老朽化等、様々な課題を抱えています。

こうしたことから、今後は、北海道の強みである食や観光に関連する、地域が持つ特色が最大限発揮されるよう、北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備が必要になります。そのためには、地方財政が厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、これらに必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要になってきます。

よって、国及び政府においては、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に考慮して予算を重点配分するなど、10項目にわたり、特段の措置を講ずるよう強く要望するものです。

以上、議員各位の賛同を求めて、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第3号ないし意見書案第5号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。（拍手）

○19番（高野さくら議員） 共産党を代表して、意見書案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について否決の立場で討論を行います。

現在、国内では異常な気候変動の影響を受け、観測史上最大を更新するような豪雨による河川の氾濫や土砂災害、地震、暴風など、各地で甚大な被害が起き、犠牲が後を絶ちません。

今後、起こり得る自然災害を最小限に抑えるためにも、命、財産を守る防災・減災は一層その重要性を増し、国からの国土強靱化に必要な予算を安定的かつ、継続的に確保することは重要です。

しかし、提案の3の中には、高規格道路の機能強化の内容が含まれております。高規格道路はバブル期の1987年の第四次全国総合開発計画で進められた高速道路計画、1998年の新全国総合開発計画に基づく計画に沿って推進されたものです。バブル期と経済情勢が大きく変化している今日、本当に必要かどうか、費用対効果等も精査するべきものです。

今求められている道路整備は、新規の道路建設より、高度成長期のときに建設され、改修時期を迎えている一般道路や橋梁、トンネル、歩道、安全施設などの維持補修を優先した事業です。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第2号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第3号ないし意見書案第5号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、今定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時44分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 丸山晴美

議員 中村誠吾

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和4年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和4年5月、6月、7月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

議案第1号「令和4年度小樽市一般会計補正予算」に計上された防火水槽廃止事業費は、花園1丁目10番地先の経年劣化した防火水槽の閉塞工事を実施するための事業費だというが、市は、この防火水槽を閉塞することによる災害への影響や代替施設について、どのように考えているのか。

また、今回閉塞される防火水槽は、設置年は不明だが100年以上経過していると考えられるということであり、市内には、同様に古いものが多くあるという。今後、防火水槽を整備していくためには、計画を立てて更新していかなければ財政的に厳しいと思われるが、市は、今後の防火水槽の更新計画を作っているのか。

補正予算に計上された高齢者世帯等生活支援事業費は、原油価格や物価の高騰等の影響を受けている低所得の高齢者世帯等を支援するための事業費であり、北海道の実施要綱に沿って行うという。

市は、その高齢者世帯の対象年齢は昨年度実施した暖房費緊急支援事業と同様に75歳以上とされているというが、暖房費緊急支援事業では対象世帯であった、世帯主が特定疾患医療受給証を交付されている世帯が含まれていないのはなぜか。

また、北海道の実施要綱に沿って行うといっても、市町村が制度に上乘せすることはできるのであるから、今からでも、世帯主が特定疾患医療受給証を交付されている世帯も対象にしてほしいと思うがどうか。

補正予算に計上された感染症患者宿泊療養施設等移送事業費は、感染症患者の増加に伴う移送見込み回数数の増加により、同事業費を増額補正するものであるが、宿泊療養施設等への移送を月に何回程度行う見込みなのか。

また、宿泊療養施設の入所者数は増加しているものの、新規陽性者数に対する割合は低く、宿泊療養施設への入所が必要な方へしっかり案内されているのか危惧されるため、宿泊療養施設への入所がスムーズに選択できるような案内を心がけてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

北見市が導入した「おくやみワンストップサービス」は、死亡に関する手続きをまとめて受け付けるなど、アナログと、RPAを融合した窓口サービスの取組で、利用者の利便性や職員の業務効率の向上に寄与していると聞くが、高齢化が進む本市においても同様の窓口サービスを導入することはできるか。

また、市民の利便性の向上を考えると、ワンストップサービスは本市においても導入を進めていくべきものと考えているが、市は、市民が期待するワンストップサービスとはどのようなものだと考えているのか。

市は、DXに対する認識共有及び機運醸成を図るため、職員を対象にDX推進計画の説明会を複数回行ってきたというが、その参加人数は少ないと感じる。

DX推進計画は全庁的な取組になるため、今後も全職員に対し計画の必要性を訴え続けていくというが、どのような計画も一定程度のスケジュール感がなければ進まないことから、市では、DXの認識共有、機運醸成を図る、いわゆるステップ0をいつまでに終わらせるのか、めどを付ける必要があると思うがどうか。

また、全職員の意識共有を図る必要性については理解できるが、職場としてDXが進められるかどうかについては、幹部職員の意識にかかっていると思われることから、まずは、幹部職員にターゲットを絞り意識共有を図っていく必要があると思うがどうか。

本市では、小学校の算数と中学校の数学で異なる出版社の教科書が採択されているが、中学1年生が小学校の教科書と異なる出版社の教科書を使うことに違和感を感じるようなことはないのか。

また、教員の手元に採択されていない教科書があることは、授業計画を作る上でも大変役に立つと思うことから、市教委には、市内の学校に全ての出版社の教科書が配備されるよう、予算要求してほしいと思うがどうか。

市教委は、学校図書館について、興味のある図書に児童・生徒が常に触れられるような図書館であるべきだと考えているというが、実際には、学校図書館図書標準の示す蔵書冊数を満たしている学校はほとんどなく、全国学校図書館協議会の廃棄基準では廃棄の対象となる、汚損している図書の整理も不十分であると思われる。

汚損した蔵書については、処分した分の補充ができなければ蔵書冊数が減ることになり、処分をためらってしまうことも考えられることから、学校図書館を維持できるよう、予算措置など、学校への支援を手厚く行ってほしいと思うがどうか。

また、規模の小さい学校は蔵書が少なく読むことのできる本の数も限られることから、規模の違う学校においても、児童・生徒に公平に蔵書が行き渡るよう、電子図書館等の導入を検討してほしいと思うがどうか。

市教委は、中学校体育連盟の主催する大会に参加する際の教員の旅費について、教員の引率は大会開催要項において参加資格の一つとなっていることなどから業務として位置づけられており、法律によって道が負担するよう定められているが、実際には道からの支給がなく、保護者等が旅費を負担している場合もあることから、道に対し、旅費の充実を要望しているという。

各学校に作られている文化体育振興会では、旅費がないから全道大会や全国大会に出られないという子供をなくすために大会に参加する子供たちの負担を少しでも減らそうと助成を行ってきたが、支える側の保護者が減ってきている中、本来は公費で負担すべき教員の旅費を負担することで、子供たちへの助成額が少なくなってきたという。

全国的には、教員の旅費を市が負担している場合もあることについて、市教委はどのように考えているのか。また、本来、公費で負担するものは公費で負担すべきであることから、市教委には、この問題を放置せず、早期の解決に努めてほしいと思うがどうか。

旧公設青果地方卸売市場は、令和4年8月8日から9日にかけての大雨による浸水被害があり、青果物などに損害が発生したというが、近年の異常気象に鑑みると、今後は本市でも頻繁に浸水被害が起こることが想定されることから、何らかの対策が必要だと考えるがどうか。

また、令和4年3月に市場が廃止され、普通財産となった旧市場の今後の活用方法について、他都市の状況を見ると民営化や売却、市管理での民間への貸出の3つが多いというが、小樽市においても今後の活用に向けての議論が必要と考えるがどうか。

本市に移住して起業する場合、見通しと実情が乖離するケースもあると思う。スタートアップ時における伴走体制を構築し、創業後も支援を続け、業績が芳しくないときには軌道修正ができるような、廃業に至らないための仕組みはあるのか。

また、札幌市で設立された札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会は、イノベティブなビジネスのスタートアップ支援を札幌市を拠点として行うものであるが、この取組に周辺自治体も連携し一体的に動くことで、互いにいい効果が得られると考えられる。この協議会は、ひと旗プロジェクトとリンクする点が多く、情報交換やスキーム構築などのノウハウを学ぶ場としても優れていると思うことから、本市もこの協議会に参画し、または協調してほしいと思うがどうか。

市は、ごみステーション設置等に係る指示基準を定めているが、指示基準には、条例上の根拠はなく、拘束力もないとのことであり、そうであれば市民に圧迫感を与えることのないよう、札幌市のように要綱という言葉を用いるなど、改善に向けて検討する余地があると思うがどうか。

また、市は、ごみステーションの維持管理を主に行っている町内会には高齢化の問題などがあると認識しながらも、戸別収集は難しいことからやはりステーション方式による収集が望ましいというが、ごみステーションごとに、一定の人しか出せなかったり金銭的な負担があったりするなど、条件が異なり不公平感があることについて、何か具体的な対策を考えているのか。

小樽市内の介護施設・事業所において、この3年間で10件もの死亡事故が発生しており、令和3年度の事故発生件数は500件近くもあったという。

市は、事故原因は人材不足ではないというものの、事故が起きているのは食事介護中や夜間など、職員が手薄となる時間帯が多く、また、職員配置は国の定める人員の配置基準を満たしているといっても、職員の定着率や経験年数はどうなのかという問題があると思うが、これらについてどのように認識しているのか。

子育てを支援する上で、保育所を整備し、待機児童問題を解決することは、小樽市にとっても最優先課題であるが、国の進める「待機児童解消加速化プラン」は、保育の市場化、企業参入の促進によって保育の量を充足させようとするものである。しかしながら、保護者が自己責任で市場から保育を調達する仕組みでは、子供たちの教育・保育が十分に、平等に確保されるのか疑問であり、市が責任を持ってきめ細かな保育の内容を保証するためにも、公立保育所の役割が重要になってくると思うがどうか。

また、築年数が40年、50年と経過し、老朽化した市の保育施設については耐震改修の必要があると思うが、市民サービスとして安全な施設での保育を行うため、市には、将来的な方向性を示してほしいと思うがどうか。

旧国鉄手宮線について、市は旧国鉄手宮線活用計画に基づき、「既存鉄道施設を保全しながら、素朴な風景を演出する」として、照明設備に白熱灯を設置しているというが、夜は薄暗い現状である。

しかし、小樽青年会議所が主体で昨年9月に行われた「トゥナイト歩かナイト」や今年7月末に行われた「サマーフェス2022」において、旧国鉄手宮線の線路のライトアップや線路の枕木を天板に見立てた光と音の演出が、市民や観光客から大変好評であったことに鑑みると、旧国鉄手宮線をライトアップすることは、賑わい空間を創出し、本市の夜の魅力づくりとして、観光振興に寄与できるのではないかと思うがどうか。

市民から除雪業者を紹介してほしい旨の問合せがあった際の対応について、市は、特定の業者の紹介はできないため、市のホームページに掲載されている貸出ダンプの積込登録業者を参考にして相談するよう回答したという。しかし、それでは市の除雪だけでは間に合わず、個人で業者に頼むこともできずに悩んでいる高齢者に冷たい印象を与えることになると思うが、福祉除雪サービスを利用できないか社会福祉協議会や民生・児童委員に相談することを勧めるような回答はできなかったのか。

また、市長は市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりを公約に掲げており、アンケート調査で除排雪の問題が解決すれば小樽に住み続けたいという調査結果が出ていることから、高齢者の最大の悩みである除排雪の問題について、今後の対応等を考えてほしいと思うがどうか。

除排雪について、昨年度は雪が多かったにもかかわらず、雪堆積場が1か所減ったことにより、港湾地区の雪処理場が処理能力を超え、市の中心部に近い雪堆積場には排雪した雪を堆積できない状況が発生したという。今年度も冬が近づいてきたが、昨年度と同じような状況が発生し、除排雪業務に支障を来すことがないよう、市には、雪堆積場の確保に向けて、陸域での確保が難しければ港湾地区内の若竹地区や築港エリアなどにも枠を広げて検討してほしいと思うがどうか。

また、昨年度はダンプトラックの乗務員の確保が非常に難しかったというが、乗務員の確保に向けて、例えば夏季の期間労働に従事している方や農業に従事している方たちに、冬季の乗務員としての従事を訴えかけるなど、知恵を絞ってしっかりと検討してほしいと思うがどうか。

道道小樽環状線について、令和4年から4か年を期間として建設される（仮称）最上トンネルが完成すると、環状線の一部が市に譲渡され市道に降格することになるが、この件に関する道との協議の進捗はどうなっているのか。

また、最上地区は市内でも降雪量の多い地区であり、環状線の一部が譲渡された場合、除排雪など当該道路の維持管理は本市にとって結構な負担になると思われることから、今のうちから財政状況を見据えながら維持管理の計画を検討していくべきと思うがどうか。

歴史的風致維持向上計画は、歴史的風致の維持向上を図ろうとする市町村が策定し、国の認定を受けることでその取組に対し国から支援が得られるというものであり、本市でも認定に向けた取組を開始したという。

計画では、本市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針を示す必要があると思うが、市は、計画の認定に向けたテーマをどのようにイメージしているのか。

また、当該計画の認定は文部科学省、農林水産省、国土交通省の3省が行っており、申請する側にも横断的な考え方が必要になってくると思われる。市では来年度に法定協議会を立ち上げるというが、この協議会はどのような委員で構成するつもりなのか。

歴史的風致維持向上計画について、市では、策定に向けて関係省庁や認定自治体と情報交換などの準備作業を進めているというが、他の認定自治体では、計画の策定を通して、担当者同士のつながりができたという効果があったと聞く。

現在、本市では、歴史を生かしたまちづくり市内検討会議にて横断的な連携を図っているというが、連携の更なる強化のために新たなセッションを作ることは想定しているのか。

また、かつての運河保存運動のときには、事業活動に支障がある等の理由から反対が多く導入に至らなかった文化庁の伝統的建造物群保存地区制度という制度があるが、この制度と歴史的風致維持向上計画の両方を導入し、相乗的な効果を上げている事例があることから、地域住民等の理解を得る必要はあるが、伝統的建造物群保存地区制度の活用についても検討してほしいと思うがどうか。

北海道新幹線後志トンネル塩谷工区の掘削土の受入れ候補地として塩谷3丁目の伍助沢川付近の民有地があるが、近隣住民との話し合いがまだ整っておらず、地権者との協定は締結されていないという。

近隣住民が掘削土の受入れを了承していないのであれば、市は、地域住民の気持ちになって、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し受入れ候補地の変更や受入れ中止の申入れを行ってほしいと思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第19号について

議案第19号「小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は、国家公務員に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和などを行うためのものであるが、職員に対し制度の周知はなされているのか。

また、今回に限らず、制度が改正されたときは、しっかりと周知し、職員が育児休暇を取得しやすくしてほしいと思うがどうか。

今回の改正内容の一つに、男性職員の産後パパ育休の取得要件の緩和があるが、市は現在、本市の男性職員の育児休業取得率の目標を、現実を踏まえて20%としているという。しかし、今は男性、女性のどちらも育児をするのが当たり前の考え方であり、本来、100%を目指さなければならないはずだと思うが、市の目標設定の根底には、育児は女性が行うものであり、男性はそれをサポートするものだという間違った考え方があるのではないか。

また、小樽市全体で、男性の育児休業を取ることができる、よりよい社会を目指すためにも、職員の意識改革だけでなく、育児休業を取得しやすくするための代替職員の配置を検討するなど、市には、率先して男性職員の育児休業取得への課題の解決に取り組んでほしいと思うがどうか。

・その他の質問

本市の学校給食センターは、最大で1日4万食の炊き出しが可能という高いポテンシャルを持っていることから、災害時の食料提供の観点で学校給食センターに非常用電源設備を設置することも求めてきたが、市は多額の費用がかかるとして代替手段の検討や情報収集を行っているという。情報収集を行うのはよいが、災害はいつ起こるか分からないため、いつかの時点では非常用電源設備を設置するよう進めてほしいがどうか。

また、道外では、都府県で作成している災害時の食事提供マニュアル作成の手引きを参考にしながら、マニュアルを作成している自治体が増えているというが、道は手引きを作成する予定はないという。

しかし、本市においても災害時食事提供マニュアルの作成は必要であり、引き続き道に手引きの作成について働きかけるとともに、市独自のマニュアルの作成も検討してほしいと思うがどうか。

市は、広報おたるやホームページを中心に主に紙媒体での広報を行っているが、最近では、スマートフォンやノートパソコンなどの普及によりインターネットから情報を取得する人も増えており、紙媒体による広報では、情報が行き渡っているのか疑問がある。

現在は、様々な情報が動画で提供されており、紙媒体での情報伝達には限界があると思うが、例えば、市役所別館1階に設置しているモニターに行政の情報を動画で流すことができれば、情報発信に効果があると思うがどうか。

また、モニターの設置については、市役所に限らず市立病院や大型商業施設など多くの市民が立ち寄る場所に設置することも効果的であり、市には、それらの場所へのモニター設置についても検討してほしいと思うがどうか。

望洋サッカー・ラグビー場の生芝のグラウンドは、良好な芝の状態を保つため、大会以外での一般開放はしておらず、そのため、市内の子供たちは市外のグラウンドを利用しているというが、子供たちには生芝の上で遊ばせてあげたいと思うことから、市には市内の子供たちが生芝のグラウンドを使用できるよう検討してほしいと思うがどうか。

また、グラウンドの整備、維持管理については、サッカー協会など施設を利用する団体に担ってもらっているというが、事業規模が大きいことから、PPP/PFIなどの民間事業者の活用も含め、精査・検討してほしいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質問の概要）

・議案第21号について

議案第21号「小樽市水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案」は、12月31日から1月5日までとなっている水産市場の年末年始の休場日を12月30日から1月4日までに変更するものだが、どのような経緯で条例の一部改正に至ったのか。

また、年末年始の休場日を変更することにより、何か大きく変わることはあるのか。

・その他の質問

ヒグマの出没については、市内でも天狗山での目撃情報や忍路の畑で作物の被害が確認されるなど、その脅威が身近なものになってきており、大きな事故や事件が起きる前に、対策の強化を検討するべきだと思うが、他の自治体で導入が進んでいる「ひぐまっぷ」について、市は、ヒグマの出没地点の情報発信や関係機関への情報共有などのメリットがある一方で、建物が地図上に詳細に表示されることによって個人情報公開されるリスクや、観光への風評被害などが危惧されるという。しかし、建物はグーグルマップ等でも公開されているためプライバシーの侵害には当たらないと思われ、さらに、出没した場所を閉鎖し、市民や観光客の安全を担保するためにも周知は必要であることを考えると、本市も導入について前向きに検討してほしいと思うがどうか。

また、目撃情報や痕跡が確認された場合には防除隊や警察が出動するが、大変危険を伴うものであり、ドローンを使って現場の確認や捜索を行うことによって安全性が向上すると思うため、専門の業者を使って試験的にやってみるなど、ドローンの導入についても検討を進めてほしいと思うがどうか。

現在、漁港区には分区条例に適合しない可能性がある施設がいくつかあるが、その一つに漁船などの修理やメンテナンス等を手掛ける事業者があり、現在、その施設にプレジャーボートがたくさん並んでいることから業態が変わってきている可能性があるため、市は、今後確認を行い、分区条例に適合しないと判断した場合には、是正に向けた指導が必要だと考えているという。

しかしながら、その地区の漁業者の方に聞いたところ、その事業者には漁船を直してもらっていて大変助かっているとのことであり、漁港区において、漁業者とその他の事業者が共存し、小樽港全体を発展させるためには、分区条例による規制を緩和するなど、いわゆる不適合施設とならないような対策が必要だと思うがどうか。

世界的なアドベンチャーツーリズムの商談会であるアドベンチャー・トラベル・ワールド・サミットの開催に向けて、現在、民間事業者によって市内の観光資源を活用したツーリズムやガイドコース等の商品の造成が進められており、市も支援を行っているという。

現在、本市の観光協会は候補DMOから登録DMOへの認定を目指しており、地域の商品の情報発信や販売・契約を一括で行う取組が進められているというが、DMOは地域で収益を上げることも目的の一つであることから、アドベンチャーツーリズムのメニューのPRを行うことでDMOが収益を上げられる構造を作してほしいと思うがどうか。

人口が減少していく中、女性の活躍が期待されており、女性をターゲットにした施策は重要であると考えている。

女性が働きやすい企業は、あらゆる社員が働きやすい企業になっているとも言われており、本市でも今年度から女性の再雇用制度を設ける企業を紹介するJ o bリターン制度を導入したが、他の自治体では、女性の活躍に対しいろいろな取組が行われている。本市においてもJ o bリターン制度以外に、女性の働きやすいまちにするための取組として検討しているものはないのか。

また、大都市である札幌市と隣接している中で、本市で働きたい、住みたいと思ってもらえるまちにするには、女性が働きやすいという視点を訴えることも非常に重要であると考えている。本市で働く女性が増えることが人口減少対策にもつながると思われることから、市には、女性が働きやすいまちにするための取組について引き続き検討を行ってほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第23号について

議案第23号「小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」は、市立病院の診療科目として、腫瘍内科を新設することのだが、腫瘍内科の設置場所や医師の体制はどうなっているのか。

また、腫瘍内科を新設する理由は、近年、がん治療が高度化し、その重要性が認識されてきており、多くの病院でも診療が始められていることや、市立病院は小樽・後志地区で唯一の地域がん診療連携拠点病院であり、質の高いがん治療を行う必要があること、また、新設するメリットは、抗がん剤治療など、質の高い医療の提供ができることのほか、薬剤による副作用などへの対応も期待できることだというのが、新しい診療科であることから、市立病院でもがん治療にしっかり取り組んでいることをPRしてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

市内の町内会では、役員の高齢化や後継者不足が深刻化しており、将来的には存続が危ぶまれる町内会が続出するのではないかと危惧されることから、総連合町会では単位町会に対し実態調査を行ったというが、市には総連合町会と調査結果を共有し、実態に即した町内会への支援策を検討してほしいと思うがどうか。

また、町内会を支援するための施策のベースには、町会を支援するための条例があり、全国の27の自治体で町会支援条例が制定されていると聞くが、この状況について市はどのように認識しているのか。

日本では、生活保護を利用することを恥とする意識があるが、生活保護を利用することは国民の権利であり、要件を満たすのであれば躊躇せず利用することができる社会にすべきと考える。

札幌市では、生活保護の申請は国民の権利であることを周知するポスターを作成しているというが、本市でも生活保護を利用することは恥だという概念を払拭するような取組を行ってほしいと思うがどうか。

また、市では、福祉総合相談室を周知するポスターを作成し、その中で生活保護についても触れるというが、支援を必要としている人だけを周知の対象とするのではなく、広く社会に生活保護を利用してもいいんだということを理解してもらえる内容のポスターにしてほしいと思うがどうか。

子どもの連れ去りや面会交流等、夫婦や親子間で起きる諸課題に関し、困った当事者の方が相談しやすい市の体制づくりについて、市は、短い期間に庁内での協議を重ねるなど、以前に比べ前向きに検討してくれており、大変ありがたいと思うが、ホームページ上に相談窓口に関する欄を設けるに当たり、ホームページを一から作り込むのは職員の負担も大きくなることから、まずは、他のサイトへのリンクを張るなど、当事者に適切な情報を提供できるような仕組みを作ってみてはどうか。

人口減少や少子高齢化による人手不足等の課題に加え、定年の延長によって現役世代の幅が広がっており、高齢であっても個々の能力を活かし、互いに支え合いながら社会での役割を担うことは地域にとっても必要であることから、健康寿命の延伸は重要だと考える。

市では健康寿命の延伸を目的として、第7次小樽市総合計画の施策に「健康づくりと介護予防の取組の推進」を位置づけており、国が示すエビデンスや方向性に基づき取組を推進しているというが、それらの事業によってどのような効果を得られたのか。

また、高齢者が仕事によって経済活動に参加することは健康寿命の一つの指針として捉えることもでき、働く高齢者が多いまちをつくり高齢化のデメリットをカバーすることで、高齢者と本市の経済にメリットがあり、ネガティブな要素である高い高齢化率をポジティブに変換することができると思うが、市は、シニア世代の社会参加に着目し、プロジェクトを行うことについてどう考えるのか。

○建設常任委員長報告（質問の概要）

現在、市営住宅条例における入居者資格では、同居親族について、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に有る者その他婚姻の予約者を含むとされているが、それであれば、本市でもパートナーシップ制度が導入されれば、条例を改正しなくても同性のカップルが入居できるのではないかと思うがどうか。

また、道営住宅では、令和5年度から同性カップルの入居機会を確保するということが示されているが、市のパートナーシップ制度の導入はそれに遅れる見込みであり、市内の道営住宅と市営住宅で資格要件に違いが出ることで、本市がマイノリティーの方への配慮を欠いていると見られるおそれもある。

婚約者が入居資格を満たしていることについては市が後から事実を確認していることに鑑みれば、パートナーシップ制度の導入に先行して入居者資格を見直し、同性カップルの入居を認めることも可能ではないかと思うがどうか。

本市には、特定空家が39件、特定空家の手前の状態である不全物件が409件あり、非常に多くの危険な空き家があるといえるが、これらの物件には、火災など大きな事故を引き起こす可能性があり、実際、今月に入り長橋地区で空き家からの飛来物により近隣住宅に大きな被害が出たという事例が発生している。

このようなことは生じさせてはならず、今回の件を踏まえ、いろいろなことを考える必要があるが、特定空家や不全物件に対し近隣住民から改善要望があった場合、市として今後どのような対策をとろうと考えているのか。

また、特定空家の認定は、認定審査委員会において書類審査で行っているというが、書類審査では現地の緊迫感は伝わらないと思われることから、市には現地の緊迫感を把握しながら審査できるような認定方法を検討してほしいと思うがどうか。

新幹線トンネル工事に伴う土砂災害や水質汚濁などが鉄道建設・運輸施設整備支援機構の施工によって生じたものと確認された場合には、その補償については機構が対応するという。

本州では新幹線トンネル工事における出水や湧水により、工事現場付近の農地や民家で、井戸や河川の減水や湧水が起こっていると報告されており、市内でも潮見台や若竹方面で、湧水によって農業や日常生活に支障を来していると聞いているが、その主な原因はトンネル工事なのではないかと思うがどうか。

また、現実的に被害を被り、困っている市民がいるのだから、市には、市民に寄り添い、被害者の代表となって機構とのやり取りを行い、恒久的な対策に結び付くような対応をとってほしいと思うがどうか。

並行在来線について、市はバスの方が自治体負担が少ないことからバス転換を選択したものの、バスの本数やルートが未定で詳細が決まらず、自治体負担が想定より増えないという担保もないという。

今後、バスルートの検討が住民に示せる程度にまで熟度が高まった段階で住民説明会を開催するというが、国の制度も含め、バス転換という選択もどうなるか分からないことから、鉄道施設については今すぐ廃線の手続きに着手するのではなく、残しておいた上で、鉄道の存続を目指すべきであると思うがどうか。

また、そもそも札幌延伸は止めた方がいいと思うがどうか。

並行在来線に関する協議において、長万部一小樽間の山線に対しては、国は全く関与せず、並行在来線のスキームに同意した沿線自治体としては、鉄道の維持には巨額の財政負担が生じる見込みであるためバス転換とせざるを得なかったにもかかわらず、函館―長万部間では、貨物輸送を維持するために国が財政支援をちらつかせ、国土交通省・JR北海道・JR貨物・北海道の4者での協議に乗り出したことは、これまでの並行在来線のスキームと大きく矛盾しており違和感を感じるが、市はこのことについてどのように認識しているのか。

また、バス転換後の鉄道施設については、サイクリングロードや災害時の避難路など、地域振興策としての有効活用に向け、国から支援を引き出せるよう、並行在来線対策協議会のテーマとして取り上げるべきだと思うがどうか。

安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 中村誠吾
同 川畑正美

政府は、参議院議員選挙期間中に奈良市内で銃撃され死亡した安倍晋三元内閣総理大臣の国葬を、9月27日に日本武道館で実施することを閣議決定しました。安倍氏が銃撃を受け殺害されたことは、決して許すことのできない暴挙であり最も強い言葉で非難するとともに、安倍氏の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

しかし、国葬とすることについては、次のとおり問題があります。

第一に、国葬の法的根拠がありません。戦前、国葬は個別の勅令、大正15年以降は国葬令に基づき行われましたが、これは日本国憲法に適合しないものとして、既に失効しています。今回、政府は、内閣府設置法を根拠とするとしていますが、この法律は、いわゆる組織法であり、国の儀式の事務は内閣府が所管すると記しているだけです。国葬の実施対象や形式などを定めた法令は存在しません。

第二に、国葬の費用が、国会の議論を経ることなく支出される予備費で賄われることになると、財政民主主義の精神にもとることが挙げられます。7月22日の国葬実施の閣議決定から、国葬当日までは2か月以上あります。補正予算を編成し、国会で議論することも可能なはずですが。

第三に、国民の見方が大きく分かれている点です。岸田総理大臣は記者会見で、国葬を行う理由について、「卓越したリーダーシップと実行力があつた」などとしましたが、安倍元総理大臣の政治的立場や政治姿勢については、国民の間でも評価が大きく分かれています。国葬についても、マスコミ各社の世論調査で賛否が分かれています。

第四に、国葬に伴い国民に弔旗掲揚や黙とうなどの弔意の表明を求める場合、国民の内心の自由を侵害する恐れもあります。

こうした状況下で、十分な国会審議を経ないばかりか、各党各会派の合意もなく政府・与党の判断だけで国葬を行うことがあつてはなりません。

よって、国及び政府においては、安倍晋三元内閣総理大臣の国葬を中止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年9月14日

小樽市議会

議決年月日	令和4年9月14日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松 田 優 子
	同	小 池 二 郎
	同	須 貝 修 行
	同	林 下 孤 芳

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋りょうなどの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって、国及び政府においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5 か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。
- 3 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定 2 車線区間の 4 車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。
- 4 橋りょう、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

- 5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤作りのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
- 6 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 7 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
- 9 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 10 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年9月28日
小樽市議会

議決年月日	令和4年9月28日	議決結果	可決	賛成多数
-------	-----------	------	----	------

小樽市議会

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する
高校教育を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松 田 優 子
	同	中 村 岩 雄
	同	高 木 紀 和
	同	佐 々 木 秩
	同	小 貫 元

道教委は、中学校卒業生数の減少などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行い「公立高等学校配置計画」を進めています。また、「これからの高校づくりに関する指針」においても、依然として望ましい学校規模を4～8学級とし再編整備を進めるとしており、地域の実態とは乖離している状況です。こうしたことから、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村も増加しています。2022年2月にまとめられた「これからの高校づくりに関する指針」検証結果報告書では、一定の学校規模の確保に向けた再編は、主に同一市町村内で実施してきたが、市町村を越えた通学可能圏内での再編も検討と今後の方向性が示されており、ますます統廃合が進むことが懸念されます。

配置計画によって地元の高校に通えなくなった子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされており、負担が増えています。子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすことも懸念されています。

多くの市町村では、こうした課題を克服するため、通学費や制服代、教科書代の補助や、やむなく市町村立移管とするなど、地域の高校存続に向け独自で努力しています。しかし、本来これらの努力は設置者である道教委が行うべきであり、各自治体に責任を負わせている実態は、後期中等教育を全ての子どもたちに等しく保障すべきです。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切捨て」など地域間格差が増大するなど、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情にあった「指針」に見直すことも検討し、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望にも応え、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

よって、道及び道教委においては、以上の趣旨に基づき、下記の事項について実施するよう求めます。

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることも懸念されることから、見直すこと。
- 2 全ての道内公立高校の学級定員を検討すること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「高等学校生徒遠距離通学費等補助制度」の拡充も検討すること。
- 4 しょうがいのある・無しにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、豊かな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 4 年 9 月 28 日
小樽市議会

議決年月日	令和 4 年 9 月 28 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 尾 英 司
	同	面 野 大 輔
	同	丸 山 晴 美
	同	中 村 吉 宏
	同	前 田 清 貴

1960 年には約 600 万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在、約 440 万ヘクタールと大幅に減少しました。農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況です。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難になります。そして今、この再生利用が困難な荒廃農地は約 20 万ヘクタールとなっています。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題です。この課題解決に向けて、農村部では農地中間管理機構による農地の集積・集約や、民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしているが、その担い手の確保が困難な状況となっています。実際に、我が国の農家人口は、1990 年から 2000 年の 10 年間で 2 割以上減少しており、地域類型別では都市的地域の減少割合が大きいです。

一方で都市部の農地は、2017 年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約 9 割が特定生産緑地へ移行される中で、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況です。

よって、政府においては、地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半 X の農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入しやすい環境の整備と予算の拡充を強く求めます。

記

- 1 農用地区域の農業用施設用地への転用特例に、農家レストランや農業用施設等に加え、地方自治体と民間企業等の連携の下での半農半 X の人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も加えるとともに、地方の農地における日帰り型市民農園や滞在型市民農園の整備促進を図ること。
- 2 荒廃農地にコスモスやひまわりを植える等により農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、また荒廃農地にレンゲを植える等により農地の保全を支援する最適土地利用対策について、民間企業等への適用範囲の拡大とともに、地域主導で対応し予算の拡充を図ること。

- 3 人口急減に直面している地域において地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業推進交付金」の自治体と民間企業等の連携の下での活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について制度の再整備を農業者・自治体を中心に検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 4 年 9 月 28 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 4 年 9 月 28 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

『公共交通事業者への緊急的支援』を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	秋元智憲
	同	須貝修行
	同	中村誠吾
	同	川畑正美

公共交通機関は、地域住民の日常生活や経済産業活動を支える、極めて重要な役割を担っております。

新型コロナウイルス感染症がまだ収束する気配を見せず、バス及びタクシー利用者が回復しない中、アメリカの金融政策及びロシアによるウクライナ侵攻の影響などにより、エネルギー資源高をはじめとした燃料・物価高騰が公共交通事業者の収支を大きく悪化させています。

公表されているデータでは、レギュラーガソリンの実勢価格は、令和 2 年 4 月度との比較において、令和 4 年 4 月度は 40% も上昇しており、下降に至る見通しは立っておりません。そしてこの傾向は、他の燃料も同様であります。

このことは、バス路線の減便・廃止や、タクシー事業者の廃業など市民生活に多大な影響を与えることから、バス及びタクシー事業者に対して、減収補填や支援金の給付等、直接的な事業支援策を講じる必要があると考えます。

国は、令和 2 年度 2 次補正予算での、『地域公共交通における感染拡大防止対策』をはじめとして予算措置をしております。しかし、交通事業者を取り巻く事業環境はますます困窮度を増しているのが現状であり、更なる支援が必要であります。

よって、国及び政府においては、更なる『公共交通事業者への緊急的支援』を実施するよう強く要望します。

公共交通事業者が、コロナ禍による危機を乗り越えしっかりと機能し続け、住民生活及び経済を持続させるべく配慮をお願いいたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 4 年 9 月 28 日

小樽市議会

議決年月日	令和 4 年 9 月 28 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

令和4年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 令和4年9月6日～令和4年9月28日(23日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	令和4年度小樽市一般会計補正予算	R4.9.6	市長	R4.9.14	予算	R4.9.20	可決	R4.9.28	可決
2	令和4年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R4.9.6	市長	R4.9.14	予算	R4.9.20	可決	R4.9.28	可決
3	令和4年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	R4.9.6	市長	R4.9.14	予算	R4.9.20	可決	R4.9.28	可決
4	令和4年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R4.9.6	市長	R4.9.14	予算	R4.9.20	可決	R4.9.28	可決
5	令和4年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R4.9.6	市長	R4.9.14	予算	R4.9.20	可決	R4.9.28	可決
6	令和3年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
7	令和3年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
8	令和3年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
9	令和3年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
10	令和3年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
11	令和3年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
12	令和3年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
13	令和3年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
14	令和3年度小樽市病院事業決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
15	令和3年度小樽市水道事業決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
16	令和3年度小樽市下水道事業決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
17	令和3年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
18	令和3年度小樽市簡易水道事業決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.9.14	継続審査	R4.9.28	継続審査
19	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	R4.9.6	市長	R4.9.14	総務	R4.9.21	可決	R4.9.28	可決
20	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	R4.9.6	市長	R4.9.14	建設	R4.9.22	可決	R4.9.28	可決
21	小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案	R4.9.6	市長	R4.9.14	経済	R4.9.21	可決	R4.9.28	可決
22	小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	R4.9.6	市長	R4.9.14	建設	R4.9.22	可決	R4.9.28	可決
23	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	R4.9.6	市長	R4.9.14	厚生	R4.9.22	可決	R4.9.28	可決
24	小樽市非核港湾条例案	R4.9.6	議員	R4.9.14	総務	R4.9.21	否決	R4.9.28	否決
25	令和4年度小樽市一般会計補正予算	R4.9.28	市長	—	—	—	—	R4.9.28	可決
26	小樽市教育委員会委員の任命について	R4.9.28	市長	—	—	—	—	R4.9.28	同意
27	議員の派遣について	R4.9.28	議員	—	—	—	—	R4.9.28	可決
意見書案第1号	安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求める意見書(案)	R4.9.14	議員	—	—	—	—	R4.9.14	否決
意見書案第2号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)	R4.9.28	議員	—	—	—	—	R4.9.28	可決
意見書案第3号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書(案)	R4.9.28	議員	—	—	—	—	R4.9.28	可決
意見書案第4号	地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書(案)	R4.9.28	議員	—	—	—	—	R4.9.28	可決
意見書案第5号	『公共交通事業者への緊急的支援』を求める意見書(案)	R4.9.28	議員	—	—	—	—	R4.9.28	可決
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	(総務)	R4.9.21	継続審査	R4.9.28	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	(経済)	R4.9.21	継続審査	R4.9.28	継続審査

市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R4.9.22	継 続 審 査	R4.9.28	継 続 審 査
まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R4.9.22	継 続 審 査	R4.9.28	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について	R1.11.20	R4.9.21	継続審査	R4.9.28	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について〔第3項目の2（生涯学習プラザなど）〕	R2.1.24	R4.9.21	継続審査	R4.9.28	継続審査
13	小樽市立フリースクールの創設方について	R2.2.3	R4.9.21	継続審査	R4.9.28	継続審査
15	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R2.4.6	R4.9.21	継続審査	R4.9.28	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R1.5.13	R4.9.21	継続審査	R4.9.28	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R1.6.7	R4.9.22	継続審査	R4.9.28	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R1.6.10	R4.9.22	継続審査	R4.9.28	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について〔第1項目の1（勤労女性センター、勤労青少年ホーム）〕	R2.1.24	R4.9.22	継続審査	R4.9.28	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について〔第3項目の1（勤労女性センター、勤労青少年ホーム）〕	R2.1.24	R4.9.22	継続審査	R4.9.28	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について〔第4項目〕	R2.1.24	R4.9.22	継続審査	R4.9.28	継続審査
28	（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について	R3.12.6	R4.9.22	継続審査	R4.9.28	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
4	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について	R1.8.9	R4.9.22	継続審査	R4.9.28	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について	R1.9.5	R4.9.22	継続審査	R4.9.28	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R1.9.6	R4.9.22	継続審査	R4.9.28	継続審査
9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について（第1、2、3項目）	R1.11.22	R4.9.22	継続審査	R4.9.28	継続審査

小樽市議会会議録

令和4年 第3回定例会

令和5年1月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111